

「NHK番組関連情報配信業務規程」の 届け出について

I .ご説明の前提として

1. NHKの放送番組等の配信に係る業務の必須業務化

(1) 必須業務の範囲

NHKの放送番組を放送の受信設備を設置しない者に対しても継続的かつ安定的に提供するため、原則として全ての放送番組について、下記①及び②をNHKの必須業務とするとともに、NHKの放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望等を満たすため、放送番組の全部又は一部について、下記③をNHKの必須業務とする。

- ①同時配信を行うこと
- ②見逃し配信を行うこと
- ③番組関連情報※の配信を行うこと

※ 放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるもの

(2) 番組関連情報の配信

NHKが番組関連情報の配信を行う業務を自らの判断と責任において適正に遂行するため、NHKに対して下記①～③に適合する業務規程の策定、公表等を義務付けるとともに、その実施状況を定期的に評価すること等を義務付ける。

- ①公衆の要望を満たすもの
- ②公衆の生命又は身体の安全を確保するもの
- ③民間放送事業者等が行うネット配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの

(3) 受信契約

受信料の公平負担を確保するため、テレビ等の放送の受信設備を設置した者と同等の受信環境にある者として、NHKが必須業務として行う放送番組等の配信の受信を開始した者をNHKとの受信契約の締結義務の対象とする。

(参考)改正法第20条の4

(番組関連情報配信業務の実施方法)

第20条の4

協会は、番組関連情報の配信の業務(以下この条において「番組関連情報配信業務」という。)を自らの判断と責任において適正に遂行するため、番組関連情報配信業務の実施に関する規程(以下この条において「業務規程」という。)を定め、これを総務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- 一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。
- 二 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。
- 三 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。

3 協会は、番組関連情報配信業務を行うに当たっては、業務規程に定めるところに従わなければならない。

4 協会は、少なくとも三年ごとに、番組関連情報配信業務の実施の状況について第二項各号に掲げる観点から評価を行い、その結果を総務大臣に報告するとともに、その結果に基づき必要があると認めるときは、業務規程を変更しなければならない。

5 総務大臣は、第一項の規定による届出又は前項の規定による報告があつたときは、業務規程の内容が第二項第三号に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の意見を聴かななければならない。

6 総務大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨の勧告をすることができる。

- 一 第一項の規定により届出のあつた業務規程が第二項各号のいずれかに適合しないことが明らかであるとき。
- 二 第四項の規定による報告の内容その他の事情に照らし、業務規程が第二項各号のいずれかに適合しなくなつたことが明らかであるにもかかわらず、協会が業務規程を変更しないとき

7 総務大臣は、前項の勧告を受けた協会が、正当な理由がなくて業務規程を変更しない場合において、第二項各号に掲げる事項を確保するためやむを得ないときは、協会に対し、期限を定めて、業務規程を変更すべき旨を命ずることができる。

1 検証会議(仮)の概要

(1) 目的

- 「メディアの多元性」を確保する等の観点から、NHKが実施する番組関連情報配信業務等のインターネット配信業務について、流通経路の確認を含めて公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されているか等を一体的に検証するとともに、改正放送法第20条の4第5項の規定に基づき、業務規程の内容が同条第2項第3号の規定(公正な競争の確保)に適合しているかどうかについて、構成員である学識経験者及び利害関係者からの意見を聴取する。
- その他、必要に応じ、放送関連市場に関する調査などを行う。

4 検証の基本的な考え方(公正な競争・「メディアの多元性」)

- 検証会議(仮)では、業務規程の内容等に基づき、以下の観点から検証を行う。
 - ・ 「競争評価の手順」、「その根拠となる情報(エビデンス)」、「評価の結果等の妥当性」等について検討し、当該配信業務の実施による公正な競争への影響の有無(及び公正な競争の確保に支障が生じると考えられる場合における対応)等を検証する。
 - ・ 特に当該配信業務が地域メディアを含む「メディアの多元性」(※1)に影響を及ぼしうる場合は、受け手である国民が多様な情報に触れられる状態にあり、また、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保する観点から、検証を行う。
- (災害関連情報等の公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報を配信する業務については、改正放送法第20条の4第2項第2号の規定を考慮した上で、評価を行う。)

※1 「メディアの多元性」について、公共放送ワーキンググループ(公共放送WG)では、「公共放送と民間放送との併存による二元体制に加え、国民の知る権利を充足するためのメディアとして位置付けられる新聞社・通信社等とも共存・競争する状態を指す言葉」として用いており(公共放送ワーキンググループ取りまとめ(令和5年10月18日))、準備会合では、この考え方を前提として議論を行っている。

- 検証に当たっては、NHKにおいて実施した当該配信業務に関する経済的な観点からの評価(競争法の枠組みを用いた評価など)及び「メディアの多元性」の観点からの評価を踏まえて実施する。その際には、当該配信業務の費用の規模(※2)のほか、当該業務に係る市場の考え方(影響の有無を検討した他の事業者・サービス、想定する主な利用者層等)、「放送と同一の情報内容、同一の価値であるか」(※3)どうかを考慮する。

※2 費用の規模が大きく変わるのであれば、当該配信業務による市場への影響の程度が変わる可能性があることから、業務規程の評価の指標の一つとして変更届出を通じて競争評価プロセスを義務づける。このため、NHKは、業務規程に競争評価の指標として費用の規模が把握できる程度の内容を記載することが適当である。(費用の透明性の観点では、競争評価とは別にNHK予算の国会承認プロセス等に基づき担保されるものであることを踏まえ、業務規程においては、厳密・詳細な記載を求めない。)

なお、競争評価のプロセスとNHK予算のプロセスは、それぞれ費用・予算の表示方法やタイミングが異なる点には留意が必要である。

※3 NHKは、業務規程の策定に当たり、このような観点を含めて評価・検証することとしている。

Ⅱ.業務規程と添付資料について

1_届け出について	1
2_NHK番組関連情報業務規程	2
3_業務規程の内容について「公正な競争の確保」に適合するものと判断した理由	19
I NHKにおける競争評価プロセスの概要	22
II 競争評価のための調査・分析	29
②独占禁止法的市場評価	30
③多元性評価	77
III 各観点についての番組関連情報競争分科会の意見と意見を踏まえた評価	87
①放送との同一性判断	88
②独占禁止法的市場評価	91
③多元性評価	95
IV 各観点の評価を踏まえた判断	98
4_業務規程補足資料(競争評価分科会)	101
5_第1456回経営委員会議事録(業務規程添付用抜粋)	171
6_試行的配信措置に関する事項	183
7_番組関連情報の費用の区分について	185
8_現段階で想定される誤受信防止措置の内容	186

Ⅱ-2.届け出資料抜粋

改正放送法に規定された「業務規程」について

◆ 「業務規程」による規律のスキームに関する規定

- ✓ 番組関連情報の配信を自らの判断と責任において適正に遂行するために定める
- ✓ 総務大臣に届け出・公表(変更の際も同様)
- ✓ 「番組関連情報」の配信にあたっては、業務規程に従う
- ✓ 3年ごとに「番組関連情報」の配信実施状況について評価し、総務大臣に報告
- ✓ 総務大臣は下記③の公正競争確保の観点から学識経験者や利害関係者に意見聴取を行い、下記①②③のいずれかに適合しないことが明らかなきは「業務規程」の変更勧告・命令が可能

◆ 「業務規程」が適合すべき3つの要件

① 公衆の要望※を満たすよう、放送番組の内容をインターネットに適した形態で提供すること

② 災害報道など公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報は迅速かつ確実に提供すること

③ 他の放送事業者等が実施する配信事業や関連する事業における公正競争を確保すること

※放送法81条「豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たす(後略)」と同様の規律

要件①②③については、要件を満たしていることを業務規程に明記するよう省令で求められる見込みであり、NHK内の「業務規程」策定プロセスにおいて、適合を担保する仕組みの構築が必要

NHKにおけるプロセス・対応方針

- 要件①②③について、それぞれ適切な機能を有する機関において担保するプロセスを構築する
- このプロセスを経ることで、「業務規程」のコアとなる、「番組関連情報編集方針(案)」(=番組関連情報の”中身”を示したもの)について、要件の適合性を確認する

要件①②

- ✓ 放送の編成計画、投資計画と整合していないと「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の定義から外れる恐れ
- ✓ 放送とインターネットでそれぞれ別個のプロセスとならないよう、統一的な業務設計に基づく必要

- 放送番組審議会への諮問を行うなど従前の「放送番組の編集に関する基本計画」策定プロセスに準じる形で対応
- 6月予備審議→7月諮問

要件③

- ✓ 従来の「インターネット活用業務審査・評価委員会」において、公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点から見解を提示するなど知見がある

- インターネット活用業務審査・評価委員会の役割との近似性を踏まえ、競争評価に対応する「番組関連情報競争評価分科会」を新たに組成
- 執行部からの案について、次の観点から意見聴取
 - ▼放送と同一の情報内容・価値であることの確認
 - ▼公正競争が阻害されるおそれがないことを確認
 - ▼多元性が確保されていることの確認

番組関連情報競争評価分科会の職務について

「インターネット活用業務審査・評価委員会規程」 抜粋

(職務)

第12条 分科会の委員は、業務規程に基づく番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないかについて、客観的かつ中立公正な判断をもって協会からは独立して意見を述べるものとする。

- 2 分科会の委員は、前項の意見を述べるにあたっては、次の観点からこれを行うものとする。
 - 一 番組関連情報が放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるものであること(放送との情報内容・価値の同一性)が確保されているか
 - 二 公正な競争を阻害するおそれがないか
 - 三 質の高い情報発信が、協会だけでなく、地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているか

◆ 「インターネット活用業務審査・評価委員会」の委員のうち会長が指名する者

おおくほ なおき
大久保 直樹 氏 学習院大学法学部教授(経済法)

くろだ としふみ
黒田 敏史 氏 東京経済大学経済学部准教授(応用経済学、情報通信政策)

◆ その他市場競争の評価等に知見を有する学識経験者の中から会長が委嘱する者

あおやぎ ゆか
青柳 由香 氏 法政大学法学部教授(公益事業分野競争法)

やまだ ひろし
山田 弘 氏 専修大学大学院経済学研究科客員教授・元公正取引委員会審査局長

◆ メディア関係者等の中から会長が委嘱する者

いなだ ひでお
稲田 日出男 氏 日本新聞協会メディア開発委員会

「通信・放送メディアの将来像と法制度に関する研究会」代表幹事

たかた ひとし
高田 仁 氏 日本民間放送連盟企画部長

検証観点と検証方針

- ①放送の情報内容・価値の同一性、②公正競争、③メディアの多元性の3つの観点を検証する。
- ①については、想定する番組関連情報の機能を提示し、②③については関連知見を参考にしつつ消費者調査を活用し検証する。

番組関連情報 検証の観点

検証方針

①放送との情報内容・価値の同一性が確保されているか
(放送との同一性判断)

- 同一性については、メディアのプロフェッショナル視点で見えていただくことが重要であり、競争評価分科会委員の意見をふまえて定性的に評価

→71ページ

②公正な競争を阻害するおそれがないか
(独占禁止法的市場評価)

- 公正取引委員会の調査の設計や設問を参考に、消費者に対するアンケート調査を活用し検証
- NHKのインターネットサービスについて利用意向があると回答した回答者に対して、利用することにより想定される影響をポジティブ・ネガティブ両面で聴取

→75ページ

③質の高い情報発信が、協会だけでなく、地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているか
(多元性評価)

- Ofcomの多元性測定の観点の検証方法など関連知見を参考にしつつ、消費者に対するアンケート調査を活用し検証
- メディアの聴取項目・例示については総務省調査などを参考に設定
- 利用可能なメディア数、各メディアのリーチ・利用しているメディア数、各メディアの信頼を算出

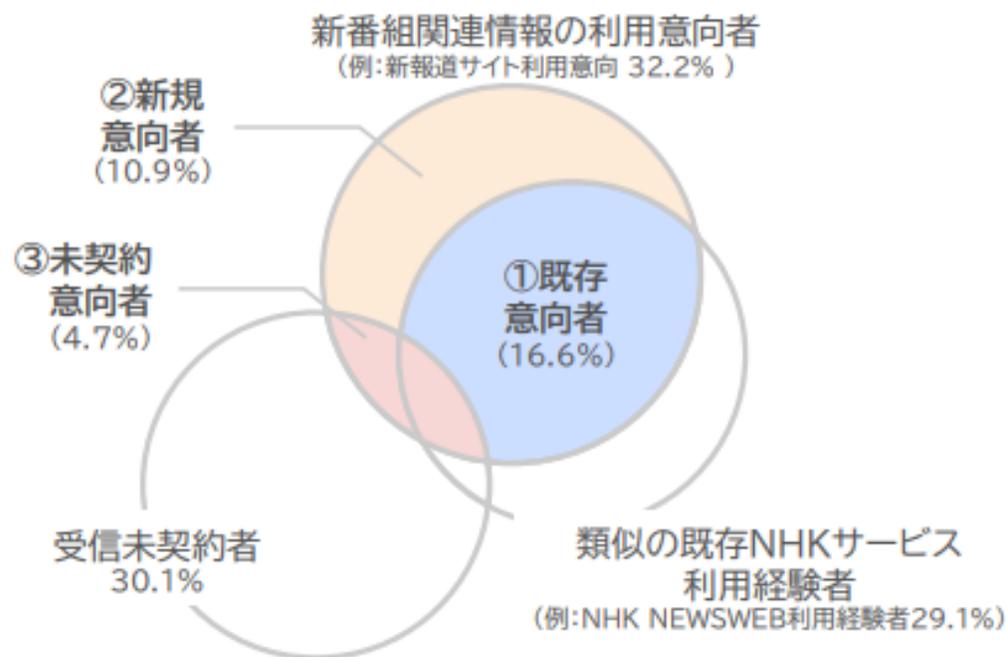
→78ページ

◆ 意見

- 「インターネットならではの特性」については、組織・方針によって、解釈の逸脱を防ぐガバナンスが前提である。
- 「ネットの特性を活かした表現・享受方法の工夫」をサービスに落とし込む際、「放送と同一の価値・受益」を超えることがないようにすべき。
- 多様性を確保するという方針を守るよう、様々な工夫をしていくことが、重要である。
- 受信料制度、信頼できる多元性確保の遵守に照らし、サブスクリプションとなつてはならないが、適切なフリーライド抑止が重要である。
- スマートフォンでも手軽に利用できるようになれば、事実上の無料になることの影響は特に大きい。汎用型端末であるスマートフォンに即した誤受信防止措置の仕組みを講じるべきだ。
- 以上のような点について、継続的にチェックを行っていくことが重要である。

上記のような指摘を踏まえることで、確保できるのではないか

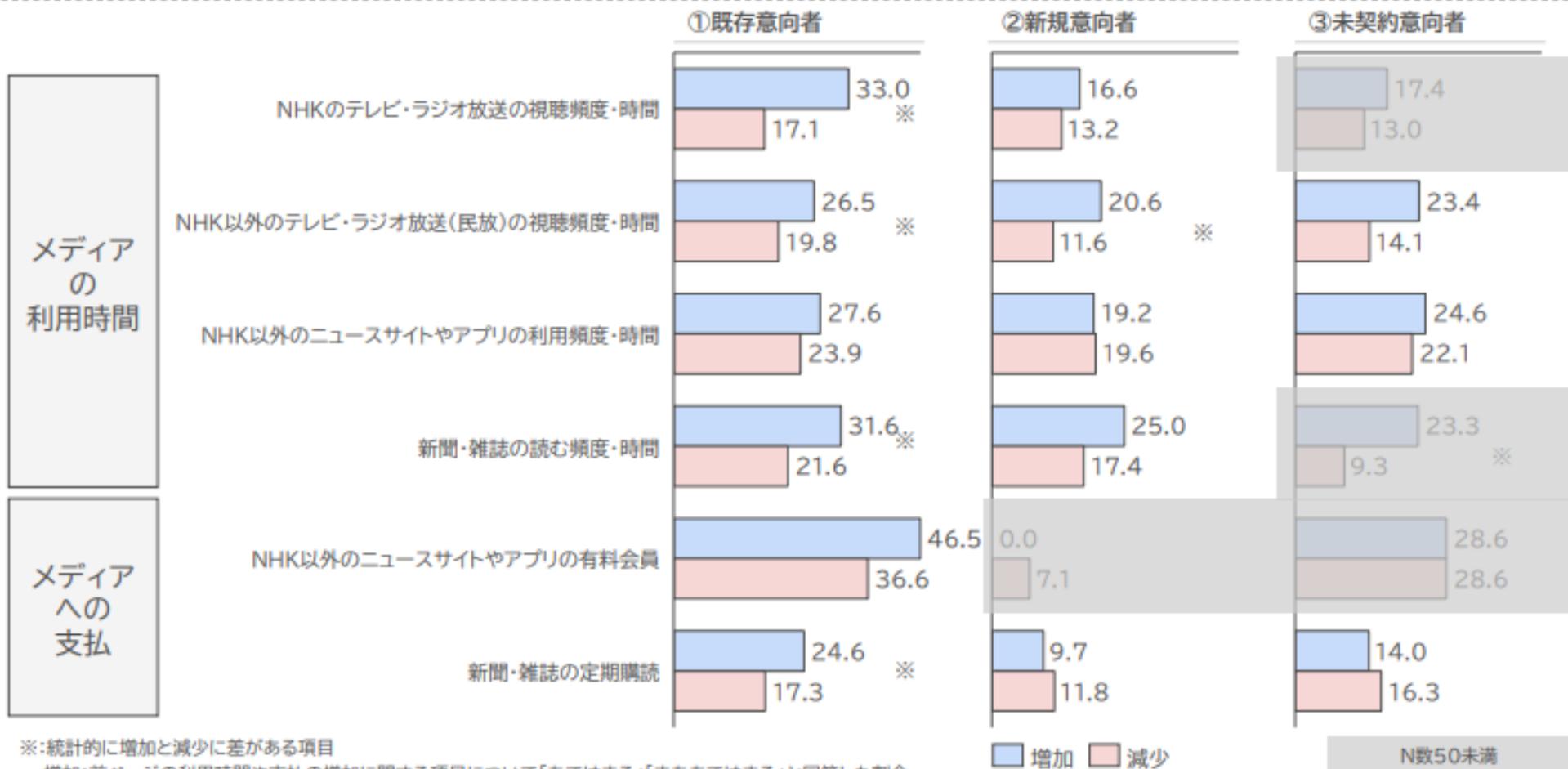
- 想定しているNHKの番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある利用意向者を、既存のNHKサービスを利用しておりすぐに利用される可能性のある①既存意向者、既存のNHKサービスを利用しておらず実際に利用するまでにやや障壁のある②新規意向者、受信契約がなく支払障壁のある③未契約意向者の3つに分類する。
- これら3つのセグメントで影響の生じ方が異なると想定されるため、これらに分類した上で分析を行う。



注)数値は、報道サイトにおける例。領域によって値は異なる
 注)既存利用かつ未契約者は、③未契約者に分類
 注)未契約者は、「受信料契約なし」または「わからない」と回答した人

利用意向者の分類	競争への影響
新番組関連情報の利用意向者	<ul style="list-style-type: none"> • 番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある人全体
① 既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> • 新番組関連情報と類似の既存のNHKサービスの利用経験がある、利用意向者 • 利用障壁が最も低く、影響が最初出やすい。一方で、既存サービスでの影響は既に発生しており、サービスの変更が少なければ影響も小さい
② 新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> • 類似のNHKサービスの利用経験がない、受信契約のある利用意向者 • 既存のNHKサービス利用者にと比べると、認知の障壁が存在するため利用されにくい
③ 未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> • 受信契約のない利用意向者 • 新番組関連情報は、受信契約が前提となるため、支払障壁が存在する

- ①既存意向者では多くの項目で利用増加が減少を上回る。②③では、利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度。



- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると考える人が一定存在。
- メディアの利用時間では、①で多くの項目で利用時間が増加、②③では増加と減少が同程度。
- 支払については、①で新聞の定期購読が増加すると考える利用者は多く、ネットサービスでは増加と減少が同程度。
②③では増加と減少が同程度。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約5割が、安心して情報取得できるようになる ・ 約4割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの項目で、利用時間が増加すると考える人の方が多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞の定期購読では、増加すると考える利用者の方が多い ・ 他メディアネットサービスでは、支払が増加すると考える加入者と減少すると考える加入者はほぼ同数 (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約3割が、安心して情報取得できるようになる ・ 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 ・ 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約3割が、安心して情報取得できるようになる ・ 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 ・ 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない

01 競争評価本調査の結果に基づく回帰分析

競争評価本調査（24年7月実施）によって得られたデータを基に、NHKのサービスが市場やNHK以外のサービスに与える影響に関する分析を試行

目的

- 「新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービス」を例にとり、NHKの防災サービスサイト（「NHK防災」）リニューアル⁽¹⁾や新たなオンラインでのニュース提供サービスの導入が、類似のサービスを提供する他者の事業や当該サービスの市場全体に及ぼす影響について分析。

アプローチ

- 独占禁止法の実務で用いられているものと同様の分析手法により⁽²⁾、「NHK防災」の利用実態が類似のサービスの利用や防災情報を取得する総時間に及ぼす影響について、統計的手法により分析。
- この分析手法のメリットは以下のとおり。
 - ユーザーの特徴（性別、年齢、都道府県、婚姻の有無、所得水準等）、テレビやインターネットの利用頻度などを変数として回帰式に組み入れることによって、これらの影響を取り除くことが可能となる。
 - 仮想的な分析ではあるものの、新たなオンラインでのニュース提供サービスについても上記と同様の観点の分析を行うことが可能となる。

データ

- NHK「競争評価本調査」（2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名）

(1) 従来いくつかのサイトに分散して設けられていた防災関連の情報を一元化して新たに開設した。

(2) 公取委が具体的な事例においてこうした分析を行った例は、例えば、口ノ町達朗「公正取引委員会における経済分析の取組」公正取引、No.886、2024年8月、10～14頁などに紹介されている。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：分析手法

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について、以下の回帰式により分析

- **NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの影響を示すデータ（被説明変数）として、次の質問への回答を利用**
 - 「前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、あなたが**報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間はどのように変わると**思いますか。」という質問（Q.28）への回答
 - 「全体的に増える（報道・ニュースに関する興味が高まり、他のメディアの利用も促進される）」（回答値1）
 - 「利用分だけ増える（NHKのオンラインでのニュース提供サービスの利用分だけ上乗せになる）」（回答値2）
 - 「変わらない（代わりに他のメディアの利用が減る）」（回答値3）
 - 「あなたがQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得にどのような影響があると思いますか。以下の内容ごとにお知らせください。」という質問（Q30）への回答のうち
 - 「**NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減る**」に関するもの（Q30_3）
 - あてはまる（回答値1）～あてはまらない（回答値5）
 - 「**ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度・時間が増える**」に関するもの（Q30_10）
 - あてはまる（回答値1）～あてはまらない（回答値5）
- **NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに対する関心の程度を示すデータ（説明変数）として、利用意向の強さに関する次の質問への回答を利用**
 - 「このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。」（Q27）
 - 利用したいと思う（回答値1）～利用したいと思わない（回答値4）
- 推定式は、順序付きロジットモデル（ordered logit model）を使用。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について推定した結果は以下のとおり

➤ Q27の回答の係数推定値：

	Q28	Q30_3	Q30_10
係数推定値 (標準誤差)	1.724*** (0.178)	0.485*** (0.163)	0.644*** (0.163)

***はp値が0.001未満であることを示す

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる (Q28)
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る (Q30_3)
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える (Q30_10)

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：分析結果から得られる示唆

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる (Q28)
 - 市場全体が拡大する可能性を示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る (Q30_3)
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリの間には**代替関係**があることを示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える (Q30_10)
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリの間との間には**補完関係**があることを示している
- 代替関係と補完関係のどちらが強いかについては、現時点でははっきりとしたことは言えない
 - 両者の係数推定値を比較すると補完関係の方が強いように見えるが、この結果をもって代替関係と補完関係の強弱について統計的に意味のある判断を行うことは困難 (→変数として用いるデータの収集方法についての検討が必要)

◆ ネット調査*による影響評価については各分野について次のような結果となった。

- 情報空間への信頼(安心)については、どのセグメント※でも安心して情報取得できるようになると考える人が一定以上存在する
- 他メディアの利用時間については、影響の出やすい既存意向者※で多くの項目で利用時間が増加すると考える人が多い
- 他メディアの支払については、影響の出やすい既存意向者※で新聞の定期購読など他の支払が増加すると考える利用者は多い

※想定しているNHKの番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある利用意向者を、次の3つのセグメントに分類した

- ①既存のNHKサービスを利用しておりすぐに利用される可能性のある“既存意向者”、
- ②既存のNHKサービスを利用しておらず実際に利用するまでにやや障壁のある“新規意向者”、
- ③受信契約がなく支払障壁のある“未契約意向者”

◆ 独禁法事案で活用される経済コンサルティング会社による“競争評価本調査*を基にした回帰分析”で 次のことがわかった。

- NHKのサービスが市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられること

現時点の想定サービスでは、独禁法的評価においては、
問題があるとは言えないのではないか

*業務規程策定時の想定による調査であることに留意

③ 多元性評価 評価の枠組み

- Ofcomでは、多元性を測定する観点として、availability、consumption、impactの3つがあり、それらを測定するための方法を例示している。
- これらの測定方法を参考に、競争評価のための調査では、consumptionの観点を中心に多元性測定のための設問の聴取を行った。

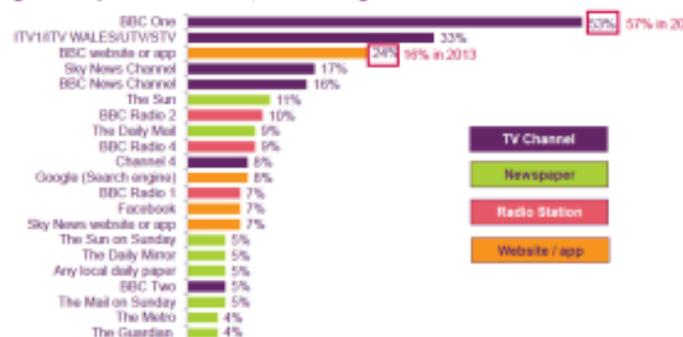
Ofcomの多元性測定の観点・測定方法例

多元性測定の観点	測定方法の例
availability (利用可能性)	プロバイダーの数 (ニュースを提供する情報源の数)
consumption (消費)	リーチ(メディア・情報源別リーチ) シェア(メディア・情報源別のシェア) マルチソーシング(平均利用数) など
impact (影響)	メディア・情報源別の重要性、信頼性など

Ofcomの調査結果例

ニュース情報源のリーチ

Figure 1: Top 20 news sources, reach among all adults: 2014

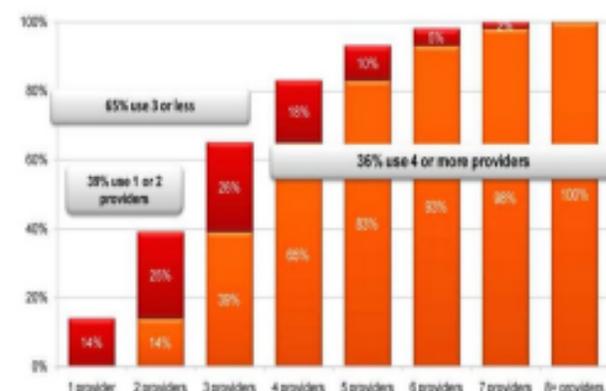


Source: Ofcom research, April 2014

Q5a-e) Thinking specifically about <Source> which of the following do you use for news nowadays
Base: All adults 16+ (2731) Note: 2013 figures only shown where there are statistically significant differences between 2013 and 2014

ニュースで利用するメディア数 (利用数別の出現率)

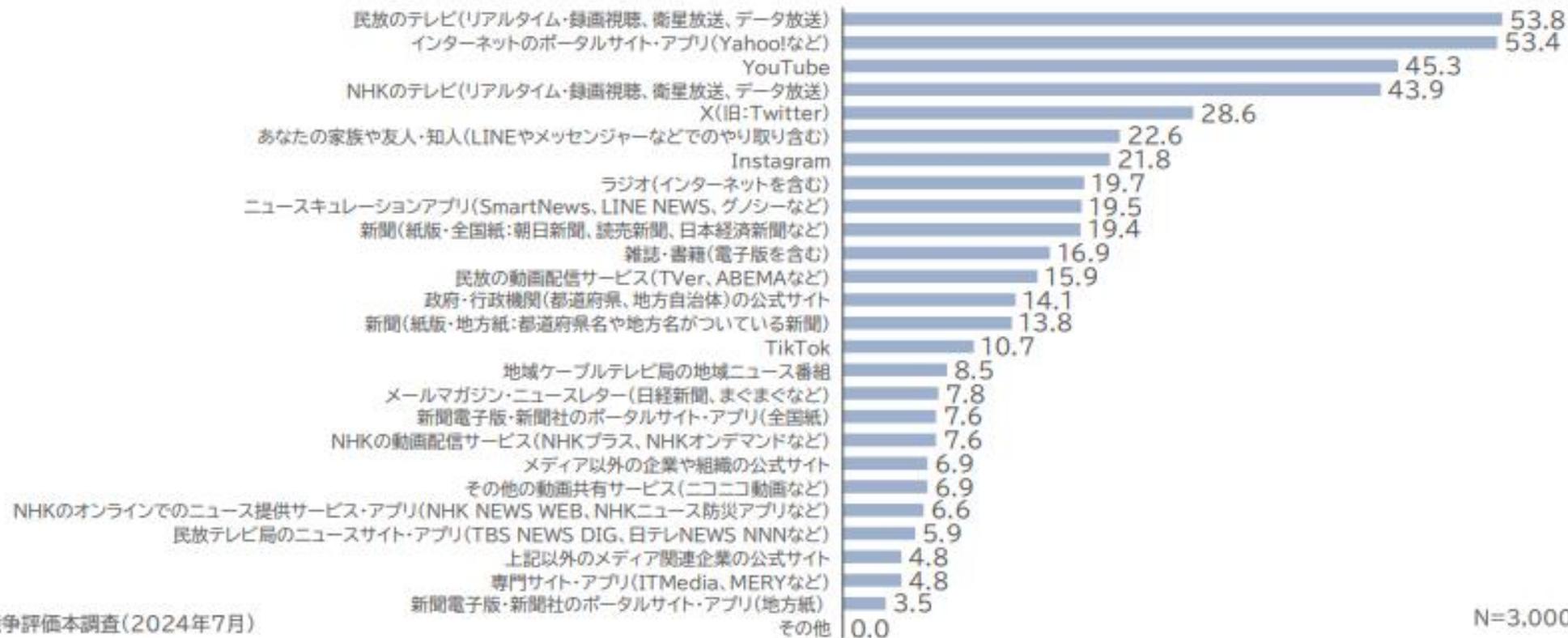
Chart 4.2.4 - Number of providers used for news



③ 多元性評価 ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(全国)

- ニュース取得に利用されるメディア・情報源は、民放のテレビ、インターネットのポータルサイト、YouTube、NHKのテレビなどが高い。
- 消費者は、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況である。
- 今後も、このような多元性が維持されるかを継続確認する必要がある。

Q11.以下のうち、あなたが普段、報道・ニュースジャンルの情報・コンテンツ取得に利用している制作者やサービスを、以下の4つの段階ごとにすべてお知らせください。(2)報道・ニュースジャンルの情報・コンテンツ取得のために**実際に利用している**情報源【MA】



N=3,000

60

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると考える人が一定存在。
- メディアの利用時間では、①で多くの項目で利用時間が増加、②③では増加と減少が同程度。
- 支払については、①で新聞の定期購読が増加すると考える利用者は多く、ネットサービスでは増加と減少が同程度。②③では増加と減少が同程度。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約5割が、安心して情報取得できるようになる ・ 約4割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多くの項目で、利用時間が増加すると考える人のほうが多い 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞の定期購読では、増加すると考える利用者の方が多い ・ 他メディアネットサービスでは、支払が増加すると考える加入者と減少すると考える加入者はほぼ同数 (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約3割が、安心して情報取得できるようになる ・ 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 ・ 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約3割が、安心して情報取得できるようになる ・ 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 ・ 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない

③ 多元性評価 メディアの多元性の観点についての評価

◆ 現在の状況について

- 今回の調査*では、全国的に、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況であった。
- ニュース取得のために、平均で、テレビは2.2チャンネル、新聞は0.8紙、アプリ・サイトは1.4サイト利用されていることがわかった。
- ニュース取得のために情報源として利用している情報数は、どの地域でも一定あるものの、地域毎に多寡は存在する。

◆ 必須化後の多元性の評価について

- 委員の皆様からのご意見を参考にしながら、基本的には今回実施した調査結果を基に、上記の状況がどのように推移するかを確認していきたい。
- 取得メディア数が少ないところにおいても、悪影響が想定されない。

現時点の想定サービスでは、多元性評価においては、問題があるとは言えないのではないか

*業務規程策定時の想定による調査であることに留意

経営委員会の判断(総括)～経営委員会議事録(委員長発言)から

番組関連情報配信の業務規程の議決にあたり、経営委員会としてひと言申し上げます。経営委員会では、前回、前々回とガバナンス協議会を開催し、番組関連情報配信の業務規程について執行部に説明を求め、審議・検討を重ねてきました。そして本日経営委員会は、執行部から提案された業務規程案について、法令の求める要件に形式的、実効的に適合しているかどうか総合的に考慮したうえで、現時点では相当と判断し、議決しました。

改正放送法により、必須業務である番組関連情報の配信の業務を協会みずからの判断と責任において適正に執行するため、実施に関する業務規程を定めることになりました。

そして、業務規程を策定する際には、①公衆の要望の満足、②生命や身体の安全確保、③公正な競争の確保という3つの要件に適合する必要があります。

執行部は、①公衆の要望の満足、②生命や身体の安全確保については、放送番組審議会に番組関連情報配信業務の編集方針(案)について諮問し、可とする答申を得ていることから、要件に適合していると判断しました。経営委員会としては妥当なものと考えます。

③公正な競争の確保については、執行部はまずサービスイメージをもとに、3,000人を対象に行ったインターネット調査による影響評価や、独禁法事案で活用されている経済コンサルティング会社による専門調査を実施したうえで、学識経験者、メディア関係者で構成され、NHKが実施する市場調査・分析に関して意見を述べる競争評価分科会に意見聴取したうえで、「問題があるとは言えない」という判断をしています。

加えて、「放送と同一の情報内容・価値」「多元性の確保」という観点についても、同分科会の意見も勘案したうえで、業務規程案を策定しています。

さらに、配信業務開始後も執行部では、競争評価分科会を適宜開催することも含めて、問題があれば感知、改善できる仕組みを構築するということも確認しました。

市場調査と専門家・関係者への意見聴取を行っており、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであり、妥当なものと考えます。

また、当該業務の種類、内容、実施に要する費用の規模を含んだ実施方法について具体的に明記してあることなども確認しました。

以上のような確認を経て、冒頭述べたように、現時点では相当と判断しました。

業務規程では、各年度の終了後に、当該業務の実施状況を取りまとめることにしています。経営委員会は、配信開始後の評価プロセスを重視していますので、実施状況について、執行部は、適宜、報告をお願いします。経営委員会は継続的にモニタリングし、監督責任を果たしていきます。

最後に、経営委員会では、必須業務開始後も、公正な競争評価によるメディアの多元性の維持を重要視するとともに、インターネットサービスを通じて、視聴者・国民の皆さまの多様なニーズに対応することが極めて重要と考えています。執行部には、経営委員会で出た「公共メディアとしての使命達成」「公共メディアの価値を裏付けるエビデンス」「情報セキュリティ確保」「外部プラットフォームの利用」「視聴者・国民の皆さまにご理解いただける受信料体系および水準」などの意見も考慮していただき、必須業務の開始に向けて、視聴者・国民の皆さまの期待に応えられるよう、万全の準備を進めていただきたい、このように考えています。

試行的受信措置に関する事項

- ◆「NHK番組関連情報配信業務規程」では、試行的受信措置について、「7.番組関連情報配信業務以外のインターネット利用」において以下のように規定している。

【試行的配信】

特定必要的配信の普及のため、試行的受信措置として、放送番組および番組関連情報の全部または一部を、利用が制限された状態で配信することがあります。なお、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な情報については最小限度の制限とすることがあります。

※外部プラットフォームの利用

「5.各分野の番組関連情報の内容および実施方法」において示した通り、国内放送番組関連情報配信業務においては、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません。外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。周知広報で用いるソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスの公式アカウントについては、NHKのウェブページに常時掲載します。

また、【その他】で示した取材・番組制作、公共放送の事業案内などの目的にも用いることがあります。

公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。

- ◆これらの規定の案については、番組関連情報競争評価分科会の委員に対し、会合の内外で説明を行った。「試行的受信措置」については、外部プラットフォームにおいては「公衆の生命または身体の安全の確保のために」必要な場合を除いて実施しないこと、このことが業務規程に明記されることを、業務規程(案)により確認した。

番組関連情報の費用の区分について

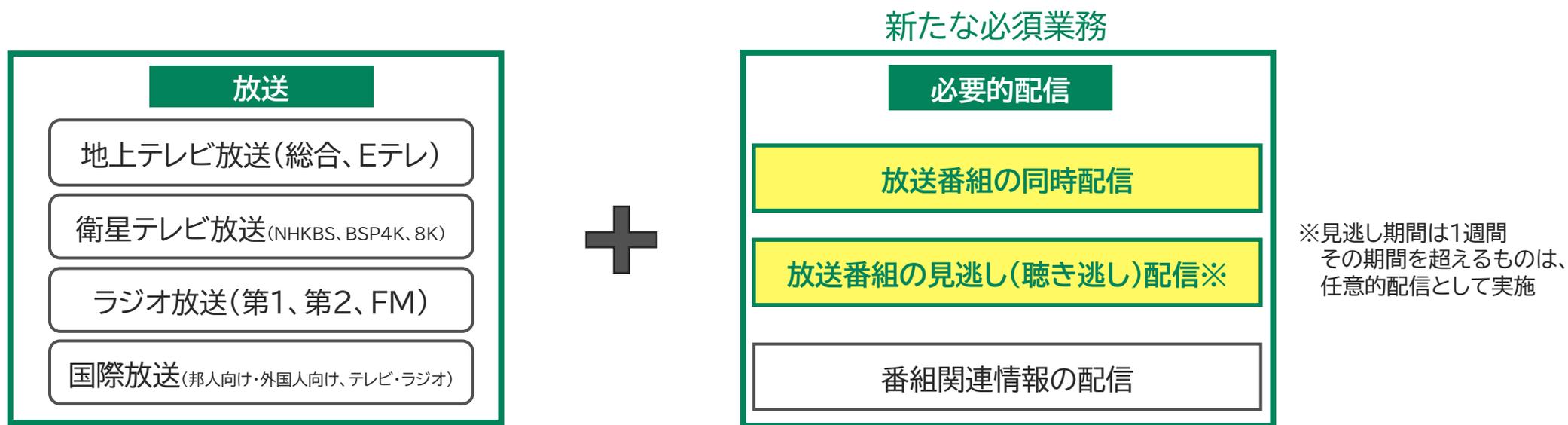
業務規程で記載した番組関連情報の費用規模は、必須業務化対応による開発経費を除いた2026年度以降に想定する定常的な費用規模を記載。人件費や減価償却費などの費用は除いた国内放送番組等配信費と国際放送番組等配信費で計上される番組関連情報の金額となっている。

区 分	予算	摘 要
番組関連情報費用規模	約90億円	必須業務化対応による開発経費を除いた定常的な番組関連情報の費用
国内放送番組等配信費	約75億円	
コンテンツ関連	約40億円	サイトやアプリの構築・改修に要する経費 等
配信関連	約15億円	公開基盤やCDNの利用に要する経費、配信コンテンツ監視業務に要する経費 等
認証・視聴者対応など	約20億円	認証・認可基盤の利用に要する経費、契約照合やサービスに関する問い合わせ対応に要する経費 等
国際放送番組等配信費	約15億円	
業務関連経費	約10億円	サイトやアプリの構築・改修費、クリップ動画制作に係る経費 等
設備関連	約5億円	CDNや配信監視業務に係る経費 等

Ⅲ. サービスイメージについて

必須業務の概要

- 改正放送法では、必須業務に「同時配信」「見逃し配信」「番組関連情報の配信」の3つが追加
それらを合わせて「必要的配信」と規定



必須業務化に伴い、NHKが果たしていくこと(基本的な考え方)

- ①放送経路でも、ネット経路でも、同等の、変わらない、同一の価値、同一の受益をもたらすこと
- ②ネット経路でのみ受信している場合にも、放送経路で受信している場合と同様に、相応の費用負担をお願いすること

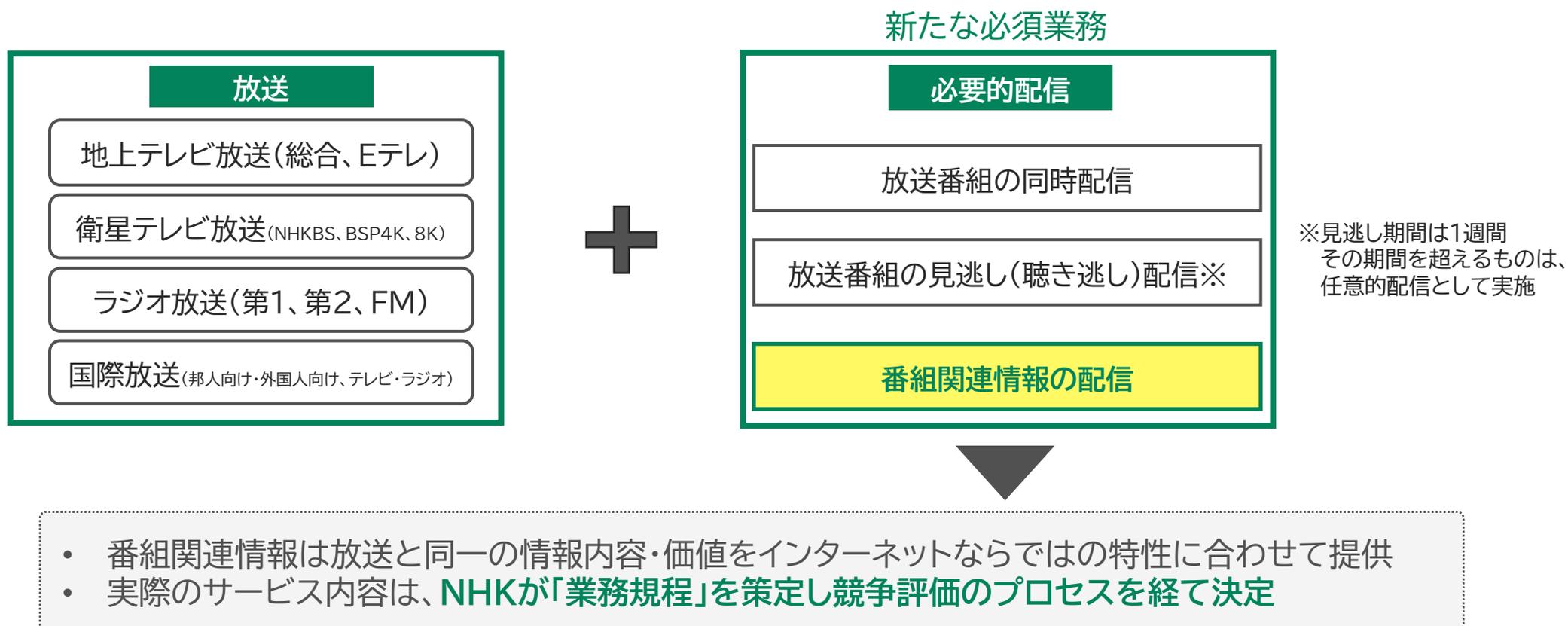
同時・見逃し配信の提供イメージ

- 同時・見逃し配信は、放送番組と同一の価値、同一の受益をもたらすことが原則
- とりわけ放送の機能・特性である「総合編成」による多角的論点の提示について、インターネット経由でも実施していくことで、インターネット経由でも放送と同一の効用を発揮していく



番組関連情報の概要と業務規程

- 番組関連情報については、放送の価値をインターネットならではの特性に合わせて提供するものであり、「業務規程」の策定を義務付ける規定が新設



番組関連情報の基本原則

番組関連情報の基本原則

- 番組関連情報は、放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫します
- 放送番組の編成、編集で行っている、多様性の確保、多角的論点の提示について、インターネットの特性を生かして実現します
- 配信期間は、放送番組の必要的配信の期間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することがあります
- 番組関連情報の配信は、他の事業者との公正な競争と地域を含めたメディアの多元性を確保しながら実施します

インターネットの特性に対応した届け方の工夫

編成視点の工夫

情報更新

放送番組において随時更新される重要な情報について、更新が必要な情報に限り番組同様に随時提示内容を更新し、最新情報を提供

期間延長

繰り返し再放送されるような情報内容については、対応する放送番組の必要的配信の期間を超えて掲載することで効果的・効率的に提供

提示調整

総合編成を通じて提供している“バランス”や放送番組内の“文脈”をインターネットでも受容可能な形態で提示

編集(表現)視点の工夫

内容抽出

放送番組で伝えた内容を視聴環境に合わせて、クリップ動画、テキストなど最適な形態で提供(アクセシビリティ)

効用発揮

放送番組で提示した内容について、インターネットにおける効用を発揮するために必要な形で提供

番組関連情報の編集方針

- 番組関連情報の編集方針は、種類ごとに以下の通りとし、分野ごとの編集方針を含めて規定
 - 国内放送番組関連情報 ⇒ 「国内放送番組編集の基本計画」
 - 国際放送番組関連情報 ⇒ 「国際放送番組編集の基本計画」

国内放送番組

拡大する情報空間へ、正確に発信、多元性に貢献

報道・防災、教育、医療・健康、福祉などの分野では、放送と同じ価値・情報内容を、インターネットの技術・機能を活用して提供します。不確かな情報があふれ、情報の偏りも指摘されるインターネット上で、視聴者の“よりどころ”となるよう、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、民主主義の基盤である多角的な視点を確保します。

① 報道・防災番組関連情報

② 大型スポーツ大会番組関連情報

③ 教育番組関連情報

④ 医療・健康番組関連情報

⑤ 福祉番組関連情報

⑥ ラジオ放送番組関連情報

国際放送番組

国際放送の使命を果たすため、世界のより多くの人に届けます。

国際社会との相互理解を深め、多様性を尊重する平和で持続可能な世界の構築に貢献するため、放送と同じ価値・情報内容を、インターネットの技術・機能を活用してより幅広く提供します。不確かな情報があふれ、情報の偏りも指摘されるインターネット上で、正確で信頼できる情報を世界に発信し、情報空間の健全性の確保に貢献します。

このうち、①・③・④・⑤の各分野についてサービスを提供する場合の想定イメージを例示

Ⅲ-2.各分野の番組関連情報の提供イメージ について

①報道・防災番組関連情報

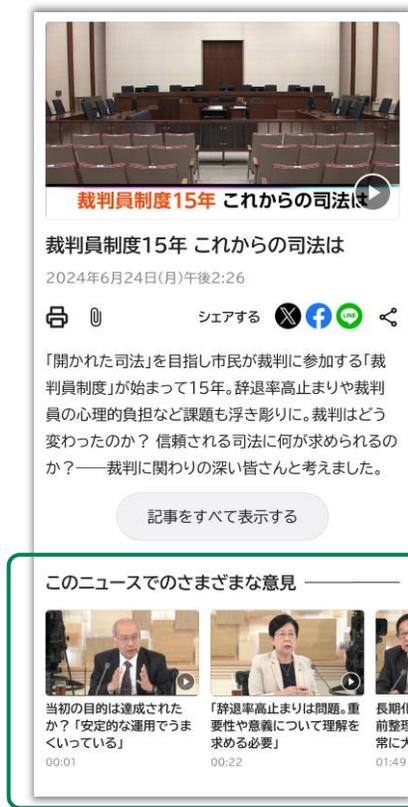
- 放送とインターネットで同一の編集方針・価値判断に基づき、社会にとって重要なニュースを選定、提示することで、インターネット上に不確かな情報があふれる中でも、正確な情報の提供、多角的な視点の確保という放送と同一の役割を果たす



✓ 放送と同一の編集判断で編成したニュースが並び
✓ 新着順ではなく、価値判断に基づくニュースを提示

✓ 重要ニュースが入ってきた場合は、放送と同様にトップの項目を随時更新

✓ 基幹ニュース番組と同一のオーダーをインターネットでも提示
✓ その時間ごとの重要ニュースをオーダーの形式でまとめて確認可能



✓ 番組やニュースで取りあげた多様な論点、主張を個別に提示
✓ 全てを視聴できなくても、議論の全体像の把握がしやすい形式で提示

情報更新 新着やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものでなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー（表示順序）を提示します。

提示調整 「ニュース7」等の基幹ニュース番組のオーダーも提示することで、放送を視聴した場合と同じように、いつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供します。

内容抽出 さまざまな見解や見方、論点がある話題を取り上げたニュースや番組について、論点ごとに動画を切り出すなど、視覚的にわかりやすく提示します。放送を視聴した場合と同じく、番組やニュースの多角的な議論について触れられるよう、インターネットの特性を生かした形式で提示します。

①報道・防災番組関連情報

- ✓ 放送は特性上、同時に扱える災害情報に限りがある
- ✓ 放送で伝えた各地の災害情報を地図形式等に整理した上で提示
- ✓ 利用者がそれぞれ必要とする地域の災害報道の情報を確認可能



- ✓ 放送した情報を、地図上に提示することで、緊急時でも、災害の全体像を把握しやすいかたちで提示
- ✓ 災害時に偽情報・誤情報の拡散が懸念される中でも、災害の全体像を把握しやすい形で、取材に基づく正確な情報を提供



- ✓ マップの形式による災害情報の提示は、放送の災害報道でも、記者の解説を交えて被害状況の説明等に活用
- ✓ 放送・インターネットを問わず、俯瞰的に情報を整理・伝達することで、命を守る情報の効用を同じく発揮

効用 発揮

放送で伝えた災害時・緊急時に必要な情報を、放送固有の形式にとらわれない、災害報道の目的に則した形で提示します。
インターネットの特性を活用することで、「災害時・緊急時の命綱」という放送と同一の役割をインターネット経由でも果たします。

③教育番組関連情報



- ✓ 人気順による表示ではなく、学習指導要領に沿った学習がしやすいかたちに番組を整理して提示
- ✓ 学習の進捗に合わせて、いつでも学びたいところから視聴が可能

- ✓ 放送番組は学習指導要領の改訂に合わせて更新され、常に最新に



- ✓ 番組を通じた学習効果を高めるために、学校や家庭での指導・活用を補助するコンテンツもあわせて提供
- ✓ ダウンロード可能なものも



- ✓ 番組の内容を追体験、効果的に体感することで、放送と同一の価値を提供するコンテンツを提示



- ✓ 学習の進捗により細やかに対応するために、放送番組を学習の単位などに分けて提示

情報更新
期間延長

(学習指導要領などの)国が定める教育の基準に基づいた学習を誰でも、いつでもできるように配信期間を延長し、指導要領に合わせて番組内容を更新。さらに体系的なかたちで提供することで、放送と同一の価値をインターネットの特性に合わせて提供します。

効用発揮

放送と同様に、教員が活用できる冊子等をインターネットでも提供します。これにより教員の指導方法の改善・向上に貢献するという放送と同一の価値を果たし、教育の機会均等に資する情報提供を実施します。

内容抽出

放送と同一の価値、効果を、多様な状況において発揮できるように、番組の動画を切り出したり、理解を深めるための図やグラフを放送した番組から切り出して提示します。

④医療・健康番組関連情報

最新の情報 感染症 肩・腰の痛み がん

動脈硬化
動脈硬化の原因や症状、治療法まとめ～血管ブラークの予防・改善を！

肩の痛み
肩の痛みをともなう病気まとめ(五十肩や変形性肩関節症、腱板断裂など)

冬に流行する怖い感染症
冬に流行する怖い感染症の予防・対策(インフルエンザ、ノロウイルスなど)

肥満
肥満のリスク・デメリット 太る原因と関連する病気(糖尿病・がんなど)

シリーズ一覧

きょうの健康
豊かな人生の処方せん

きょうの健康
日々の健康づくりに役立つ情報をお届けします。

チョイス@病気になったとき。
患者目線にこだわって、お医者さんには聞けない、でも本当は知りたい、治療や対策のチョイスのポイントをお伝えします。

✓ 生命・身体の安全にかかわる医療・健康情報について、放送した番組の情報も、繰り返し確認できるように、体系的に整理した上で提示

適応障害
強いストレス
↓
こころの不調
↓
不安症 うつ病

きょうの健康
家族で知ろう 心の病気「適応障害」
E 3月21日(月) 午後8:30～8:45

実は適応障害はうつ病などその他の心の病気の手前のような状態。適応障害の段階で適切に対応できれば早期の回復が期待できる。具体的な対処法や…

書き起こし記事を見る

きょうの健康 番組ページ + フォロー

文字と画像でみる

適応障害とは
適応障害は、強いストレスによって、日常生活を送ることが困難になるほどの「こころの不調」が現れる病気です。誰にでも起こりうる心の病気の1つで、うつ病の「手前」の状態だと考えられています。早めの対処が必要です。

適応障害の原因となるストレス
ストレスを感じる原因が多いのは、学校や職場、家庭内での人間関係です。結婚や昇進など、客観的には好ましい出来事もストレスの原因になります。

適応障害の治療
治療で重要なのは、(1)環境を調整する、(2)ストレスを減らした状態に適應できるようにすることです。

すべて表示する

✓ 薬のメカニズムなど一度見ただけでは理解が難しい内容について、番組で使用したCG等を用いて解説

✓ インターネット上で散見される明確な根拠がない情報に対抗するため、番組で示した医療・健康情報の根拠を提示。利用者の判断の助けに

セルフケア・運動法

十分な休息
旅行は慎重に
面は少量でOK

セルフケア動画
リラックスする
問題をほっとさせる
解決策を数多く出す
息を吐き出す
解決策を1つ選ぶ
実行するのみ!

休養中の過ごし方 01:24
自分でできる認知行動療法の例 02:11

セルフチェック

軽症のうつ病のセルフチェック
ダウンロード可能

パニック発作 セルフチェック
ダウンロード可能

出典
この放送回は専門家への取材を元に制作しています。

昭和大学 教授
岩波 明
専門 精神生理学、特に発達障害

✓ 紹介したセルフケアや運動法を繰り返し視聴できるように、動画を切り出して提供

情報更新
生命・身体の安全に関する公衆のニーズが多様化する中で、正確な医療・健康情報をいつでも、適切に参照できるように提示します。関心が高い話題だけでなく、希少な疾患までをカバーするなど、放送番組と同一の編集方針に基づく情報提供によって、医療・健康情報の参照点となります。

期間延長

内容抽出
時に難解な医療・健康情報について正しく、かつ分かりやすく理解してもらえるように、番組で使用したCGや情報の根拠を明示するなど、番組と同一の内容、同一の価値をインターネットでも確実に提供できるように情報を提供します。

効用発揮
放送番組と同一の効用を発揮し、健康に関するリテラシーを向上してもらうためには、自己管理が重要です。番組で紹介した情報をセルフケアなどに活用してもらえる形で提供することで、健康寿命の延伸に貢献します。

⑤福祉番組関連情報



✓ 誰もがいつ障害や疾患に見舞われるか分からない中、インターネット上で福祉に関する情報を十分に収集することは困難

✓ NHKの番組情報が、当事者になった時に、いつでも、わかりやすく参照できるように、テーマごとなどに整理した上で提示



✓ 様々な困難への対処法について、放送した番組内容を抽出して提示



✓ 困難な状況に置かれたり、生きずらさを抱えた人たちが、安心して共感・共助できる場は不十分

✓ 番組を通して共感・共助のきっかけを提供したり、声を集めていくために専用の投稿フォームを提供

情報更新 いざ自分や家族が障害や疾患など困難な状況に見舞われた時のため、放送と同一の情報がいつでも簡単に参照できるように提示します。番組の情報を常に更新、蓄積し続けることで、共感・共助の場づくりに資するような情報提供に努めます。

期間延長

内容抽出 状況に応じて必要な情報(困難への対処法、相談窓口、障害を抱えた人の社会での活躍等)を提示できるように番組内容を抽出。テーマごとに再整理し、継続的に取り上げる情報を有機的にまとめて提供することで、共生社会に貢献します。

効用発揮 投稿フォームを用いた放送番組の取材・制作を通じて当事者の声を集めたり、共有したりします。また、共感・共助の場づくりを促すことで、福祉の充実という放送と同一の価値の実現に資する情報提供を実施します。

Ⅲ-3.特定必要的配信の留意事項について (誤受信防止措置及び契約勧奨)

特定必要的配信についての留意事項

放送法

NHKの必須業務(受信契約対象)全てに対して誤受信防止措置を講じることを規定
(放送法第20条の3)

「特定必要的配信」の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない

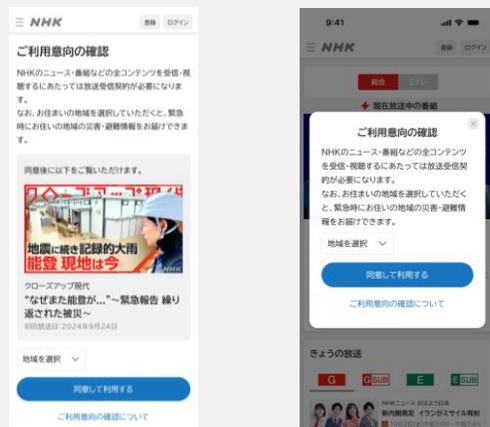
業務規程

(特定必要的配信についての留意事項)

番組関連情報の配信を含む必要的配信業務のうち、特定必要的配信の実施に際しては、信頼できる多元性の確保、公平負担の徹底など、受信料制度の遵守の観点から、受信契約の確認等について、適時の措置を行います。

契約対象外

誤受信防止措置



- ・ 確認(押下等)で特定必要的配信の受信開始
- ・ 契約締結義務も発生

契約対象

利用 & 契約勧奨



特定必要的配信の受信

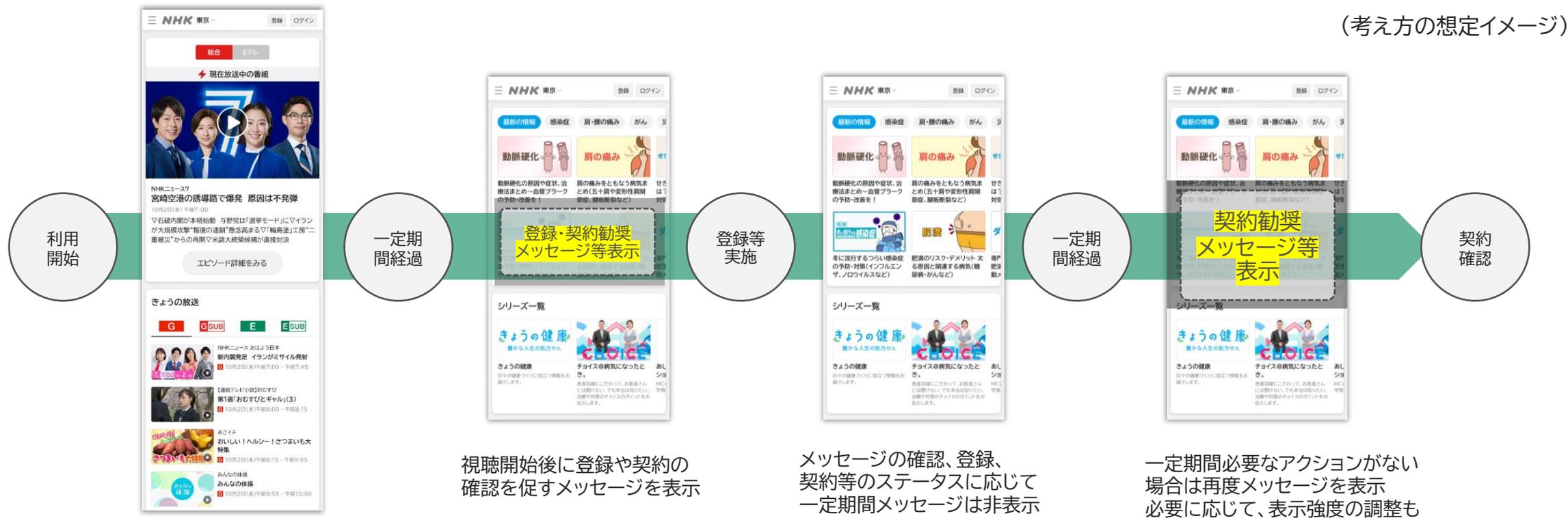
利用アカウントの登録

契約の確認

- ・ 受信料制度を遵守 = サブスクにもフリーライドにもならないかたちで実施

受信料制度遵守のための措置の考え方

- 誤受信防止措置確認後の契約勧奨については、受信料制度を棄損することがないように、サブスクリプションサービスにもフリーライドにもならない方式が大前提となる



検討が必要な事項の例

- アカウント登録(会員登録)や契約の確認(新規契約含む)等を促すために、最適な案内の「表示形式・方法」
- 登録・契約が確認されるまで、継続的に案内を表示し続ける際の「表示頻度」
- 上記対応にもかかわらず、「一定期間、登録や契約が確認されない場合の対応」

- ✓ 一定の受益感を維持しつつフリーライドを抑制することで受信料制度を棄損しない適切な“バランス”
- ✓ 最適な方式については継続的に模索

IV. 番組関連情報の予算について

サービス単位での予算計上の手順イメージ

- 競争評価で各種サービスのコスト・価値創出の評価をするため、合理的にコストを振り分ける。
- 予算全体の金額確定に先行するという限界があるので、直課コスト・配賦コストの二段階でサービス単位のコストを集計。

サービス単位の切り分け

競争評価実施の単位となるよう
サービス単位を選定

- ・ 競争評価の対象となる「番組関連情報」が対象
- ・ 現状の予算開示には存在しない新たな粒度を設定

報道
防災

教育

...

サービス独自の直課コスト

サービスの実施で生じる新たな費用は確実に当該サービスの費用

- ・ 基本的には管理会計の考え方
- ・ 把握・集計が難しい・客観情報活用が必要な場合などは税務手法（移転価格税制等）も参考

直課コスト

直課コスト

...

報道
防災

教育

...

放送等と共通の配賦コスト

他の番組関連情報サービスや放送等と共通で要する費用を配賦

- ・ 合理的かつ適切な按分ポリシーを定める必要

配賦コスト

直課コスト

配賦コスト

直課コスト

...

報道
防災

教育

...

令和6年10月31日

総務大臣

村上誠一郎 殿

日本放送協会

会長 稲葉 延雄

放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）

附則第4条に基づく業務規程の届け出について

放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）附則第4条第1項に基づき、番組関連情報配信業務の実施に関する規程を定めたので、放送法施行規則第10条の3第2項に規定の書類を添付のうえ、別冊のとおり届け出ます。

【別冊】 「NHK 番組関連情報配信業務規程」

【放送法施行規則第10条の3第2項の規定により添付する書類】

- ・業務規程の内容について「公正な競争の確保」に適合するものと判断した理由
- ・業務規程補足資料
- ・日本放送協会第1456回経営委員会議事録（2024年10月8日開催分）（抜粋）
- ・試行的受信措置に関する事項
- ・番組関連情報配信業務の実施に要する費用の区分
- ・現段階で想定される誤受信防止措置の内容

NHK 番組関連情報配信業務規程

2024年10月8日策定
2025年10月1日施行

1. 総則

(目的)

この規程は、日本放送協会(以下「NHK」といいます。)が放送法に基づき実施する番組関連情報の配信の業務を適正に遂行するため、当該業務の種類、内容、実施方法などを定めるものです。

(定義)

この規程における用語は、次の定義に従います。

・ 番組関連情報

放送法第2条第32号に定める、NHKが放送するまたは放送した放送番組*の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの(当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含みます。)

*この規程の施行前に放送した放送番組を含みます。

・ 必要的配信

放送法第20条第1項第3号から第5号に定める、NHKの放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信、番組関連情報の配信の総称

・ 特定必要的配信

必要的配信のうち、その受信を開始した者がNHKと受信契約を締結しなければならないもの(ラジオ放送、多重放送、国際放送または協会国際衛星放送の放送番組および当該放送番組の番組関連情報の配信を除いたもの)

・ 試行的受信措置

特定必要的配信の普及を図るため、特定必要的配信の対象となる放送番組および番組関連情報の全部または一部について、受信契約を締結していない者による試行的な受信を可能とするための措置

(業務実施にあたっての遵守事項)

番組関連情報配信業務は、この規程に基づいて実施します。

(特定必要的配信についての留意事項)

番組関連情報の配信を含む必要的配信業務のうち、特定必要的配信の実施に際しては、信頼できる多元性の確保、公平負担の徹底など、受信料制度の遵守の観点から、受信契約の確認等について、適時の措置を行います。

2. 番組関連情報配信業務の種類

番組関連情報配信業務は、以下の種類について実施します。

■ 国内放送番組関連情報配信業務

国内基幹放送の放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成される番組関連情報(当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含みます。以下、「国内放送番組関連情報」といいます。)を配信する業務

■ 国際放送番組関連情報配信業務

国際放送および協会国際衛星放送の放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、当該放送番組の編集上必要な資料により構成される番組関連情報(当該放送番組を除き、当該放送番組を編集したものを含みます。以下、「国際放送番組関連情報」といいます。)を配信する業務

3. 番組関連情報の基本原則

番組関連情報は、放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫します。放送番組の編成、編集で行っている、多様性の確保、多角的論点の提示について、インターネットの特性を生かして実現します。

配信期間は、放送番組の必要的配信の期間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することがあります。

番組関連情報の配信は、他の事業者との公正な競争と地域を含めたメディアの多元性を確保しながら実施します。

【編成視点の工夫】

- ・ 情報更新 放送番組において随時更新される重要な情報について、更新が必要な情報に限り番組同様に随時提示内容を更新し、最新情報を提供
- ・ 期間延長 繰り返し再放送されるような情報内容については、対応する放送番組の必要的配信の期間を超えて掲載することで効果的・効率的に提供
- ・ 提示調整 総合編成を通じて提供している“バランス”や放送番組内の“文脈”をインターネットでも受容可能な形態で提示

【編集(表現)視点の工夫】

- ・ 内容抽出 放送番組で伝えた内容を視聴環境に合わせて、クリップ動画、テキストなど最適

な形態で提供(アクセシビリティ)

- ・ 効用発揮 放送番組で提示した内容について、インターネットにおける効用を発揮するために必要な形で提供

4. 番組関連情報の編集方針

番組関連情報の編集方針は、種類ごとに以下の通りとし、国内放送番組関連情報については「国内放送番組編集の基本計画」に、国際放送番組関連情報については「国際放送番組編集の基本計画」に、分野ごとの編集方針を含めて規定します。

国内放送番組

拡大する情報空間へ、正確に発信、多元性に貢献。

報道・防災、教育、医療・健康、福祉などの分野では、放送と同じ価値・情報内容を、インターネットの技術・機能を活用して提供します。

不確かな情報があふれ、情報の偏りも指摘されるインターネット上で、視聴者の“よりどころ”となるよう、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、民主主義の基盤である多角的な視点を確保します。

- ① 報道・防災番組関連情報
- ② 大型スポーツ大会番組関連情報
- ③ 教育番組関連情報
- ④ 医療・健康番組関連情報
- ⑤ 福祉番組関連情報
- ⑥ ラジオ放送番組関連情報

※個別番組ページ

- ・ 各番組の基本情報(番組名や放送時間、出演者、各番組内で紹介した情報など)について、個別の番組ページで提供します。
- ・ 個別の番組ページでは、見逃し配信中の放送番組や、番組の予告編などの周知・広報のためのコンテンツの一部を掲載することがあります。

※ユニバーサルサービス

- ・ 自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサルサービスに係る情報を提供することがあります。

国際放送番組

国際放送の使命を果たすため、世界のより多くの人に届けます。

国際社会との相互理解を深め、多様性を尊重する平和で持続可能な世界の構築に貢献するため、放送と同じ価値・情報内容を、インターネットの技術・機能を活用してより幅広く提供します。不確かな情報があふれ、情報の偏りも指摘されるインターネット上で、正確で信頼できる情報を世界に発信し、情報空間の健全性の確保に貢献します。

5. 各分野の番組関連情報の内容および実施方法

番組関連情報の各分野の編集方針および具体的な内容・実施方法は以下の通りです。

国内放送番組

①報道・防災番組関連情報

編集方針

- ・ 「公平・公正で、信頼できる、正確な情報」を提供し、健全な民主主義の発達に貢献します。
- ・ 取材に裏打ちされた確かな情報やジャーナリズムを多角的に多様に届けることで、「情報空間の健全性」確保につなげます。
- ・ あまねく「命と暮らしを守る正確な情報」を届け、「災害時・緊急時の命綱」としての役割を確実に果たします。
- ・ インターネットでも、ニュース速報やさまざまなジャンルのニュースを、確実に速やかに伝達します。地域情報を含め、政治、経済、社会、科学・文化、国際、スポーツなど国内外のニューステーマなどに応じて、詳細な情報を確認できるよう、見やすく多様な形式で提示します。過去の報道を集積し、一定期間公開することで、最新の事象と過去の事例を対照できるようにします。
- ・ 命と暮らしを守る災害情報、気象情報、緊急情報などを地域ごとにきめ細かく掲載・配信します。日頃の防災意識を高めるため、過去の災害から学ぶ情報や、大きな災害事例などを参照できるように提供します。

内容・実施方法

(1) 主な内容

- ・ 社会、災害、政治、経済、国際、科学、文化、医療、健康、暮らし、スポーツなど、国内外のさまざまなジャンルのニュースを、インターネットならではの機能・特性・表現方法を使って伝えます。また、国内の地域ごとのさまざまなニュースを掲載します。ニュース速報もインターネットで迅速に伝達します。さらに、ニュースのテーマやジャンルごとに見やすく整理して掲載するほか、解説や特集コンテンツも提供します。
- ・ その日のニュースをメインに伝える番組だけでなく、ニュース事象に関するさまざまな番

組(解説、討論、ドキュメンタリー、中継、そのほか特設番組など)や、スポーツジャンルの番組(中継番組も含む)に関する関連情報も伝えます。

- ・ 災害時や緊急時に命と暮らしを守るための情報を、正確かつ迅速に伝達します。災害の全体像のほか、地域ごとの詳細な災害情報・気象情報・緊急情報を掲載・配信します。緊急度の高い情報は、速報やプッシュ通知を使っていち早く提供します。地域登録や位置情報による地域ごとのきめ細かい情報も提供します。公的機関が発表する情報に加えて、取材に基づく情報や映像・画像も掲載します。また、過去の災害から学び防災意識の向上に資する情報も提供します。

(2) 主な表現方法

- ・ 動画、静止画、テキスト、図表に加えて、ライブ映像、グラフィック、通知などを使って確実に伝達します。利用者が自ら情報を選択して見ることができるよう、地図や各種データを用いた情報を提供します。

(3) 配信期間など

- ・ 過去のニュース事象、関連情報、報道内容を有機的にまとめて、最新事象と過去事例を対照できるようにして提供します。この目的のため、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行うことがあります。
- ・ 対応する放送番組の放送を待たずに配信を開始することがあります。

(4) 提供方法

- ・ NHK が提供するウェブサイト、スマートフォン・タブレット向け公式アプリ、インターネットに接続されたテレビ受信機等向け公式アプリ、データ放送の通信機能などを通じ、それぞれ最適な形態で提供します。多様な利用者に向けて、アクセシビリティの向上に取り組めます。
- ・ 「報道・防災」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて提供することがあります。

②大型スポーツ大会番組関連情報

編集方針

- ・ 国民的関心の高いオリンピック・パラリンピックにおける、多種多様な競技・種目の内容や結果などについて、きめ細かく伝えスポーツ文化の向上に貢献します。
- ・ インターネットでもその機能を活かして多種多様な競技・種目を幅広く伝えます。

内容・実施方法

(1) 主な内容

- ・ 国民的関心の高いオリンピック・パラリンピックに関する大会全体の情報や、多種多様な競技・種目の内容や結果などをきめ細かく提供します。
- ・ 放送時間枠の制約などにより番組で伝えきれない中継映像・録画映像・そのほかの情報について、インターネットのライブストリーミング配信などで提供します。コンテンツライツを活用し、国際オリンピック委員会や国際パラリンピック委員会、民間放送事業者とのコンソーシアムの取り決めに沿って、多種多様な競技・種目のライブストリーミング配信を行います。

(2) 主な表現方法

- ・ 動画、静止画、テキスト、図表に加えて、ライブ映像、グラフィック、通知などを使って確実に伝達します。利用者が自ら情報を選択して見ることができるよう、地図や各種データなどを用いた情報を提供します。

(3) 配信期間など

- ・ オリンピック・パラリンピックに関する過去の事象、関連情報、報道内容を有機的にまとめて、最新事象と過去事例を対照できるようにして提供します。この目的のため、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行うことがあります。
- ・ 対応する放送番組の放送を待たずに配信を開始することがあります。

(4) 提供方法

- ・ NHK が提供するウェブサイト、スマートフォン・タブレット向け公式アプリ、インターネットに接続されたテレビ受信機等向け公式アプリなどを通じ、それぞれ最適な形態で提供します。多様な利用者に向けて、アクセシビリティの向上に取り組みます。
- ・ 「大型スポーツ大会」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせ提供することがあります。

③教育番組関連情報

編集方針

- ・ 幅広い世代に向け、豊かで良質なコンテンツを届け、ひろく学習の機会を提供します。
- ・ 国が定める教育課程の基準に準拠するコンテンツを体系的に提供し、教育の機会均等に貢献します。また、教員の指導方法の改善・向上に貢献します。
- ・ 家庭教育を含む教育番組についても、子どもの学びや育ちに役立つコンテンツを発達段階に応じて適切に選択できるよう提供します。保護者に向けて効果的な活用法を提示し、子どもとのコミュニケーションを促進することを支援します。
- ・ 教育行政関係者、学識経験者、および教員の代表者による第三者機関などで、教育現場の

意見要望を集約した上で、年間サービス計画をはかり、コンテンツの高い信頼と質を維持します。

- ・ インターネットでは、一人一人が環境や学習の進捗にあわせて、いつでも繰り返し学ぶことができるように、適切なタイミングや方法でコンテンツを提供します。学習内容の全体像や進捗状況も把握できるようにします。指導者や保護者に向けても、効果的な活用法を提示します。

内容・実施方法

(1) 主な内容

- ・ 一人一人にとって適切なコンテンツを選択できるよう、学習内容の系統・分類・テーマ立てなどを用いて提供します。
- ・ 一人一人のニーズに合わせて学習効果を高めるため、動画の切り出しや番組内容のテキスト、理解を深めるための図やグラフ、テキスト、動画などによる補足を行います。
- ・ 教育番組とその番組関連情報の効用を発揮するために、教育番組の利用法・指導法・活用事例・放送計画などを記載・解説した補助資料をテキスト・画像・動画などを用いて提供します。
- ・ 家庭教育を含む教育番組についても、子どもの学びや育ちに役立つ動画やテキストなどを抽出、また保護者に向けて、効果的な活用法や子育ての情報をテキストや動画で提示し、子どもとのコミュニケーションを促進することを支援します。
- ・ 番組内容の理解を深め、その効用を発揮するため番組内で双方向的な演出をしたものについてのインタラクティブコンテンツ、学習効果を高めるため番組内で追体験の演出をしたものについての学習内容の共有、動画の内容理解を確認するための設問などを、ウェブサイトなどを通じて提供します。
- ・ ユーザーが自分のニーズに合った情報を探しやすくするため、カテゴリごとに見やすく整理して提供します。

(2) 主な表現方法

- ・ 動画、静止画、テキスト、図表に加えて、グラフィック、インタラクティブコンテンツなどを使って伝達します。

(3) 配信期間など

- ・ 一人一人が環境や学習の進捗にあわせて、いつでも繰り返し学ぶことができるように、それぞれの習熟度・理解度に応じた個別最適な学びへのシフトに対応し、学校・家庭で学習機会を等しく提供するために、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行います。教育番組の効用を発揮し学習効果を高めるために、対応する放送番組の放送前に配信を開始することがあります。学習指導要領の改訂に応じてその内容を更新します。

(4) 提供方法

- ・ NHK が提供するウェブサイト、スマートフォン・タブレット向け公式アプリ、インターネットに接続されたテレビ受信機等向け公式アプリなどを通じ、それぞれ最適な形態で提供します。多様な利用者の学びの機会を提供するため、字幕などアクセシビリティの向上に取り組みます。
- ・ とくに、学校教育に資するウェブサイトや公式アプリでは、教育効果を高めるため、放送番組の必要的配信や任意的配信と、当該番組に対応する番組関連情報を一体のものとして提供します。
- ・ 「教育」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて提供することがあります。

④医療・健康番組関連情報

編集方針

- ・ 医療技術や医学情報の複雑化・細分化が進み、生活習慣病から希少疾患まで、生命・身体の安全に関わる公衆のニーズは多様化しています。正確な医療・健康情報を、繰り返し参照できるような形で提供します。最先端の医療や新薬などの専門的な情報を分かりやすく伝え、フェイクや明確な根拠のない情報に対抗し、信頼できる「医療・健康情報の参照点」となります。
- ・ 災害・感染症など緊急時の命綱の役割を果たします。自然災害時における二次的な健康被害・関連死や、パンデミック時の感染拡大を防ぐための情報を迅速に伝えます。
- ・ 健康寿命を伸ばすことに貢献します。病気の予防・早期発見の契機となる情報を提供します。症状の改善につながる生活習慣について分かりやすく伝えます。
- ・ インターネットの機能を活かして、切実な悩みを抱えた人が、いつでも、その人に合った情報をわかりやすく参照できるよう提供することで、生命・身体の安全に資することに寄与します。

内容・実施方法

(1) 主な内容

- ・ 病気や健康に悩み、「多様な、個々のニーズ」を持ってアクセスしてくる人々へ、「医療・健康」のテーマごとに、番組の「医療・健康」情報を抽出し、動画・静止画・テキストやグラフィックでコンパクトかつ正確で分かりやすく提供します。ユーザーが自分のニーズに合った情報を探しやすい、類似、関連する情報をさらに閲覧しやすいように、見やすく整理して提供します。
- ・ 番組で提供した「医療・健康」情報が信頼できるものであることを示すため、情報の根拠となる論文やガイドラインの出典、監修の専門家情報などを掲載します。真偽不確かな情報が流布されているときは、番組で紹介した情報、取材情報をもとに、ユーザーの判断の助

けとなる形で提供します。

- ・ 公衆の健康リテラシーを高めるため、番組で紹介した、体操などの動画や自分で健康管理ができるチェックシートなど、セルフケアを行って効用を実感できる見せ方を工夫します。
- ・ 避難所や病院など、スマホなどでどこからでもアクセスできるよう、コンパクトに抽出された動画や記事、時には印刷に適した形式に情報をまとめるなど、ユーザーの使い勝手の良い形式で提供します。

(2) 主な表現方法

- ・ 動画、静止画、テキスト、図表に加えて、グラフィック、チェックシートなどを使って伝達します。

(3) 配信期間など

- ・ 「医療・健康」情報への多様な、個々のニーズに対応するため、次の放送あるいは再放送を待たずに情報を参照できるよう、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行います。新薬の開発など、「常時更新される医療情報」を伝えます。

(4) 提供方法

- ・ NHK が提供するウェブサイトなどを通じ、最適な形態で提供します。多様な利用者に向けて、アクセシビリティの向上に取り組みます。
- ・ 「医療・健康」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて提供することがあります。

⑤福祉番組関連情報

編集方針

- ・ 誰もが人格と個性を尊重し支え合う社会の実現に向けて、課題を伝え、視聴者の意識や行動、そして社会全体の変化を促し、市民社会の成熟を図ることで、福祉の充実に貢献します。また、支援が必要な人たちへの理解を深め、支援情報を提供します。
- ・ 生きづらさを抱える人たちや家族のための共感・共助の場づくりを促します。
- ・ 高齢者や障害のある人などに、コンテンツをあまねく届けるためのユニバーサルサービス・情報保障を拡充します。
- ・ インターネットでは、いざ自分や家族が障害や疾患など困難な状況に見舞われたときに必要とされる情報を、いつでも参照できるよう提供します。番組の取材で寄せられた声を共有するなど、共感・共助の場づくりに資する情報を蓄積、更新します。

内容・実施方法

(1) 主な内容

- ・ 自分や家族が障害や疾患、介護や貧困など困難な状況となったときに、必要な福祉情報にたどりつけるよう、番組で提示した基礎情報、事例紹介、専門家の知見、相談窓口(全国、地域の自治体・支援団体)などを、さまざまなテーマやジャンルごとに見やすく掲載します。
- ・ 困難への対処方法や、障害を抱えた人たちの社会での活躍の様子など、番組で紹介したさまざまな事例を記事や動画などに抽出します。当事者や支援者を助け、さらに社会の理解を深めます。
- ・ ユーザーが自分のニーズに合った情報を探しやすくするような情報の整理を工夫します。
- ・ 制作過程でインターネットなどを通じて寄せられた当事者や支援者の声を紹介するなど、困難な状況に直面する人々の共感・共助の場を作ります。

(2) 主な表現方法

- ・ 動画、静止画、テキスト、図表に加えて、掲示板などを使って伝達します。

(3) 配信期間など

- ・ 一人一人が必要な時に必要な情報を得られ、支援を求められるよう、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行います。法制度の改正や支援方法、制度など、最新の福祉情報に更新します。
- ・ 共生社会の実現に向けて、社会課題を提示するために、継続的にとりあげる情報を有機的にまとめて提供します。

(4) 提供方法

- ・ NHK が提供するウェブサイトなどを通じ、最適な形態で提供します。福祉情報は、その特性上、アクセシビリティの向上に取り組みます。字幕、音声、手話、音声情報のテキスト化など、視覚障害、聴覚障害などさまざまな状況で情報にアクセスできるように提供します。
- ・ 「福祉」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて提供することがあります。

⑥ ラジオ放送番組関連情報

編集方針

- ・ ラジオでも、正確で信頼できる社会の基本的な情報と、民主主義の基盤である多角的な視点を、あまねく伝えます。暮らしの安全・安心を担い、様々な知的欲求や幅広い興味関心に応えます。
- ・ より幅広い利用者にラジオの情報に触れていただけるよう、インターネットの機能を活かした形式で提供します。

内容・実施方法

(1) 主な内容

- ・ 長時間の生番組など、番組の内容・情報を伝えるために、番組内容を記事や切り出しの音声ファイルで、分かりやすくコンパクトに抽出して伝えます。
- ・ ユーザーが自分のニーズに合った情報を探しやすくするような、情報の整理を工夫します。
- ・ ラジオ放送番組における「報道・防災」「大型スポーツ大会」「教育」「医療・健康」「福祉」の各分野の番組関連情報を配信する場合は、それぞれの番組の編集上必要な資料を、各分野の内容と工夫に従って提供します。

(2) 主な表現方法

- ・ 音声ファイルに加えて、テキスト、静止画、図表などを使って伝達します。

(3) 配信期間など

- ・ 「報道・防災」「大型スポーツ大会」「教育」「医療・健康」「福祉」の各分野について、前述の通りです。

(4) 提供方法

- ・ NHK が提供するウェブサイトのほか、ポッドキャスト、スマートフォン・タブレット、スマートスピーカー向け公式アプリなどを通じ、最適な形態で提供します。聴覚障害者へ情報を伝えるアクセシビリティの向上のために、読み上げソフトに対応するテキスト化などにも積極的に取り組みます。
- ・ とくに、ラジオ放送番組を専門に取り扱うウェブサイトや公式アプリでは、音声波の特性を踏まえた利便性の向上を目的に、ラジオ放送番組の番組関連情報を、対応する放送番組の必要的配信や任意的配信と一体のサービスの中で提供します。
- ・ 「ラジオ」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて提供することがあります。

国内放送番組各分野の番組関連情報に共通する事項

(流通経路の概要)

- ・ 国内放送番組の番組関連情報は、①～⑥の各分野の情報を中心的に取り扱う個別のウェブサイトや公式アプリのほか、NHKが提供する放送番組の必要的配信や各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどを一体のサービスとして取り扱うウェブサイトや公式アプリの個別番組ページなどにおいて配信します。
- ・ 国内放送番組の番組関連情報は、原則としてNHKが提供するウェブサイトや公式アプリにおいてのみ配信します。

(提供条件等)

- ・ NHKが提供するウェブサイトや公式アプリでは、提供する番組関連情報が特定必要的配信に該当する場合は、特定必要的配信の受信を目的としない者が誤って受信を開始することを防止するための措置を講じます。また、利用者を識別するための認証などを行うことがあります。
- ・ アクセシビリティ確保の観点から、一部の番組関連情報はテキスト版として提供し、音声読み上げソフトに対応します。

国際放送番組

国際放送番組関連情報

編集方針

- ・ 日本の視座に立った信頼される確かな情報を、公平・公正なニュースや、専門性を生かした解説などを通じて発信し、民主主義の基盤である多角的な視点を広く世界に提供します。
- ・ 日本の地域や文化、先進的な取り組みなどを、多彩で質の高いコンテンツを通じて外国人にも分かりやすく伝え、日本への理解を促進することで、国際社会との相互理解を深めます。
- ・ 世界の一人でも多くの人に届けるために、英語をはじめ、言語や地域ごとのニーズに合わせて多言語で発信します。
- ・ 訪日・在留外国人に向け、災害時などに安全・安心を支える正確な情報を迅速に届けます。
- ・ インターネットでは、日本の視点を伝えるニュースや、日本語や大相撲など日本の文化の理解を促進するコンテンツ、訪日・在留外国人に向けた災害時に命を守る情報などを、いつでも繰り返し参照できるよう一定期間公開します。また、上記内容に関して、必要に応じて外部プラットフォームも活用し、国際社会に広く視聴の機会を提供します。
- ・ 偽情報や誤情報が拡散するインターネット上で、取材に基づく確かな情報を、インターネットの特性を生かして国際社会に届けることで、情報空間の健全性の確保に貢献します。

内容・実施方法

(1) 主な内容

- ・ 国内外の様々なジャンルのニュースや、理解を深めるための解説・特集など日本の視座に立った確かな情報を、インターネットならではの機能・特性・表現方法を活用して伝えます。ニュース速報もインターネットで迅速に伝達します。
- ・ 多彩なコンテンツを世界に効果的に届けるため、番組の切り出しや要点をまとめた動画、外国人には難解な日本の地域や文化などの理解に資する情報を提供します。

- ・ 番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信とあわせて、英語をはじめ、多言語の字幕や台本、音声を提供し、より多くの人に届けます。
- ・ 共生社会の実現や国際社会との相互理解のために、ラジオ放送番組で提供した情報について、外国人にも分かりやすいように動画や静止画と組み合わせる場合があります。
- ・ 訪日・在留外国人に向け、災害時や緊急時に命を守るための情報を、多言語で、正確かつ迅速に伝達します。緊急時は、速報やプッシュ通知を通じていち早く提供するほか、国内放送の番組に英語などの字幕や音声を付して伝えるなど情報提供に努めます。また、防災知識や法令など日本に滞在するうえで必要な情報も多言語で提供します。
- ・ 日本語学習番組について、日本語を学びたい人たちや日本語教育に携わる人たちが学習効果を高められるように、動画・音声の切り出しや番組内容のテキスト、理解を深めるための図やテキスト、動画などによる補足を行います。また、これらを利用した指導法などを記載・解説した補助資料をテキスト・画像・動画などを用いて提供することがあります。

(2) 主な表現方法

- ・ 動画、静止画、テキスト、図表、ライブ映像、ライブ音声、音声ファイル、グラフィック、データ、地図、通知、字幕、教育コンテンツの理解をサポートするための学習素材などを使って伝達します。

(3) 配信期間など

- ・ 海外ではNHKの認知が限られている中で、より多くの人に届けるため、日本の視点を伝えるニュースや国際社会との相互理解を促進するコンテンツなどについて、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行います。また、必要な情報を迅速に発信するため、対応する放送番組の放送前に配信を開始することがあります。
- ・ 番組で紹介した日本の文化などに関する解説動画や情報を、外国人が必要な時に参照して理解を深めることができるように、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行います。
- ・ 訪日・在留外国人が日本における防災情報などをいつでも繰り返し参照できるように、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行い、最新状況に応じてその内容の更新に努めることで、安心して過ごすためのガイドとしての役割を果たします。
- ・ 日本語学習コンテンツについて、学習者や指導者が進捗にあわせて繰り返し活用することができるように、対応する放送番組の必要的配信よりも長期の配信を行います。
- ・ 不確かな情報があふれるインターネット上で、取材に基づく確かな情報を、対応する放送番組の必要的配信よりも長期に配信することで、世界における視聴の機会をより広く提供し、情報空間の健全性確保に寄与します。

(4) 提供方法

- ・ NHKが提供するウェブサイトのほか、スマートフォン・タブレット向け公式アプリ、インターネットに接続されたテレビ受信機等向け公式アプリ、ポッドキャストなどを通じ、それぞれ最適

な形態で提供します。

- ・ とくに、国際放送を取り扱うウェブサイトや公式アプリでは、ユーザーの利便性向上を目的に、国際放送番組の番組関連情報を、対応する放送番組の必要的配信や任意的配信と一体のサービスの中で提供します。
- ・ 内容的につながりのある他の国際放送番組の番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせて提供することがあります。
- ・ 他国のメディアの情報を得るためにソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスを利用する習慣のある地域・ユーザーに向け、これらのサービスも活用して国際放送番組関連情報を効果的に届けるよう取り組みます。

6. 番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模

番組関連情報の編集および配信に係る費用は、放送法施行規則にのっとり、各事業年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」に「国内放送番組等配信費」または「国際放送番組等配信費」として計上します。その規模は、年額 90 億円程度を想定しています。なお、年度ごとに変動するものであり、人件費、減価償却費や、対応する番組の取材制作に係る費用は含みません。

7. 番組関連情報配信業務以外のインターネット利用

【必要的配信】

番組関連情報配信業務のほか、放送法の定める必要的配信業務として、放送番組の同時配信、見逃し・聴き逃し配信を行います。その全体像は、各年度の放送番組編集の基本計画および放送番組編成計画において示します。

【試行的配信】

特定必要的配信の普及のため、試行的受信措置として、放送番組および番組関連情報の全部または一部を、利用が制限された状態で配信することがあります。なお、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な情報については最小限度の制限とすることがあります。

【任意的配信】

放送法の定める任意的配信業務として、実施基準の定めるところにより、放送番組の配信を行います。必要的配信と一体的に実施するものがあります。各年度の業務内容は任意的配信業務の実施計画において示します。

【周知広報】

インターネットを利用して、放送番組や上記配信業務の周知・広報を行います。NHKのウェブサイトを利用するほか、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームを利用することがあります。また、インターネット広告を活用することがあります。その際、それらの目的に照らして一般に認められる程度・態様において、放送番組または放送番組の編集上必要な資料を用いることがあります。

【その他】

取材・番組制作、受信料の契約・収納、職員採用などの業務を実施し、または公共放送の事業案内、事業活動に関する情報公開、調査研究を行う目的でインターネットを活用することがあります。その際、それらの目的に照らして一般に認められる程度・態様において、放送番組または放送番組の編集上必要な資料を用いることがあります。

※外部プラットフォームの利用

「5.各分野の番組関連情報の内容および実施方法」において示した通り、国内放送番組関連情報配信業務においては、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません。外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。周知広報で用いるソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスの公式アカウントについては、NHKのウェブページに常時掲載します。

また、【その他】で示した取材・番組制作、公共放送の事業案内などの目的にも用いることがあります。

公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。

8. 放送法(第20条の4第2項)への適合

<放送法 第20条の4 第2項>

- 2 業務規程の内容は、次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。
- 一 当該業務規程に定められた番組関連情報配信業務の種類、内容及び実施方法が、放送番組の内容がその視聴の環境に適した形態で提供されることに対する公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること。
 - 二 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されることが確保されるものであること。
 - 三 当該業務規程に従った番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないことが確保されるものであること。

以下の措置により、この規程の内容が放送法第20条の4第2項各号に適合するようにしています。番組関連情報配信業務の種類・内容・実施方法を変更する際には、同様の措置を講じます。

(1)第1号に適合するための措置

- ・ 番組関連情報配信業務において実施する各分野は、NHKが実施する世論調査や、NHKのインターネットサービスのアクセスデータなどを踏まえて選び、国内放送番組関連情報編集方針および国際放送番組関連情報編集方針として、それぞれの編集方針を明確にしています。また、それぞれの内容・実施方法も具体的に明記しています。
- ・ 国内放送番組関連情報編集方針(案)については中央放送番組審議会に、国際放送番組関連情報編集方針(案)については国際放送番組審議会に諮問し、可とする答申を得ました。
- ・ サービスの実施状況については、各番組審議会に随時報告し、意見を求めます。

(2)第2号に適合するための措置

- ・ 国内放送番組関連情報編集方針において、①報道・防災番組関連情報では、命と暮らしを守る正確な情報を届けること、また、④医療・健康番組関連情報では、正確な医療・健康情報の参照点となり、災害・感染症など緊急時の命綱の役割を果たすことなど、国際放送番組関連情報編集方針において、訪日・在留外国人に向け、災害時などに安全・安心を支える正確な情報を迅速に届けることなどを編集方針として明確にしています。また、それぞれの内容・実施方法も明記しています。
- ・ 国内放送番組関連情報編集方針(案)については中央放送番組審議会に、国際放送番組関連情報編集方針(案)については国際放送番組審議会に諮問し、可とする答申を得ました。
- ・ サービスの実施状況については、各番組審議会に随時報告し、意見を求めます。

(3)第3号に適合するための措置

- ・ 「3. 番組関連情報の基本原則」、「4. 番組関連情報の編集方針」、「5. 各分野の番組関連情報の内容および実施方法」の案により想定するサービスイメージを示して調査を実施しました。学識経験者およびメディア関係者からなる競争評価に関する委員会に、この調査の分析結果を示したうえで、
 - 一 番組関連情報が放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるものであること(放送との情報内容・価値の同一性)が確保されているか
 - 二 公正な競争を阻害するおそれがないか
 - 三 質の高い情報発信が、NHKだけでなく、地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているか
 の3つの観点から意見を聴取しました。
- ・ 番組関連情報配信業務の実施にあたっては、業務開始後もサービスの実施状況に関する調査・分析を行うとともに、競争評価に関する委員会への意見聴取を実施した上で、業務について検討するなど、公正な競争の確保に支障が生じないよう努めます。

9. 番組関連情報配信業務の実施状況およびその評価

各年度の終了後に、番組関連情報配信業務の実施状況を取りまとめます。取りまとめた実施状況は、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、学識経験者およびメディア関係者からなる競争評価に関する委員会にそれぞれ報告し、番組審議会や委員会の意見を踏まえ、NHKとして番組関連情報配信業務の実施状況の評価を行います。これらのプロセスを通じて、次年度以降の番組関連情報配信業務についても検討していきます。

放送法第20条の4第4項の、少なくとも3年ごとに行う評価については、年度ごとの実施状況の評価を踏まえて行います。

業務規程の内容について「公正な競争の確保」
に適合するものと判断した理由

NHKでは、放送法の一部を改正する法律（令和6年法律第36号）の成立・公布を受け、同法の附則第4条に基づく業務規程の策定について、準備・検討を続けてきた。業務規程は新法第20条の4第2項各号に適合することが求められ、中でも第3号への適合については、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」の議論も踏まえ、新法第20条の4第2項第3号への適合を担保するよう、NHKにおける競争評価プロセスを構築し、適切にプロセスを経て、令和6年10月8日、経営委員会の議決により、「NHK番組関連情報配信業務規程」を策定した。

経営委員会では、業務規程の記載内容を確認するとともに、問題があれば検知・改善できる仕組みを構築していること、市場調査と専門家・関係者への意見聴取を行っており、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであることなどを評価し、妥当なものと判断している。

本資料は、業務規程の内容が「公正な競争の確保」に適合するものと判断した理由として、上記に加え、NHKにおける競争評価プロセスの概要を示し、市場調査の内容と結果、専門家・関係者の意見、調査の結果と意見を踏まえたNHKとしての評価を示すものである。

I	NHKにおける競争評価プロセスの概要	3
II	競争評価のための調査・分析	10
	②独占禁止法的市場評価	11
	③多元性評価	58
III	各観点についての番組関連情報競争分科会の意見と意見を踏まえた評価	68
	①放送との同一性判断	69
	②独占禁止法的市場評価	72
	③多元性評価	76
IV	各観点の評価を踏まえた判断	79

I NHKにおける競争評価プロセスの概要

改正放送法に規定された「業務規程」について

◆ 「業務規程」による規律のスキームに関する規定

- ✓ 番組関連情報の配信を自らの判断と責任において適正に遂行するために定める
- ✓ 総務大臣に届け出・公表(変更の際も同様)
- ✓ 「番組関連情報」の配信にあたっては、業務規程に従う
- ✓ 3年ごとに「番組関連情報」の配信実施状況について評価し、総務大臣に報告
- ✓ 総務大臣は下記③の公正競争確保の観点から学識経験者や利害関係者に意見聴取を行い、下記①②③のいずれかに適合しないことが明らかなきは「業務規程」の変更勧告・命令が可能

◆ 「業務規程」が適合すべき3つの要件

①公衆の要望※を満たすよう、放送番組の内容をインターネットに適した形態で提供すること

②災害報道など公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報は迅速かつ確実に提供すること

③他の放送事業者等が実施する配信事業や関連する事業における公正競争を確保すること

※放送法81条「豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たす(後略)」と同様の規律

要件①②③については、要件を満たしていることを業務規程に明記するよう省令で求められる見込みであり、NHK内の「業務規程」策定プロセスにおいて、適合を担保する仕組みの構築が必要

NHKにおけるプロセス・対応方針

- 要件①②③について、それぞれ適切な機能を有する機関において担保するプロセスを構築する
- このプロセスを経ることで、「業務規程」のコアとなる、「番組関連情報編集方針(案)」(＝番組関連情報の”中身”を示したもの)について、要件の適合性を確認する

要件①②

- ✓ 放送の編成計画、投資計画と整合していないと「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の定義から外れる恐れ
- ✓ 放送とインターネットでそれぞれ別個のプロセスとならないよう、統一的な業務設計に基づく必要

- 放送番組審議会への諮問を行うなど従前の「放送番組の編集に関する基本計画」策定プロセスに準じる形で対応
- 6月予備審議→7月諮問

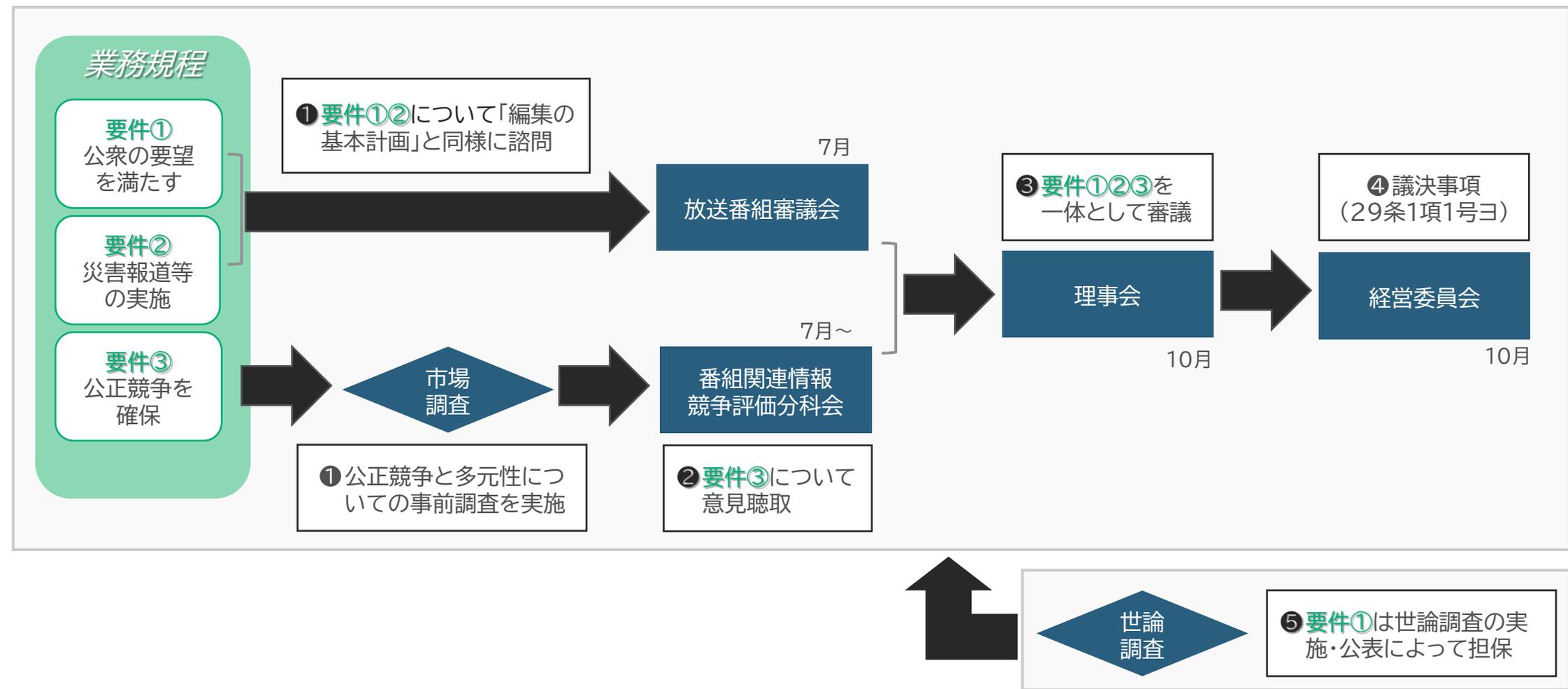
要件③

- ✓ 従来の「インターネット活用業務審査・評価委員会」において、公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点から見解を提示するなど知見がある

- インターネット活用業務審査・評価委員会の役割との近似性を踏まえ、競争評価に対応する「番組関連情報競争評価分科会」を新たに組成
- 執行部からの案について、次の観点から意見聴取
 - ▼放送と同一の情報内容・価値であることの確認
 - ▼公正競争が阻害されるおそれがないことを確認
 - ▼多元性が確保されていることの確認

NHKにおけるプロセス ~全体スキーム~

「業務規程」が、要件①②③についてそれぞれ適合しているか、確認を行い、最終的にプロセス、内容を経営委員会で審議し、議決する



「インターネット活用業務審査・評価委員会規程」 抜粋

(職務)

第12条 分科会の委員は、業務規程に基づく番組関連情報配信業務の実施により、全国向け又は地方向けに他の放送事業者その他の事業者が実施する配信の事業その他これに関連する事業における公正な競争の確保に支障が生じないかについて、客観的かつ中立公正な判断をもって協会からは独立して意見を述べるものとする。

- 2 分科会の委員は、前項の意見を述べるにあたっては、次の観点からこれを行うものとする。
 - 一 番組関連情報が放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるものであること(放送との情報内容・価値の同一性)が確保されているか
 - 二 公正な競争を阻害するおそれがないか
 - 三 質の高い情報発信が、協会だけでなく、地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているか

番組関連情報競争評価分科会 委員

◆ 「インターネット活用業務審査・評価委員会」の委員のうち会長が指名する者

おおくぼ なおき
大久保 直樹 氏

学習院大学法学部教授(経済法)

くろだ としふみ
黒田 敏史 氏

東京経済大学経済学部准教授(応用経済学、情報通信政策)

◆ その他市場競争の評価等に知見を有する学識経験者の中から会長が委嘱する者

あおやぎ ゆか
青柳 由香 氏

法政大学法学部教授(公益事業分野競争法)

やまだ ひろし
山田 弘 氏

専修大学大学院経済学研究科客員教授・元公正取引委員会審査局長

◆ メディア関係者等の中から会長が委嘱する者

いなだ ひでお
稲田 日出男 氏

日本新聞協会メディア開発委員会

「通信・放送メディアの将来像と法制度に関する研究会」代表幹事

たかた ひとし
高田 仁 氏

日本民間放送連盟企画部長

検証観点と検証方針

- ①放送の情報内容・価値の同一性、②公正競争、③メディアの多元性の3つの観点を検証する。
- ①については、想定する番組関連情報の機能を提示し、②③については関連知見を参考にしつつ消費者調査を活用し検証する。

番組関連情報 検証の観点	検証方針
<p>①放送との情報内容・価値の同一性が確保されているか (放送との同一性判断)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 同一性については、メディアのプロフェッショナル視点で見ていただくことが重要であり、競争評価分科会委員の意見をふまえて定性的に評価
<p>②公正な競争を阻害するおそれがないか (独占禁止法的市場評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 公正取引委員会の調査の設計や設問を参考に、消費者に対するアンケート調査を活用し検証 • NHKのインターネットサービスについて利用意向があると回答した回答者に対して、利用することにより想定される影響をポジティブ・ネガティブ両面で聴取
<p>③質の高い情報発信が、協会だけでなく、地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているか (多元性評価)</p>	<ul style="list-style-type: none"> • Ofcomの多元性測定の観点の検証方法など関連知見を参考にしつつ、消費者に対するアンケート調査を活用し検証 • メディアの聴取項目・例示については総務省調査などを参考に設定 • 利用可能なメディア数、各メディアのリーチ・利用しているメディア数、各メディアの信頼を算出

→71ページ

→75ページ

→78ページ

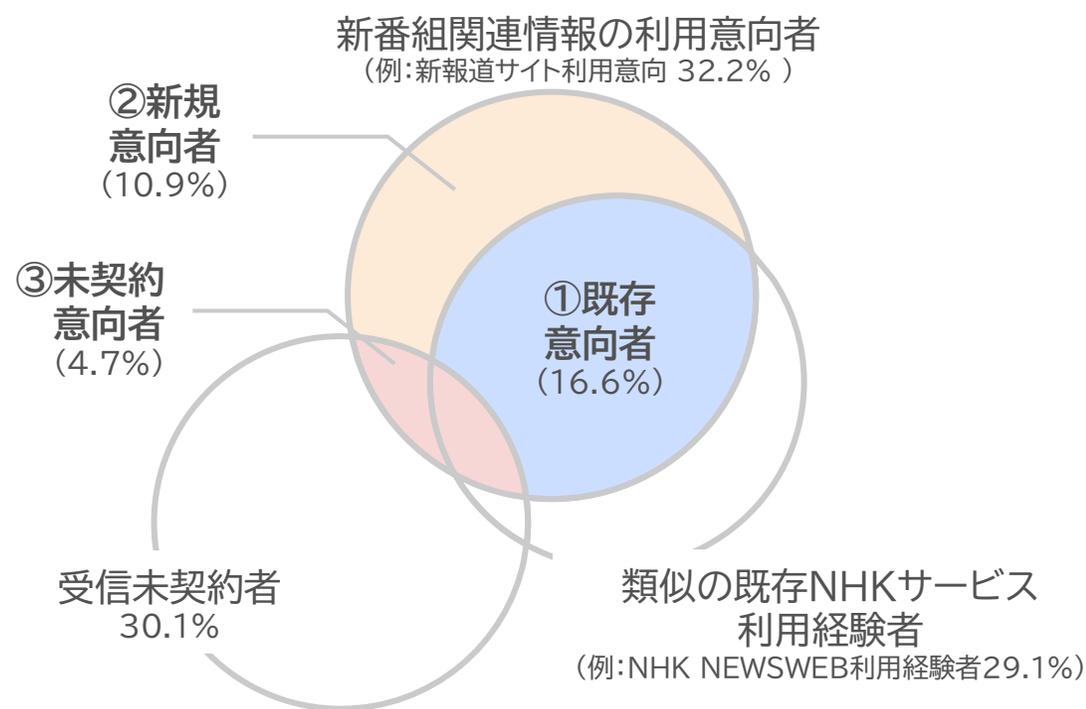
II 競争評価のための調査・分析

II-1 ②独占禁止法の市場評価

Ⅱ-1-1. ネット調査による影響評価

影響評価 分析の前提・考え方

- 想定しているNHKの番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある利用意向者を、既存のNHKサービスを利用しておらずに利用される可能性のある①既存意向者、既存のNHKサービスを利用しておらず実際に利用するまでにやや障壁のある②新規意向者、受信契約がなく支払障壁のある③未契約意向者の3つに分類する。
- これら3つのセグメントで影響の生じ方が異なると想定されるため、これらに分類した上で分析を行う。



注) 数値は、報道サイトにおける例。領域によって値は異なる

注) 既存利用かつ未契約者は、③未契約者に分類

注) 未契約者は、「受信料契約なし」または「わからない」と回答した人

利用意向者の分類	競争への影響
新番組関連情報の利用意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある人全体
① 既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・新番組関連情報と類似の既存のNHKサービスの利用経験がある、利用意向者 ・利用障壁が最も低く、影響が最初出やすい。一方で、既存サービスでの影響は既に発生しており、サービスの変更が少なければ影響も小さい
② 新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・類似のNHKサービスの利用経験がない、受信契約のある利用意向者 ・既存のNHKサービス利用者にと比べると、認知の障壁が存在するため利用されにくい
③ 未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・受信契約のない利用意向者 ・新番組関連情報は、受信契約が前提となるため、支払障壁が存在する

- NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は32.2%。
そのうち、①既存意向者は16.6%、②新規意向者は10.9%、③未契約意向者は4.7%。

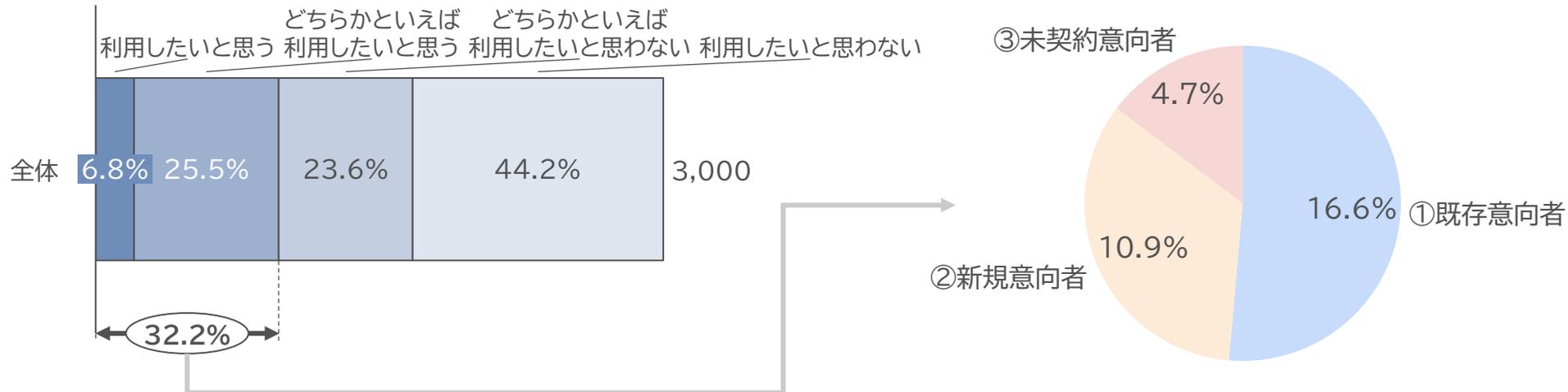
NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ②多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

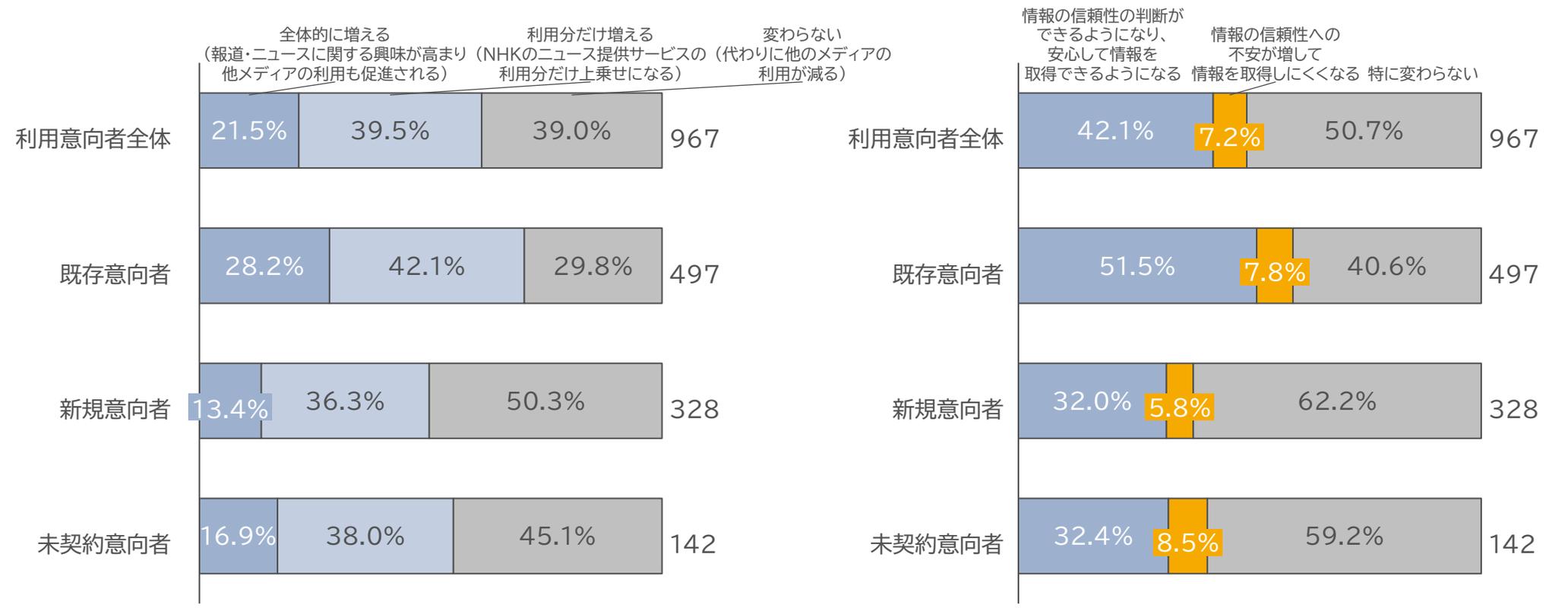


〔報道〕 番組関連情報のメディア全体の利用時間・信頼への影響

■ NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用によって、情報を取得する総時間は増えると思う人が61.0%、情報を取得する際の気持ちは信頼が増すと思う人が42.1%。

【新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q28.前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用
することで、あなたが報道・ニュースジャンルでの**情報・コンテンツを取得する総時間**は
どのように変わるとおもいますか。[SA]

【新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q29.Q27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用
することで、あなたがインターネット上の**情報・コンテンツ全般を取得するときの気持ち**は
どのように変わるとおもいますか。[SA]

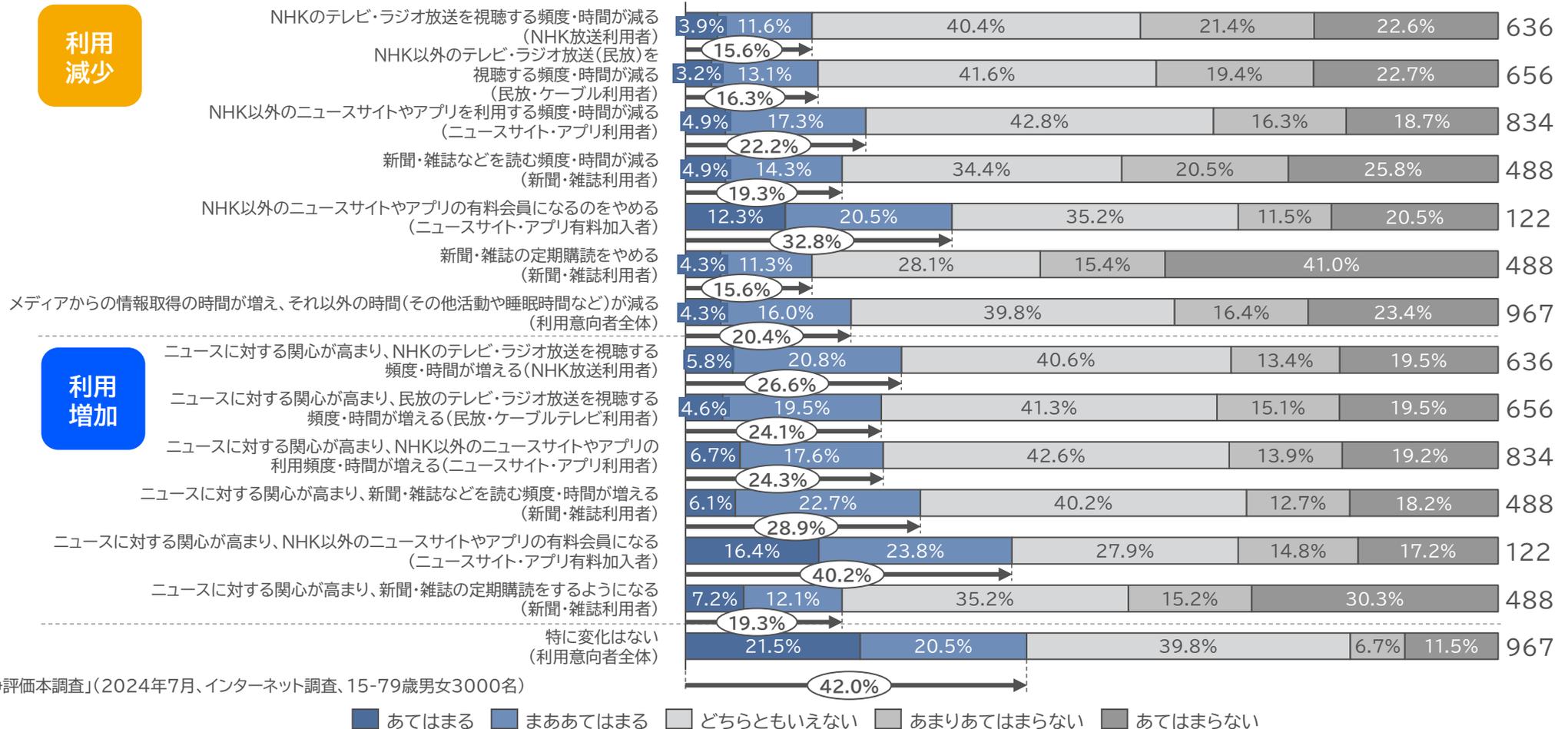


出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

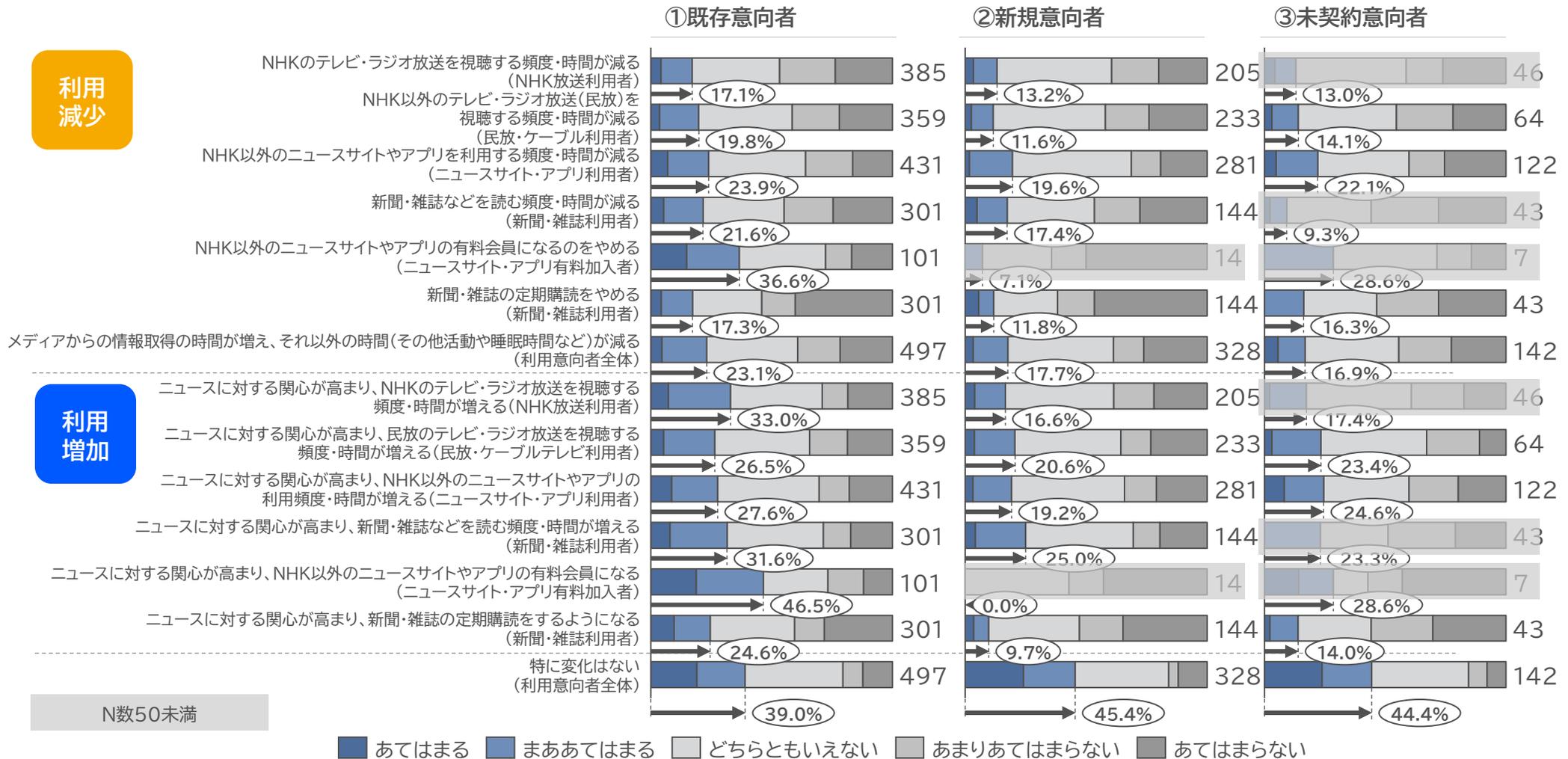
■ NHKサービスを利用することで、他のメディアの利用が増加すると考える人は、利用が減少すると考える人を上回っている。

【新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q30.あなたがQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得にどのような影響があると思いますか。[SA]

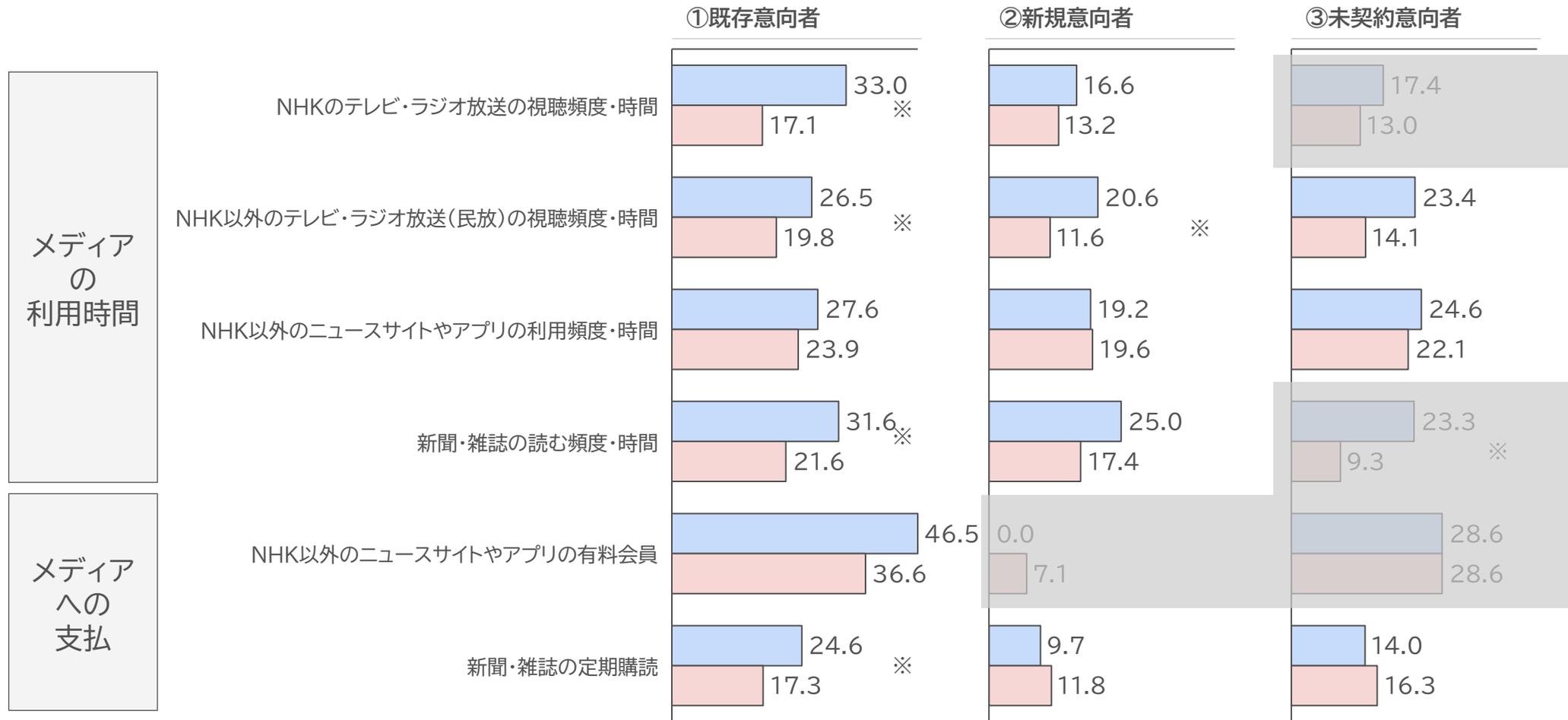
母数:回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者



■ ①既存意向者では多くの項目で利用増加が減少を上回る。②③では、利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度。



■ ①既存意向者では多くの項目で利用増加が減少を上回る。②③では、利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度。



※:統計的に増加と減少に差がある項目

増加:前ページの利用時間や支払の増加に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合

減少:同減少に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合

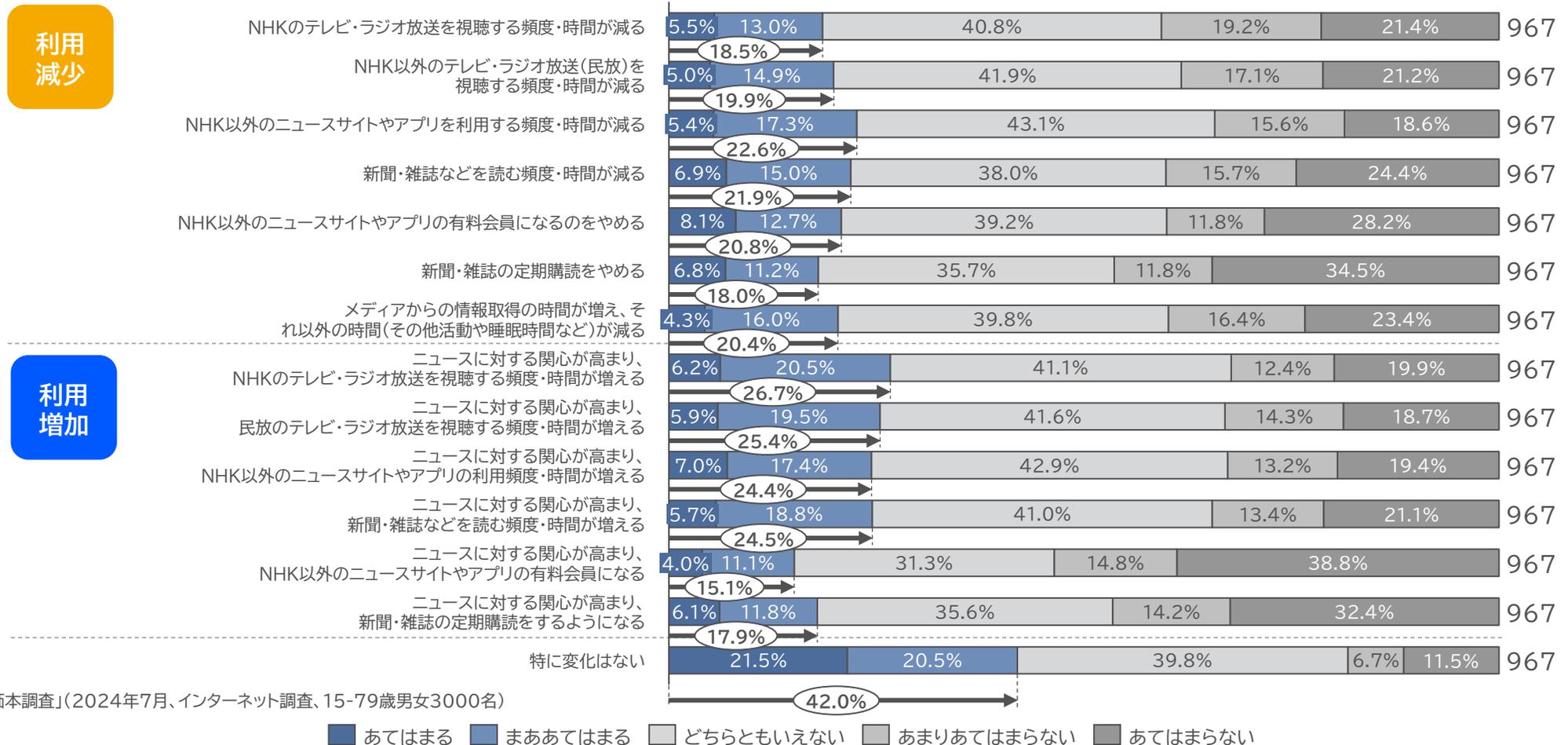
出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

N数50未満

■ 参考までに、各メディアの非利用者も含めた利用意向者全体で見ても、多くの項目で、利用時間が増加すると考える人が、減少すると考える人よりも多い

【新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q30.あなたがQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数: 回答者(利用意向者)全体



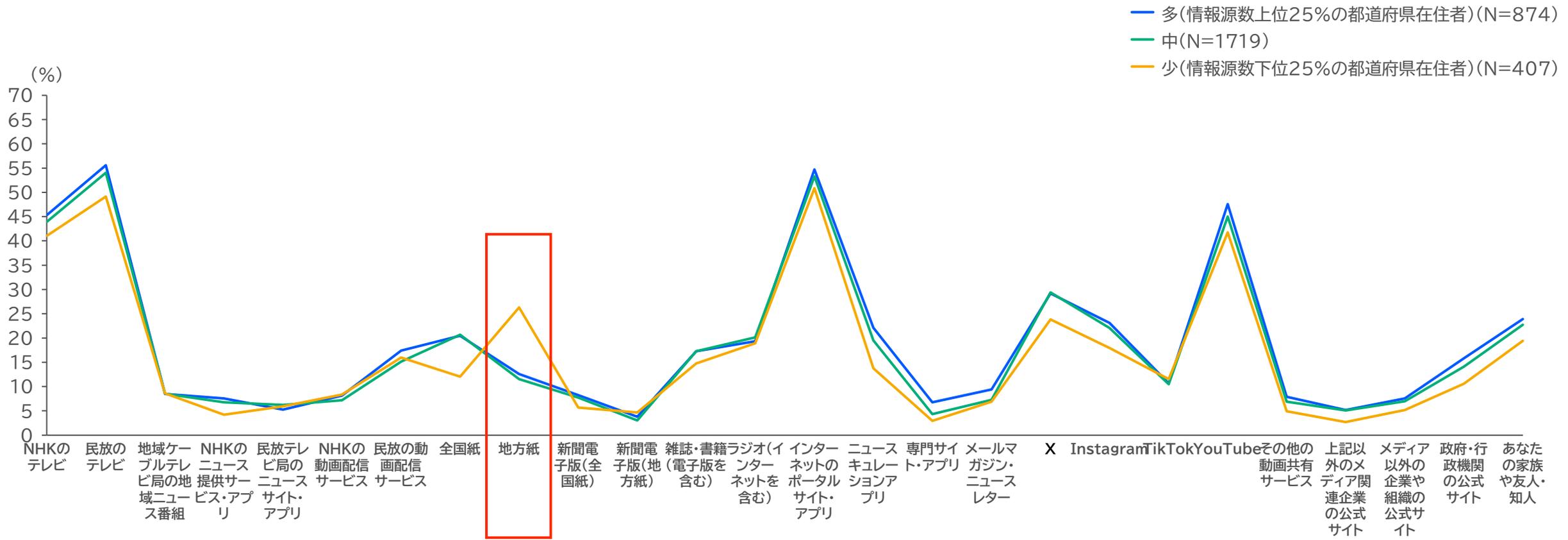
出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

② 独禁法的市場評価 (地域の多元性考慮)

ニュース取得情報源の多寡別の利用している情報源

■ 情報源数の少ない地域は、テレビや全国紙・ネットサービスの利用率がやや低く、地方紙の利用率が高い。

ニュース取得において実際に利用している情報源



② 独禁法的市場評価 (地域の多元性考慮)

取得情報源の多寡別の番組関連情報(報道)の利用意向

- NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は、利用している情報源が多い地域でやや高く、少ない地域でやや低い傾向。

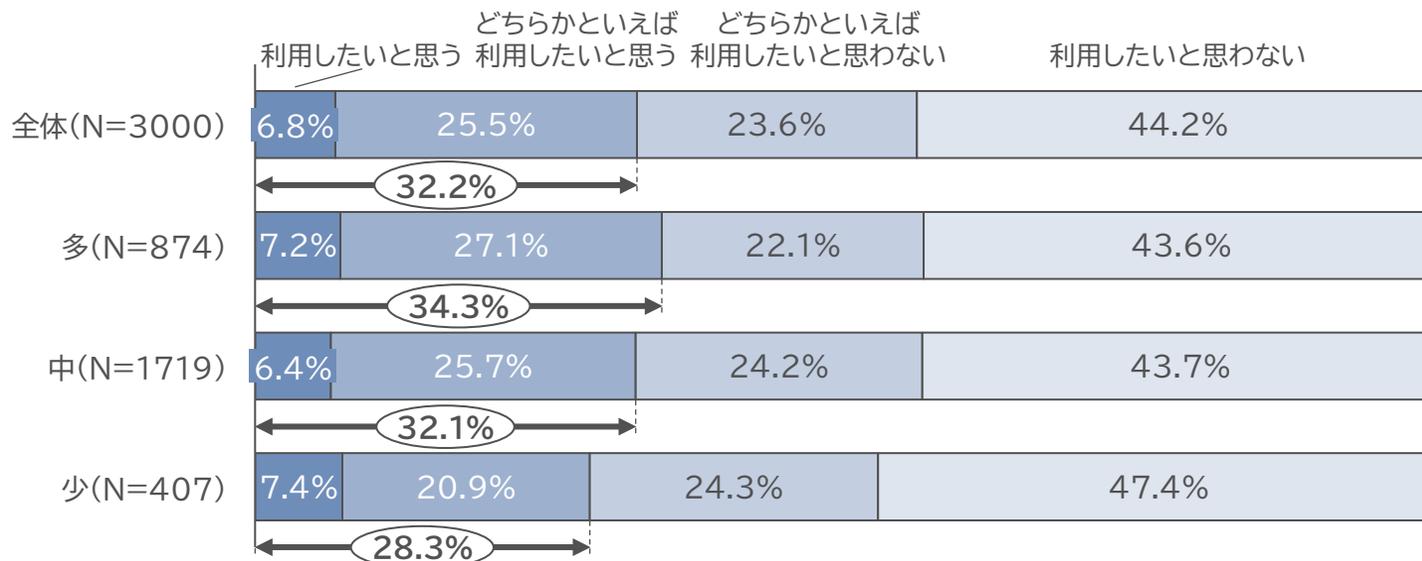
NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ① ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ② 多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③ SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④ 選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。

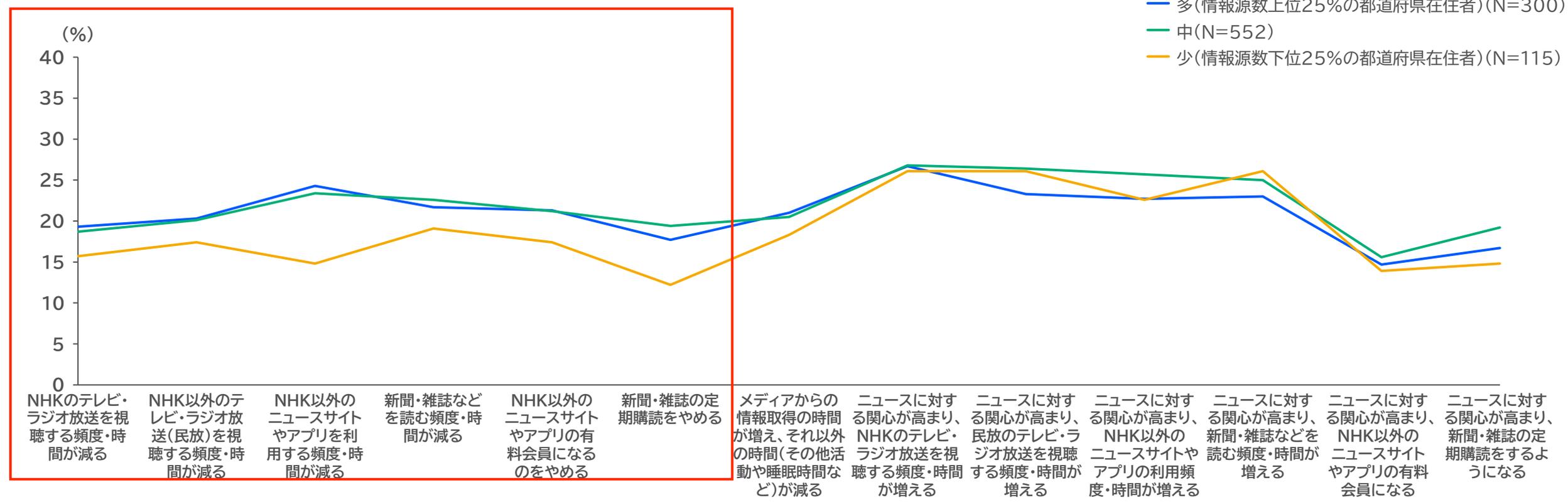


② 独禁法的市場評価 (地域の多元性考慮)

ニュース取得情報源の多寡別の番組関連情報による影響

■ 情報源数の少ない地域においては、NHKの新たな番組関連情報によって他メディア利用が減ると考える人の割合は低い。

NHK番組関連情報(報道サイト)による各サービス利用への変化 (情報源数多・中・少別)



※それぞれの項目について「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した割合

出所)競争評価本調査(2024年7月)

〔報道〕
番組関連情報のまとめ

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると考える人が一定存在。
- メディアの利用時間では、①で多くの項目で利用時間が増加、②③では増加と減少が同程度。
- 支払については、①で新聞の定期購読が増加すると考える利用者は多く、ネットサービスでは増加と減少が同程度。②③では増加と減少が同程度。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約5割が、安心して情報取得できるようになる 約4割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目で、利用時間が増加すると考える人の方が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、増加すると考える利用者の方が多い 他メディアネットサービスでは、支払が増加すると考える加入者と減少すると考える加入者はほぼ同数 (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約3割が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約3割が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない

■ NHKが想定している医療・健康情報サービスの利用意向は31.5%。そのうち、①既存意向者が15.4%、②新規意向者が11.8%、③未契約意向者が4.4%。

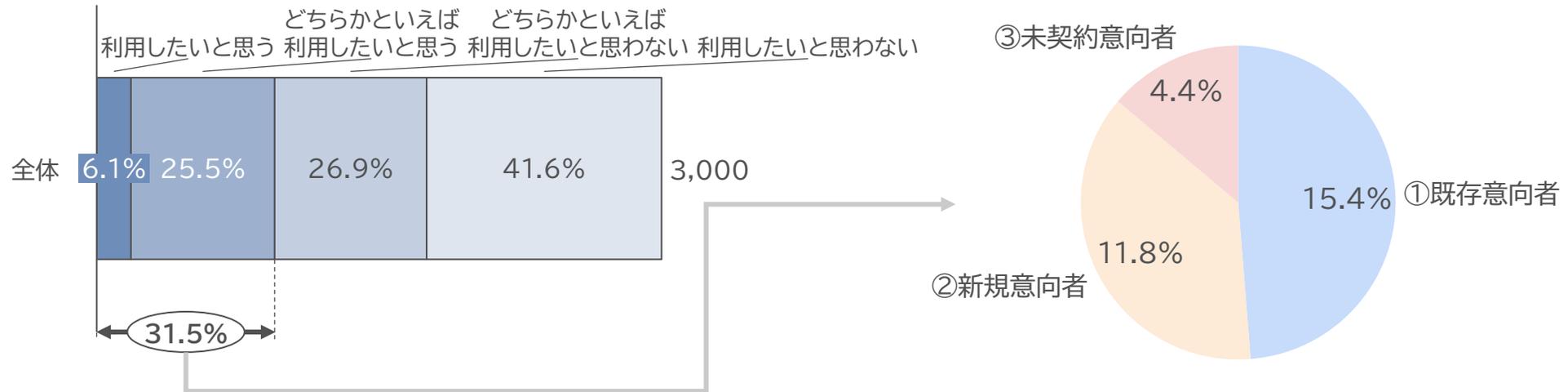
NHKでは、次のようなオンラインでの医療・健康情報サービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、医師や専門家への取材に基づいて最先端の「確かで信頼できる医療・健康情報」を動画やテキストでインターネットの特性を生かして提供します。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①自ら必要とする情報について、各分野をリードする第一級の医師・専門家の監修や取材、最新のガイドラインなどの取材に基づいた、偏りのない確かな情報を見ることができます。
- ②最先端の医療・健康情報を、自らの関心にあわせて選んで見ることができます。
- ③難しい専門用語は平易な言葉で補足・解説され、動画や図なども活用されて、判りやすく情報を得ることができます。
- ④最新の治療法や予防法、新薬などの情報を、いち早く見ることができます。

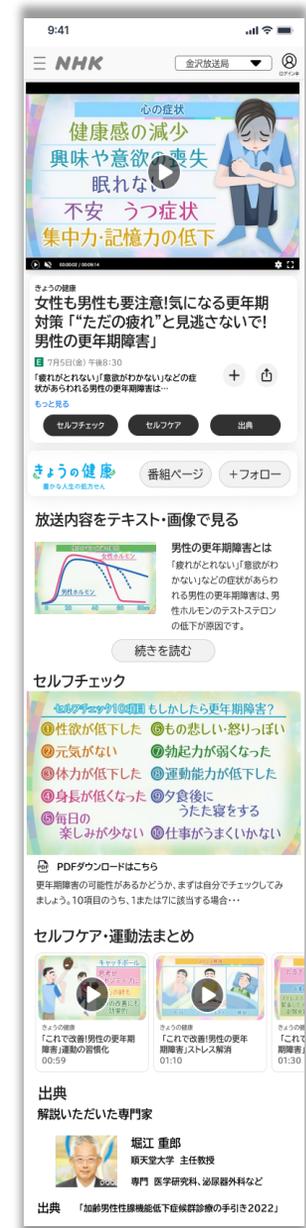
Q46.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。



② 独禁法的市場評価

新たな医療・健康情報サービス(番組関連情報)で提示した画像



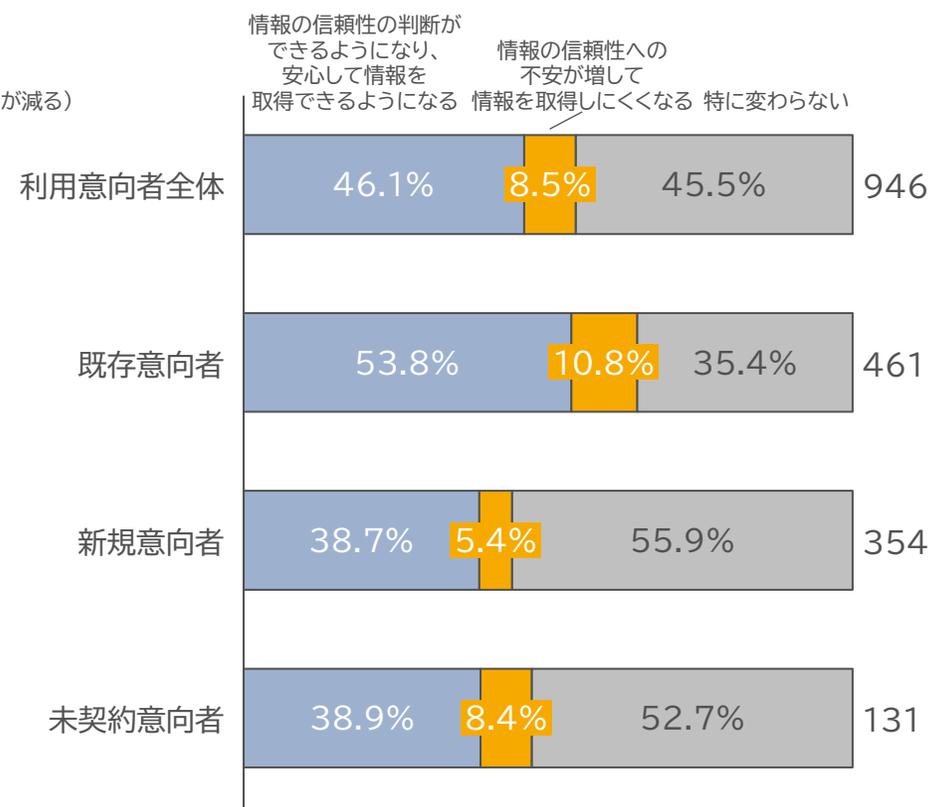
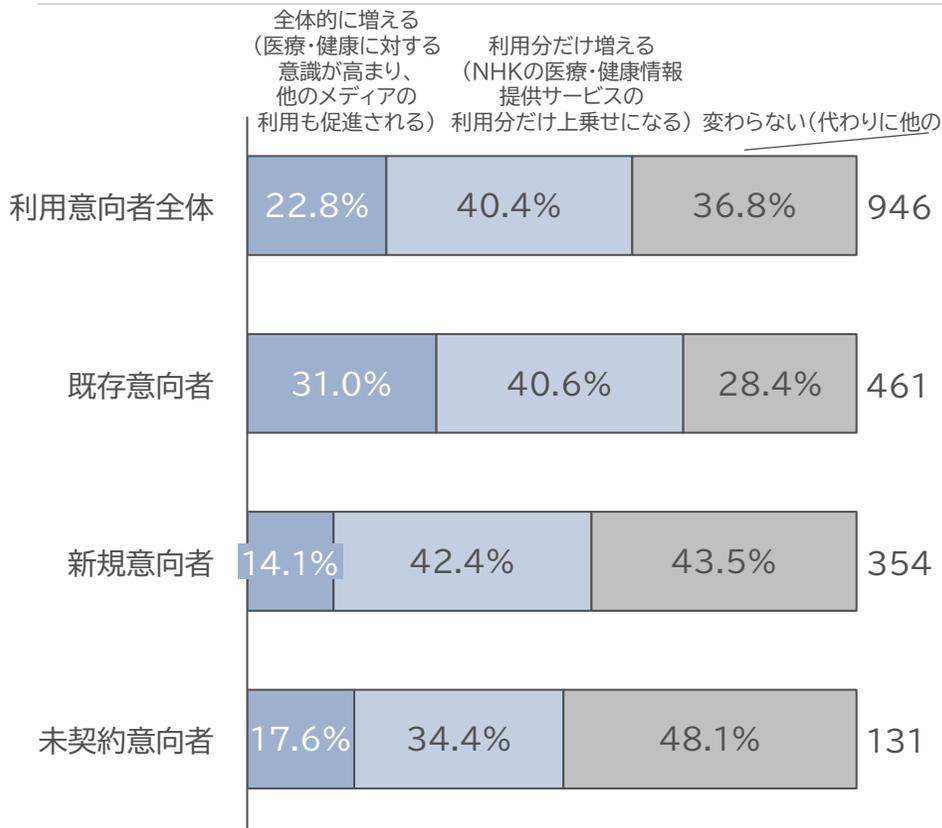
② 独禁法的市場評価

〔医療・健康〕
番組関連情報のメディア全体の利用時間・信頼への影響

■ NHKの新しい医療情報サービスの利用により、医療情報の取得にかかる総時間が増加する人は63.2%、信頼・安心が増す人は46.1%

【NHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q47.前問で紹介したようなNHKの新しいオンラインでの医療・健康情報提供サービス
を利用することで、あなたが医療・健康情報を取得する総時間は
どのように変わるとお考えですか。[SA]

【新しいNHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q48.Q46で紹介したようなNHKの新しいオンラインでの医療・健康情報提供サービス
を利用することで、あなたがインターネット上の医療・健康情報全般を取得するときの
気持ちはどのように変わるとお考えですか。[SA]



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

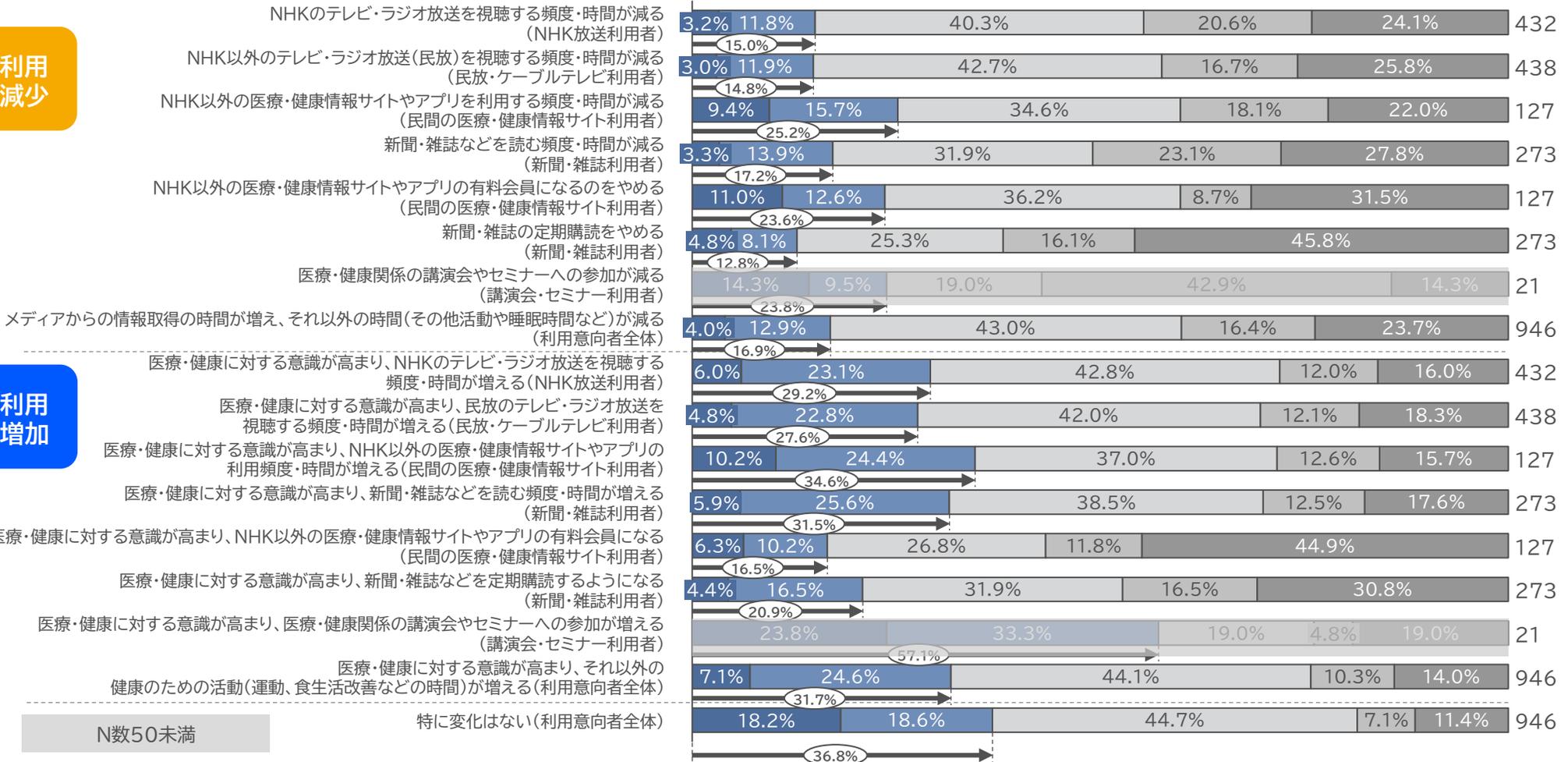
■ NHKサービスを利用することで、他のメディアの利用が増加すると考える人は、利用が減少すると考える人を上回っている。

【NHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q49.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの医療・健康情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数: 回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者

利用
減少

利用
増加



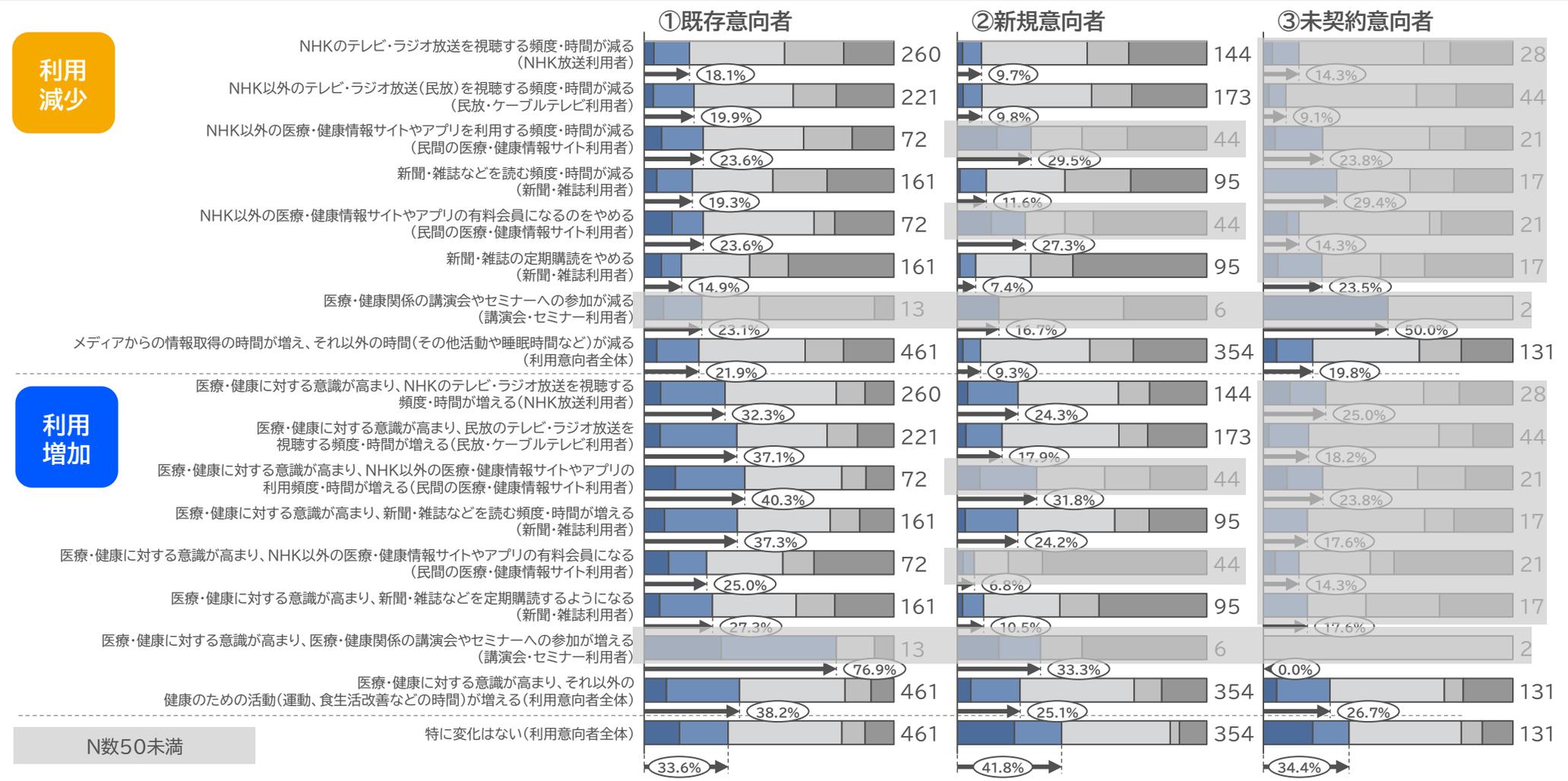
N数50未満

② 独禁法的市場評価

〔医療・健康〕番組関連情報の各メディアへの影響(3セグメント別)

■ ①既存意向者、②新規意向者では、多くの項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る。③未契約意向者はサンプル数僅少のため参考値。

【NHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q49.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの医療・健康情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

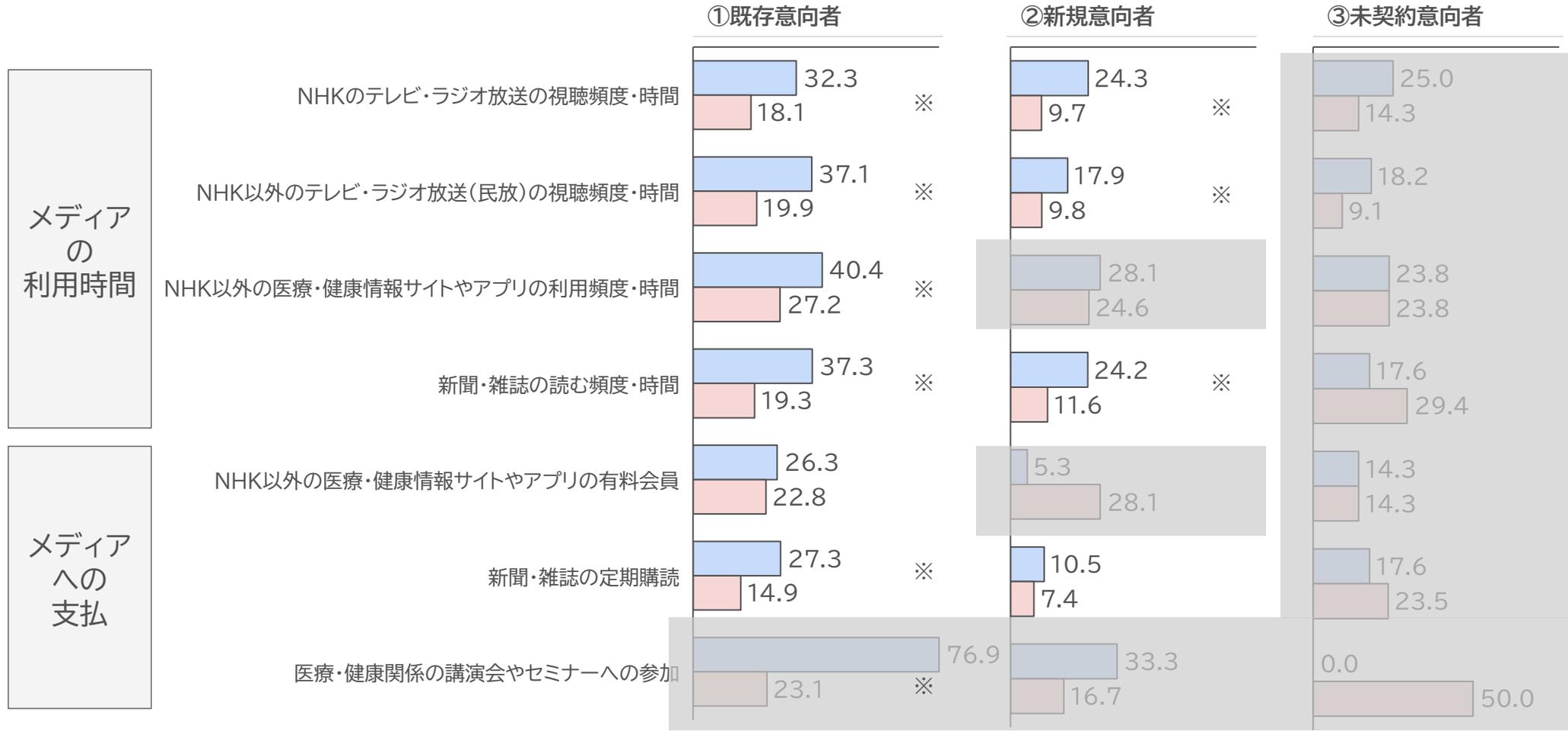


利用減少

利用増加

N数50未満

■ ①既存意向者、②新規意向者では、多くの項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る。③未契約意向者はサンプル数僅少のため参考値。



※: 統計的に増加と減少に差がある項目
 増加: 前ページの利用時間や支払の増加に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合
 減少: 同減少に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合

■ 増加 ■ 減少

N数50未満

② 独禁法的市場評価

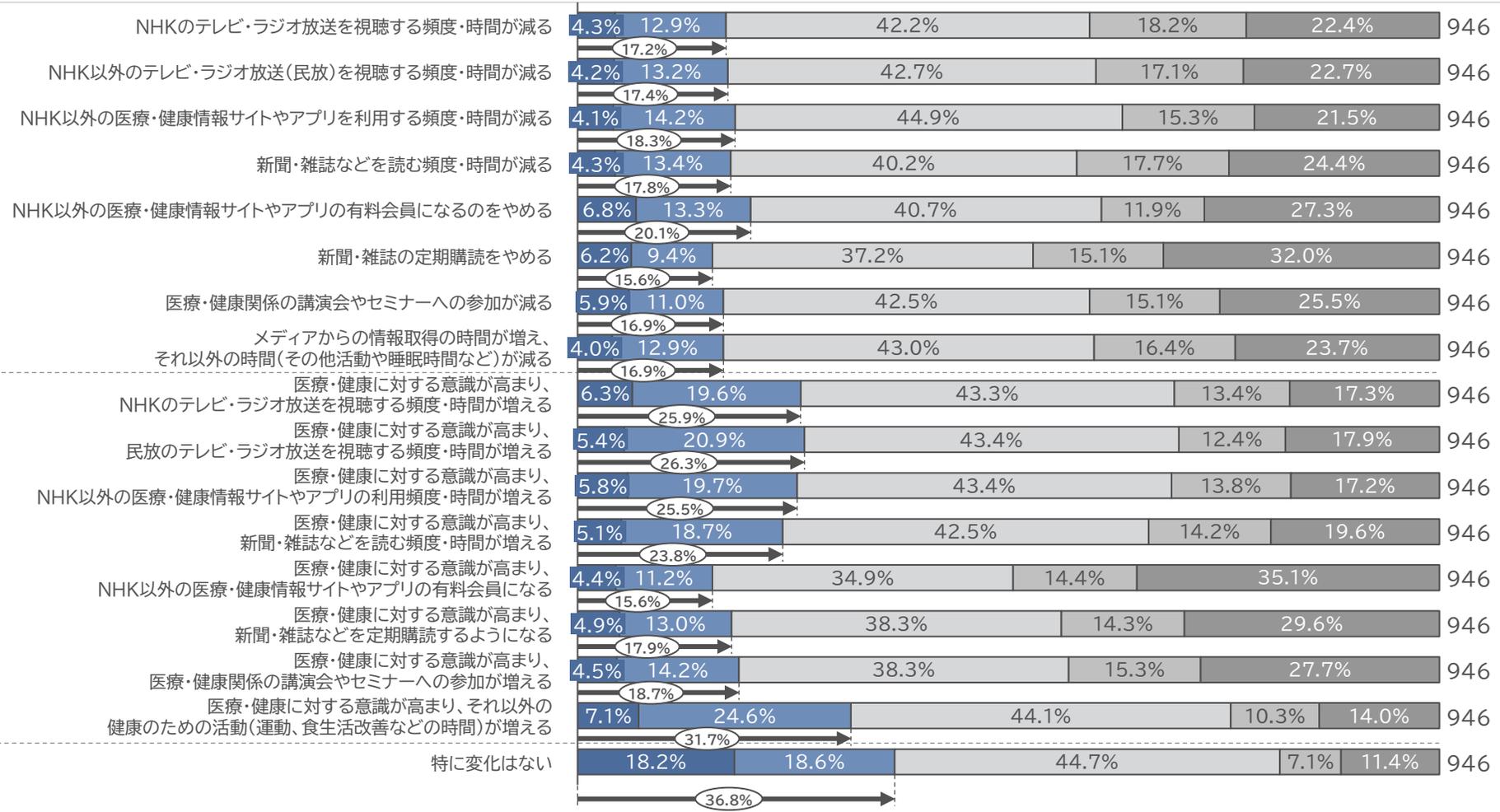
〔医療・健康〕番組関連情報の各メディアへの影響(非利用者含む)

参考までに、各メディアの非利用者も含めた利用意向者全体で見ても、多くの項目で、利用時間が増加すると考える人が、減少すると考える人よりも多い

【NHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】
Q49.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの医療・健康情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

利用減少

利用増加



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名) ■ あてはまる ■ まああてはまる ■ どちらともいえない ■ あまりあてはまらない ■ あてはまらない

〔医療・健康〕
番組関連情報のまとめ

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると思う人が半数。
- メディアの利用時間では、①②の多くの項目で利用時間が増加すると考える人の方が多く、③は利用者自体が少ない。
- 支払については、①で新聞の定期購読が増加すると考える利用者の方が多い。その他は、増加と減少が同程度か、利用者自体が少ない。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約5割が、安心して情報取得できるようになる 約35%は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> 医療・健康情報サイトの有料加入では、支払が増加すると考える利用者とはほぼ同数 新聞・雑誌の定期購読では、増加すると考える利用者の方が多い (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約4割が、安心して情報取得できるようになる 約55%は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者とはほぼ同数 他メディアネットサービスの利用者は、このセグメントには殆どいない
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約4割が、安心して情報取得できるようになる 約5割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない

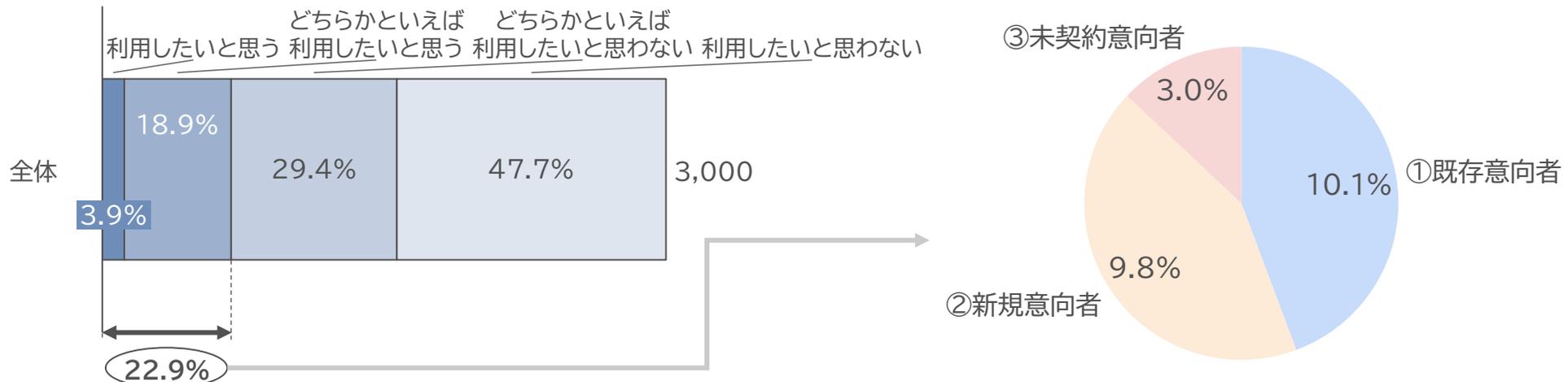
- NHKが想定している福祉情報サービスの利用意向は22.9%。そのうち、①既存意向者が10.1%、②新規意向者が9.8%、③未契約意向者が3.0%。

NHKでは、次のようなオンラインでの福祉情報サービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「社会的支援を必要とする人々への認識を高め、相互理解を促進し、社会全体の成熟につなげるための情報」を動画やテキストでインターネットの特性を生かして提供します。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①自分や家族が障害や疾患など困難な状況に見舞われたときに必要とされる情報を、いつでも参照できるよう提供します。
- ②掲示板や投稿フォームなどを通じて、当事者、周りの方々の思いを共有する場づくりを促すと同時に、寄せられた声を番組制作に繋げていきます。
- ③番組で提示した基礎情報、事例紹介、専門家の知見、相談窓口(全国、地域の自治体・支援団体等)など具体的な支援情報を掲載します。
- ④高齢者や障害のある人などに、コンテンツをあまねく届けるためのユニバーサルサービス・情報保障を拡充します。

Q52.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]
※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。



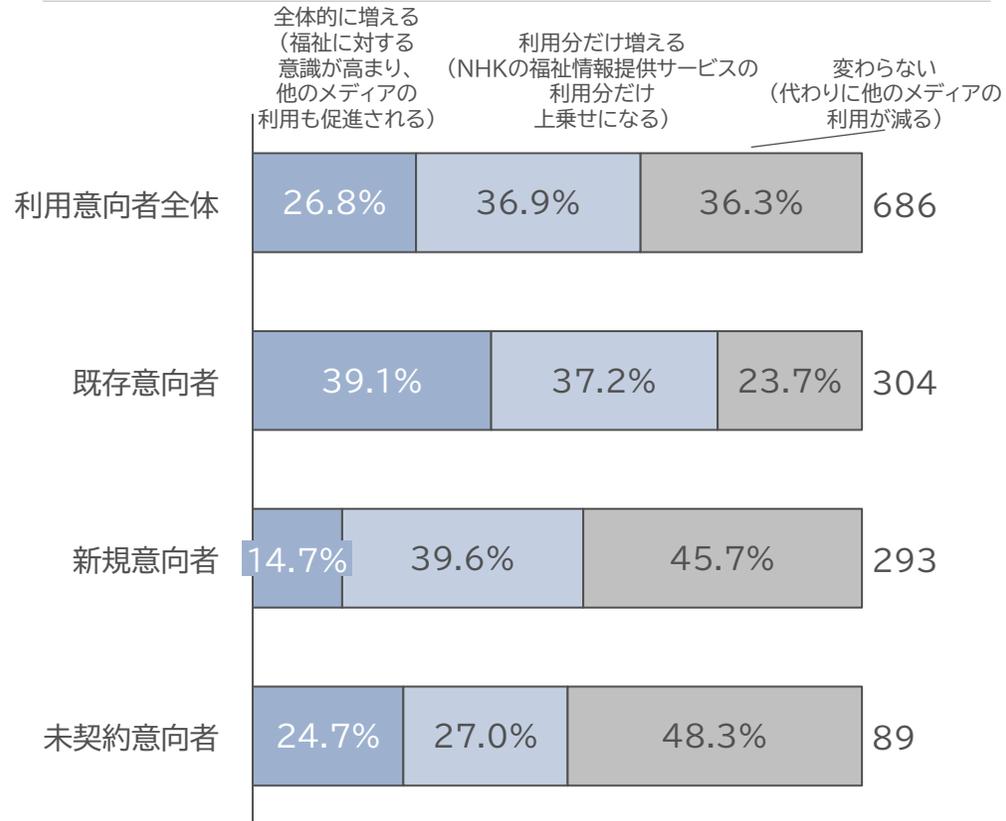
② 独禁法的市場評価

新たな福祉情報サービス(番組関連情報)で提示した画像

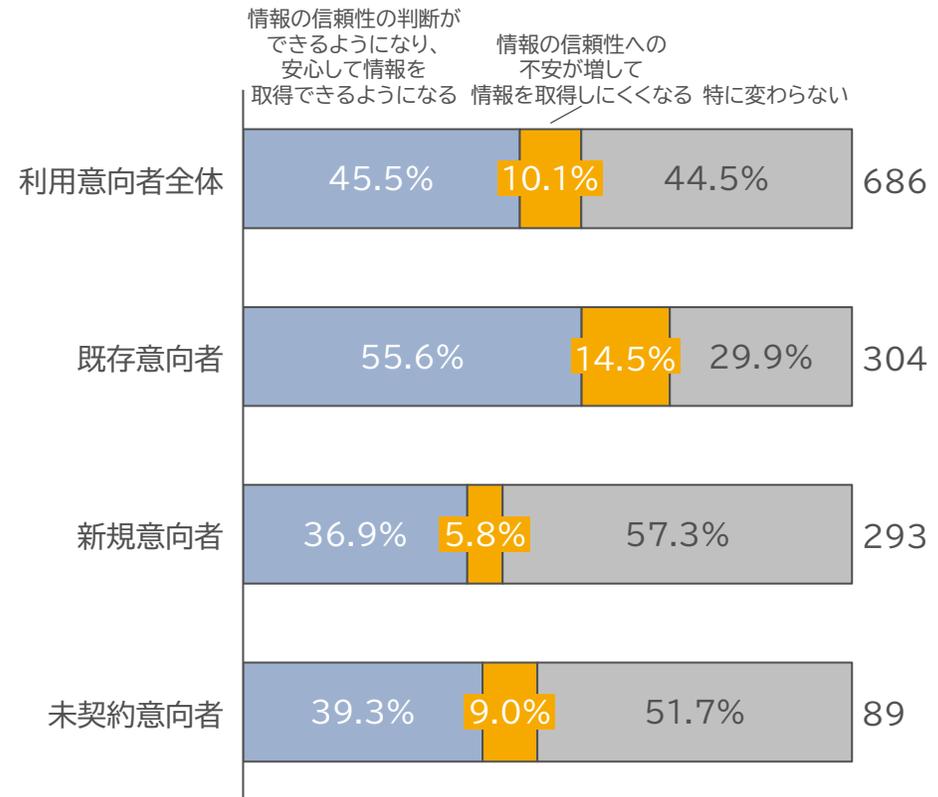


■ NHKの福祉情報サービスの利用によって、福祉情報の取得にかかる時間が増加する人が63.7%、信頼・安心が増すと感じる人が45.5%

【NHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q53.前問で紹介したようなNHKの新しい福祉情報提供サービス
を利用することで、あなたが福祉情報を取得する総時間は
どのように変わるとおもいますか。[SA]



【新しいNHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q54.Q52で紹介したようなNHKの新しい福祉情報提供サービス
を利用することで、あなたがインターネット上の福祉情報全般を取得するときの
気持ちはどのように変わるとおもいますか。[SA]



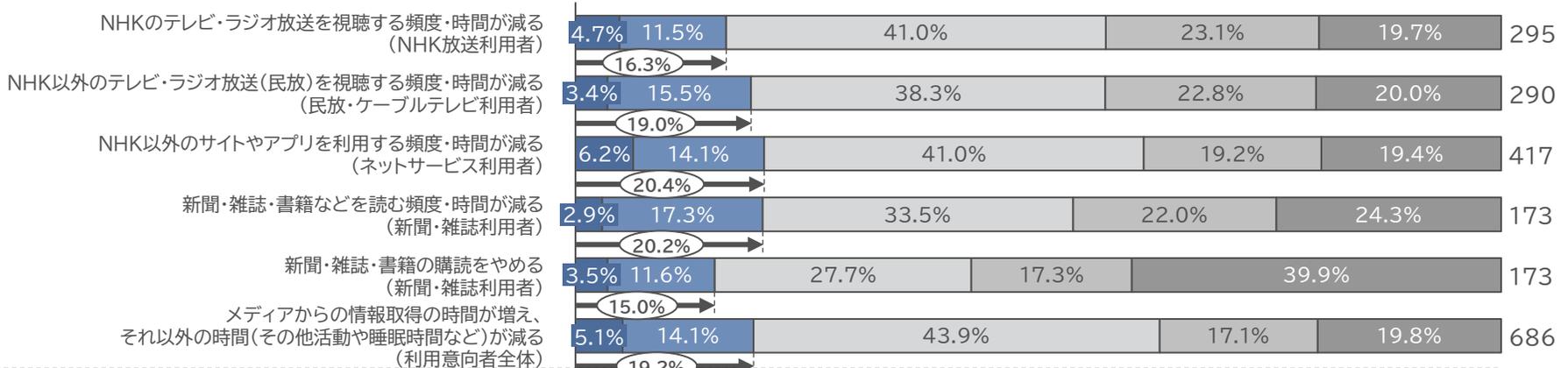
■ NHKサービスを利用することで、他のメディアの利用が増加すると考える人は、利用が減少すると考える人を上回っている

【NHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】

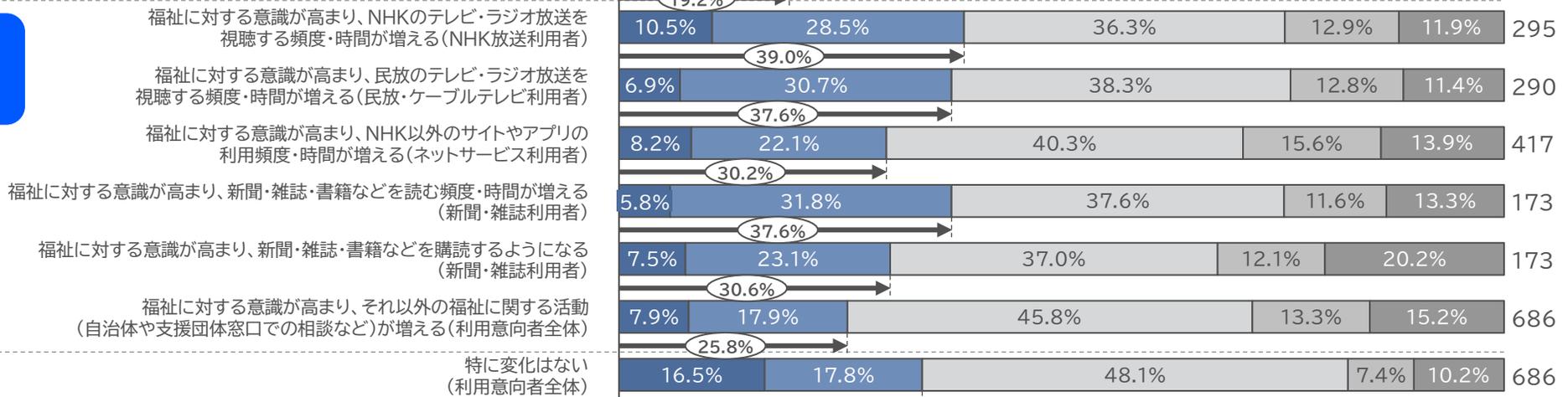
Q55.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの福祉情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数: 回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者

利用
減少



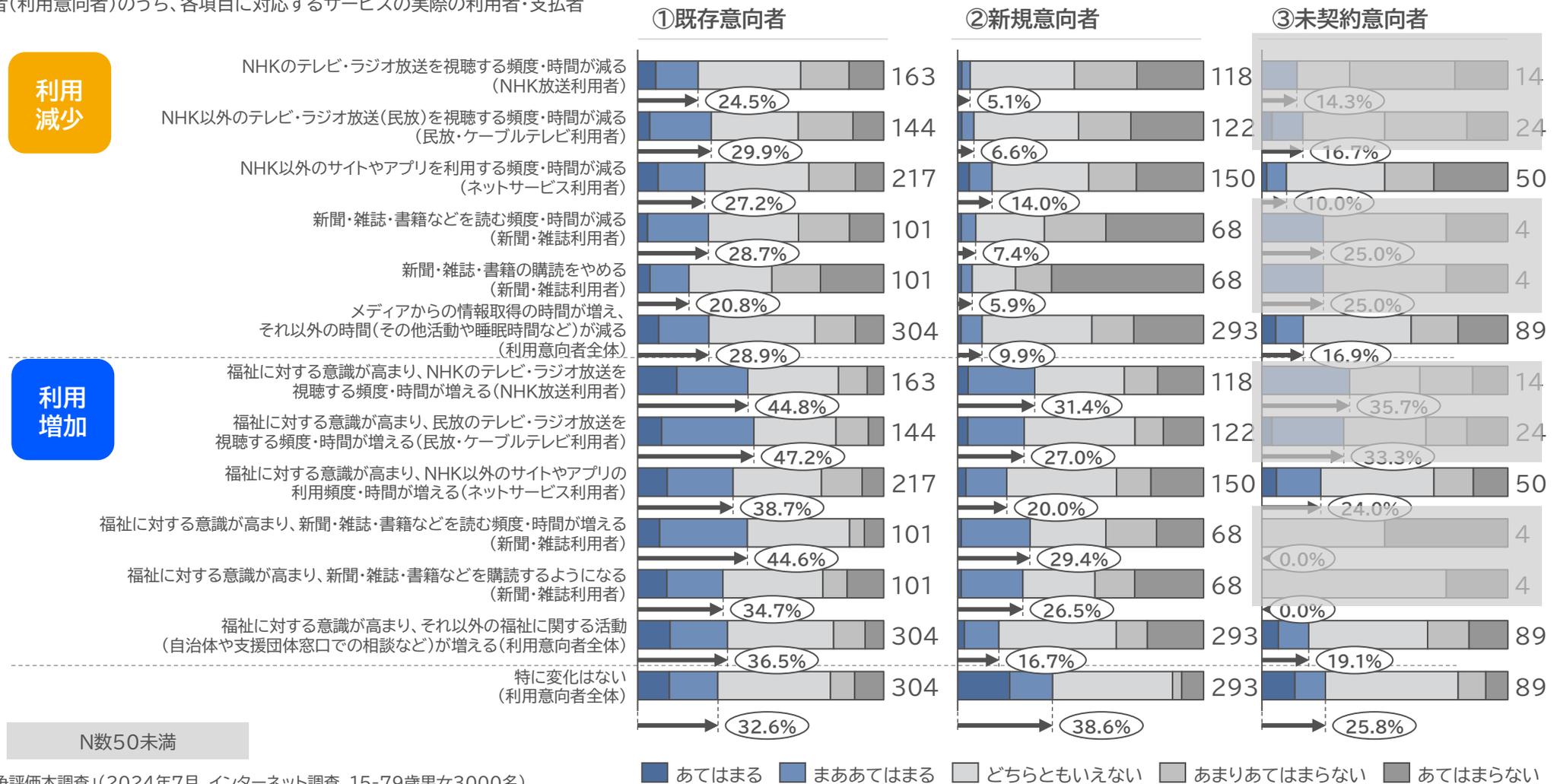
利用
増加



■ サンプル数僅少の項目を除く、ほぼ全ての項目で利用・支払が増加すると考える人が減少すると考える人を上回る。

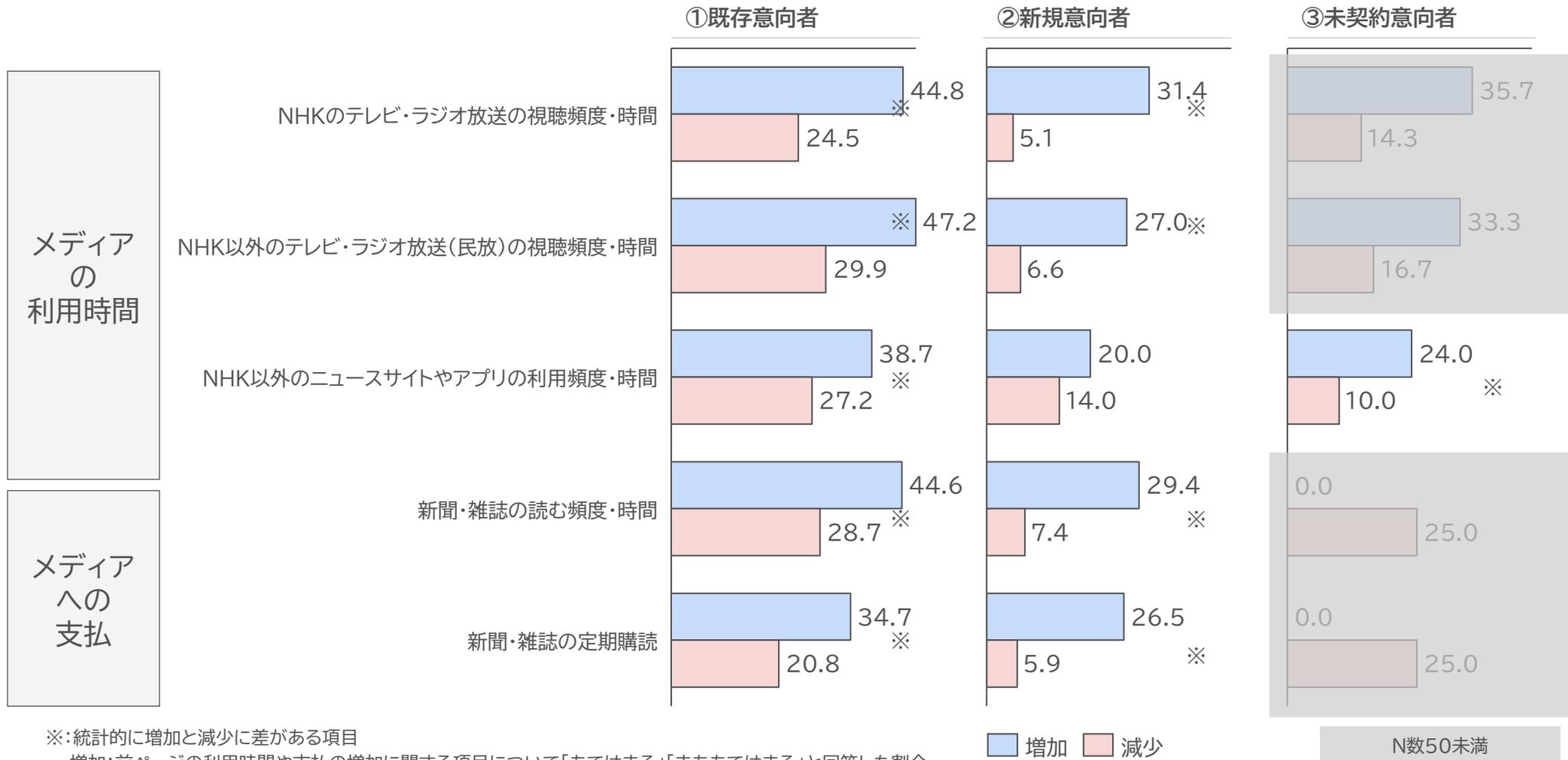
【NHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q55.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの福祉情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数:回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者



N数50未満

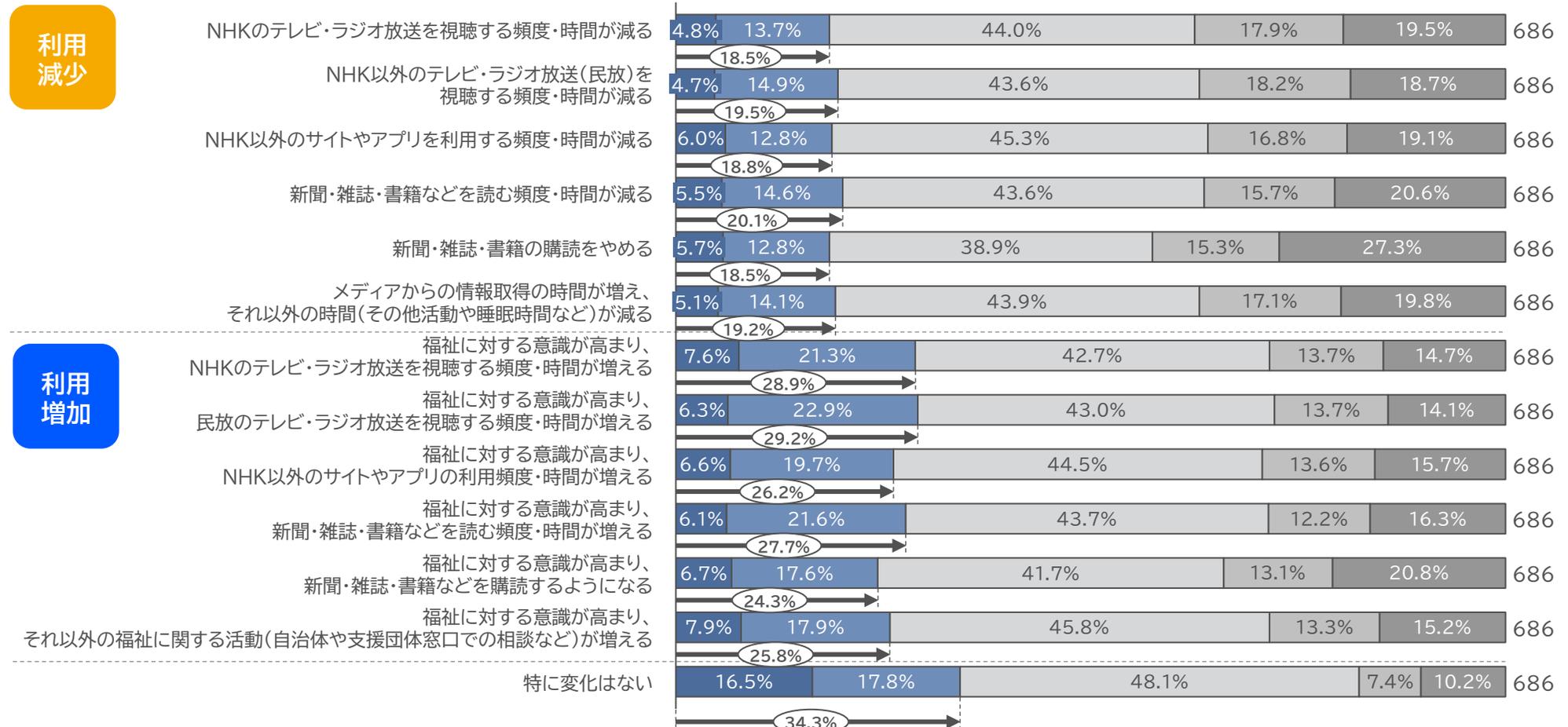
■ サンプル数僅少の項目を除く、ほぼ全ての項目で利用・支払が増加すると考える人が減少すると考える人を上回る。



■ 参考までに、各メディアの非利用者も含めた利用意向者全体で見ても、多くの項目で、利用時間が増加すると考える人が、減少すると考える人よりも多い

【NHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかというとなりたいと回答した人】

Q55.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの福祉情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]



〔福祉〕
番組関連情報のまとめ

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると思う人が一定存在。
- メディアの利用時間では、①②の殆どの項目で利用時間が増加すると考える人の方が多く、③は利用者自体が少ない。
- 支払については、①②の全項目で支払が増加すると考える利用者の方が多い、③は利用者が少ない。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約55%が、安心して情報取得できるようになる ・ 約3割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全項目で支払が増加すると考える人が減少を上回る (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約35%が、安心して情報取得できるようになる ・ 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ほぼ全ての項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全項目で支払が増加すると考える人が減少を上回る (現在未利用で、認知障壁があるため、効果は実際の利用開始状況に左右される)
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 約4割が、安心して情報取得できるようになる ・ 約5割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ NHK以外のニュースサイト・アプリで、利用が増加すると考える人が減少を上回る ・ その他は、利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない

- NHKが想定している教育サービスの利用意向は、高校生以下の子持ちの33.2%。そのうち、①新規意向者が14.3%、②既存意向者が14.3%、③未契約意向者が2.6%。

NHKでは、次のようなオンラインで教育サービスを提供することを検討しています。

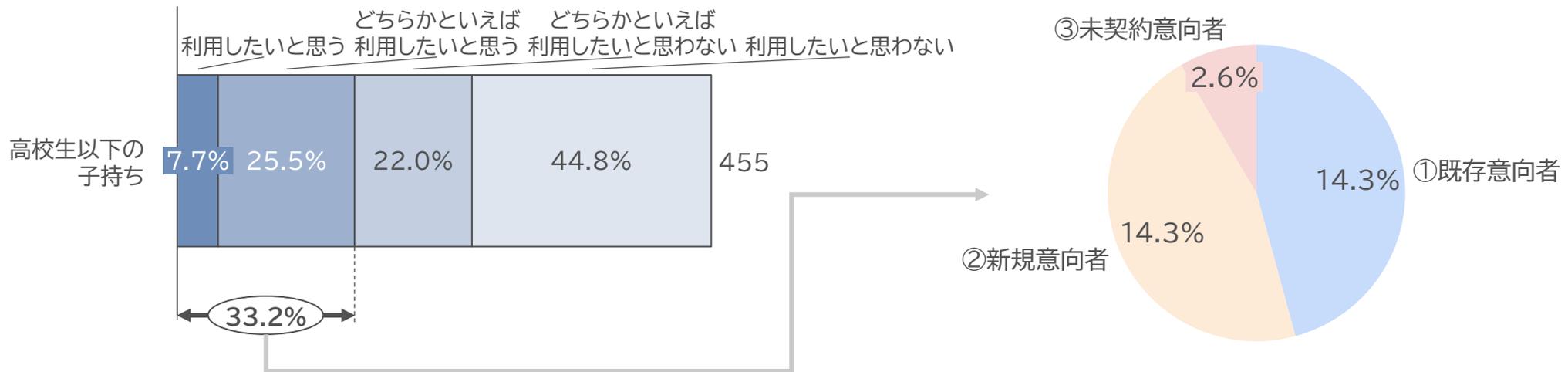
このサービスでは、子どもたちが、必要なときに必要なことを学べるよう、子どもの学びを支援していきます。
このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①学習指導要領に沿って学校でも自宅でも動画や音声、テキストで、学ぶことができます。
- ②一人一人が環境や学習の進捗にあわせて学ぶことができるよう、コンテンツを長期間、視聴できるようにします。
- ③学習内容の全体像や進捗状況を一覧で示して、全体のどのあたりを学んでいるかを簡単に把握することができます。
- ④学校等の教材としても活用できるよう、利用ガイドや補足情報も掲載しています。
- ⑤様々な番組を短い動画に切り出し、学びのテーマごとに再構成して系統立てて学べるように掲載します。

【高校生以下の子供がいる人】

Q63.このようなサービスが実用化された場合、あなたのお子さんに利用させたいと思いますか。[SA]

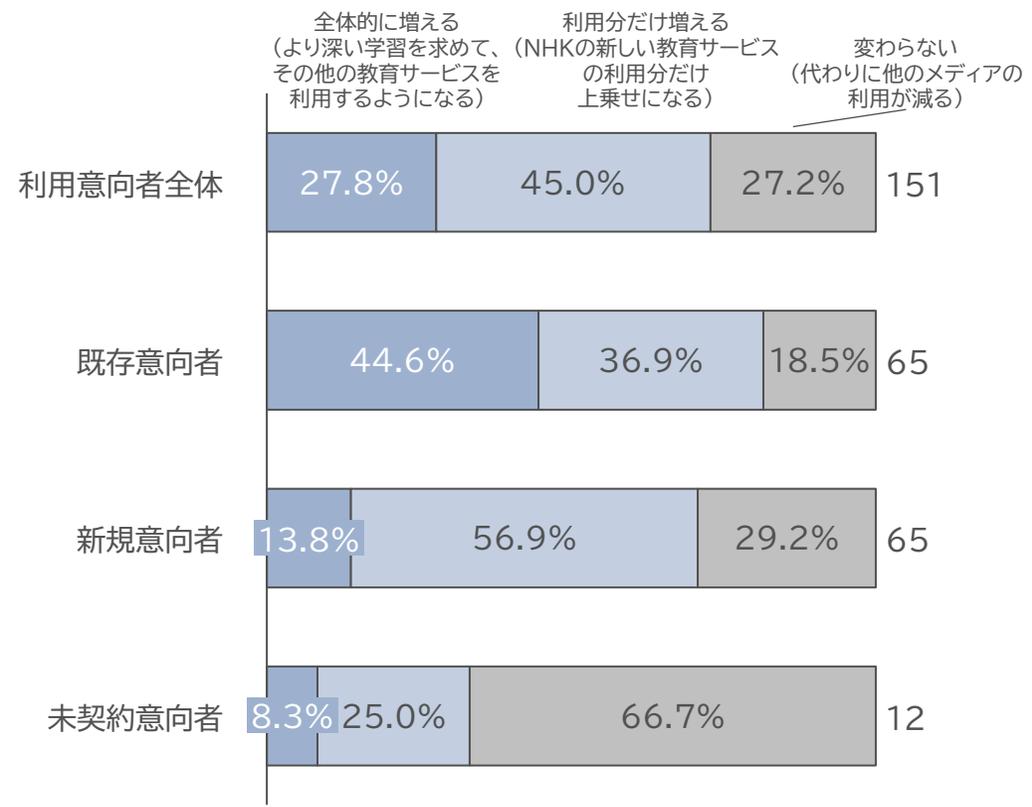
※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。





■ NHKの新しい教育サービスの利用により、学校以外の学習時間は増えると感じる人が72.8%

【自分の子供に、NHKの新しい教育サービスを利用させたい・どちらかという利用させたいと回答した人】
Q64.前問で紹介したようなNHKの新しいオンラインでの教育サービスを利用することで、あなたのお子さんの学校の勉強以外で学習する総時間はどのように変わるとお考えですか。[SA]

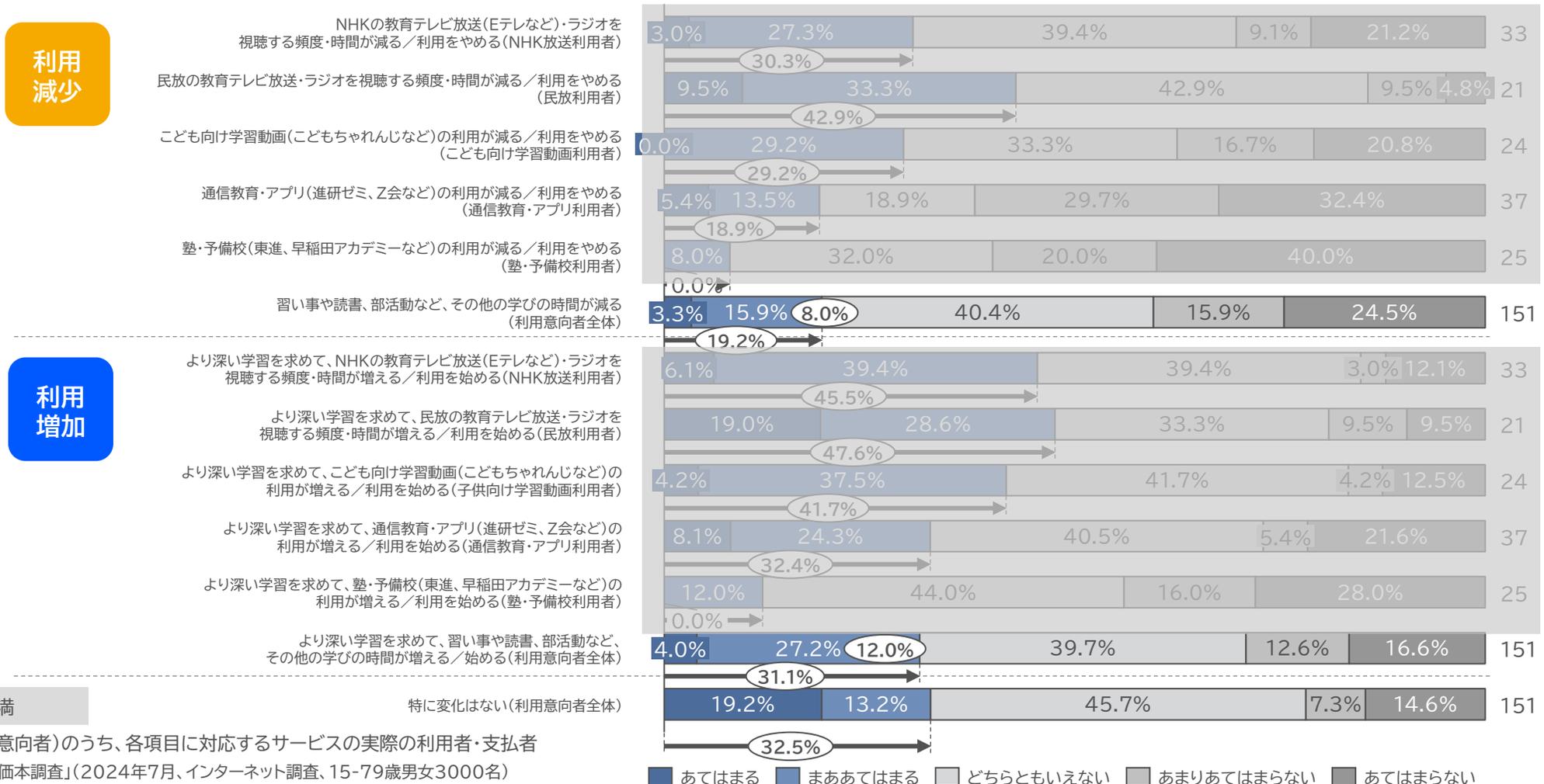


教育サービスについては
学習機会の提供が主目的
インターネット空間の情報に
対する信頼への影響は
未聴取

■ 各メディア利用者に絞るとサンプル僅少であるが、多くの項目で、他のメディアの利用が増加すると考える人が、利用が減少すると考える人を上回っている

【自分の子供に、NHKの新しい教育サービスを利用させたい・どちらかという利用させたいと回答した人】

Q65.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの教育サービスをあなたのお子さんが利用することで、他の教育サービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]



N数50未満

特に変化はない(利用意向者全体)

母数:回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者

出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

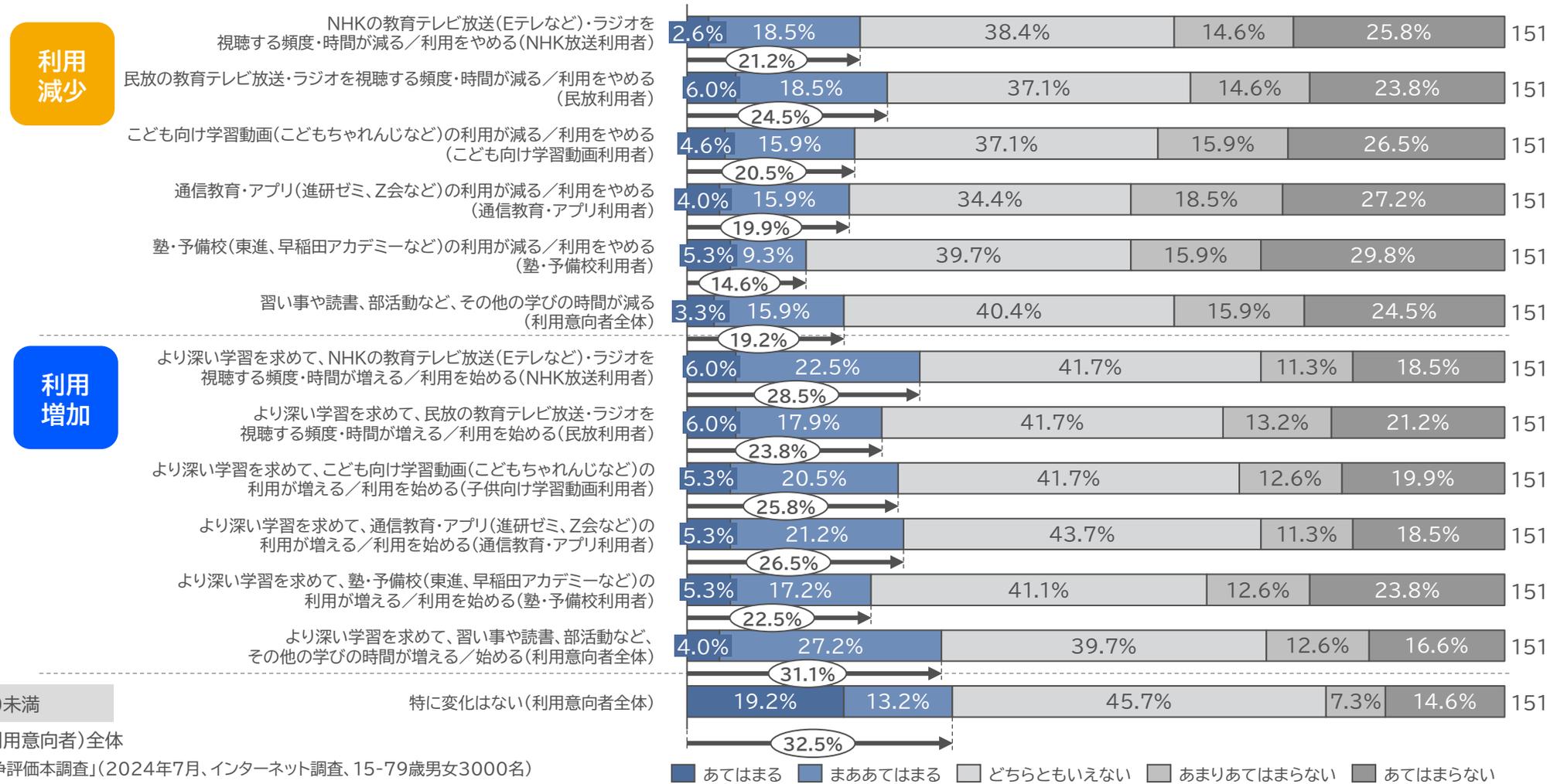
■ あてはまる ■ まああてはまる ■ どちらともいえない ■ あまりあてはまらない ■ あてはまらない

② 独禁法的市場評価

〔教育〕番組関連情報の各メディアへの影響(非利用者含む)

■ 参考までに、各メディアの非利用者も含めた利用意向者全体で見ると、全ての項目で、利用時間が増加すると考える人が、減少すると考える人よりも多い

【自分の子供に、NHKの新しい教育サービスを利用させたい・どちらかという利用させたいと回答した人】
Q65.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの教育サービスをあなたのお子さんが利用することで、他の教育サービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]



母数:回答者(利用意向者)全体

出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

② 独禁法的市場評価

〔教育〕 番組関連情報の各メディアへの影響(非利用者含む) (3セグメント別)

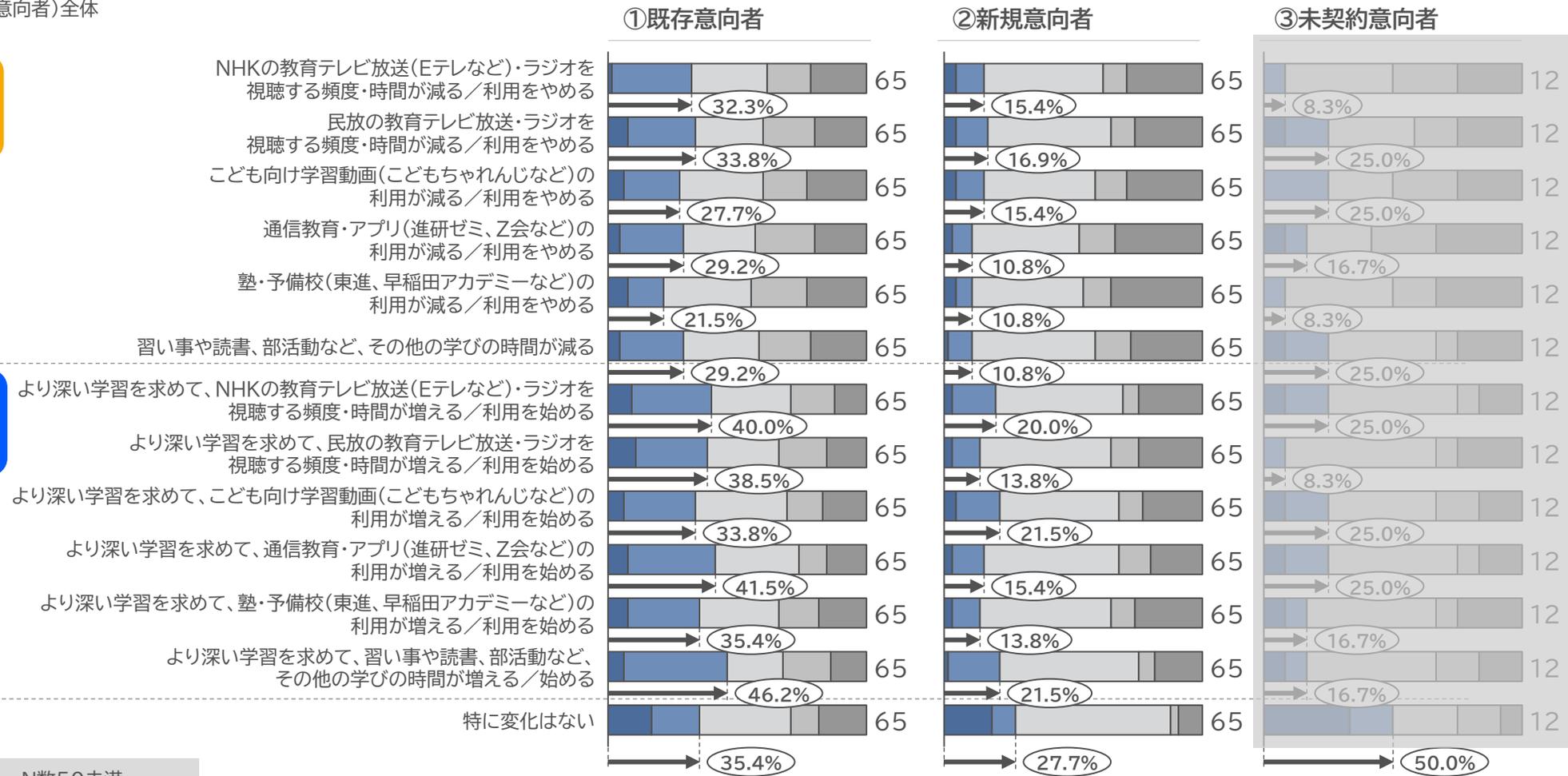
■ 利用意向者の分類別で見ても、ほぼ全ての項目で利用・支払が増加すると考える人と減少すると考える人と同程度か、増加すると考える人の方が多い

【自分の子供に、NHKの新しい教育サービスを利用させたい・どちらかという利用させたいと回答した人】Q65.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの教育サービスをあなたのお子さんが利用することで、他の教育サービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数:回答者(利用意向者)全体

利用減少

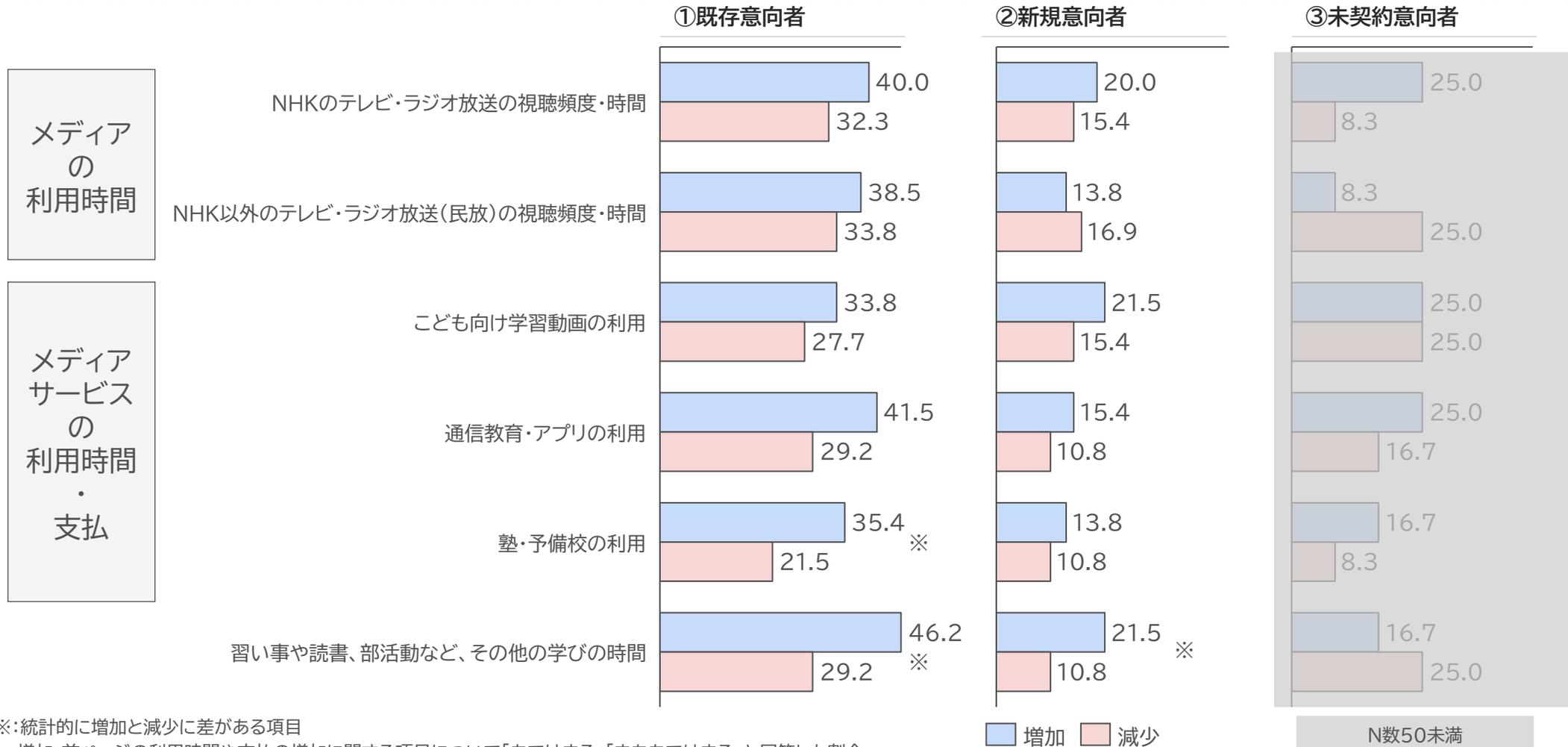
利用増加



N数50未満

■ あてはまる ■ まああてはまる ■ どちらともいえない ■ あまりあてはまらない ■ あてはまらない

■ 利用意向者の分類別で見ても、ほぼ全ての項目で利用・支払が増加すると考える人と減少すると考える人と同程度か、増加すると考える人の方が多い



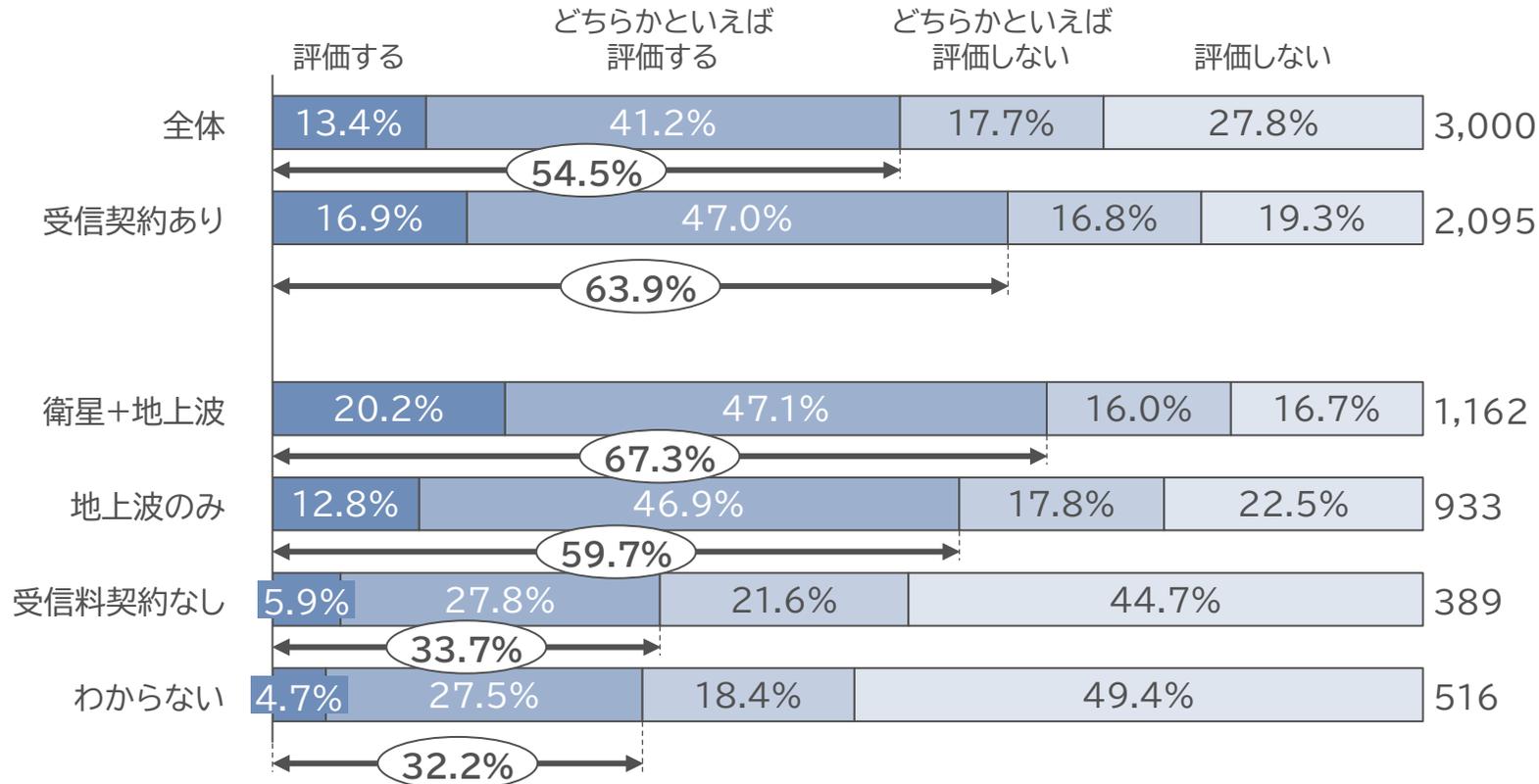
〔教育〕
番組関連情報のまとめ

- 各メディア未利用者も含む利用意向者で見ると、メディアの利用時間では、①②の全項目で増加すると考える人と減少すると考える人が同程度か、増加すると考える人の方が多い。
- 支払については、①では塾・予備校の利用で増加すると考える人が減少を上回り、②では増加・減少が同程度。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者		<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目で利用が増加すると考える人と減少すると考える人と同程度か、増加すると考える人の方が多い ※利用者に限定しない参考値 	<ul style="list-style-type: none"> 塾・予備校の利用で、増加すると考える人が減少を上回る その他の項目では、増加・減少が同程度 ※利用者に限定しない参考値
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> — (学習機会の提供が主目的のサービスのため、未聴取) 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目で利用が増加すると考える人と減少すると考える人と同程度か、増加すると考える人の方が多い ※利用者に限定しない参考値 	<ul style="list-style-type: none"> 全項目で増加・減少が同程度
③未契約意向者		<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない

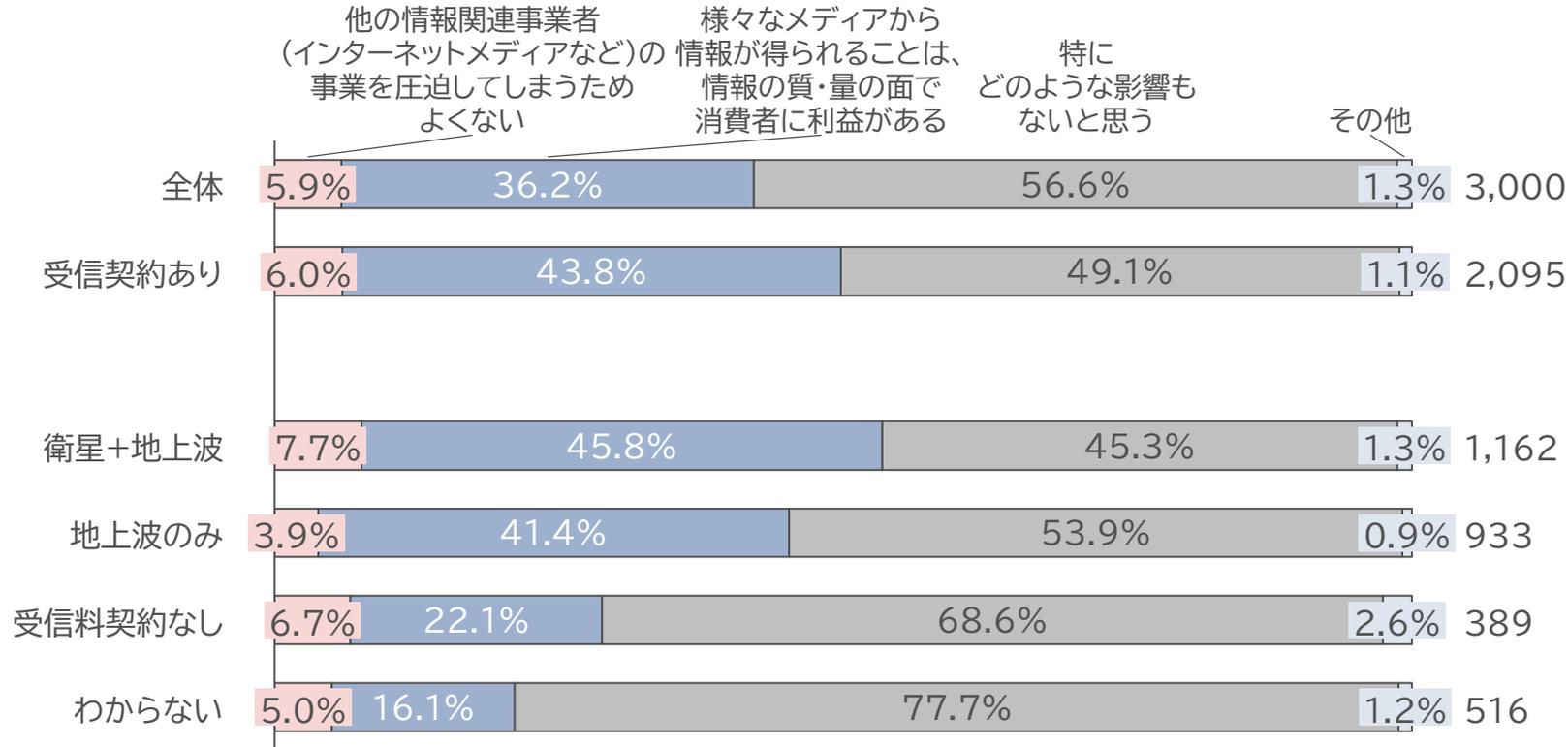
- NHKが報道、災害、教育、医療・健康などの分野でインターネットの特性を活かした情報提供に取り組むことについて、全体の約55%、受信契約者の6割強が評価すると回答している。

Q69.あなたは、NHKが報道や災害、教育、医療・健康、福祉などの分野において、ここまでおうかがいしてきたようなサービスにより、インターネットの特性を活かした情報提供に積極的に取り組んでいくことについて、評価しますか。[SA]



- NHKが番組関連情報に取り組むことで、消費者に利益があると考えているのは、全体の4割弱、契約者の4割強。
- 特にどのような影響もないと考えるのは、全体の6割弱、契約者の5割弱。
- 他の事業者の事業を圧迫してしまうと考えるのは、全体の約6%、契約者の約6%。

Q70.NHKが報道や災害、教育、医療・健康、福祉などの分野において、インターネットの特性を活かした情報提供に取り組むことについて、以下の考えのうち、あなたの考えに近いものをお知らせください。[SA]



Ⅱ-1-2.独禁法事案で活用される 経済コンサルティング会社による分析

AlixPartners

NHK競争評価本調査の結果に基づく 暫定的な経済分析

最終報告

2024年8月28日

01 競争評価本調査の結果に基づく回帰分析

競争評価本調査（24年7月実施）によって得られたデータを基に、NHKのサービスが市場やNHK以外のサービスに与える影響に関する分析を試行

目的

- 「新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービス」を例にとり、NHKの防災サービスサイト（「NHK防災」）リニューアル⁽¹⁾や新たなオンラインでのニュース提供サービスの導入が、類似のサービスを提供する他者の事業や当該サービスの市場全体に及ぼす影響について分析。

アプローチ

- 独占禁止法の実務で用いられているものと同様の分析手法により⁽²⁾、「NHK防災」の利用実態が類似のサービスの利用や防災情報を取得する総時間に及ぼす影響について、統計的手法により分析。
- この分析手法のメリットは以下のとおり。
 - ユーザーの特徴（性別、年齢、都道府県、婚姻の有無、所得水準等）、テレビやインターネットの利用頻度などを変数として回帰式に組み入れることによって、これらの影響を取り除くことが可能となる。
 - 仮想的な分析ではあるものの、新たなオンラインでのニュース提供サービスについても上記と同様の観点の分析を行うことが可能となる。

データ

- NHK「競争評価本調査」（2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名）

(1) 従来いくつかのサイトに分散して設けられていた防災関連の情報を一元化して新たに開設した。

(2) 公取委が具体的な事例においてこうした分析を行った例は、例えば、口ノ町達朗「公正取引委員会における経済分析の取組」公正取引、No.886、2024年8月、10～14頁などに紹介されている。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：分析手法

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について、以下の回帰式により分析

- **NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの影響**を示すデータ（**被説明変数**）として、次の質問への回答を利用
 - 「前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、あなたが**報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間はどのように変わると**思いますか。」という質問（Q.28）への回答
 - 「全体的に増える（報道・ニュースに関する興味が高まり、他のメディアの利用も促進される）」（回答値1）
 - 「利用分だけ増える（NHKのオンラインでのニュース提供サービスの利用分だけ上乗せになる）」（回答値2）
 - 「変わらない（代わりに他のメディアの利用が減る）」（回答値3）
 - 「あなたがQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得にどのような影響があると思いますか。以下の内容ごとにお知らせください。」という質問（Q30）への回答のうち
 - 「**NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減る**」に関するもの（Q30_3）
 - あてはまる（回答値1）～あてはまらない（回答値5）
 - 「**ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度・時間が増える**」に関するもの（Q30_10）
 - あてはまる（回答値1）～あてはまらない（回答値5）
- **NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに対する関心の程度**を示すデータ（**説明変数**）として、**利用意向の強さに関する次の質問への回答**を利用
 - 「このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。」（Q27）
 - 利用したいと思う（回答値1）～利用したいと思わない（回答値4）
- 推定式は、順序付きロジットモデル（ordered logit model）を使用。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について推定した結果は以下のとおり

➤ Q27の回答の係数推定値：

	Q28	Q30_3	Q30_10
係数推定値 (標準誤差)	1.724*** (0.178)	0.485*** (0.163)	0.644*** (0.163)

***はp値が0.001未満であることを示す

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる (Q28)
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る (Q30_3)
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える (Q30_10)

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：分析結果から得られる示唆

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる (Q28)
 - **市場全体が拡大**する可能性を示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る (Q30_3)
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には**代替関係**があることを示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える (Q30_10)
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間との間には**補完関係**があることを示している
- 代替関係と補完関係のどちらが強いかについては、現時点でははっきりとしたことは言えない
 - 両者の係数推定値を比較すると補完関係の方が強いように見えるが、この結果をもって代替関係と補完関係の強弱について統計的に意味のある判断を行うことは困難 (→変数として用いるデータの収集方法についての検討が必要)

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響は情報源として利用している数により差がある

- ニュース取得のために情報源として利用している数（都道府県別）の多寡でグループ分けした上で、グループごとに、NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが与える影響が異なる可能性を考慮した分析を実施
 - 情報源数が多い都道府県（上位25%）・・・グループ1
 - 情報源数が少ない都道府県（下位25%）・・・グループ3
 - その他都道府県・・・グループ2
- グループ1とグループ3のダミー変数と、Q27の回答との交差項（掛け算）を独立変数に含め、Q27の回答がQ28、Q30_3、Q30_10に与える影響がグループごとに異なる可能性を勘案
 - グループ2との比較において、グループ間の差異を勘案する
- **情報源として利用している数が少ないグループでは、NHKの新たなオンラインニュース提供サービスによる需要増進の効果が比較的小さい一方、他のサービスとの代替の程度も小さい**
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなるが、その影響は、情報源として利用している数が少ないグループにおいては、上記「その他都道府県」との比較で有意に小さい
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減るが、その影響は、情報源として利用している数が少ないグループにおいては、上記「その他都道府県」との比較で有意に小さい
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増えるという傾向は、上記モデルでは確かめられない

Ⅱ-2 ③多元性評価

③ 多元性評価 評価の枠組み

- Ofcomでは、多元性を測定する観点として、availability、consumption、impactの3つがあり、それらを測定するための方法を例示している。
- これらの測定方法を参考に、競争評価のための調査では、consumptionの観点を中心に多元性測定のための設問の聴取を行った。

Ofcomの多元性測定の観点・測定方法例

多元性測定の観点

測定方法の例

availability
(利用可能性)

プロバイダーの数
(ニュースを提供する情報源の数)

consumption
(消費)

リーチ(メディア・情報源別リーチ)
シェア(メディア・情報源別のシェア)
マルチソーシング(平均利用数) など

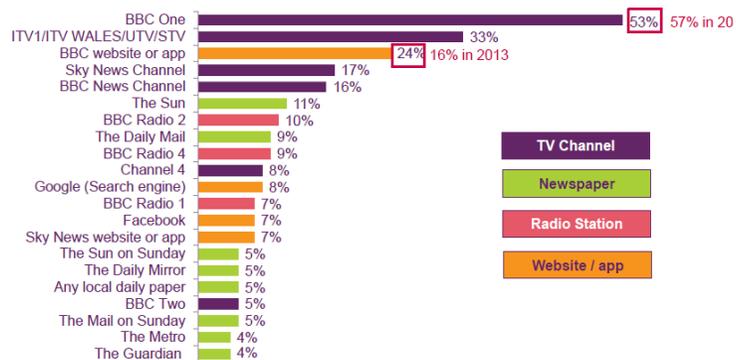
impact
(影響)

メディア・情報源別の重要性、信頼性など

Ofcomの調査結果例

ニュース情報源のリーチ

Figure 1: Top 20 news sources, reach among all adults: 2014

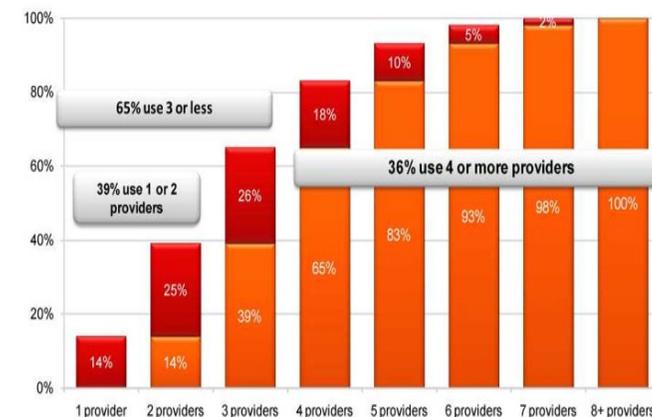


Source: Ofcom research, April 2014

Q5a-e) Thinking specifically about <Source> which of the following do you use for news nowadays:
Base: All adults 16+ (2731) Note: 2013 figures only shown where there are statistically significant differences between 2013 and 2014

ニュースで利用するメディア数 (利用数別の出現率)

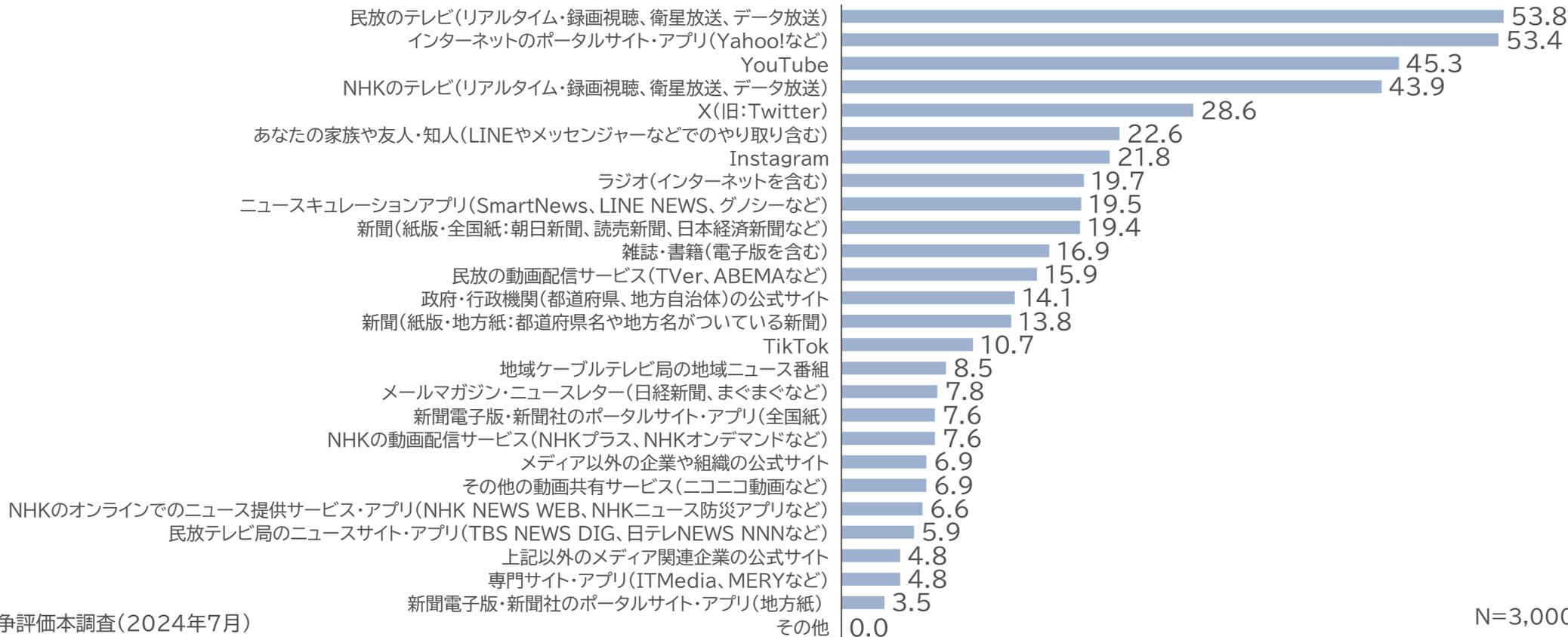
Chart 4.2.4 – Number of providers used for news



③ 多元性評価 ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(全国)

- ニュース取得に利用されるメディア・情報源は、民放のテレビ、インターネットのポータルサイト、YouTube、NHKのテレビなどが高い。
- 消費者は、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況である。
- 今後も、このような多元性が維持されるかを継続確認する必要がある。

Q11.以下のうち、あなたが普段、報道・ニュースジャンルの情報・コンテンツ取得に利用している制作者やサービスを、以下の4つの段階ごとにすべてお知らせください。(2)報道・ニュースジャンルの情報・コンテンツ取得のために**実際に利用している**情報源[MA]



N=3,000

③ 多元性評価 ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(都道府県別1/3)

- 都道府県別にみても、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況は同様である。

ニュース取得において実際に利用している情報源(都道府県別)

	全体	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
N数	3000	155	29	25	58	17	25	28	13	38	35	198	175	377	252	35	9
NHKのテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	43.9	45.8	41.4	60.0	46.6	35.3	36.0	32.1	30.8	60.5	45.7	41.4	57.1	44.8	48.4	48.6	22.2
民放のテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	53.8	54.8	55.2	64.0	53.4	35.3	60.0	53.6	30.8	57.9	51.4	57.1	68.6	56.0	59.9	57.1	33.3
地域ケーブルテレビ局の地域ニュース番組	8.5	3.9	20.7	4.0	3.4	0.0	4.0	7.1	0.0	7.9	5.7	7.6	9.1	7.7	8.3	8.6	11.1
NHKのニュース提供サービス・アプリ(NHK NEWS WEB、NHKニュース防災アプリなど)	6.6	4.5	3.4	0.0	6.9	5.9	8.0	10.7	0.0	18.4	11.4	3.5	8.6	8.0	9.1	14.3	0.0
民放テレビ局のニュースサイト・アプリ(TBS NEWS DIG、日テレNEWS NNNなど)	5.9	4.5	3.4	8.0	5.2	11.8	8.0	7.1	0.0	2.6	11.4	7.1	8.6	5.0	8.7	8.6	0.0
NHKの動画配信サービス(NHKプラス、NHKオンデマンドなど)	7.6	7.7	10.3	8.0	10.3	23.5	4.0	7.1	7.7	13.2	2.9	7.1	8.0	8.0	11.5	5.7	0.0
民放の動画配信サービス(TVer、ABEMAなど)	15.9	18.7	13.8	40.0	17.2	11.8	28.0	10.7	0.0	18.4	8.6	15.7	19.4	17.2	13.5	11.4	11.1
新聞(紙版・全国紙:朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞など)	19.4	9.0	6.9	12.0	13.8	5.9	16.0	14.3	15.4	26.3	25.7	19.7	30.3	20.4	27.4	8.6	22.2
新聞(紙版・地方紙:都道府県名や地方名がついている新聞)	13.8	33.5	24.1	20.0	8.6	23.5	16.0	21.4	15.4	15.8	22.9	3.0	6.3	6.6	3.6	20.0	11.1
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(全国:朝日新聞デジタルなど)	7.6	5.2	6.9	8.0	8.6	0.0	4.0	14.3	15.4	7.9	11.4	6.6	11.4	9.5	11.1	2.9	0.0
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(地方:都道府県名や地方名がついてる)	3.5	6.5	3.4	4.0	1.7	5.9	4.0	3.6	7.7	5.3	8.6	2.5	1.7	4.2	2.8	2.9	0.0
雑誌・書籍(電子版を含む)	16.9	17.4	13.8	28.0	12.1	5.9	24.0	25.0	7.7	13.2	28.6	13.1	21.1	17.8	19.8	14.3	11.1
ラジオ(インターネットを含む)	19.7	24.5	17.2	44.0	17.2	17.6	12.0	39.3	23.1	10.5	25.7	20.7	25.1	17.0	20.6	28.6	11.1
インターネットのポータルサイト・アプリ(Yahoo!など)	53.4	51.0	48.3	44.0	55.2	70.6	52.0	71.4	30.8	50.0	54.3	52.0	63.4	54.6	54.0	54.3	55.6
ニュースキュレーションアプリ(SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど)	19.5	13.5	13.8	24.0	25.9	0.0	20.0	25.0	15.4	13.2	25.7	20.2	21.7	22.5	20.6	22.9	0.0
専門サイト・アプリ(ITMedia、MERYなど)	4.8	3.2	6.9	0.0	3.4	0.0	4.0	3.6	0.0	5.3	5.7	1.0	4.6	8.0	6.0	2.9	0.0
メールマガジン・ニュースレター(日経新聞、まぐまぐなど)	7.8	7.7	3.4	4.0	5.2	5.9	4.0	14.3	0.0	5.3	8.6	6.6	8.6	9.3	9.1	2.9	0.0
X(旧:Twitter)	28.6	29.0	27.6	36.0	25.9	5.9	48.0	21.4	38.5	26.3	28.6	30.3	37.1	30.8	31.3	42.9	33.3
Instagram	21.8	20.6	17.2	32.0	24.1	5.9	28.0	17.9	23.1	18.4	20.0	19.2	22.3	21.8	19.4	22.9	33.3
TikTok	10.7	9.0	20.7	28.0	10.3	5.9	20.0	17.9	7.7	10.5	5.7	10.1	10.9	9.8	6.3	11.4	22.2
YouTube	45.3	47.7	17.2	60.0	46.6	23.5	52.0	42.9	38.5	34.2	42.9	47.0	52.0	45.4	42.9	54.3	44.4
その他の動画共有サービス(ニコニコ動画など)	6.9	4.5	3.4	16.0	3.4	5.9	8.0	14.3	0.0	7.9	5.7	5.1	8.0	6.6	5.2	5.7	0.0
上記以外のメディア関連企業の公式サイト	4.8	2.6	3.4	0.0	1.7	0.0	4.0	3.6	0.0	5.3	8.6	6.1	8.6	5.8	6.3	2.9	0.0
メディア以外の企業や組織の公式サイト	6.9	6.5	3.4	0.0	3.4	0.0	0.0	3.6	0.0	7.9	14.3	7.6	10.3	8.5	6.3	8.6	0.0
政府・行政機関(都道府県、地方自治体)の公式サイト	14.1	11.6	10.3	8.0	10.3	11.8	0.0	7.1	7.7	15.8	20.0	13.6	19.4	15.6	16.3	14.3	0.0
あなたの家族や友人・知人(LINEやメッセージなどでのやり取り含む)	22.6	18.1	24.1	24.0	17.2	17.6	16.0	10.7	0.0	15.8	14.3	24.7	28.6	23.6	24.6	31.4	22.2

③ 多元性評価 ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(都道府県別2/3)

- 都道府県別にみても、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況は同様である。

ニュース取得において実際に利用している情報源(都道府県別)

	全体	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
N数	3000	26	17	9	35	46	70	205	47	20	60	217	148	30	11	7	7
NHKのテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	43.9	53.8	47.1	55.6	34.3	47.8	45.7	42.4	51.1	40.0	50.0	37.3	38.5	56.7	18.2	28.6	28.6
民放のテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	53.8	34.6	64.7	77.8	37.1	58.7	52.9	49.8	57.4	50.0	58.3	51.6	50.0	56.7	27.3	57.1	42.9
地域ケーブルテレビ局の地域ニュース番組	8.5	15.4	29.4	22.2	11.4	2.2	4.3	10.2	21.3	5.0	8.3	6.5	12.2	10.0	0.0	14.3	14.3
NHKのニュース提供サービス・アプリ(NHK NEWS WEB、NHKニュース防災アプリなど)	6.6	23.1	5.9	11.1	5.7	0.0	2.9	7.8	8.5	10.0	11.7	5.5	4.1	16.7	0.0	14.3	14.3
民放テレビ局のニュースサイト・アプリ(TBS NEWS DIG、日テレNEWS NNNなど)	5.9	15.4	11.8	11.1	8.6	2.2	1.4	4.4	6.4	5.0	5.0	6.0	4.7	6.7	9.1	14.3	0.0
NHKの動画配信サービス(NHKプラス、NHKオンデマンドなど)	7.6	11.5	5.9	11.1	8.6	2.2	11.4	9.3	8.5	10.0	3.3	4.6	5.4	16.7	0.0	14.3	0.0
民放の動画配信サービス(TVer、ABEMAなど)	15.9	15.4	41.2	11.1	14.3	15.2	15.7	15.6	17.0	35.0	8.3	12.9	17.6	36.7	0.0	14.3	0.0
新聞(紙版・全国紙:朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞など)	19.4	11.5	11.8	44.4	14.3	15.2	15.7	12.2	27.7	15.0	26.7	27.6	20.9	26.7	9.1	14.3	0.0
新聞(紙版・地方紙:都道府県名や地方名がついている新聞)	13.8	26.9	52.9	55.6	28.6	34.8	32.9	22.0	21.3	10.0	15.0	2.3	4.7	3.3	9.1	42.9	57.1
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(全国:朝日新聞デジタルなど)	7.6	7.7	5.9	22.2	11.4	8.7	4.3	8.3	8.5	10.0	3.3	6.9	4.7	13.3	0.0	0.0	0.0
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(地方:都道府県名や地方名がついてる)	3.5	3.8	5.9	22.2	5.7	4.3	2.9	5.4	2.1	5.0	1.7	2.3	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0
雑誌・書籍(電子版を含む)	16.9	0.0	11.8	44.4	20.0	21.7	17.1	20.0	21.3	10.0	16.7	12.9	16.2	26.7	27.3	0.0	28.6
ラジオ(インターネットを含む)	19.7	11.5	17.6	44.4	25.7	26.1	21.4	20.5	27.7	10.0	20.0	14.7	16.2	30.0	9.1	28.6	14.3
インターネットのポータルサイト・アプリ(Yahoo!など)	53.4	38.5	47.1	77.8	31.4	54.3	57.1	48.8	59.6	65.0	56.7	53.0	52.7	63.3	54.5	57.1	57.1
ニュースキュレーションアプリ(SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど)	19.5	3.8	41.2	22.2	17.1	8.7	21.4	21.5	14.9	25.0	21.7	17.5	27.0	16.7	36.4	14.3	14.3
専門サイト・アプリ(ITMedia、MERYなど)	4.8	3.8	11.8	11.1	8.6	6.5	4.3	3.9	4.3	0.0	6.7	5.1	2.7	16.7	0.0	0.0	0.0
メールマガジン・ニュースレター(日経新聞、まぐまぐなど)	7.8	11.5	17.6	22.2	11.4	2.2	10.0	6.8	6.4	10.0	10.0	5.1	6.1	20.0	0.0	0.0	14.3
X(旧:Twitter)	28.6	15.4	35.3	44.4	20.0	19.6	30.0	29.3	34.0	40.0	23.3	29.0	29.1	33.3	18.2	14.3	28.6
Instagram	21.8	19.2	41.2	33.3	14.3	21.7	17.1	24.4	29.8	35.0	21.7	21.7	25.0	20.0	9.1	14.3	14.3
TikTok	10.7	3.8	23.5	22.2	14.3	4.3	1.4	13.2	12.8	20.0	1.7	12.0	11.5	13.3	9.1	14.3	0.0
YouTube	45.3	30.8	58.8	66.7	40.0	47.8	51.4	42.4	55.3	60.0	50.0	43.3	48.0	63.3	45.5	57.1	71.4
その他の動画共有サービス(ニコニコ動画など)	6.9	7.7	11.8	22.2	11.4	6.5	10.0	8.8	2.1	5.0	6.7	6.0	8.8	20.0	0.0	0.0	0.0
上記以外のメディア関連企業の公式サイト	4.8	0.0	5.9	11.1	8.6	4.3	5.7	6.3	0.0	10.0	6.7	2.8	4.7	6.7	0.0	0.0	0.0
メディア以外の企業や組織の公式サイト	6.9	0.0	5.9	11.1	5.7	4.3	14.3	7.8	0.0	10.0	11.7	8.3	4.7	13.3	9.1	14.3	0.0
政府・行政機関(都道府県、地方自治体)の公式サイト	14.1	7.7	17.6	33.3	17.1	6.5	22.9	14.6	17.0	15.0	21.7	13.4	12.2	30.0	9.1	14.3	14.3
あなたの家族や友人・知人(LINEやメッセージなどでのやり取り含む)	22.6	15.4	23.5	22.2	17.1	23.9	25.7	22.4	27.7	30.0	33.3	19.4	21.6	36.7	9.1	28.6	28.6

③ 多元性評価 ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(都道府県別3/3)

■ 都道府県別にみても、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況は同様である。

ニュース取得において実際に利用している情報源(都道府県別)

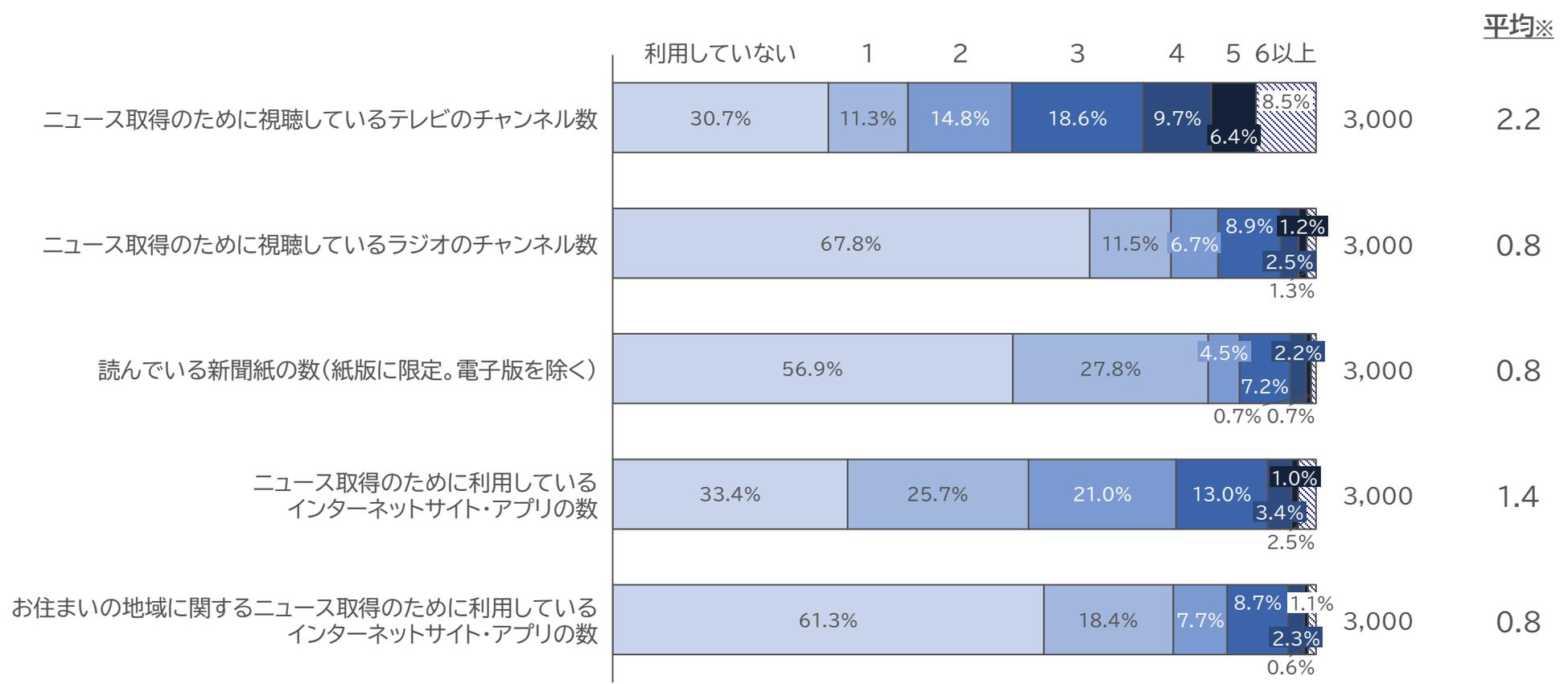
	全体	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
N数	3000	49	79	28	12	26	29	20	150	18	37	29	22	22	33	22
NHKのテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	43.9	40.8	39.2	28.6	33.3	46.2	51.7	40.0	40.0	61.1	43.2	41.4	27.3	22.7	42.4	40.9
民放のテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	53.8	51.0	46.8	39.3	33.3	46.2	58.6	50.0	52.0	72.2	51.4	37.9	40.9	45.5	27.3	59.1
地域ケーブルテレビ局の地域ニュース番組	8.5	14.3	6.3	14.3	16.7	7.7	10.3	5.0	8.0	11.1	13.5	3.4	13.6	9.1	3.0	18.2
NHKのニュース提供サービス・アプリ(NHK NEWS WEB、NHKニュース防災アプリなど)	6.6	2.0	5.1	3.6	0.0	3.8	0.0	5.0	5.3	11.1	2.7	0.0	9.1	0.0	6.1	4.5
民放テレビ局のニュースサイト・アプリ(TBS NEWS DIG、日テレNEWS NNNなど)	5.9	8.2	2.5	10.7	0.0	3.8	3.4	5.0	6.7	0.0	8.1	0.0	4.5	0.0	3.0	4.5
NHKの動画配信サービス(NHKプラス、NHKオンデマンドなど)	7.6	8.2	3.8	10.7	8.3	11.5	0.0	0.0	7.3	5.6	2.7	3.4	9.1	0.0	6.1	9.1
民放の動画配信サービス(TVer、ABEMAなど)	15.9	12.2	11.4	3.6	16.7	15.4	13.8	20.0	17.3	5.6	10.8	10.3	22.7	4.5	9.1	31.8
新聞(紙版・全国紙:朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞など)	19.4	12.2	11.4	28.6	16.7	23.1	20.7	10.0	20.7	16.7	16.2	6.9	18.2	13.6	12.1	4.5
新聞(紙版・地方紙:都道府県名や地方名がついている新聞)	13.8	24.5	19.0	7.1	25.0	15.4	20.7	35.0	9.3	16.7	21.6	13.8	13.6	31.8	21.2	22.7
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(全国:朝日新聞デジタルなど)	7.6	2.0	3.8	7.1	0.0	15.4	3.4	5.0	8.0	0.0	5.4	0.0	4.5	4.5	6.1	9.1
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(地方:都道府県名や地方名がついてる)	3.5	2.0	2.5	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	4.7	0.0	2.7	0.0	4.5	0.0	0.0	9.1
雑誌・書籍(電子版を含む)	16.9	18.4	15.2	14.3	8.3	11.5	27.6	15.0	14.7	11.1	5.4	6.9	9.1	9.1	15.2	31.8
ラジオ(インターネットを含む)	19.7	12.2	12.7	14.3	16.7	19.2	20.7	30.0	19.3	22.2	8.1	10.3	22.7	18.2	9.1	40.9
インターネットのポータルサイト・アプリ(Yahoo!など)	53.4	46.9	45.6	35.7	50.0	53.8	58.6	40.0	52.0	50.0	54.1	58.6	72.7	45.5	42.4	81.8
ニュースキュレーションアプリ(SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど)	19.5	12.2	11.4	21.4	8.3	15.4	13.8	20.0	21.3	27.8	10.8	24.1	18.2	4.5	6.1	22.7
専門サイト・アプリ(ITMedia、MERYなど)	4.8	0.0	2.5	10.7	8.3	0.0	3.4	5.0	6.0	0.0	2.7	10.3	9.1	0.0	3.0	13.6
メールマガジン・ニュースレター(日経新聞、まぐまぐなど)	7.8	10.2	6.3	10.7	0.0	0.0	3.4	5.0	8.7	16.7	8.1	10.3	9.1	4.5	12.1	18.2
X(旧:Twitter)	28.6	18.4	22.8	25.0	25.0	15.4	13.8	25.0	21.3	22.2	16.2	44.8	22.7	13.6	15.2	45.5
Instagram	21.8	14.3	21.5	14.3	16.7	15.4	24.1	30.0	24.0	27.8	13.5	24.1	45.5	22.7	12.1	36.4
TikTok	10.7	14.3	12.7	7.1	0.0	3.8	6.9	15.0	14.7	22.2	13.5	10.3	18.2	13.6	6.1	4.5
YouTube	45.3	44.9	36.7	42.9	25.0	34.6	37.9	45.0	42.0	55.6	37.8	41.4	59.1	45.5	39.4	54.5
その他の動画共有サービス(ニコニコ動画など)	6.9	2.0	1.3	7.1	8.3	3.8	3.4	10.0	10.7	11.1	8.1	10.3	13.6	9.1	6.1	4.5
上記以外のメディア関連企業の公式サイト	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	5.0	6.0	0.0	2.7	0.0	18.2	9.1	0.0	4.5
メディア以外の企業や組織の公式サイト	6.9	2.0	5.1	0.0	0.0	7.7	13.8	5.0	6.0	0.0	2.7	0.0	13.6	9.1	0.0	9.1
政府・行政機関(都道府県、地方自治体)の公式サイト	14.1	6.1	11.4	3.6	8.3	7.7	24.1	20.0	11.3	16.7	8.1	3.4	31.8	9.1	3.0	13.6
あなたの家族や友人・知人(LINEやメッセージなどでのやり取り含む)	22.6	22.4	24.1	7.1	8.3	19.2	24.1	15.0	21.3	33.3	18.9	6.9	40.9	31.8	15.2	36.4

③ 多元性評価

ニュースを取得するチャンネル・新聞・サイトの数(全国)

■ ニュース取得のために、平均で、テレビは2.2チャンネル、新聞は0.8紙、アプリ・サイトは1.4サイト利用されている。

Q12.あなたが普段、報道・ニュースジャンルの情報・コンテンツ取得に利用している制作者やサービスの数を、以下の項目ごとにお知らせください。[SA]

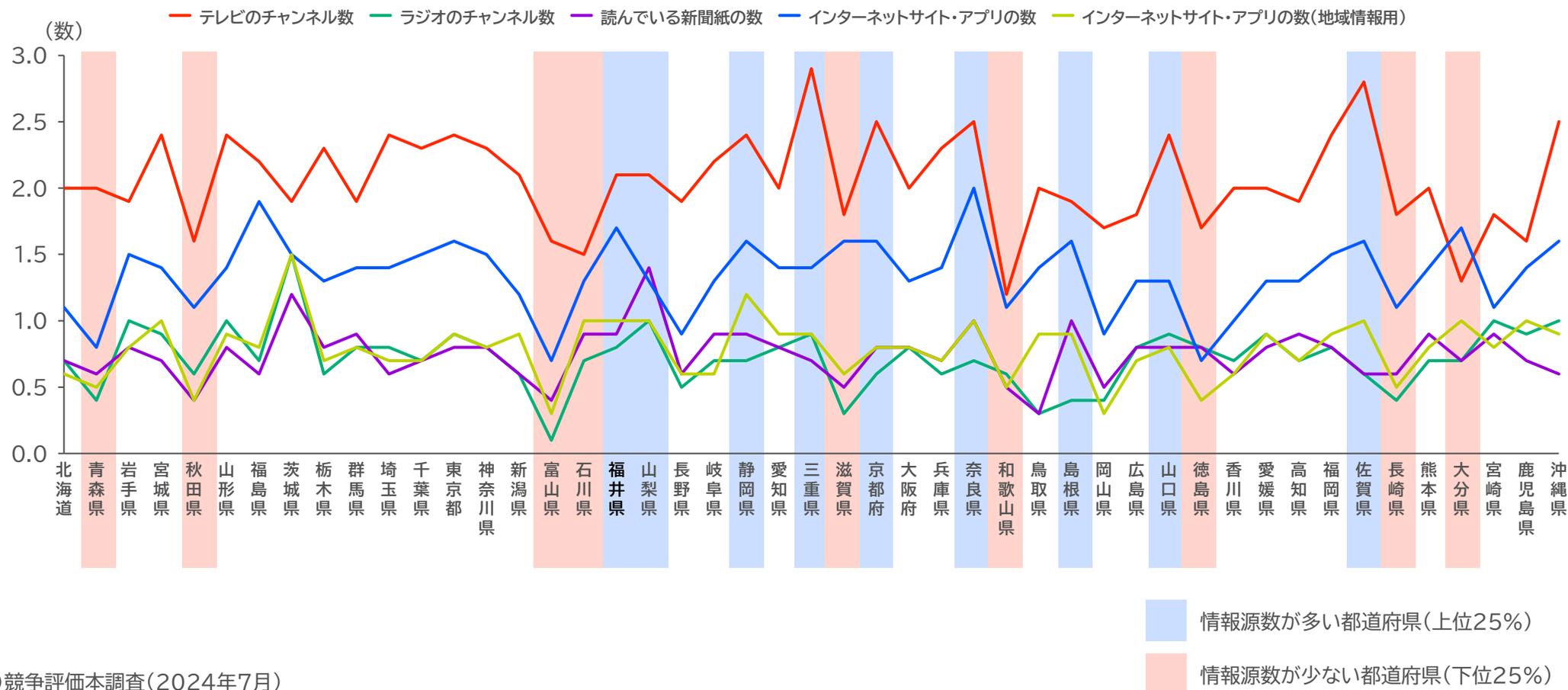


※「6以上」は6として平均を算出

③ 多元性評価 ニュースを取得するチャンネル・新聞・サイトの数(都道府県別)

- 都道府県別にみると、ニュース取得のために情報源として利用している情報数は、どの地域でも一定あるものの、地域ごとの多寡は存在。
- ただし、回答者の認識であり、実際の供給数とは一致しない可能性がある点は留意が必要。

ニュース取得のために情報源として利用している数(都道府県別)



③ 多元性評価 (独禁法的評価も考慮)

取得情報源の多寡別の番組関連情報(報道)の利用意向

- NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は、利用している情報源が多い地域でやや高く、少ない地域でやや低い傾向。

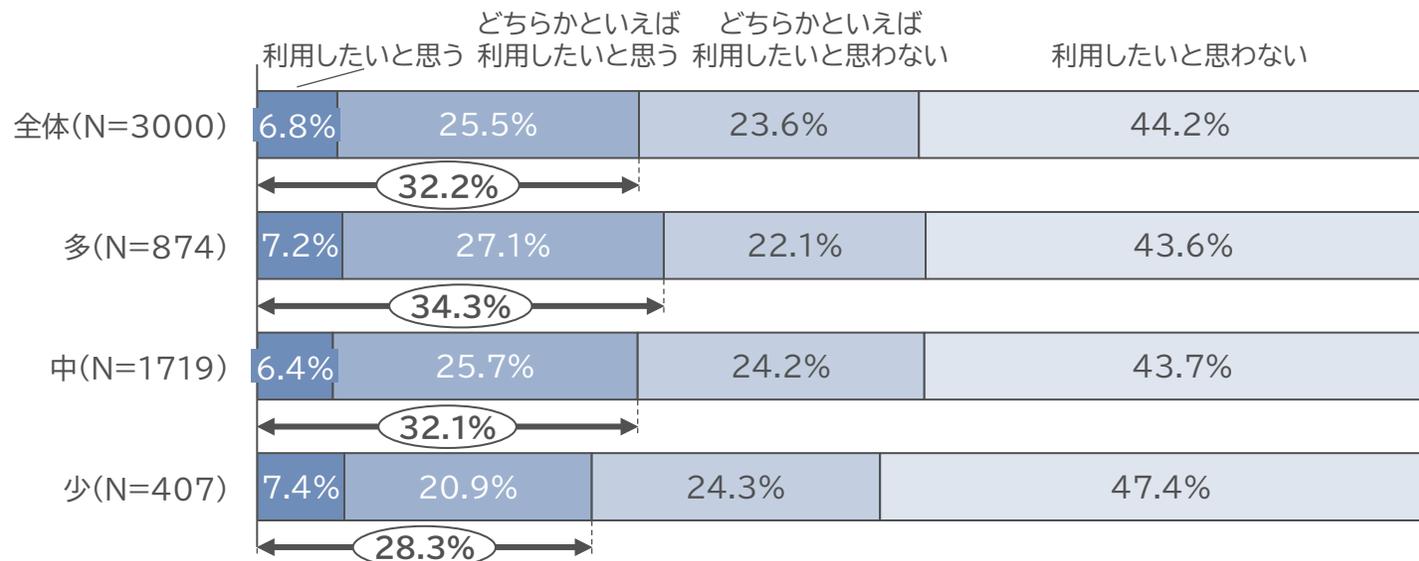
NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ②多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。



〔報道〕 番組関連情報のまとめ

③ 多元性評価 (独禁法的評価も考慮)

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると考える人が一定存在。
- メディアの利用時間では、①で多くの項目で利用時間が増加、②③では増加と減少が同程度。
- 支払については、①で新聞の定期購読が増加すると考える利用者は多く、ネットサービスでは増加と減少が同程度。②③では増加と減少が同程度。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約5割が、安心して情報取得できるようになる 約4割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目で、利用時間が増加すると考える人の方が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、増加すると考える利用者の方が多い 他メディアネットサービスでは、支払が増加すると考える加入者と減少すると考える加入者はほぼ同数 (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約3割が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約3割が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない

Ⅲ 各観点についての 番組関連情報競争分科会の意見と 意見を踏まえた評価

Ⅲ-1 ①放送との同一性判断

観点①:「番組関連情報が放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるものであること(放送との情報内容・価値の同一性)が確保されているか」

◆ 分科会委員の意見は次のとおり

- 「放送と同一の情報内容・価値」を超えて、展開される余地はないか。番組関連情報は「放送と同一の情報内容・価値をインターネットならではの特性に合わせて提供する」というのが基本的なルールだと考える。しかし、「インターネットならではの特性」の解釈によっては、逸脱しかねない。22 頁の「ネットの性質を活かした表現・享受方法に合わせて工夫」の①～⑤の例示は、サービス段階に落とし込む際「放送と同一」を超える可能性はないか。
(第1回 稲田委員)
- 分科会においては、「放送との内容の同一性」を特に重視してチェックしていきたいと考えている。
(第1回 稲田委員)
- NHK は「放送とネットは同一」と繰り返し説明しているが、ネットを必須業務化した後に「放送とネットが同一」の方針を順守するために、局内でどのような取り組みをしていくのか、説明してほしい。先日発表した組織改革に沿って、コンテンツの取材～制作～放送・配信までの仕事の進め方がどう変わるのか。
(第2回 稲田委員)
- パーソナライゼーションについて、13頁で、テレビでは時系列に番組が並ぶので、見たくない情報を見た後に見たい情報を見ることになる、ネットではタップして見るようになるのである程度、見たいものを見る傾向は出てしまうことになると思う。放送と同等の多様な情報に触れさせようとすると、多様な情報をタップさせる必要があるのではないか。これはなかなか難しいことと思うが、将来的な課題としてパーソナライズしたうえで、放送と同等の多様な番組触れられるようにしていただきたい。
(第3回 黒田委員)
- 会員登録やログインを求めず、受信契約を厳密に求めないのであれば、ユーザーは事実上無料で継続的に利用できることになる。「ネットのみの利用であっても、特殊な負担金である受信料の支払いや受信契約を求める」という今回の法改正の趣旨に反すると考える。今回の「誤受信防止措置」の仕組みでは受信料負担者との公平性に問題があり、影響はより深刻になる。ネットで放送と同一価値のサービスを事実上無料で利用できるなら、ユーザーはテレビの受信契約をしなくなるのではないか。新聞をはじめとする民間のメディアは購読料や視聴契約といった収入を得て運営しており、無料の場合でも広告収入などの対価を得ている。受信料制度を基盤に全国で取材・報道活動を行う NHK が事実上、無料で運営するのであれば競争は成り立たず、メディアの多元性を脅かすと考える。
(第3回 稲田委員)
- スマートフォンでも手軽に利用できるようになれば、事実上の無料になることの影響は特に大きい。放送の視聴を目的とするテレビとは異なり、汎用型端末であるスマートフォンに即した誤受信防止措置の仕組みを講じるべきだ。
(第3回 稲田委員)

◆ 意見

- 「インターネットならではの特性」については、組織・方針によって、解釈の逸脱を防ぐガバナンスが前提である。
- 「ネットの特性を活かした表現・享受方法の工夫」をサービスに落とし込む際、「放送と同一の価値・受益」を超えることがないようにすべき。
- 多様性を確保するという方針を守るよう、様々な工夫をしていくことが、重要である。
- 受信料制度、信頼できる多元性確保の遵守に照らし、サブスクリプションとなってはならないが、適切なフリーライド抑止が重要である。
- スマートフォンでも手軽に利用できるようになれば、事実上の無料になることの影響は特に大きい。汎用型端末であるスマートフォンに即した誤受信防止措置の仕組みを講じるべきだ。
- 以上のような点について、継続的にチェックを行っていくことが重要である。

上記のような指摘を踏まえることで、確保できるのではないか

Ⅲ-2 ②独占禁止法の市場評価

観点②:「公正な競争を阻害するおそれがないか」

◆ 分科会委員の意見は次のとおり

- 「公正な競争」という文言は多様な解釈が可能である。公取委の考える「公正な競争」とは、「不適切な競争手段が用いられることなく事業者間で自由な競争が行われている状態」といったものを念頭に置いているのに対し、総務省などは「先行し又は支配的な事業者がその市場における優越的な立場を利用することによってその他の事業者が不利な立場に置かれることのないような状態」を想起しているようでもある。このように、人や組織によって「公正競争」に関する概念がかなり異なっており、しかもその違いを解消することは困難だと思われるので、評価の取りまとめに当たっては、「公正な競争」について、それがいかなる考え方に立っているものであるかを明確に示すことが必要である。場合によってはそれぞれ異なる視点に立った複数の評価を併記することも有益ではないかと考える。(第1回 山田委員)
- これまでNHKはインターネット活用業務として、理解増進情報を実施してこられ、上限として予算上のキャップをはめていた。今回は予算の制約はあるのかどうか、そしてそれは公正競争に資するのではないか、という点は論点としてあると思う。(第1回 高田委員)
- NHKは偽情報や偏った情報を供給しないことにより、信頼できるメディアの基準を供給する事で、他のメディアの需要を増加させる正の外部性を発揮しうる。このような信頼の供給元となる情報については正の外部性の存在があり、番組関連情報を積極的に配信していくことが公正な競争に繋がると考えられる。(第2回 黒田委員)
- 経済理論では同一の競争手段であっても市場における地位の違いによってその効果は変わってくる。公取の公正な競争の考え方は様々な市場環境を想定した一般論であり、総務省の競争評価における公正な競争は旧国営の支配的事業者が存在することに条件付けた特殊ケースである。つまり、公取の公正競争の考え方は総務省の考え方を内包していると考えられる。(第2回 黒田委員)

観点②:「公正な競争を阻害するおそれがないか」

◆ 分科会委員の意見は次のとおり

- 分科会で議論される競争評価のプロセスはこれまでの議論を踏まえ、「メディアの多元性」と「放送と同一の価値・受益」をもたらすことを前提に議論されていくと理解している。経済学的な「公正競争」とは意味合いが異なるものだと考える。
(第1回 稲田委員)
- 「公正な競争の阻害」及び「地方向けを含めた他メディアにおける質の高い情報発信の確保」に関しては、まずは NHK が実施する調査や、他メディアの意見等から影響の有無を点検していく必要があると考える。そのうえで、影響をみるためのより良い手法等については分科会で議論を進めていくよう要望する。分科会を来年度以降も継続的に開催するとともに、問題があると判断した場合は、分科会を速やかに開催するよう要請する。
(第2回 稲田委員)
- 現状得られる情報からだとアリックス社の実施した回帰分析をして、どんな人がどういう行動パターンなのかの相関を見ることしかできないと思われる。サービスが始まった後に、何がしかの因果関係を特定できる統計的分析手法を使っていくことが必要。
(第3回 黒田委員)
- 独禁法の執行という観点からみると、競争関係にあるかどうかというのは、通常、同様のサービス間で代替関係がみられるかどうかで判断する。今回の分析結果を見る限り、NHKのオンラインサービスと他のオンラインサービスとの間には必ずしも明確な代替関係は認められないようだ。あくまでも今回は限られたデータによる分析なので、次年度以降はより精緻な分析を行うことが重要である。
(第3回 山田委員)
- 「放送法との適合」の点において、第三者は、苦情申し立てなどを含めどのように関与できるのか。
(第3回 青柳委員)

公正な競争確保の観点についての評価

◆ ネット調査*による影響評価については各分野について次のような結果となった。

- 情報空間への信頼(安心)については、どのセグメント※でも安心して情報取得できるようになると考える人が一定以上存在する
- 他メディアの利用時間については、影響の出やすい既存意向者※で多くの項目で利用時間が増加すると考える人が多い
- 他メディアの支払については、影響の出やすい既存意向者※で新聞の定期購読など他の支払が増加すると考える利用者は多い

※想定しているNHKの番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある利用意向者を、次の3つのセグメントに分類した

- ①既存のNHKサービスを利用しておりすぐに利用される可能性のある“既存意向者”、
- ②既存のNHKサービスを利用しておらず実際に利用するまでにやや障壁のある“新規意向者”、
- ③受信契約がなく支払障壁のある“未契約意向者”

◆ 独禁法事案で活用される経済コンサルティング会社による“競争評価本調査*を基にした回帰分析”で 次のことがわかった。

- NHKのサービスが市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられること

現時点の想定サービスでは、独禁法的評価においては、
問題があるとは言えないのではないか

*業務規程策定時の想定による調査であることに留意

Ⅲ-3 ③多元性評価

観点③:「質の高い情報発信が、協会だけでなく、地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているか」

◆ 分科会委員の意見は次のとおり

- 多元性の検証と競争の評価というのは、若干ディメンションが違うような気がする。純経済学的な意味での競争というのは、市場でどれだけ効率的な競争が行われているのか、NHKが新しいサービスを始めたときに既存のサービスは押し出されてしまうのか、それとも市場全体の需要が増えるのかというような観点で判断されるのに対し、多元性というのは、恐らく、NHKが新しいサービスを始めたとしても、他のメディアその他いろいろな情報提供の経路はきちんと確保されるのか、これまでと同様にちゃんと共存していけるというような観点で判断されるものというイメージかと思う。これは競争の効率性とは違う基準によって判断されるものだと思うので、両者を切り分けて考えていくことが必要である。
(第1回 山田委員)
- 「メディアの多元性」、つまり取材に基づく情報を日常的に提供する、自律したメディアが全国各地に複数存在し、国民・視聴者がそうした情報に接することにある状態にあることが極めて重要だと考えている。
(第2回 稲田委員)
- 多元性は供給者の属性として観測されることになっている。Ofcom「Measuring media plurality」でも同様の考え方が採用されている。しかし供給者が多様であっても報道内容の質の多様性が確保されるとは限らない。2011年時点では報道内容の多元性を直接評価する事が困難であったためこのような手法がとられたのだろうが、近年の自然言語分析の技術を使えば供給者の属性ではなく、報道内容によって傾向を把握する事も可能になってきている。
(第2回 黒田委員)
- 調査結果から「NHK のネットサービスによって民間のサービスが悪影響を受けることはない」といった分析・結論を導き出している。設問を見ると受信料を支払う必要があるとの本質を回答者に十分伝えているとは言えない。このため調査結果自体に疑義がある。
(第3回 稲田委員)

③ 多元性評価 メディアの多元性の観点についての評価

◆ 現在の状況について

- 今回の調査*では、全国的に、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況であった。
- ニュース取得のために、平均で、テレビは2.2チャンネル、新聞は0.8紙、アプリ・サイトは1.4サイト利用されていることがわかった。
- ニュース取得のために情報源として利用している情報数は、どの地域でも一定あるものの、地域毎に多寡は存在する。

◆ 必須化後の多元性の評価について

- 委員の皆様からのご意見を参考にしながら、基本的には今回実施した調査結果を基に、上記の状況がどのように推移するかを確認していきたい。
- 取得メディア数が少ないところにおいても、悪影響が想定されない。

現時点の想定サービスでは、多元性評価においては、問題があるとは言えないのではないか

*業務規程策定時の想定による調査であることに留意

IV 各観点の評価を踏まえた判断

各観点の評価を踏まえた判断

観点①:「番組関連情報が放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるものであること(放送との情報内容・価値の同一性)が確保されているか」

分科会委員の指摘を踏まえることで、確保できるのではないか

観点②:「公正な競争を阻害するおそれがないか」

現時点の想定サービスでは、独禁法的評価においては、問題があるとは言えないのではないか

観点③:「質の高い情報発信が、協会だけでなく、地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているか」

現時点の想定サービスでは、多元性評価においては、問題があるとは言えないのではないか

以上により、「公正な競争の確保」に適合するものと判断

経営委員会の判断(総括)～経営委員会議事録(委員長発言)から

番組関連情報配信の業務規程の議決にあたり、経営委員会としてひと言申し上げます。経営委員会では、前回、前々回とガバナンス協議会を開催し、番組関連情報配信の業務規程について執行部に説明を求め、審議・検討を重ねてきました。そして本日経営委員会は、執行部から提案された業務規程案について、法令の求める要件に形式的、実効的に適合しているかどうか総合的に考慮したうえで、現時点では相当と判断し、議決しました。

改正放送法により、必須業務である番組関連情報の配信の業務を協会みずからの判断と責任において適正に執行するため、実施に関する業務規程を定めることになりました。

そして、業務規程を策定する際には、①公衆の要望の満足、②生命や身体の安全確保、③公正な競争の確保という3つの要件に適合する必要があります。

執行部は、①公衆の要望の満足、②生命や身体の安全確保については、放送番組審議会に番組関連情報配信業務の編集方針(案)について諮問し、可とする答申を得ていることから、要件に適合していると判断しました。経営委員会としては妥当なものと考えます。

③公正な競争の確保については、執行部はまずサービスイメージをもとに、3,000人を対象に行ったインターネット調査による影響評価や、独禁法事案で活用されている経済コンサルティング会社による専門調査を実施したうえで、学識経験者、メディア関係者で構成され、NHKが実施する市場調査・分析に関して意見を述べる競争評価分科会に意見聴取したうえで、「問題があるとは言えない」という判断をしています。

加えて、「放送と同一の情報内容・価値」「多元性の確保」という観点についても、同分科会の意見も勘案したうえで、業務規程案を策定しています。

さらに、配信業務開始後も執行部では、競争評価分科会を適宜開催することも含めて、問題があれば感知、改善できる仕組みを構築することも確認しました。

市場調査と専門家・関係者への意見聴取を行っており、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであり、妥当なものと考えます。

また、当該業務の種類、内容、実施に要する費用の規模を含んだ実施方法について具体的に明記してあることなども確認しました。

以上のような確認を経て、冒頭述べたように、現時点では相当と判断しました。

業務規程では、各年度の終了後に、当該業務の実施状況を取りまとめることにしています。経営委員会は、配信開始後の評価プロセスを重視していますので、実施状況について、執行部は、適宜、報告をお願いします。経営委員会は継続的にモニタリングし、監督責任を果たしていきます。

最後に、経営委員会では、必須業務開始後も、公正な競争評価によるメディアの多元性の維持を重要視するとともに、インターネットサービスを通じて、視聴者・国民の皆さまの多様なニーズに対応することが極めて重要と考えています。執行部には、経営委員会で出た「公共メディアとしての使命達成」「公共メディアの価値を裏付けるエビデンス」「情報セキュリティ確保」「外部プラットフォームの利用」「視聴者・国民の皆さまにご理解いただける受信料体系および水準」などの意見も考慮していただき、必須業務の開始に向けて、視聴者・国民の皆さまの期待に応えられるよう、万全の準備を進めていただきたい、このように考えています。

業務規程補足資料(番組関連情報競争評価分科会)

◆ 「インターネット活用業務審査・評価委員会」の委員のうち会長が指名する者

おおくぼ なおき
大久保 直樹 氏

学習院大学法学部教授(経済法)

くろだ としふみ
黒田 敏史 氏

東京経済大学経済学部准教授(応用経済学、情報通信政策)

◆ その他市場競争の評価等に知見を有する学識経験者の中から会長が委嘱する者

あおやぎ ゆか
青柳 由香 氏

法政大学法学部教授(公益事業分野競争法)

やまだ ひろし
山田 弘 氏

専修大学大学院経済学研究科客員教授・元公正取引委員会審査局長

◆ メディア関係者等の中から会長が委嘱する者

いなだ ひでお
稲田 日出男 氏

日本新聞協会メディア開発委員会

「通信・放送メディアの将来像と法制度に関する研究会」代表幹事

たかた ひとし
高田 仁 氏

日本民間放送連盟企画部長

番組関連情報競争評価分科会 意見整理

- 1. 放送との同一性判断について..... 4
- 2. 独占禁止法的市場評価について..... 7
- 3. 多元性評価について..... 11

1.放送との同一性判断

◆ 意見

- 「インターネットならではの特性」については、組織・方針によって、解釈の逸脱を防ぐガバナンスが前提である。
- 「ネットの特性を活かした表現・享受方法の工夫」をサービスに落とし込む際、「放送と同一の価値・受益」を超えることがないようにすべき。
- 多様性を確保するという方針を守るよう、様々な工夫をしていくことが、重要である。
- 受信料制度、信頼できる多元性確保の遵守に照らし、サブスクリプションとなってはならないが、適切なフリーライド抑止が重要である。
- スマートフォンでも手軽に利用できるようになれば、事実上の無料になることの影響は特に大きい。汎用型端末であるスマートフォンに即した誤受信防止措置の仕組みを講じるべきだ。
- 以上のような点について、継続的にチェックを行っていくことが重要である。

上記のような指摘を踏まえることで、確保できるのではないか

観点①:「番組関連情報が放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるものであること(放送との情報内容・価値の同一性)が確保されているか」

◆ 分科会委員の意見は次のとおり

- 「放送と同一の情報内容・価値」を超えて、展開される余地はないか。番組関連情報は「放送と同一の情報内容・価値をインターネットならではの特性に合わせて提供する」というのが基本的なルールだと考える。しかし、「インターネットならではの特性」の解釈によっては、逸脱しかねない。22 頁の「ネットの性質を活かした表現・享受方法に合わせて工夫」の①～⑤の例示は、サービス段階に落とし込む際「放送と同一」を超える可能性はないか。 (第1回 稲田委員)
- 分科会においては、「放送との内容の同一性」を特に重視してチェックしていきたいと考えている。 (第1回 稲田委員)
- NHK は「放送とネットは同一」と繰り返し説明しているが、ネットを必須業務化した後に「放送とネットが同一」の方針を順守するために、局内でどのような取り組みをしていくのか、説明してほしい。先日発表した組織改革に沿って、コンテンツの取材～制作～放送・配信までの仕事の進め方がどう変わるのか。 (第2回 稲田委員)
- パーソナライゼーションについて、13頁で、テレビでは時系列に番組が並ぶので、見たくない情報を見た後に見たい情報を見ることになる、ネットではタップして見るようになるのである程度、見たいものを見る傾向は出てしまうことになると思う。放送と同等の多様な情報に触れさせようとする、多様な情報をタップさせる必要があるのではないか。これはなかなか難しいことと思うが、将来的な課題としてパーソナライズしたうえで、放送と同等の多様な番組触れられるようにしていただきたい。 (第3回 黒田委員)
- 会員登録やログインを求めず、受信契約を厳密に求めないのであれば、ユーザーは事実上無料で継続的に利用できることになる。「ネットのみの利用であっても、特殊な負担金である受信料の支払いや受信契約を求める」という今回の法改正の趣旨に反すると考える。今回の「誤受信防止措置」の仕組みでは受信料負担者との公平性に問題があり、影響はより深刻になる。ネットで放送と同一価値のサービスを事実上無料で利用できるなら、ユーザーはテレビの受信契約をしなくなるのではないか。新聞をはじめとする民間のメディアは購読料や視聴契約といった収入を得て運営しており、無料の場合でも広告収入などの対価を得ている。受信料制度を基盤に全国で取材・報道活動を行う NHK が事実上、無料で運営するのであれば競争は成り立たず、メディアの多元性を脅かすと考える。 (第3回 稲田委員)
- スマートフォンでも手軽に利用できるようになれば、事実上の無料になることの影響は特に大きい。放送の視聴を目的とするテレビとは異なり、汎用型端末であるスマートフォンに即した誤受信防止措置の仕組みを講じるべきだ。 (第3回 稲田委員)

II-2. 独占禁止法の市場評価

公正な競争確保の観点についての評価

◆ ネット調査*による影響評価については各分野について次のような結果となった。

- 情報空間への信頼(安心)については、どのセグメント※でも安心して情報取得できるようになると考える人が一定以上存在する
- 他メディアの利用時間については、影響の出やすい既存意向者※で多くの項目で利用時間が増加すると考える人が多い
- 他メディアの支払については、影響の出やすい既存意向者※で新聞の定期購読など他の支払が増加すると考える利用者は多い

※想定しているNHKの番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある利用意向者を、次の3つのセグメントに分類した

- ①既存のNHKサービスを利用しておりすぐに利用される可能性のある“既存意向者”、
- ②既存のNHKサービスを利用しておらず実際に利用するまでにやや障壁のある“新規意向者”、
- ③受信契約がなく支払障壁のある“未契約意向者”

◆ 独禁法事案で活用される経済コンサルティング会社による“競争評価本調査*を基にした回帰分析”で次のことがわかった。

- NHKのサービスが市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられること

現時点の想定サービスでは、独禁法的評価においては、
問題があるとは言えないのではないか

*業務規程策定時の想定による調査であることに留意

観点②:「公正な競争を阻害するおそれがないか」

◆ 分科会委員の意見は次のとおり

- 「公正な競争」という文言は多様な解釈が可能である。公取委の考える「公正な競争」とは、「不適切な競争手段が用いられることなく事業者間で自由な競争が行われている状態」といったものを念頭に置いているのに対し、総務省などは「先行し又は支配的な事業者がその市場における優越的な立場を利用することによってその他の事業者が不利な立場に置かれることのないような状態」を想起しているようでもある。このように、人や組織によって「公正競争」に関する概念がかなり異なっており、しかもその違いを解消することは困難だと思われるので、評価の取りまとめに当たっては、「公正な競争」について、それがいかなる考え方に立っているものであるかを明確に示すことが必要である。場合によってはそれぞれ異なる視点に立った複数の評価を併記することも有益ではないかと考える。(第1回 山田委員)
- これまでNHKはインターネット活用業務として、理解増進情報を実施してこられ、上限として予算上のキャップをはめていた。今回は予算の制約はあるのかどうか、そしてそれは公正競争に資するのではないか、という点は論点としてあると思う。(第1回 高田委員)
- NHKは偽情報や偏った情報を供給しないことにより、信頼できるメディアの基準を供給する事で、他のメディアの需要を増加させる正の外部性を発揮しうる。このような信頼の供給元となる情報については正の外部性の存在があり、番組関連情報を積極的に配信していくことが公正な競争に繋がると考えられる。(第2回 黒田委員)
- 経済理論では同一の競争手段であっても市場における地位の違いによってその効果は変わってくる。公取の公正な競争の考え方は様々な市場環境を想定した一般論であり、総務省の競争評価における公正な競争は旧国営の支配的事業者が存在することに条件付けた特殊ケースである。つまり、公取の公正競争の考え方は総務省の考え方を内包していると考えられる。(第2回 黒田委員)

観点②:「公正な競争を阻害するおそれがないか」

◆ 分科会委員の意見は次のとおり

- 分科会で議論される競争評価のプロセスはこれまでの議論を踏まえ、「メディアの多元性」と「放送と同一の価値・受益」をもたらすことを前提に議論されていくと理解している。経済学的な「公正競争」とは意味合いが異なるものだと考える。
(第1回 稲田委員)
- 「公正な競争の阻害」及び「地方向けを含めた他メディアにおける質の高い情報発信の確保」に関しては、まずは NHK が実施する調査や、他メディアの意見等から影響の有無を点検していく必要があると考える。そのうえで、影響をみるためのより良い手法等については分科会で議論を進めていくよう要望する。分科会を来年度以降も継続的に開催するとともに、問題があると判断した場合は、分科会を速やかに開催するよう要請する。
(第2回 稲田委員)
- 現状得られる情報からだとアリックス社の実施した回帰分析をして、どんな人がどういう行動パターンなのかの相関を見ることしかできないと思われる。サービスが始まった後に、何がしかの因果関係を特定できる統計的分析手法を使っていくことが必要。
(第3回 黒田委員)
- 独禁法の執行という観点からみると、競争関係にあるかどうかというのは、通常、同様のサービス間で代替関係がみられるかどうかで判断する。今回の分析結果を見る限り、NHKのオンラインサービスと他のオンラインサービスとの間には必ずしも明確な代替関係は認められないようだ。あくまでも今回は限られたデータによる分析なので、次年度以降はより精緻な分析を行うことが重要である。
(第3回 山田委員)
- 「放送法との適合」の点において、第三者は、苦情申し立てなどを含めどのように関与できるのか。
(第3回 青柳委員)

3.多元性評価

③ 多元性評価 メディアの多元性の観点についての評価

◆ 現在の状況について

- 今回の調査*では、全国的に、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況であった。
- ニュース取得のために、平均で、テレビは2.2チャンネル、新聞は0.8紙、アプリ・サイトは1.4サイト利用されていることがわかった。
- ニュース取得のために情報源として利用している情報数は、どの地域でも一定あるものの、地域毎に多寡は存在する。

◆ 必須化後の多元性の評価について

- 委員の皆様からのご意見を参考にしながら、基本的には今回実施した調査結果を基に、上記の状況がどのように推移するかを確認していきたい。
- 取得メディア数が少ないところにおいても、悪影響が想定されない。

現時点の想定サービスでは、多元性評価においては、問題があるとは言えないのではないか

*業務規程策定時の想定による調査であることに留意

観点③:「質の高い情報発信が、協会だけでなく、地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているか」

◆ 分科会委員の意見は次のとおり

- 多元性の検証と競争の評価というのは、若干ディメンションが違うような気がする。純経済学的な意味での競争というのは、市場でどれだけ効率的な競争が行われているのか、NHKが新しいサービスを始めたときに既存のサービスは押し出されてしまうのか、それとも市場全体の需要が増えるのかというような観点で判断されるのに対し、多元性というのは、恐らく、NHKが新しいサービスを始めたとしても、他のメディアその他いろいろな情報提供の経路はきちんと確保されるのか、これまでと同様にちゃんと共存していけるというような観点で判断されるものというイメージかと思う。これは競争の効率性とは違う基準によって判断されるものだと思うので、両者を切り分けて考えていくことが必要である。
(第1回 山田委員)
- 「メディアの多元性」、つまり取材に基づく情報を日常的に提供する、自律したメディアが全国各地に複数存在し、国民・視聴者がそうした情報に接することにある状態にあることが極めて重要だと考えている。
(第2回 稲田委員)
- 多元性は供給者の属性として観測されることになっている。Ofcom「Measuring media plurality」でも同様の考え方が採用されている。しかし供給者が多様であっても報道内容の質の多様性が確保されるとは限らない。2011年時点では報道内容の多元性を直接評価する事が困難であったためこのような手法がとられたのだろうが、近年の自然言語分析の技術を使えば供給者の属性ではなく、報道内容によって傾向を把握する事も可能になってきている。
(第2回 黒田委員)
- 調査結果から「NHK のネットサービスによって民間のサービスが悪影響を受けることはない」といった分析・結論を導き出している。設問を見ると受信料を支払う必要があるとの本質を回答者に十分伝えていないと言えない。このため調査結果自体に疑義がある。
(第3回 稲田委員)

参考

参考

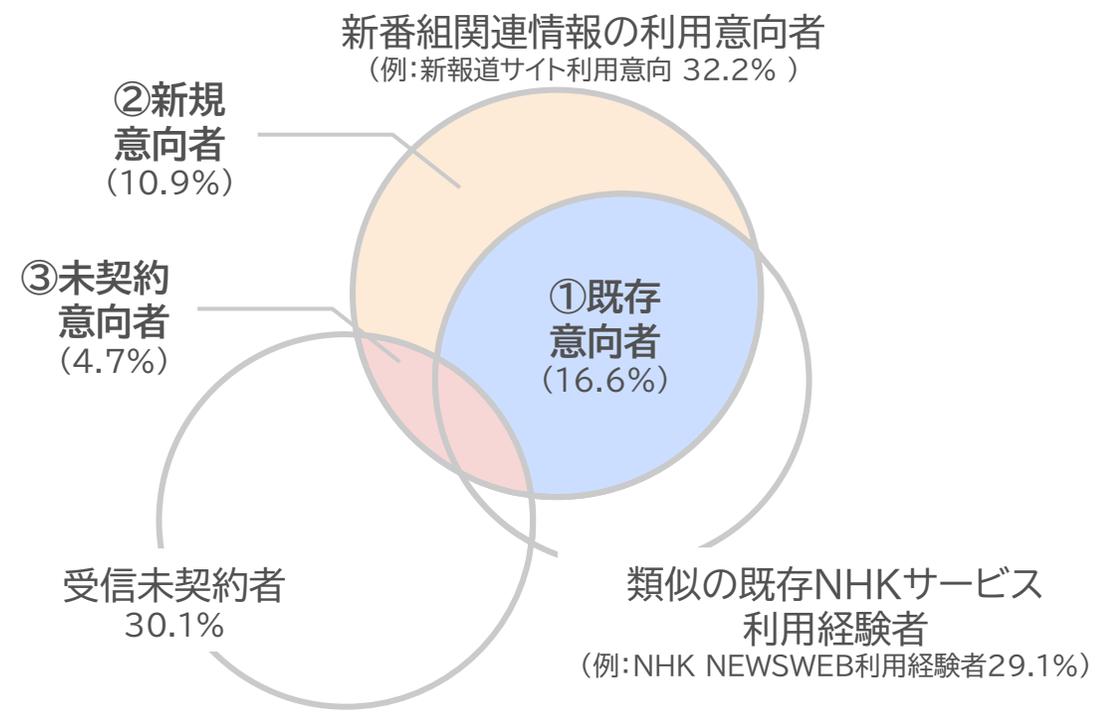
2-①. ネット調査による影響評価

② 独禁法的市場評価

参考

影響評価 分析の前提・考え方

- 想定しているNHKの番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある利用意向者を、既存のNHKサービスを利用しておらずすぐに利用される可能性のある①既存意向者、既存のNHKサービスを利用しておらず実際に利用するまでにやや障壁のある②新規意向者、受信契約がなく支払障壁のある③未契約意向者の3つに分類する。
- これら3つのセグメントで影響の生じ方が異なると想定されるため、これらに分類した上で分析を行う。



注) 数値は、報道サイトにおける例。領域によって値は異なる
 注) 既存利用かつ未契約者は、③未契約者に分類
 注) 未契約者は、「受信料契約なし」または「わからない」と回答した人

利用意向者の分類	競争への影響
新番組関連情報の利用意向者	<ul style="list-style-type: none"> 番組関連情報を利用し、影響を受ける可能性のある人全体
① 既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> 新番組関連情報と類似の既存のNHKサービスの利用経験がある、利用意向者 利用障壁が最も低く、影響が最初出やすい。一方で、既存サービスでの影響は既に発生しており、サービスの変更が少なければ影響も小さい
② 新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> 類似のNHKサービスの利用経験がない、受信契約のある利用意向者 既存のNHKサービス利用者にと比べると、認知の障壁が存在するため利用されにくい
③ 未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> 受信契約のない利用意向者 新番組関連情報は、受信契約が前提となるため、支払障壁が存在する

〔報道〕 番組関連情報の利用意向者

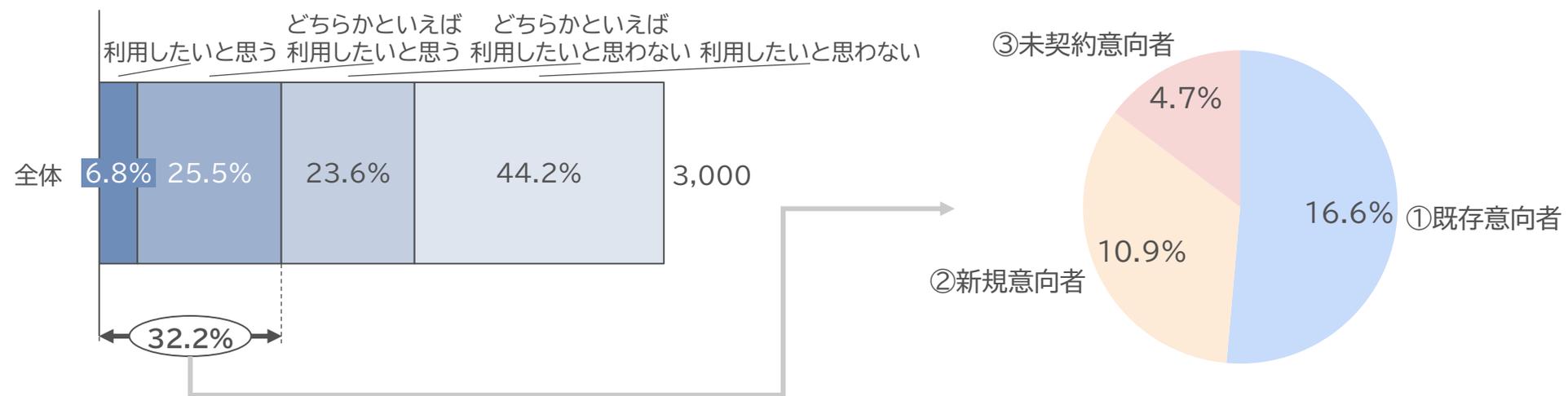
■ NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は32.2%。
そのうち、①既存意向者は16.6%、②新規意向者は10.9%、③未契約意向者は4.7%。

NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ②多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]
※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

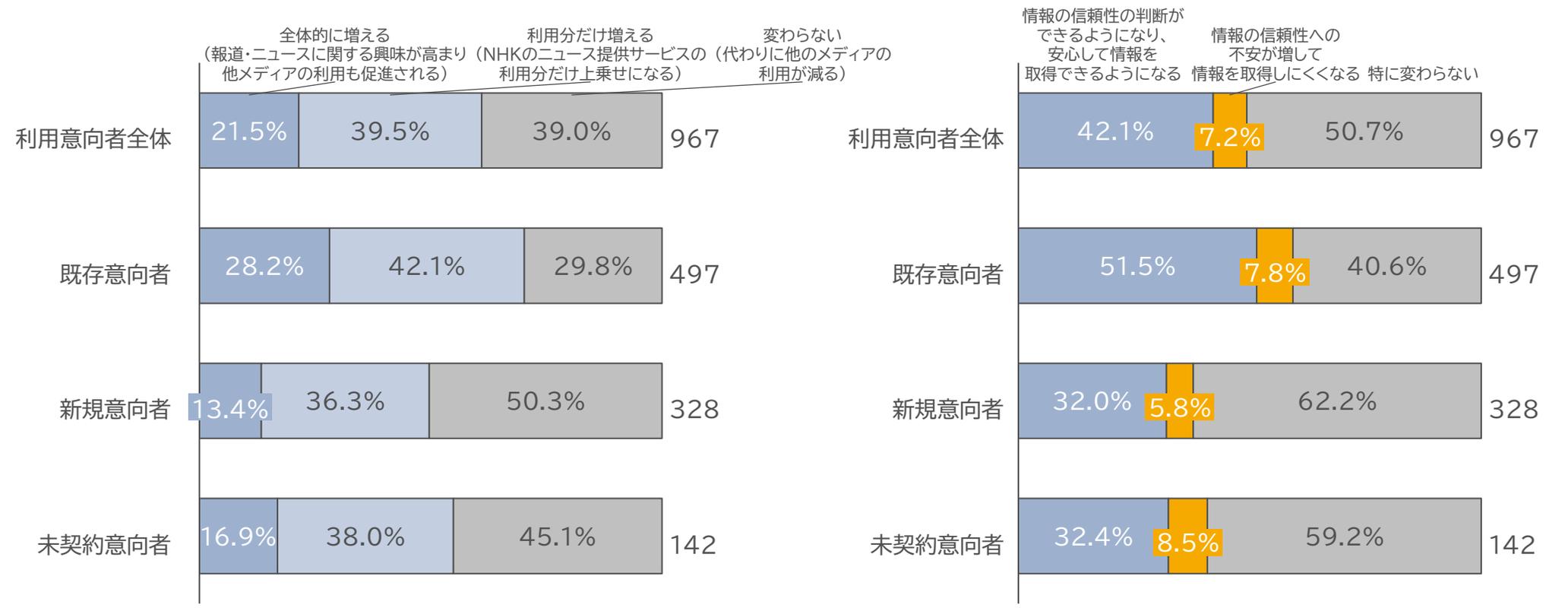


〔報道〕 番組関連情報のメディア全体の利用時間・信頼への影響

■ NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用によって、情報を取得する総時間は増えると思う人が61.0%、情報を取得する際の気持ちは信頼が増すと思う人が42.1%。

【新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】 Q28.前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、あなたが報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間はどのように変わるとお考えですか。[SA]

【新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】 Q29.Q27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、あなたがインターネット上の情報・コンテンツ全般を取得するときの気持ちはどのように変わるとお考えですか。[SA]



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

② 独禁法的市場評価

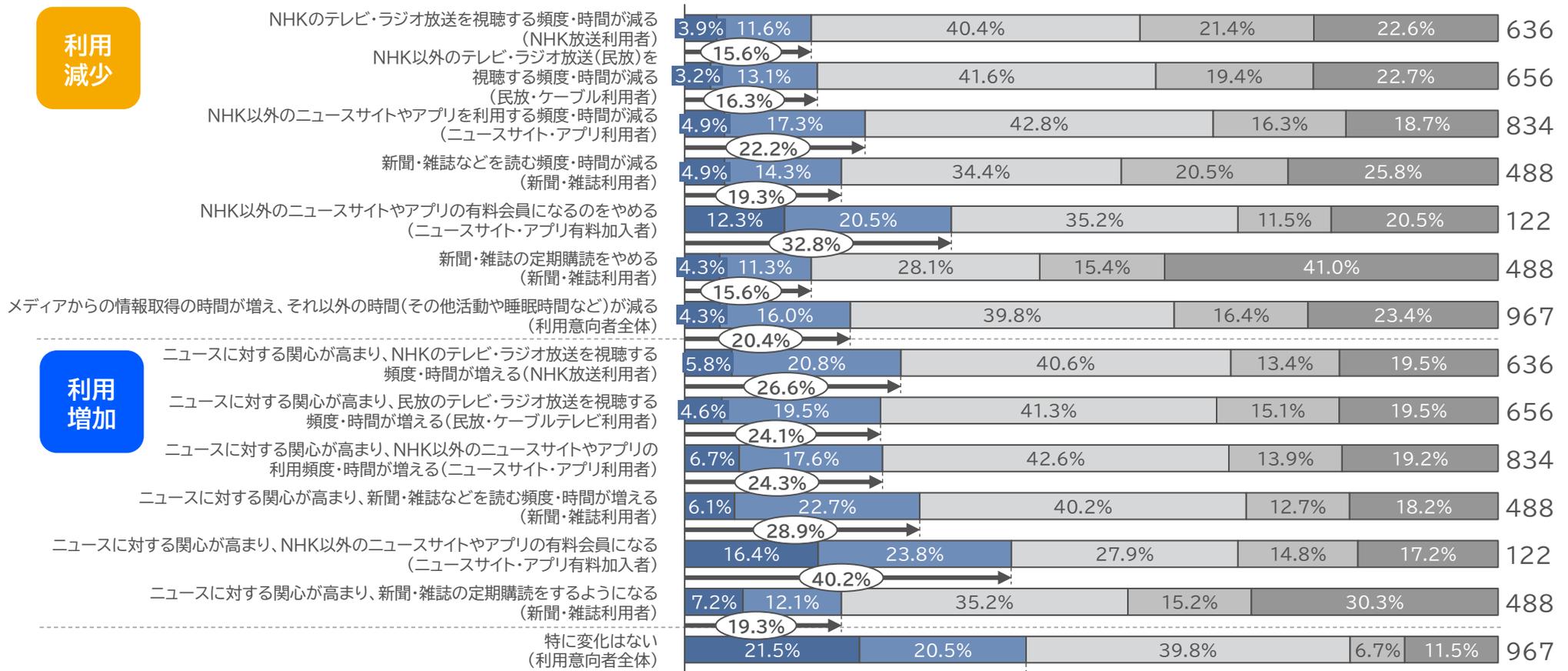
参考

〔報道〕 番組関連情報の各メディアへの影響

■ NHKサービスを利用することで、他のメディアの利用が増加すると考える人は、利用が減少すると考える人を上回っている。

【新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q30.あなたがQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得にどのような影響があると思いますか。[SA]

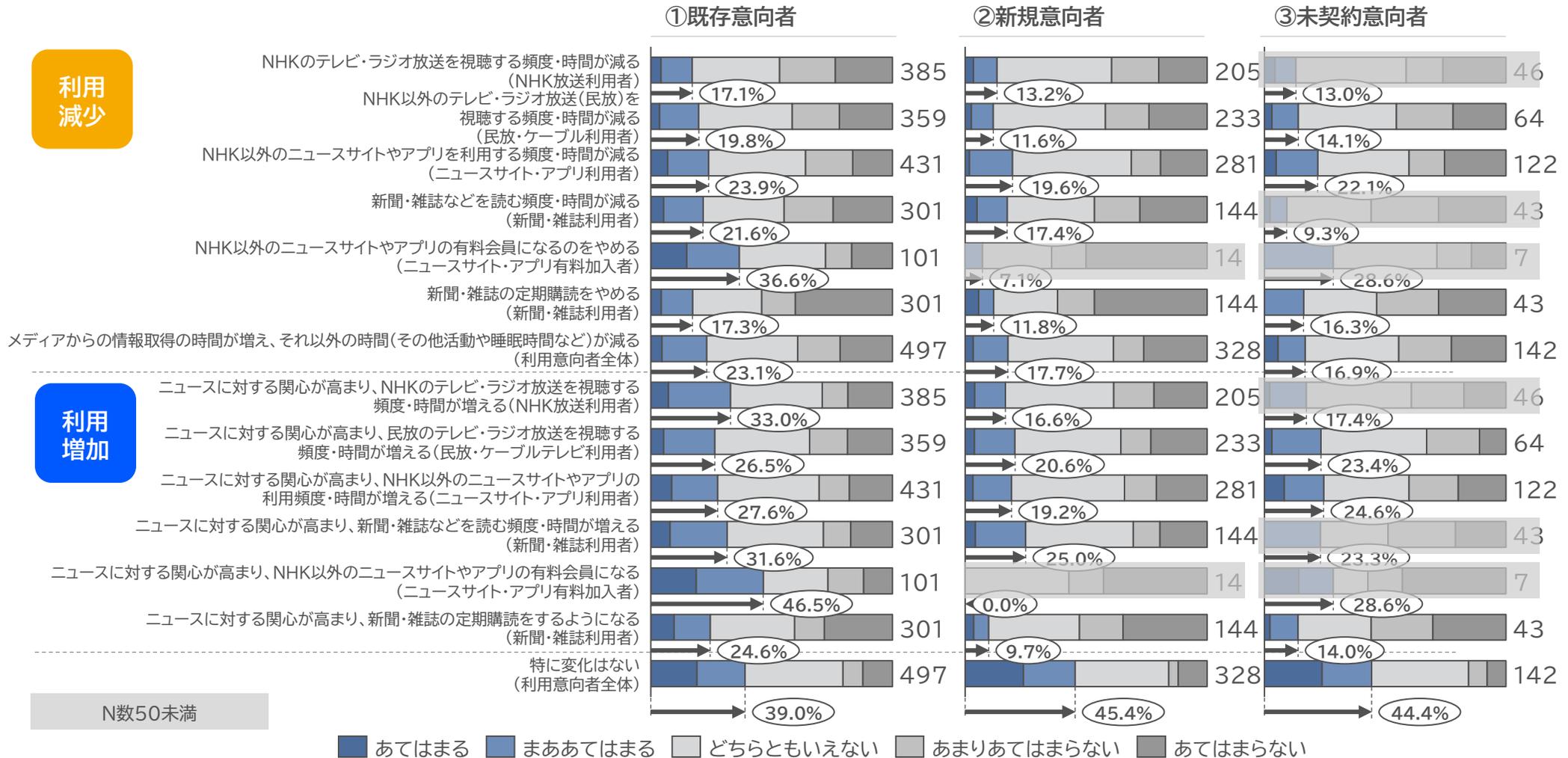
母数:回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者



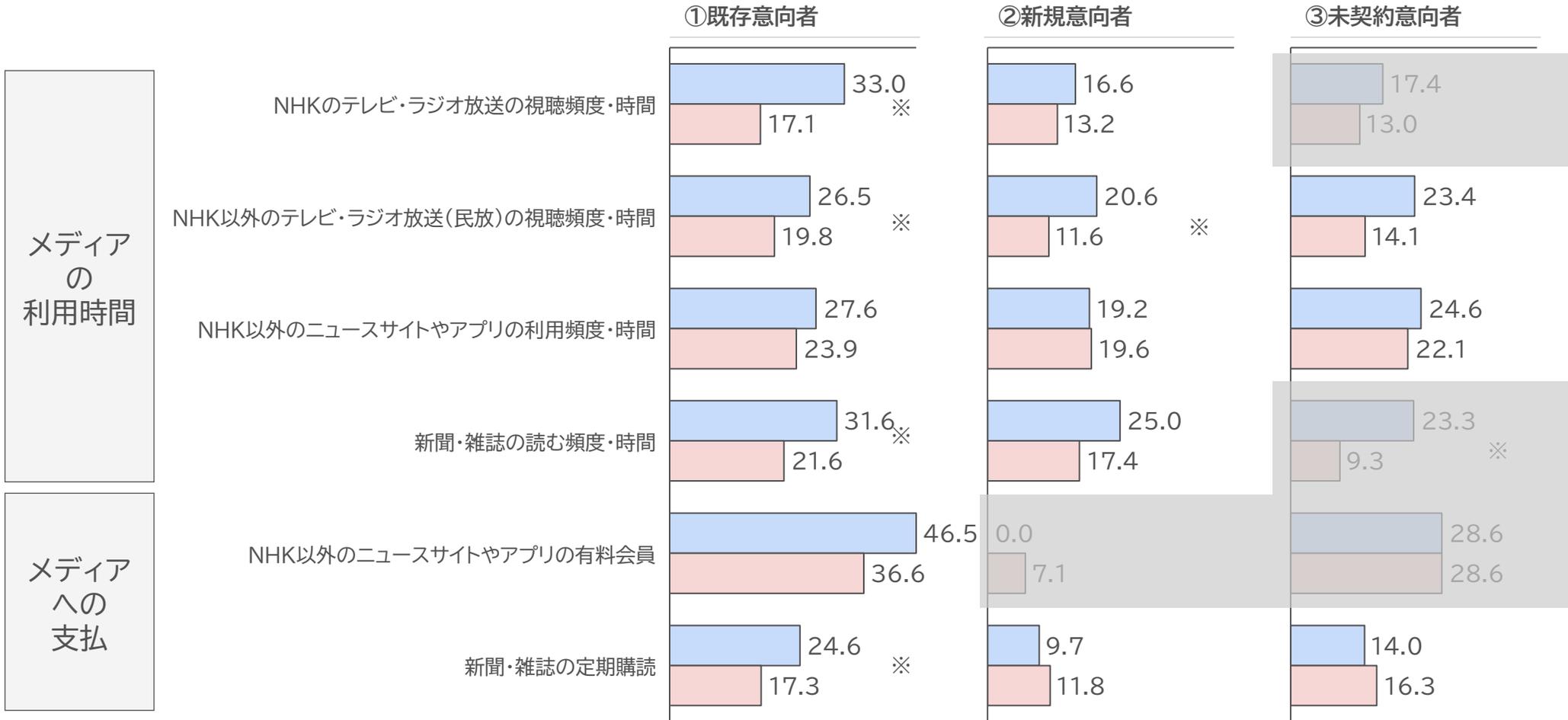
出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

■ あてはまる ■ まああてはまる ■ どちらともいえない ■ あまりあてはまらない ■ あてはまらない

■ ①既存意向者では多くの項目で利用増加が減少を上回る。②③では、利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度。



■ ①既存意向者では多くの項目で利用増加が減少を上回る。②③では、利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度。



※:統計的に増加と減少に差がある項目

増加:前ページの利用時間や支払の増加に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合

減少:同減少に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合

出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

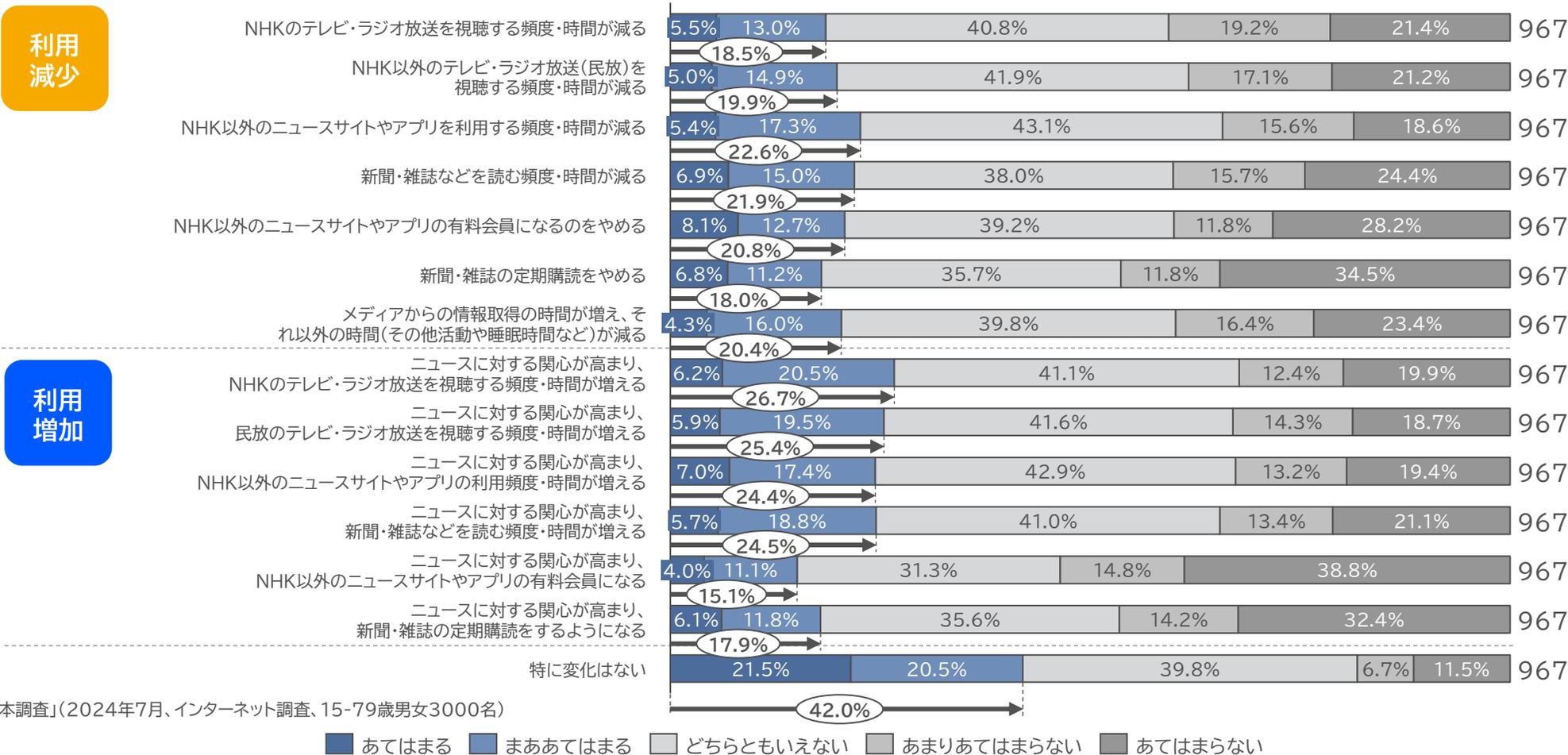
■ 増加 ■ 減少

N数50未満

■ 参考までに、各メディアの非利用者も含めた利用意向者全体で見ても、多くの項目で、利用時間が増加すると考える人が、減少すると考える人よりも多い

【新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q30.あなたがQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数: 回答者(利用意向者)全体



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

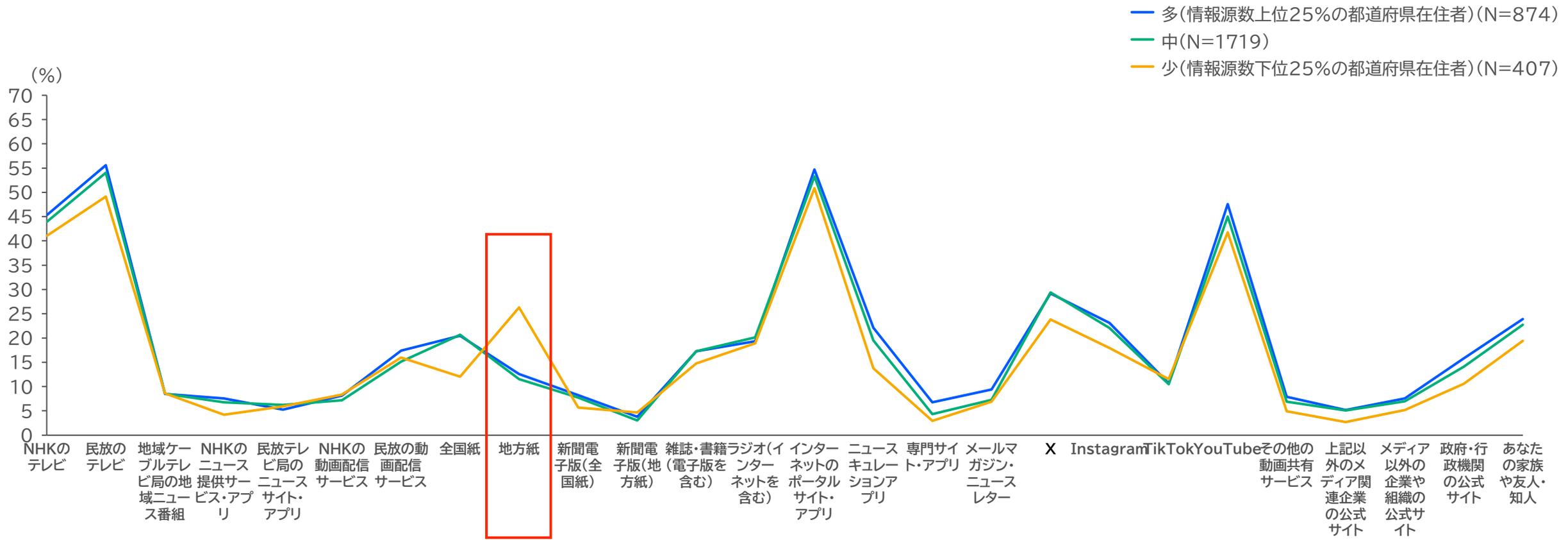
② 独禁法的市場評価 (地域の多元性考慮)

参考

ニュース取得情報源の多寡別の利用している情報源

■ 情報源数の少ない地域は、テレビや全国紙・ネットサービスの利用率がやや低く、地方紙の利用率が高い。

ニュース取得において実際に利用している情報源



② 独禁法的市場評価
(地域の多元性考慮)

参考

取得情報源の多寡別の番組関連情報(報道)の利用意向

■ NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は、利用している情報源が多い地域でやや高く、少ない地域でやや低い傾向。

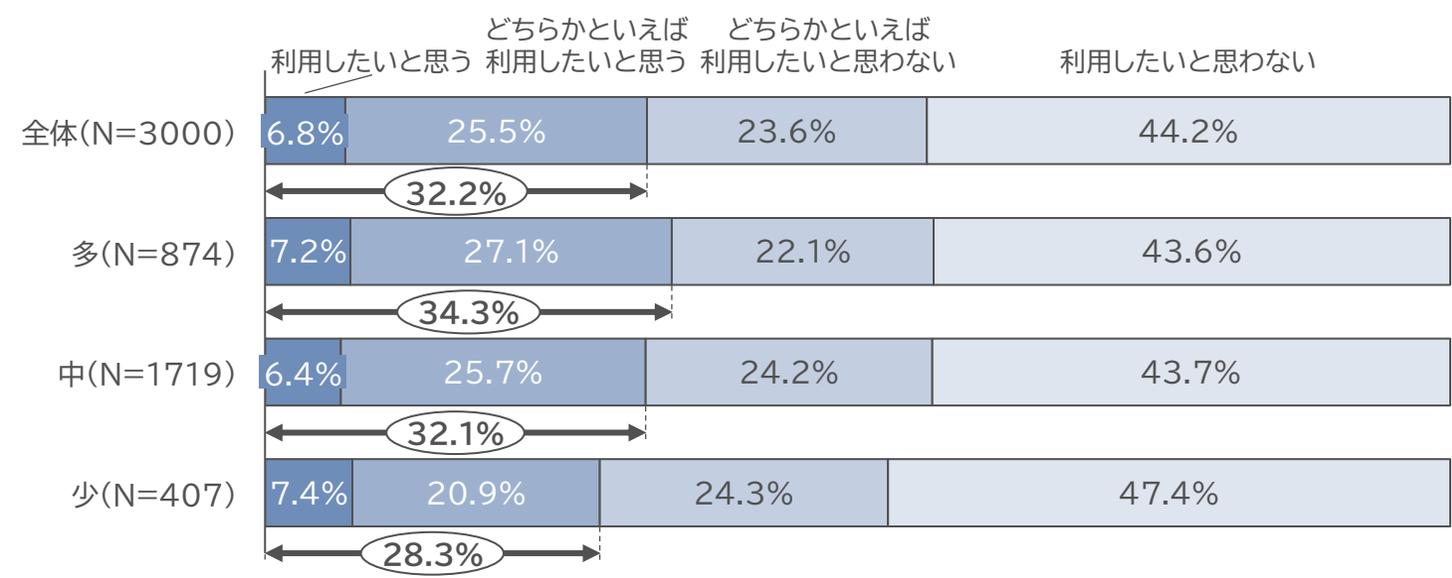
NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ① ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ② 多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③ SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④ 選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

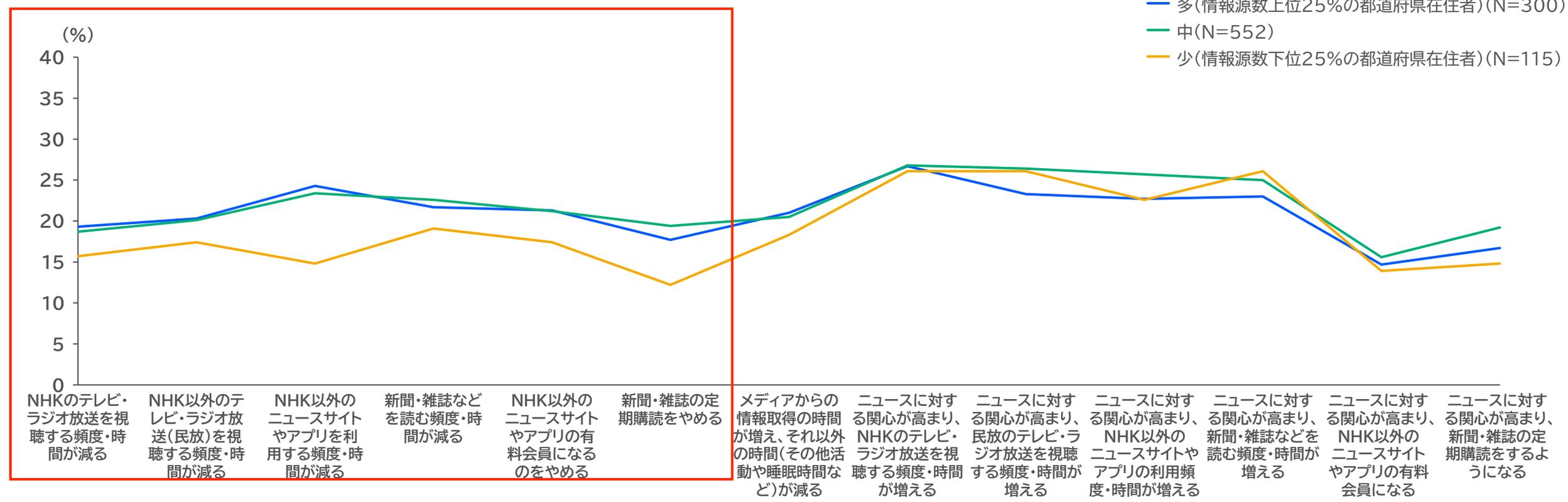
② 独禁法的市場評価 (地域の多元性考慮)

参考

ニュース取得情報源の多寡別の番組関連情報による影響

■ 情報源数の少ない地域においては、NHKの新たな番組関連情報によって他メディア利用が減ると考える人の割合は低い。

NHK番組関連情報(報道サイト)による各サービス利用への変化 (情報源数多・中・少別)



※それぞれの項目について「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した割合

出所)競争評価本調査(2024年7月)

② 独禁法的市場評価

参考

〔報道〕
番組関連情報のまとめ

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると考える人が一定存在。
- メディアの利用時間では、①で多くの項目で利用時間が増加、②③では増加と減少が同程度。
- 支払については、①で新聞の定期購読が増加すると考える利用者は多く、ネットサービスでは増加と減少が同程度。②③では増加と減少が同程度。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約5割が、安心して情報取得できるようになる 約4割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目で、利用時間が増加すると考える人の方が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、増加すると考える利用者の方が多い 他メディアネットサービスでは、支払が増加すると考える加入者と減少すると考える加入者はほぼ同数 (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約3割が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約3割が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない

■ NHKが想定している医療・健康情報サービスの利用意向は31.5%。そのうち、①既存意向者が15.4%、②新規意向者が11.8%、③未契約意向者が4.4%。

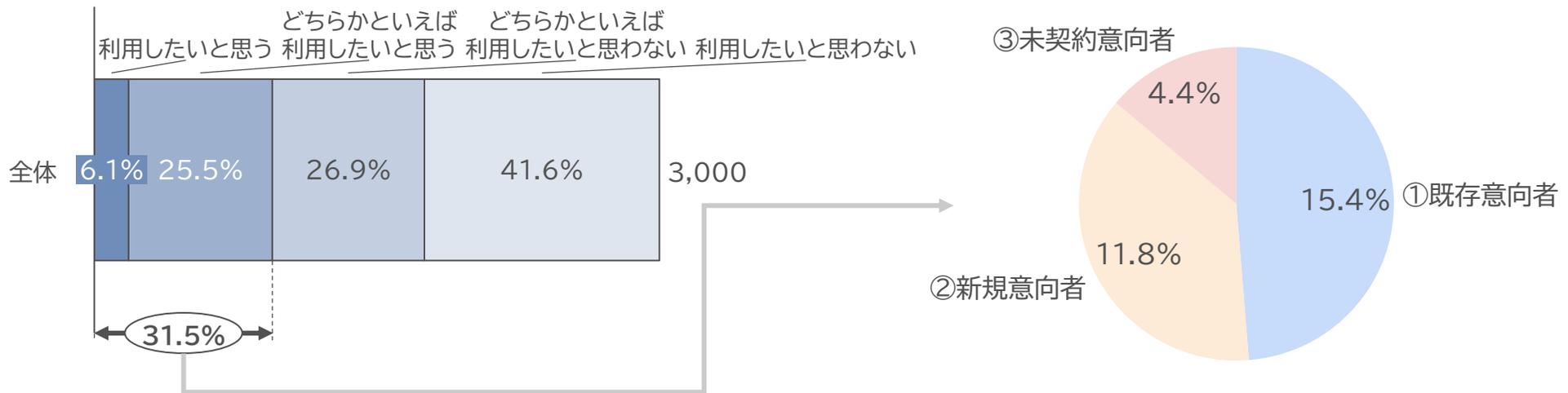
NHKでは、次のようなオンラインでの医療・健康情報サービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、医師や専門家への取材に基づいて最先端の「確かで信頼できる医療・健康情報」を動画やテキストでインターネットの特性を生かして提供します。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①自ら必要とする情報について、各分野をリードする第一級の医師・専門家の監修や取材、最新のガイドラインなどの取材に基づいた、偏りのない確かな情報を見ることができます。
- ②最先端の医療・健康情報を、自らの関心にあわせて選んで見ることができます。
- ③難しい専門用語は平易な言葉で補足・解説され、動画や図なども活用されて、判りやすく情報を得ることができます。
- ④最新の治療法や予防法、新薬などの情報を、いち早く見ることができます。

Q46.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。

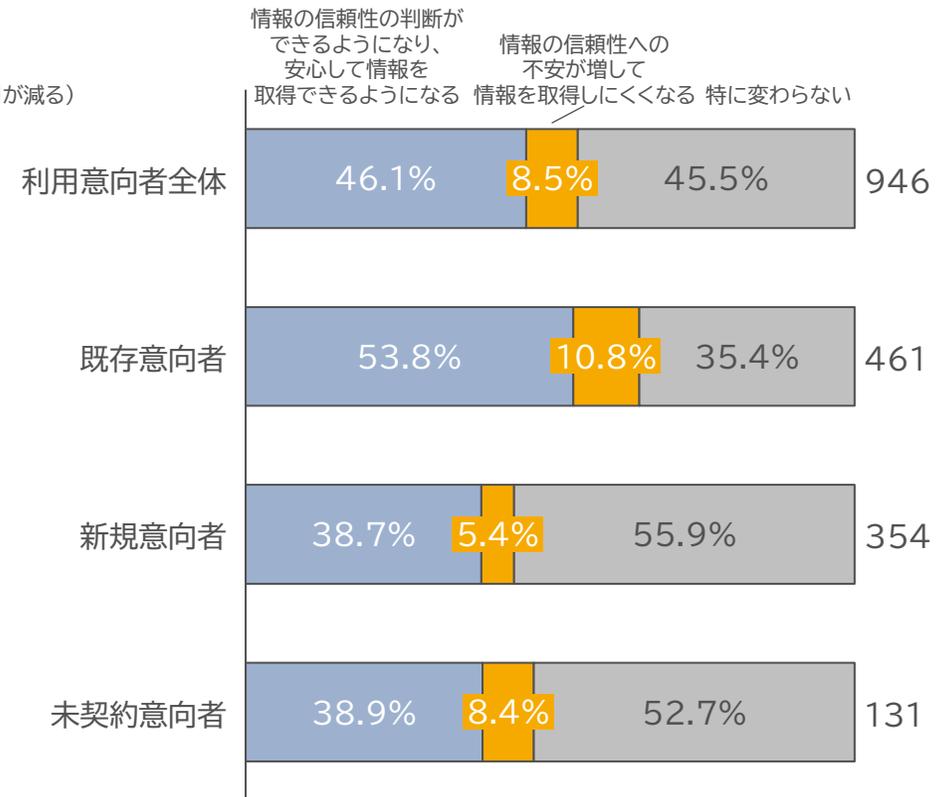
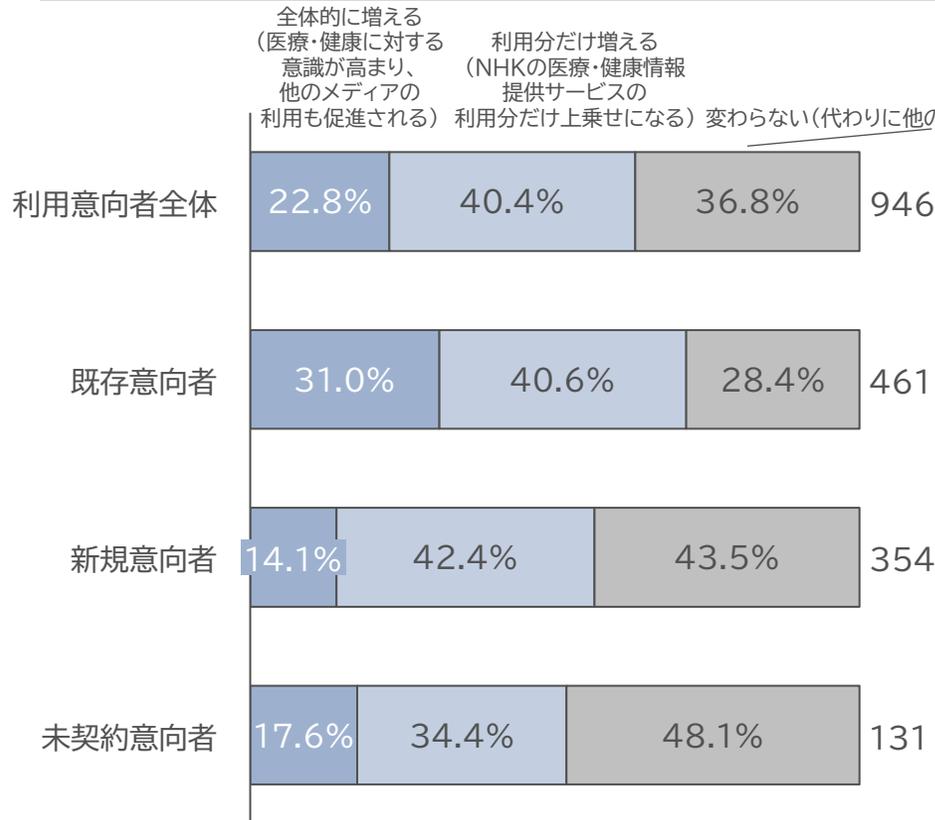




■ NHKの新しい医療情報サービスの利用により、医療情報の取得にかかる総時間が増加する人は63.2%、信頼・安心が増す人は46.1%

【NHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q47.前問で紹介したようなNHKの新しいオンラインでの医療・健康情報提供サービス
を利用することで、あなたが医療・健康情報を取得する総時間は
どのように変わりますか。[SA]

【新しいNHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q48.Q46で紹介したようなNHKの新しいオンラインでの医療・健康情報提供サービス
を利用することで、あなたがインターネット上の医療・健康情報全般を取得するときの
気持ちはどのように変わりますか。[SA]



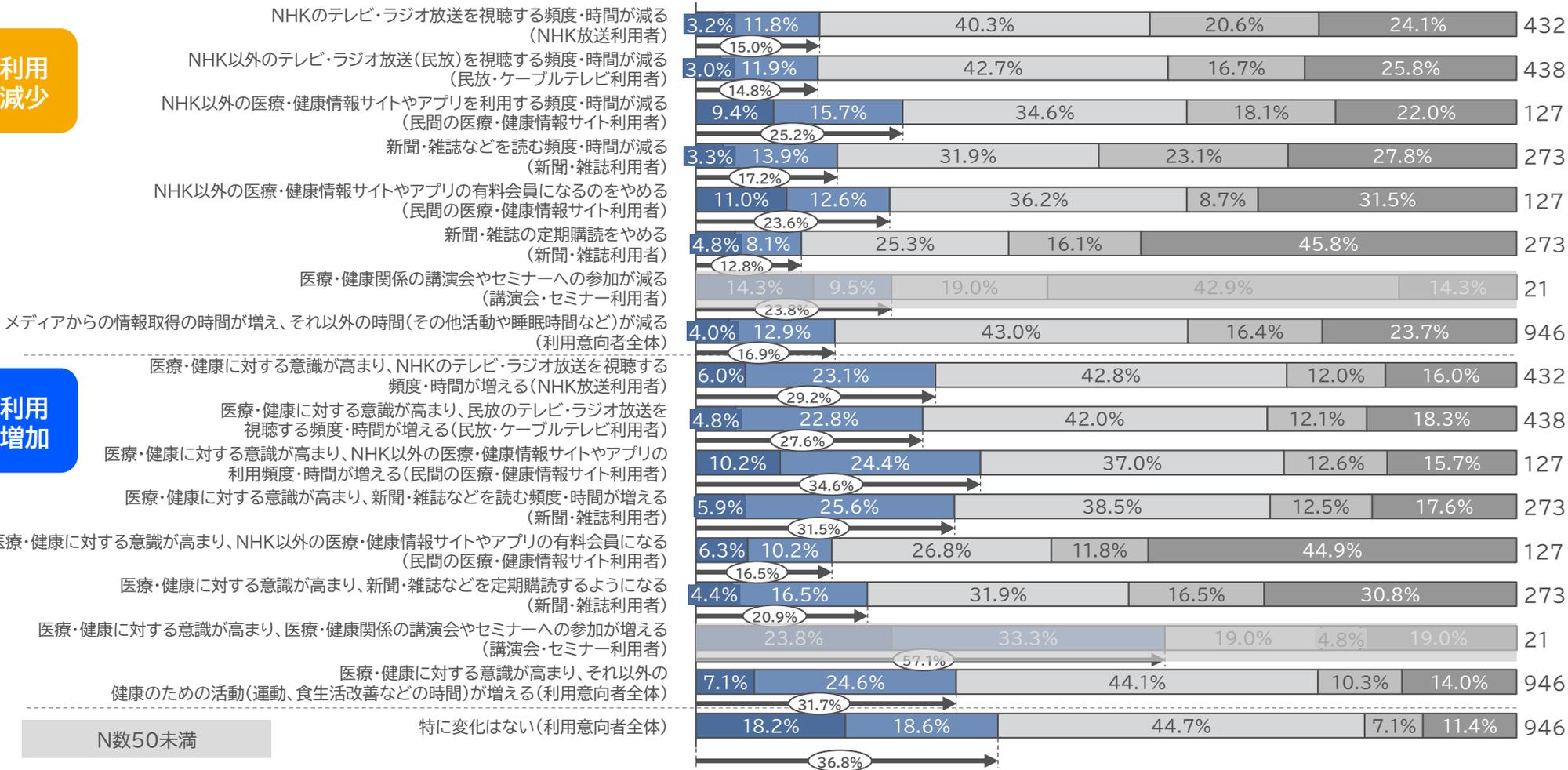
■ NHKサービスを利用することで、他のメディアの利用が増加すると考える人は、利用が減少すると考える人を上回っている。

【NHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q49.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの医療・健康情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数:回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者

利用減少

利用増加



N数50未満

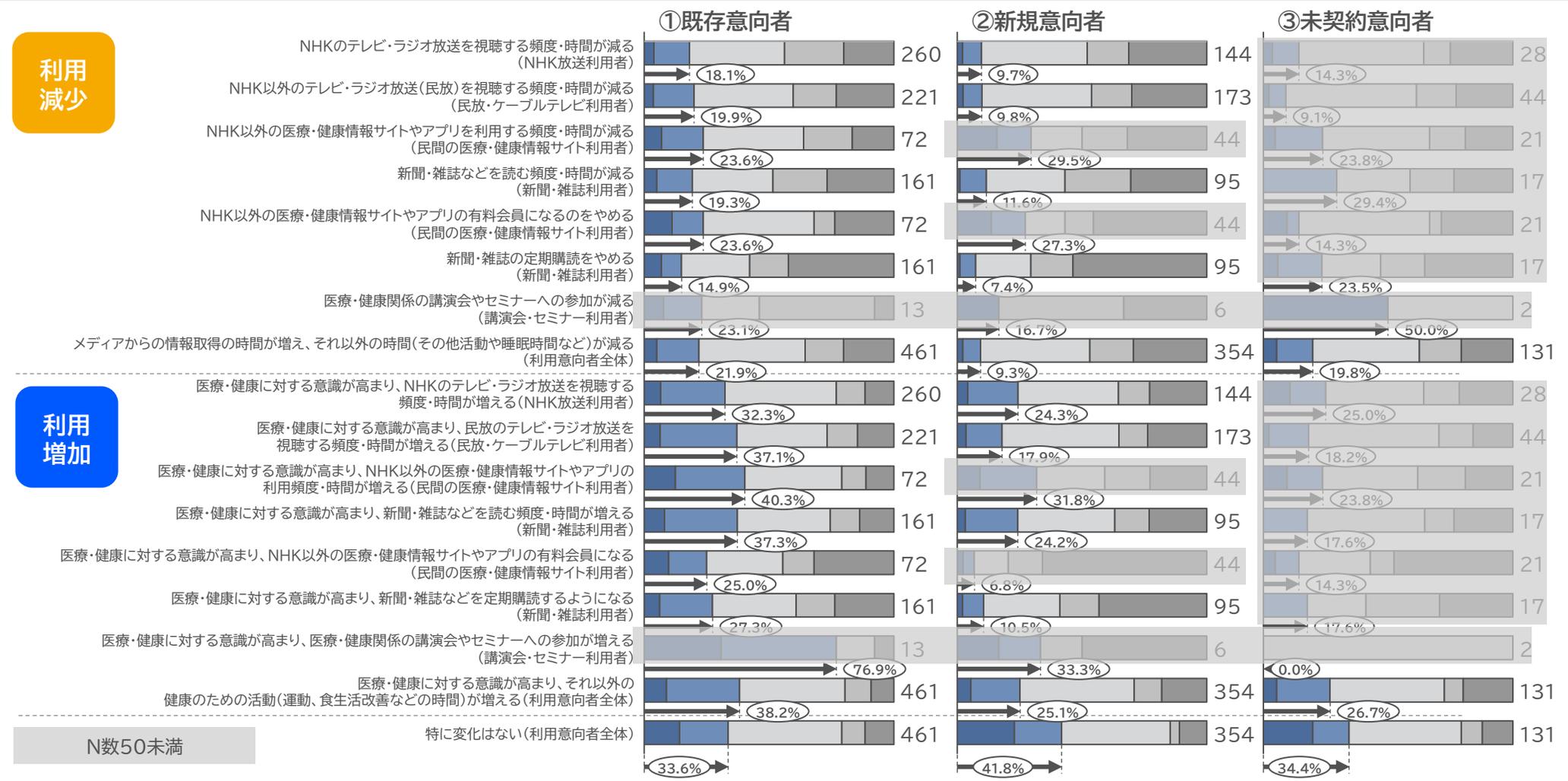
② 独禁法的市場評価

参考

〔医療・健康〕番組関連情報の各メディアへの影響(3セグメント別)

■ ①既存意向者、②新規意向者では、多くの項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る。③未契約意向者はサンプル数僅少のため参考値。

【NHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q49.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの医療・健康情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

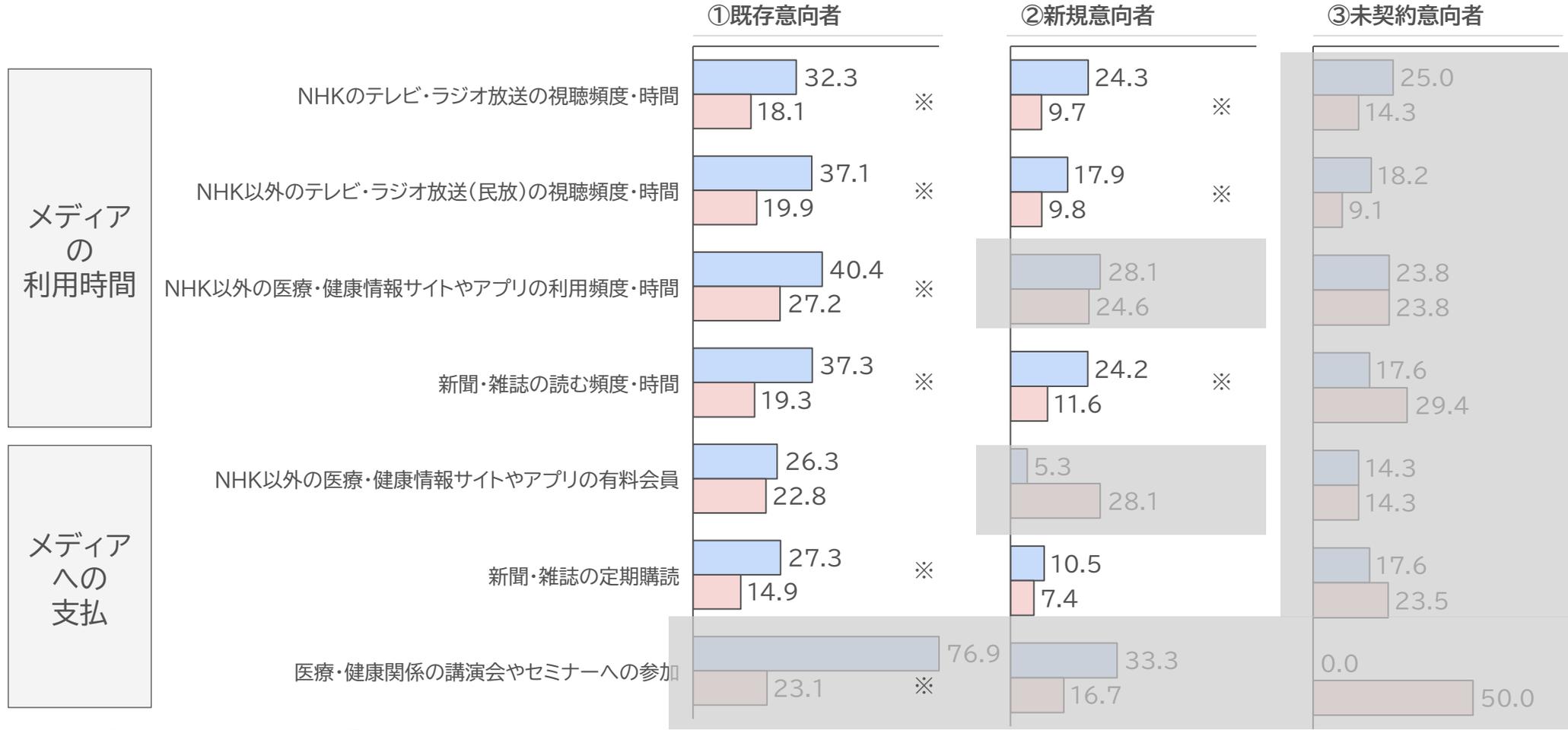


N数50未満

出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

あてはまる まああてはまる どちらともいえない あまりあてはまらない あてはまらない

■ ①既存意向者、②新規意向者では、多くの項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る。③未契約意向者はサンプル数僅少のため参考値。



※: 統計的に増加と減少に差がある項目
 増加: 前ページの利用時間や支払の増加に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合
 減少: 同減少に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合

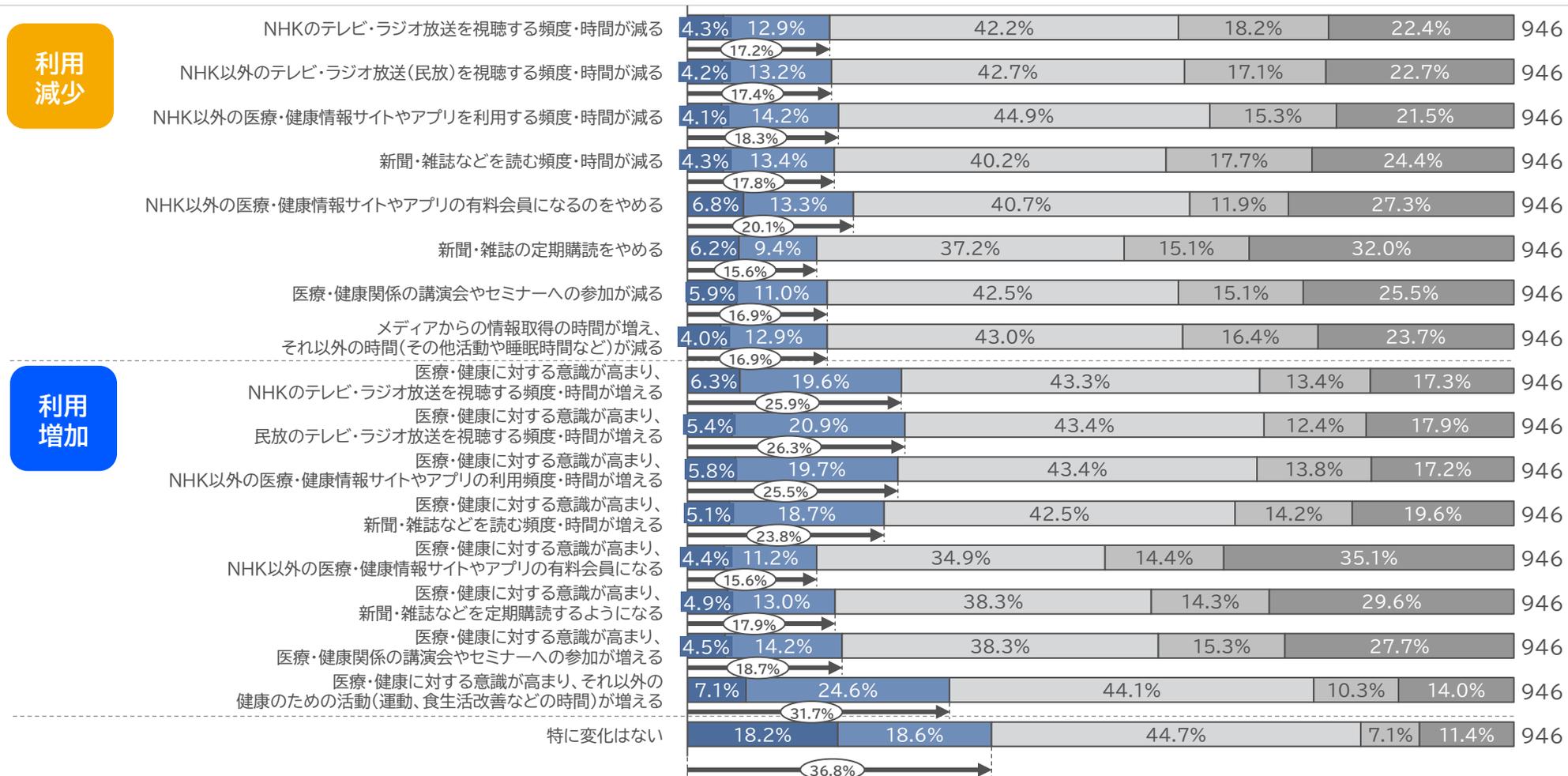
■ 増加 ■ 減少

N数50未満

〔医療・健康〕 番組関連情報の各メディアへの影響(非利用者含む)

■ 参考までに、各メディアの非利用者も含めた利用意向者全体で見ても、多くの項目で、利用時間が増加すると考える人が、減少すると考える人よりも多い

【NHKの新しい医療・健康情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】
Q49.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの医療・健康情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]



〔医療・健康〕
番組関連情報のまとめ

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると思う人が半数。
- メディアの利用時間では、①②の多くの項目で利用時間が増加すると考える人の方が多く、③は利用者自体が少ない。
- 支払については、①で新聞の定期購読が増加すると考える利用者の方が多い。その他は、増加と減少が同程度か、利用者自体が少ない。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約5割が、安心して情報取得できるようになる 約35%は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> 医療・健康情報サイトの有料加入では、支払が増加すると考える利用者で減少と考える利用者はほぼ同数 新聞・雑誌の定期購読では、増加すると考える利用者の方が多い (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約4割が、安心して情報取得できるようになる 約55%は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者で減少と考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの利用者は、このセグメントには殆どいない
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約4割が、安心して情報取得できるようになる 約5割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない

〔福祉〕 番組関連情報の利用意向者

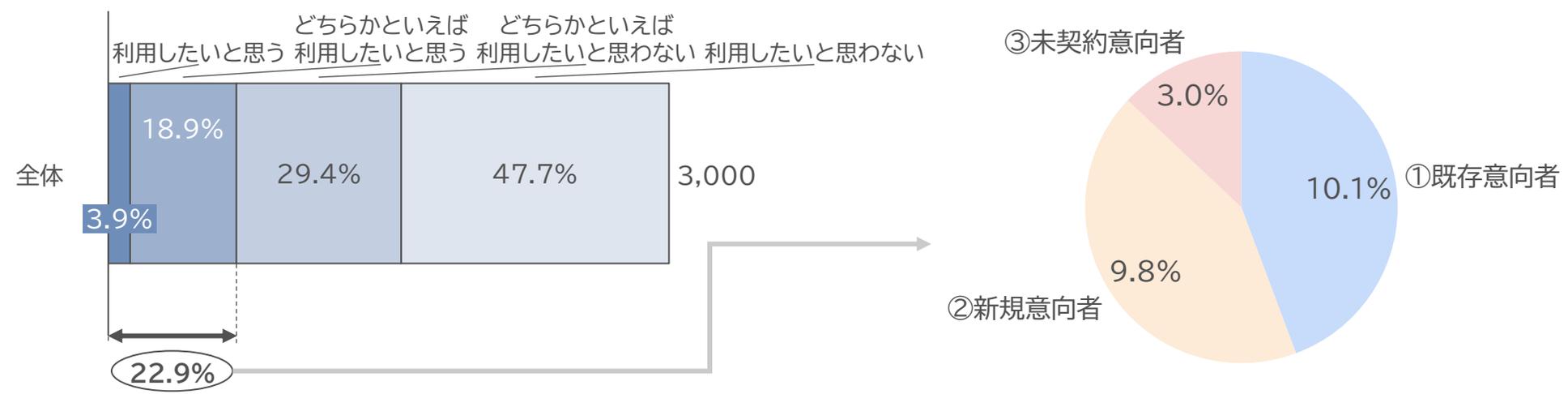
■ NHKが想定している福祉情報サービスの利用意向は22.9%。そのうち、①既存意向者が10.1%、②新規意向者が9.8%、③未契約意向者が3.0%。

NHKでは、次のようなオンラインでの福祉情報サービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「社会的支援を必要とする人々への認識を高め、相互理解を促進し、社会全体の成熟につなげるための情報」を動画やテキストでインターネットの特性を生かして提供します。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①自分や家族が障害や疾患など困難な状況に見舞われたときに必要とされる情報を、いつでも参照できるよう提供します。
- ②掲示板や投稿フォームなどを通じて、当事者、周りの方々の思いを共有する場づくりを促すと同時に、寄せられた声を番組制作に繋げていきます。
- ③番組で提示した基礎情報、事例紹介、専門家の知見、相談窓口(全国、地域の自治体・支援団体等)など具体的な支援情報を掲載します。
- ④高齢者や障害のある人などに、コンテンツをあまねく届けるためのユニバーサルサービス・情報保障を拡充します。

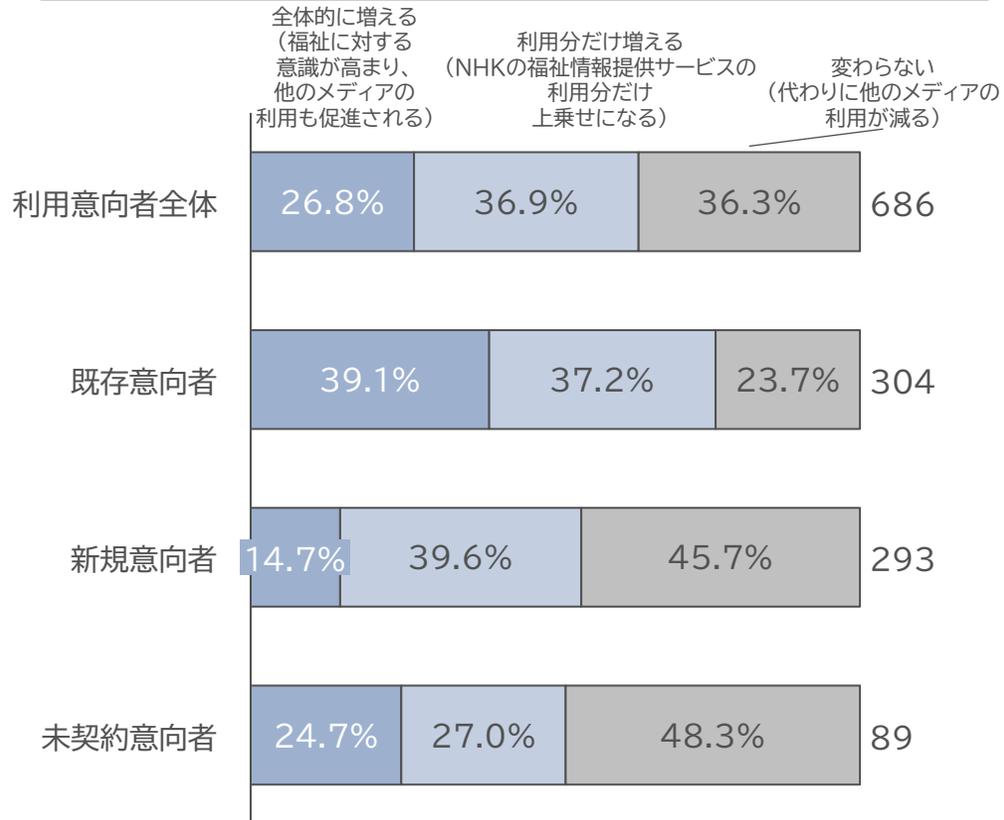
Q52.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]
※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。



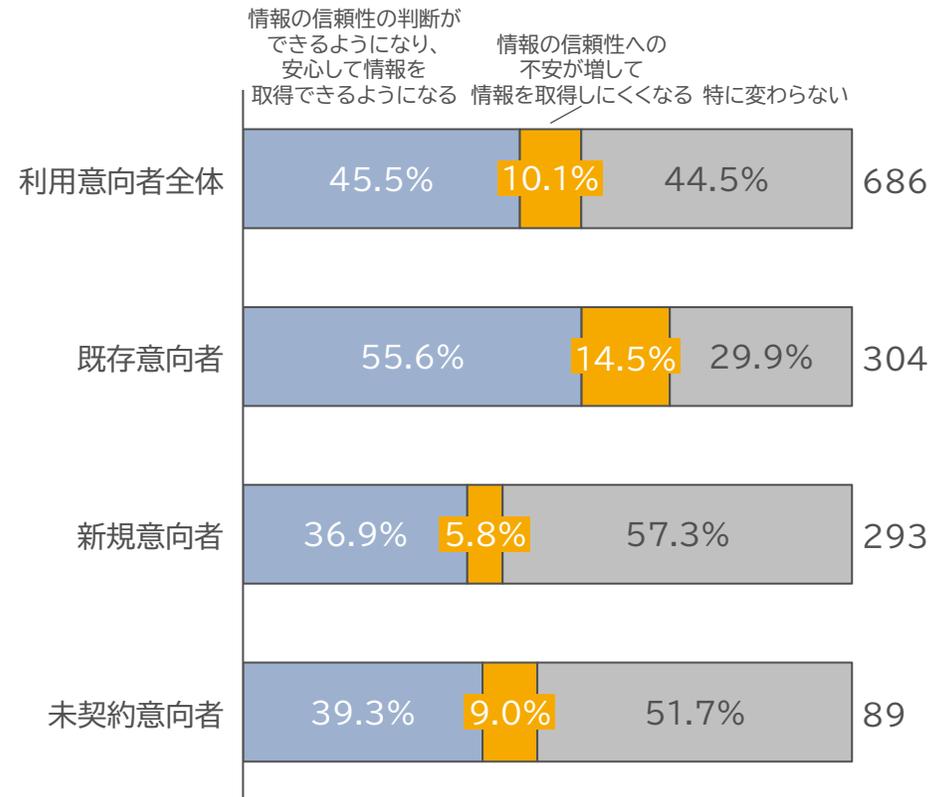


■ NHKの福祉情報サービスの利用によって、福祉情報の取得にかかる時間が増加する人が63.7%、信頼・安心が増すと感じる人が45.5%

【NHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q53.前問で紹介したようなNHKの新しい福祉情報提供サービス
を利用することで、あなたが福祉情報を取得する総時間は
どのように変わるとお考えですか。[SA]



【新しいNHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかという
利用したいと回答した人】
Q54.Q52で紹介したようなNHKの新しい福祉情報提供サービス
を利用することで、あなたがインターネット上の福祉情報全般を取得するときの
気持ちはどのように変わるとお考えですか。[SA]

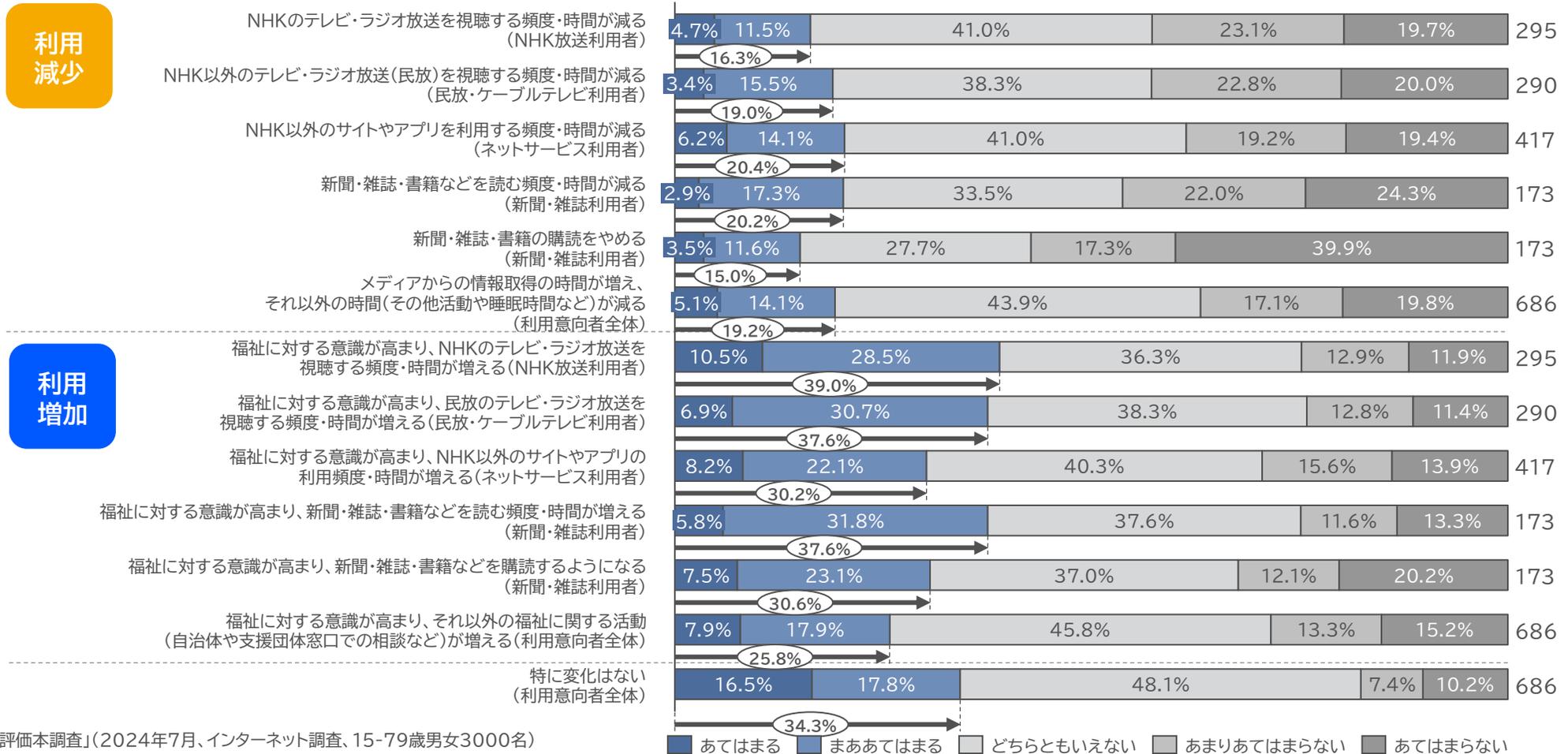


■ NHKサービスを利用することで、他のメディアの利用が増加すると考える人は、利用が減少すると考える人を上回っている

【NHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】

Q55.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの福祉情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数:回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者

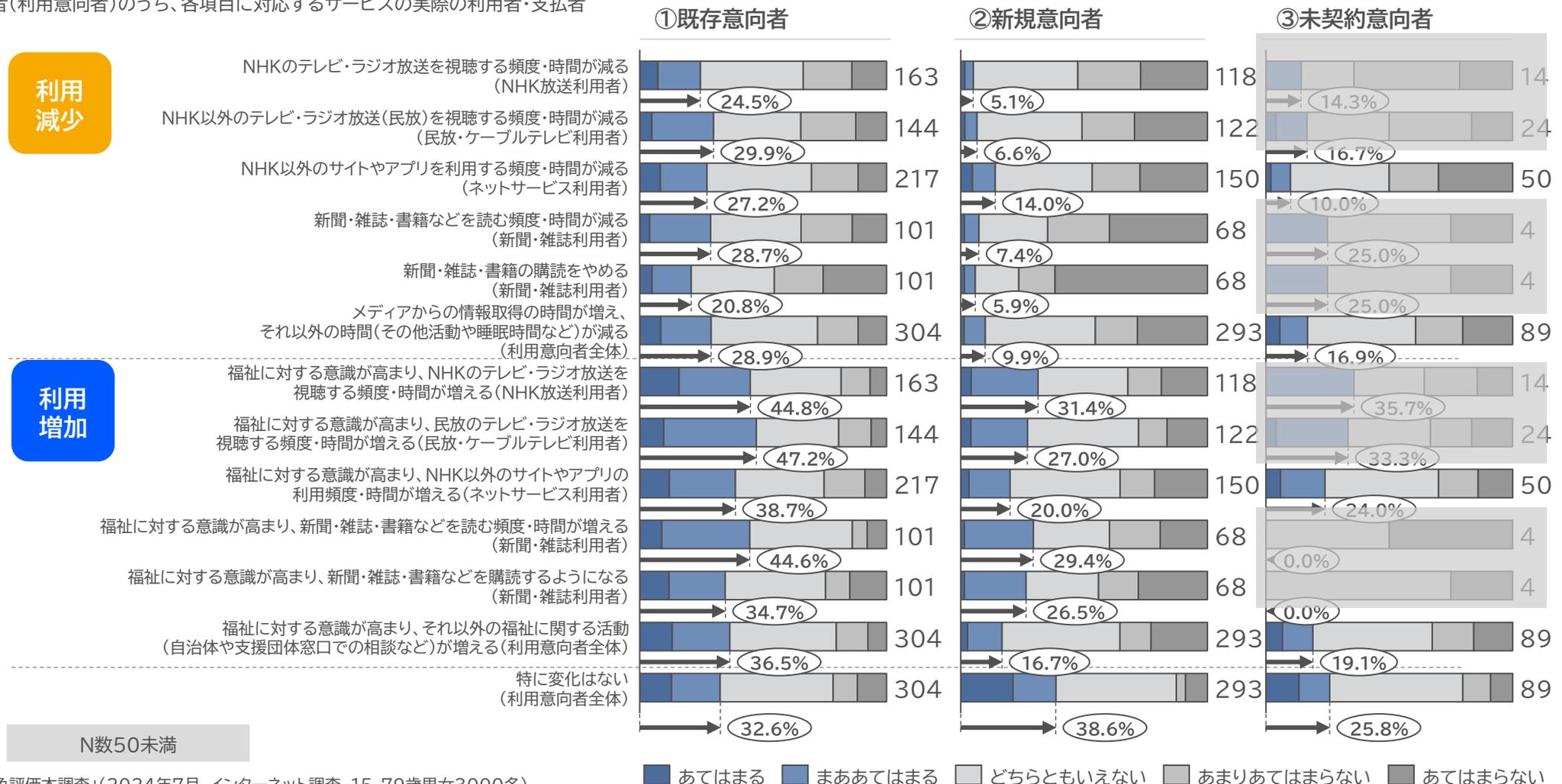


〔福祉〕 番組関連情報の各メディアへの影響(3セグメント別)

■ サンプル数僅少の項目を除く、ほぼ全ての項目で利用・支払が増加すると考える人が減少すると考える人を上回る。

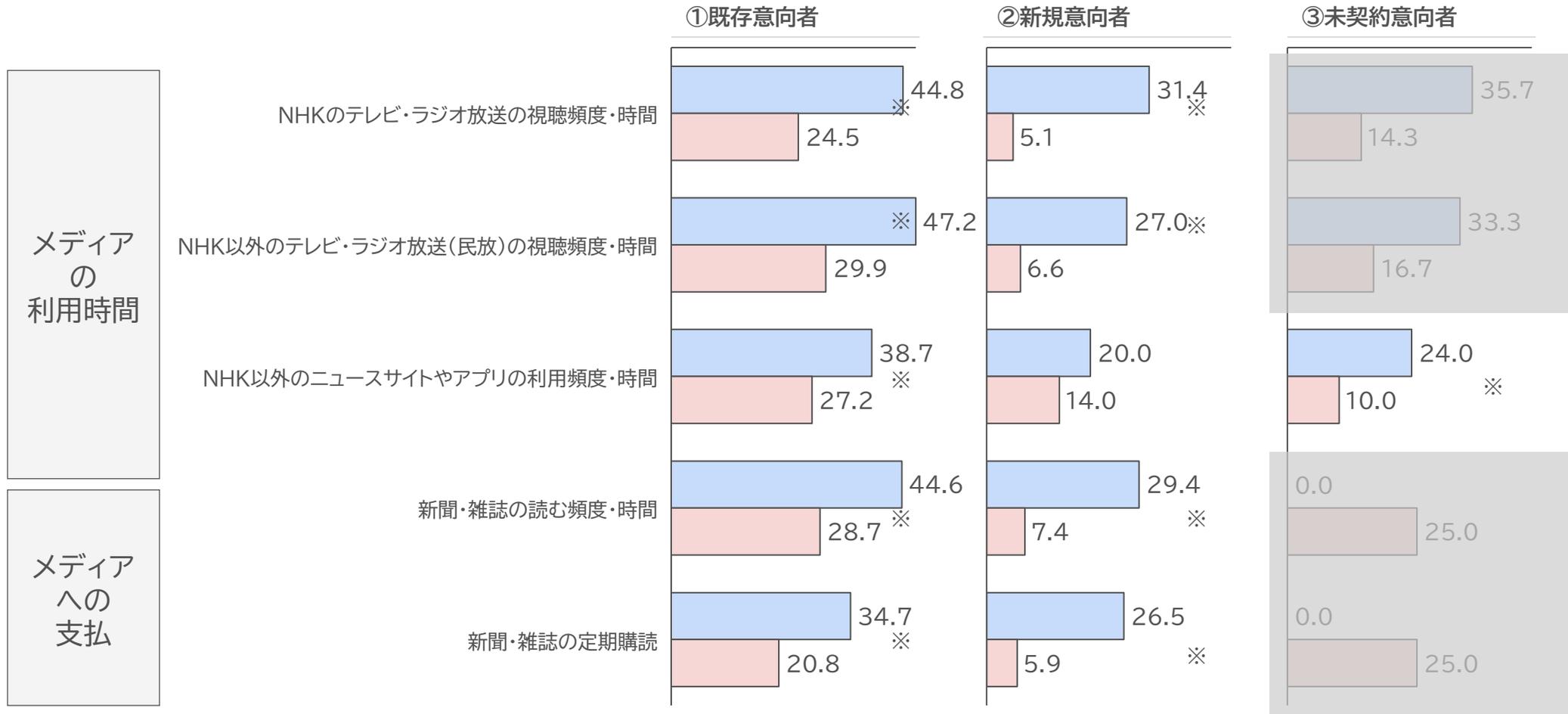
【NHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかという利用したいと回答した人】Q55.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの福祉情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数:回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者



N数50未満

■ サンプル数僅少の項目を除く、ほぼ全ての項目で利用・支払が増加すると考える人が減少すると考える人を上回る。



※:統計的に増加と減少に差がある項目
 増加:前ページの利用時間や支払の増加に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合
 減少:同減少に関する項目について「あてはまる」「まああてはまる」と回答した割合

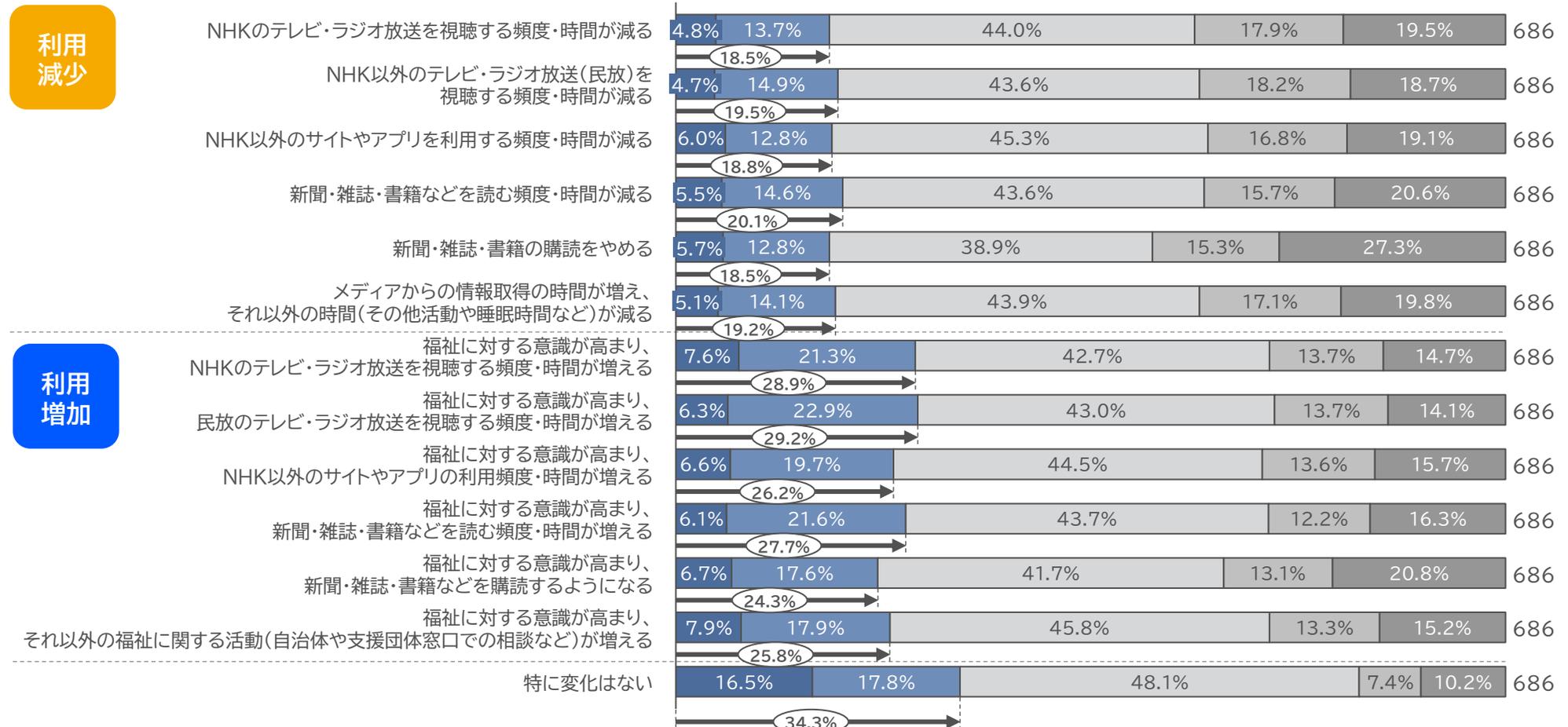
■ 増加 ■ 減少

N数50未満

■ 参考までに、各メディアの非利用者も含めた利用意向者全体で見ても、多くの項目で、利用時間が増加すると考える人が、減少すると考える人よりも多い

【NHKの新しい福祉情報サービスを利用したい・どちらかというとなりたいと回答した人】

Q55.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの福祉情報サービスを利用することで、他のサービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]



〔福祉〕
番組関連情報のまとめ

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると思う人が一定存在。
- メディアの利用時間では、①②の殆どの項目で利用時間が増加すると考える人の方が多く、③は利用者自体が少ない。
- 支払については、①②の全項目で支払が増加すると考える利用者の方が多い、③は利用者が少ない。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約55%が、安心して情報取得できるようになる 約3割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 全項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> 全項目で支払が増加すると考える人が減少を上回る (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約35%が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ全ての項目で利用が増加すると考える人が減少を上回る 	<ul style="list-style-type: none"> 全項目で支払が増加すると考える人が減少を上回る (現在未利用で、認知障壁があるため、効果は実際の利用開始状況に左右される)
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約4割が、安心して情報取得できるようになる 約5割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> NHK以外のニュースサイト・アプリで、利用が増加すると考える人が減少を上回る その他は、利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない

■ NHKが想定している教育サービスの利用意向は、高校生以下の子持ちの33.2%。そのうち、①新規意向者が14.3%、②既存意向者が14.3%、③未契約意向者が2.6%。

NHKでは、次のようなオンラインで教育サービスを提供することを検討しています。

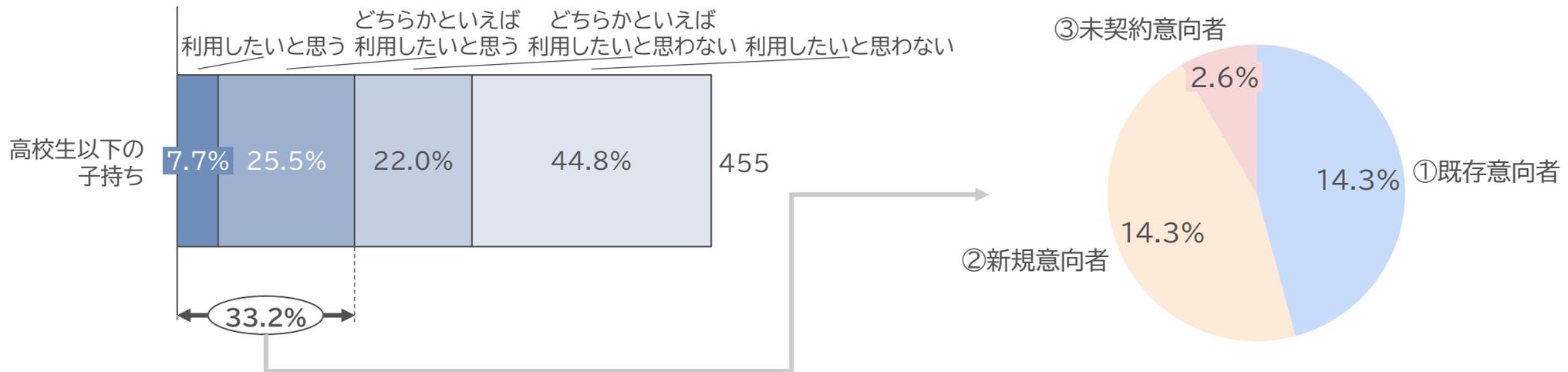
このサービスでは、子どもたちが、必要なときに必要なことを学べるよう、子どもの学びを支援していきます。
このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①学習指導要領に沿って学校でも自宅でも動画や音声、テキストで、学ぶことができます。
- ②一人一人が環境や学習の進捗にあわせて学ぶことができるよう、コンテンツを長期間、視聴できるようにします。
- ③学習内容の全体像や進捗状況を一覧で示して、全体のどのあたりを学んでいるかを簡単に把握することができます。
- ④学校等の教材としても活用できるよう、利用ガイドや補足情報も掲載しています。
- ⑤様々な番組を短い動画に切り出し、学びのテーマごとに再構成して系統立てて学べるように掲載します。

【高校生以下の子供がいる人】

Q63.このようなサービスが実用化された場合、あなたのお子さんに利用させたいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。

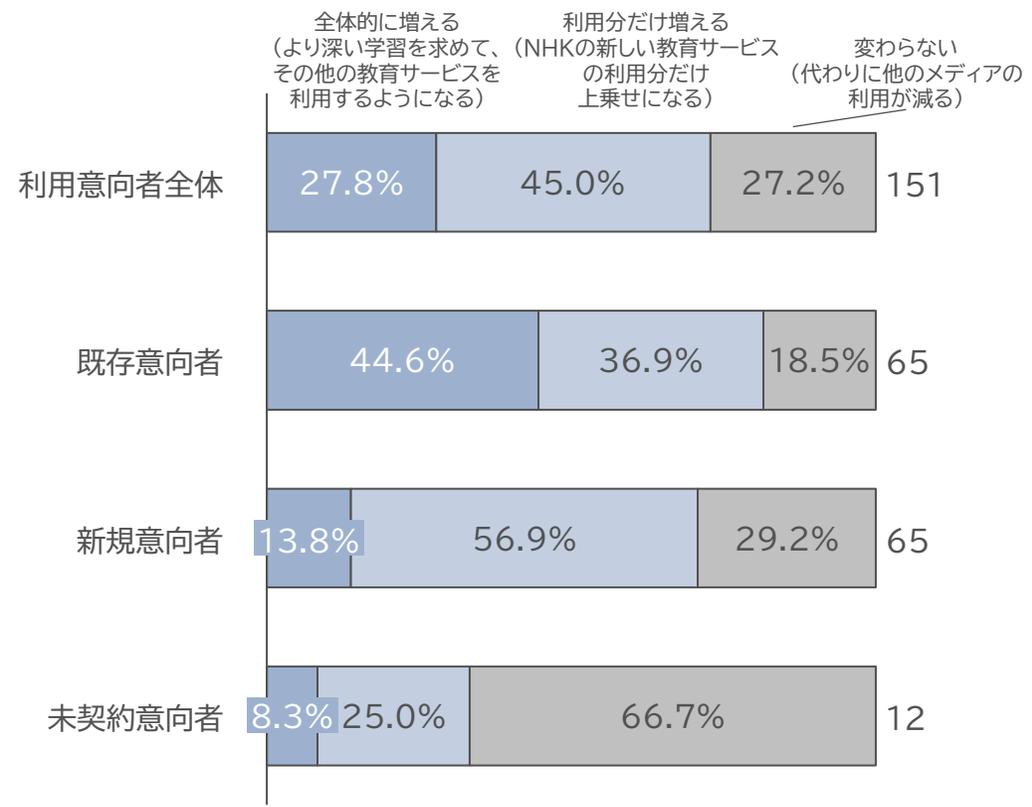


新たな教育情報サービス(番組関連情報)で提示した画像



■ NHKの新しい教育サービスの利用により、学校以外の学習時間は増えると感じる人が72.8%

【自分の子供に、NHKの新しい教育サービスを利用させたい・どちらかという利用させたいと回答した人】
Q64.前問で紹介したようなNHKの新しいオンラインでの教育サービス
を利用することで、あなたのお子さんの学校の勉強以外で学習する総時間はどのように変わると
思いますか。[SA]

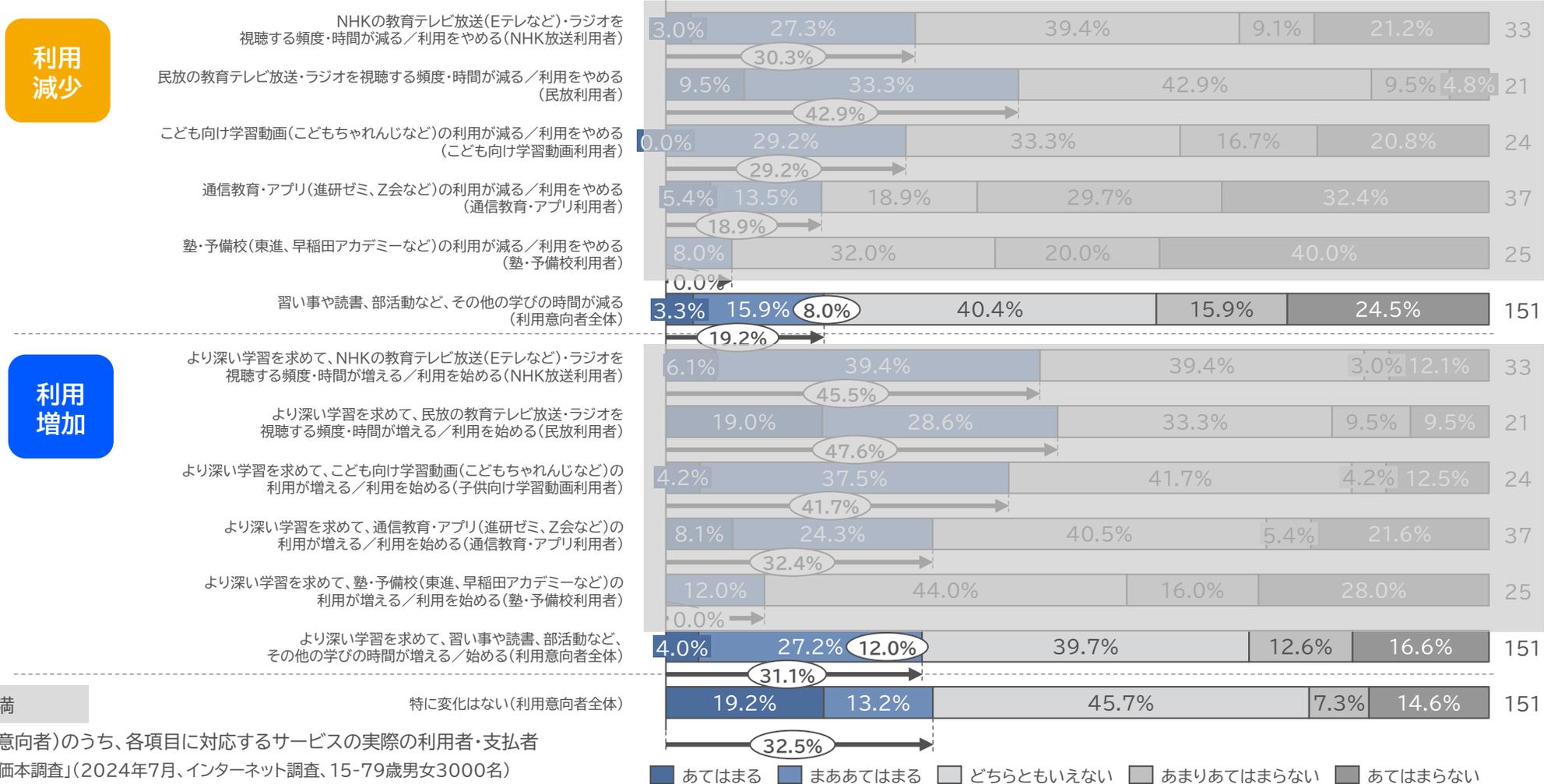


教育サービスについては
学習機会の提供が主目的
インターネット空間の情報に
対する信頼への影響は
未聴取

■ 各メディア利用者に絞るとサンプル僅少であるが、多くの項目で、他のメディアの利用が増加すると考える人が、利用が減少すると考える人を上回っている

【自分の子供に、NHKの新しい教育サービスを利用させたい・どちらかという利用させたいと回答した人】

Q65.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの教育サービスをあなたのお子さんが利用することで、他の教育サービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]



母数:回答者(利用意向者)のうち、各項目に対応するサービスの実際の利用者・支払者

出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

■ あてはまる ■ まああてはまる ■ どちらともいえない ■ あまりあてはまらない ■ あてはまらない

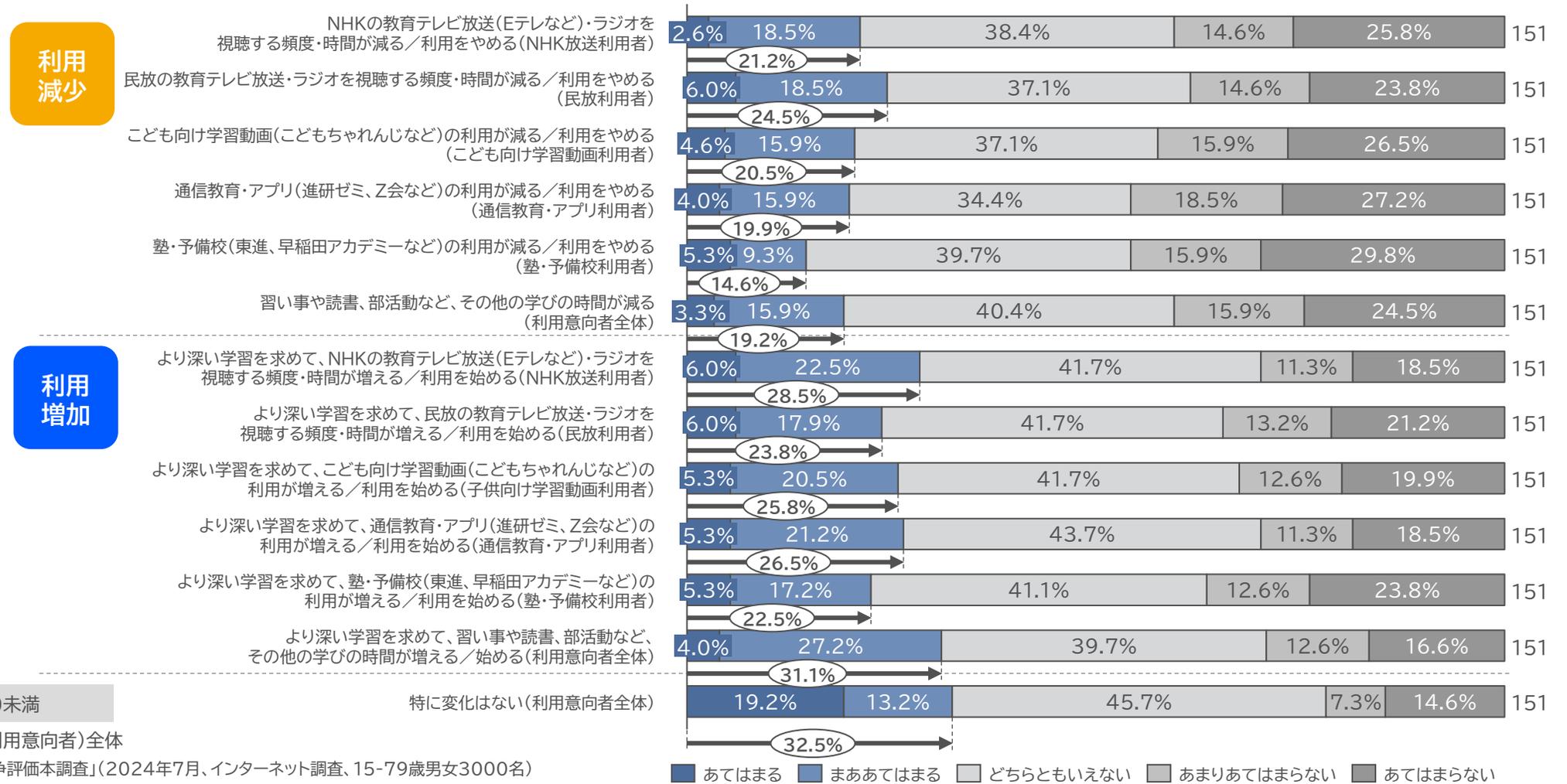
② 独禁法的市場評価

参考

【教育】番組関連情報の各メディアへの影響(非利用者含む)

■ 参考までに、各メディアの非利用者も含めた利用意向者全体で見ると、全ての項目で、利用時間が増加すると考える人が、減少すると考える人よりも多い

【自分の子供に、NHKの新しい教育サービスを利用させたい・どちらかという利用させたいと回答した人】
Q65.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの教育サービスをあなたのお子さんが利用することで、他の教育サービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]



母数:回答者(利用意向者)全体

出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

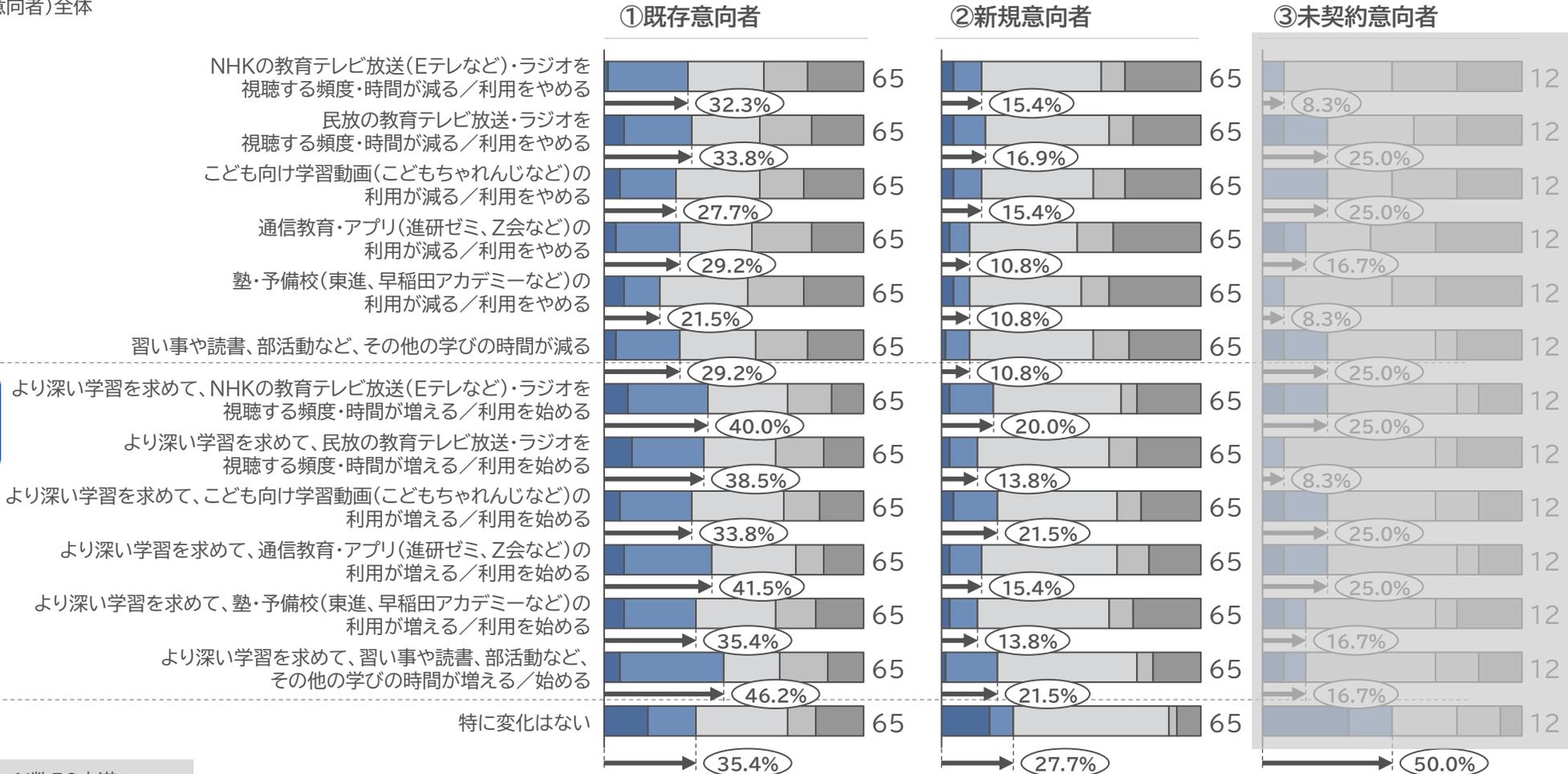
■ 利用意向者の分類別で見ても、ほぼ全ての項目で利用・支払が増加すると考える人と減少すると考える人と同程度か、増加すると考える人の方が多い

【自分の子供に、NHKの新しい教育サービスを利用させたい・どちらかという利用させたいと回答した人】Q65.あなたが前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでの教育サービスをあなたのお子さんが利用することで、他の教育サービスの利用にどのような影響があると思いますか。[SA]

母数:回答者(利用意向者)全体

利用減少

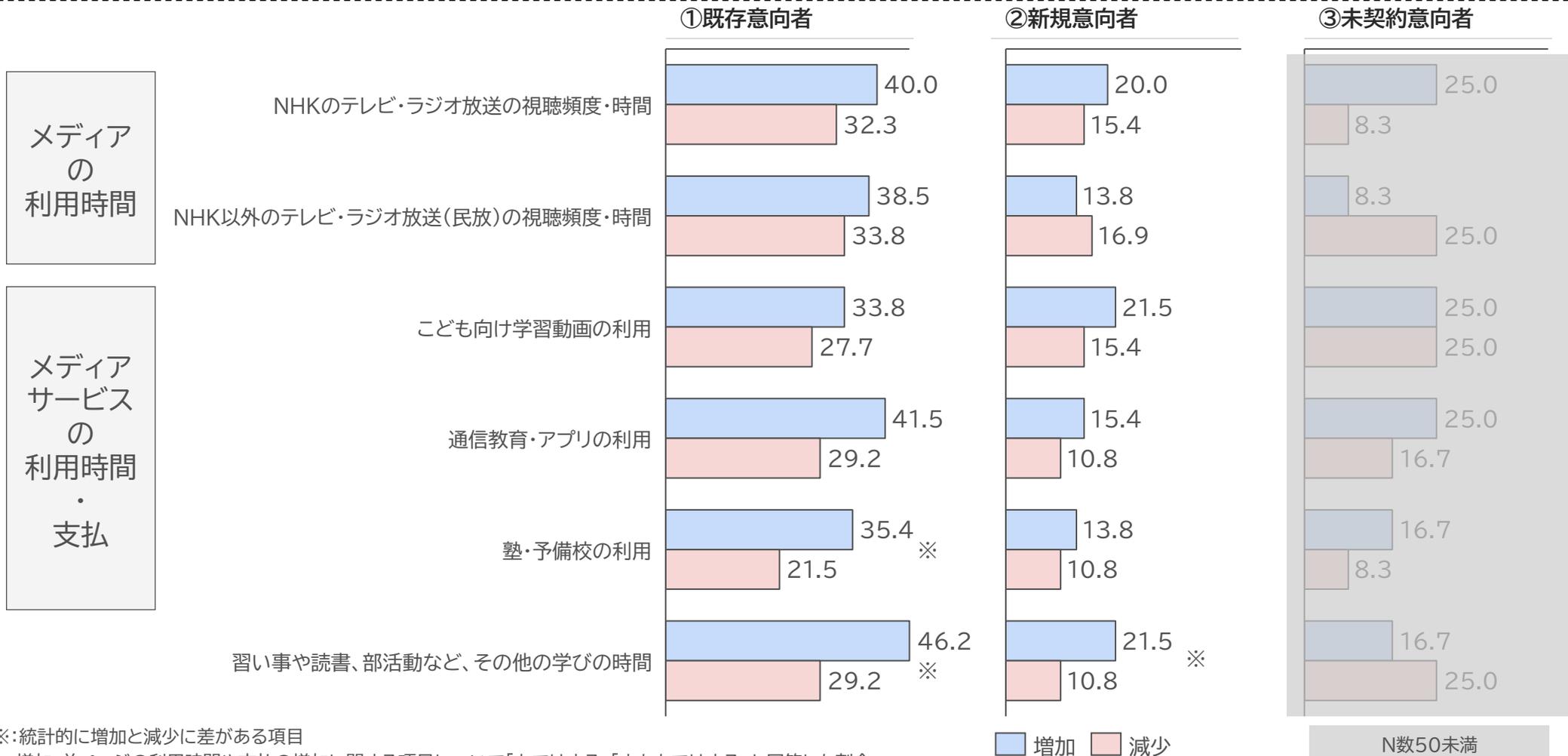
利用増加



N数50未満

■ あてはまる ■ まああてはまる ■ どちらともいえない ■ あまりあてはまらない ■ あてはまらない

■ 利用意向者の分類別で見ても、ほぼ全ての項目で利用・支払が増加すると考える人と減少すると考える人と同程度か、増加すると考える人の方が多い



〔教育〕
番組関連情報のまとめ

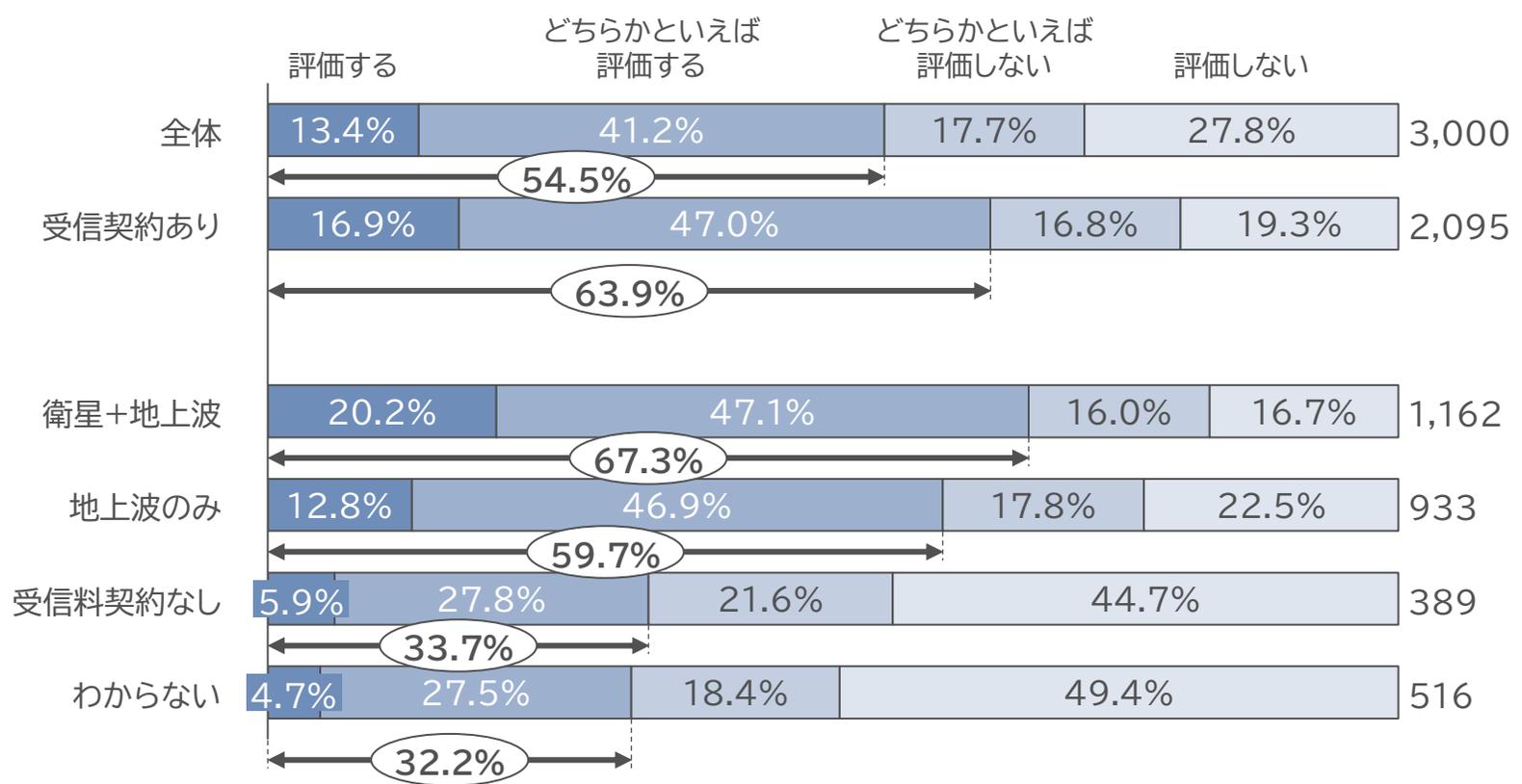
- 各メディア未利用者も含む利用意向者で見ると、メディアの利用時間では、①②の全項目で増加すると考える人と減少すると考える人が同程度か、増加すると考える人の方が多い。
- 支払については、①では塾・予備校の利用で増加すると考える人が減少を上回り、②では増加・減少が同程度。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者		<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目で利用が増加すると考える人と減少すると考える人と同程度か、増加すると考える人の方が多い ※利用者に限定しない参考値 	<ul style="list-style-type: none"> 塾・予備校の利用で、増加すると考える人が減少を上回る その他の項目では、増加・減少が同程度 ※利用者に限定しない参考値
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> — (学習機会の提供が主目的のサービスのため、未聴取) 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての項目で利用が増加すると考える人と減少すると考える人と同程度か、増加すると考える人の方が多い ※利用者に限定しない参考値 	<ul style="list-style-type: none"> 全項目で増加・減少が同程度
③未契約意向者		<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者のサンプル数僅少。影響を受ける可能性のある利用者が、このセグメントには少ない

NHKが番組関連情報に取り組むことへの評価

■ NHKが報道、災害、教育、医療・健康などの分野でインターネットの特性を活かした情報提供に取り組むことについて、全体の約55%、受信契約者の6割強が評価すると回答している。

Q69.あなたは、NHKが報道や災害、教育、医療・健康、福祉などの分野において、ここまでおうかがいしてきたようなサービスにより、インターネットの特性を活かした情報提供に積極的に取り組んでいくことについて、評価しますか。[SA]

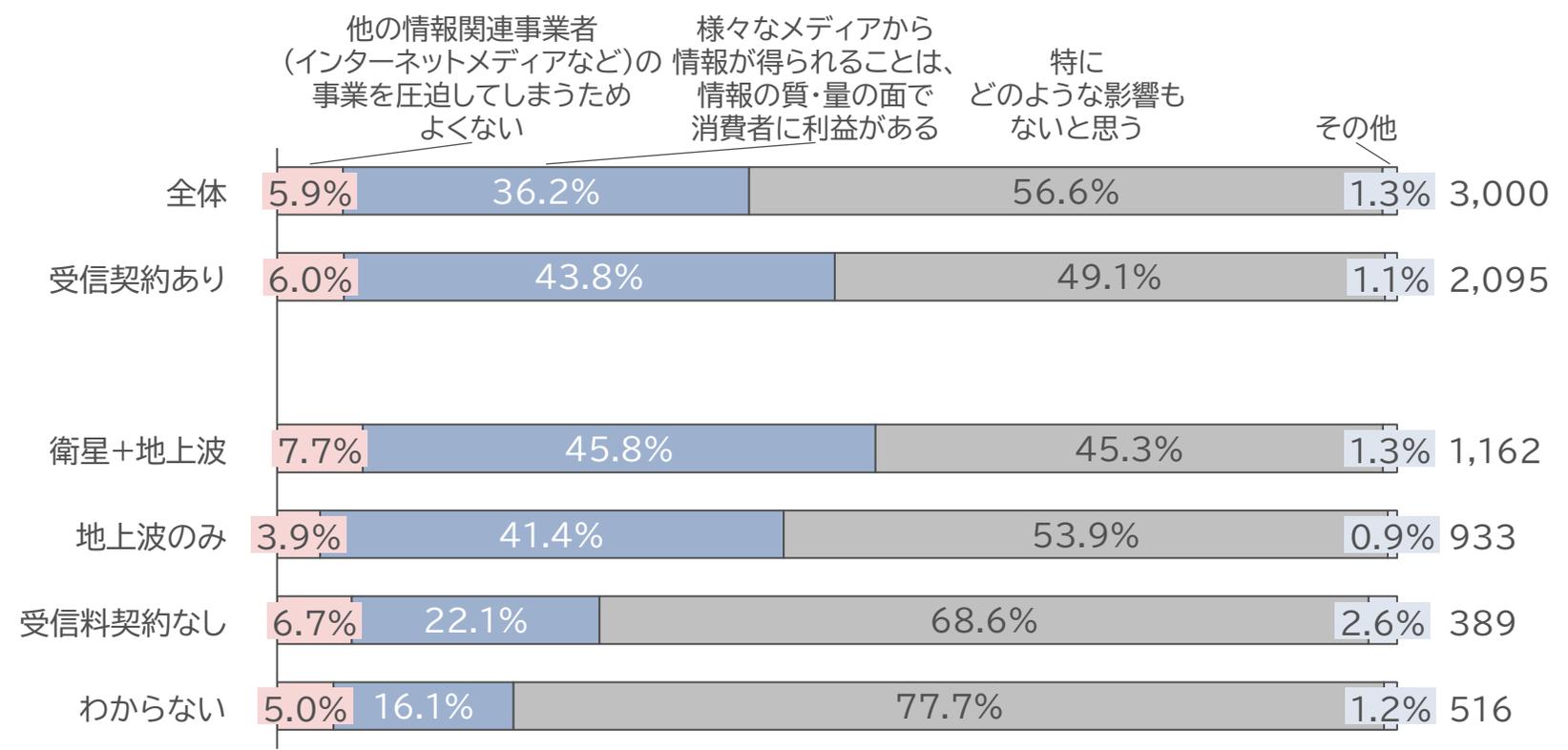


出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

NHKが番組関連情報に取り組む影響に対する考え

- NHKが番組関連情報に取り組むことで、消費者に利益があると考えているのは、全体の4割弱、契約者の4割強。
- 特にどのような影響もないと考えるのは、全体の6割弱、契約者の5割弱。
- 他の事業者の事業を圧迫してしまうと考えるのは、全体の約6%、契約者の約6%。

Q70.NHKが報道や災害、教育、医療・健康、福祉などの分野において、インターネットの特性を活かした情報提供に取り組むことについて、以下の考えのうち、あなたの考えに近いものをお知らせください。[SA]



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

参考

2-②.独禁法事案で活用される

経済コンサルティング会社による分析

AlixPartners

NHK競争評価本調査の結果に基づく 暫定的な経済分析

最終報告

2024年8月28日

01 競争評価本調査の結果に基づく回帰分析

競争評価本調査（24年7月実施）によって得られたデータを基に、NHKのサービスが市場やNHK以外のサービスに与える影響に関する分析を試行

目的

- 「新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービス」を例にとり、NHKの防災サービスサイト（「NHK防災」）リニューアル⁽¹⁾や新たなオンラインでのニュース提供サービスの導入が、類似のサービスを提供する他者の事業や当該サービスの市場全体に及ぼす影響について分析。

アプローチ

- 独占禁止法の実務で用いられているものと同様の分析手法により⁽²⁾、「NHK防災」の利用実態が類似のサービスの利用や防災情報を取得する総時間に及ぼす影響について、統計的手法により分析。
- この分析手法のメリットは以下のとおり。
 - ユーザーの特徴（性別、年齢、都道府県、婚姻の有無、所得水準等）、テレビやインターネットの利用頻度などを変数として回帰式に組み入れることによって、これらの影響を取り除くことが可能となる。
 - 仮想的な分析ではあるものの、新たなオンラインでのニュース提供サービスについても上記と同様の観点の分析を行うことが可能となる。

データ

- NHK「競争評価本調査」（2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名）

(1) 従来いくつかのサイトに分散して設けられていた防災関連の情報を一元化して新たに開設した。

(2) 公取委が具体的な事例においてこうした分析を行った例は、例えば、口ノ町達朗「公正取引委員会における経済分析の取組」公正取引、No.886、2024年8月、10～14頁などに紹介されている。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：分析手法

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について、以下の回帰式により分析

- **NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの影響**を示すデータ（**被説明変数**）として、次の質問への回答を利用
 - 「前問で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、あなたが**報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間はどのように変わると**思いますか。」という質問（Q.28）への回答
 - 「全体的に増える（報道・ニュースに関する興味が高まり、他のメディアの利用も促進される）」（回答値1）
 - 「利用分だけ増える（NHKのオンラインでのニュース提供サービスの利用分だけ上乗せになる）」（回答値2）
 - 「変わらない（代わりに他のメディアの利用が減る）」（回答値3）
 - 「あなたがQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得にどのような影響があると思いますか。以下の内容ごとにお知らせください。」という質問（Q30）への回答のうち
 - 「**NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減る**」に関するもの（Q30_3）
 - あてはまる（回答値1）～あてはまらない（回答値5）
 - 「**ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度・時間が増える**」に関するもの（Q30_10）
 - あてはまる（回答値1）～あてはまらない（回答値5）
- **NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに対する関心の程度**を示すデータ（**説明変数**）として、**利用意向の強さに関する次の質問への回答**を利用
 - 「このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。」（Q27）
 - 利用したいと思う（回答値1）～利用したいと思わない（回答値4）
- 推定式は、順序付きロジットモデル（ordered logit model）を使用。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について推定した結果は以下のとおり

➤ Q27の回答の係数推定値：

	Q28	Q30_3	Q30_10
係数推定値 (標準誤差)	1.724*** (0.178)	0.485*** (0.163)	0.644*** (0.163)

***はp値が0.001未満であることを示す

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる (Q28)
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る (Q30_3)
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える (Q30_10)

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：分析結果から得られる示唆

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる（Q28）
 - **市場全体が拡大**する可能性を示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q30_3）
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には**代替関係**があることを示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える（Q30_10）
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間との間には**補完関係**があることを示している
- 代替関係と補完関係のどちらが強いかについては、現時点でははっきりとしたことは言えない
 - 両者の係数推定値を比較すると補完関係の方が強いように見えるが、この結果をもって代替関係と補完関係の強弱について統計的に意味のある判断を行うことは困難（→変数として用いるデータの収集方法についての検討が必要）

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する 回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響は情報源として利用している数により差がある

- ニュース取得のために情報源として利用している数（都道府県別）の多寡でグループ分けした上で、グループごとに、NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが与える影響が異なる可能性を考慮した分析を実施
 - 情報源数が多い都道府県（上位25%）・・・グループ1
 - 情報源数が少ない都道府県（下位25%）・・・グループ3
 - その他都道府県・・・グループ2
- グループ1とグループ3のダミー変数と、Q27の回答との交差項（掛け算）を独立変数に含め、Q27の回答がQ28、Q30_3、Q30_10に与える影響がグループごとに異なる可能性を勘案
 - グループ2との比較において、グループ間の差異を勘案する
- **情報源として利用している数が少ないグループでは、NHKの新たなオンラインニュース提供サービスによる需要増進の効果が比較的小さい一方、他のサービスとの代替の程度も小さい**
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなるが、その影響は、情報源として利用している数が少ないグループにおいては、上記「その他都道府県」との比較で有意に小さい
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減るが、その影響は、情報源として利用している数が少ないグループにおいては、上記「その他都道府県」との比較で有意に小さい
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増えるという傾向は、上記モデルでは確かめられない

参考

3. ネット調査による多元性評価

③ 多元性評価 評価の枠組み

- Ofcomでは、多元性を測定する観点として、availability、consumption、impactの3つがあり、それらを測定するための方法を例示している。
- これらの測定方法を参考に、競争評価のための調査では、consumptionの観点を中心に多元性測定のための設問の聴取を行った。

Ofcomの多元性測定の観点・測定方法例

多元性測定の観点

測定方法の例

availability
(利用可能性)

プロバイダーの数
(ニュースを提供する情報源の数)

consumption
(消費)

リーチ(メディア・情報源別リーチ)
シェア(メディア・情報源別のシェア)
マルチソーシング(平均利用数) など

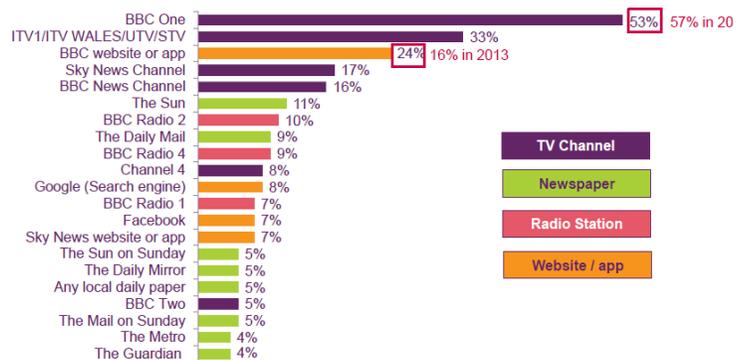
impact
(影響)

メディア・情報源別の重要性、信頼性など

Ofcomの調査結果例

ニュース情報源のリーチ

Figure 1: Top 20 news sources, reach among all adults: 2014

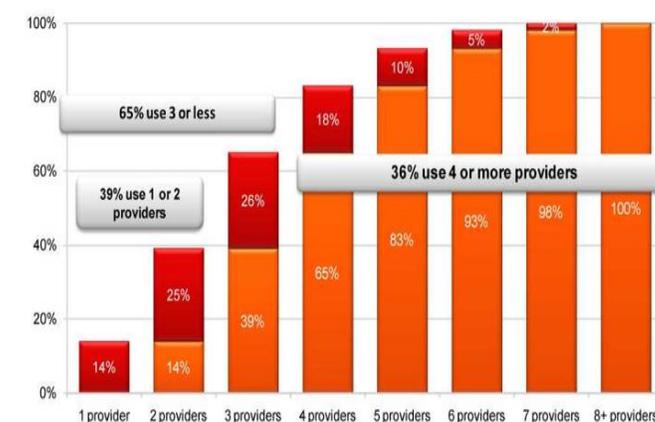


Source: Ofcom research, April 2014

Q5a-e) Thinking specifically about <Source> which of the following do you use for news nowadays:
Base: All adults 16+ (2731) Note: 2013 figures only shown where there are statistically significant differences between 2013 and 2014

ニュースで利用するメディア数 (利用数別の出現率)

Chart 4.2.4 – Number of providers used for news

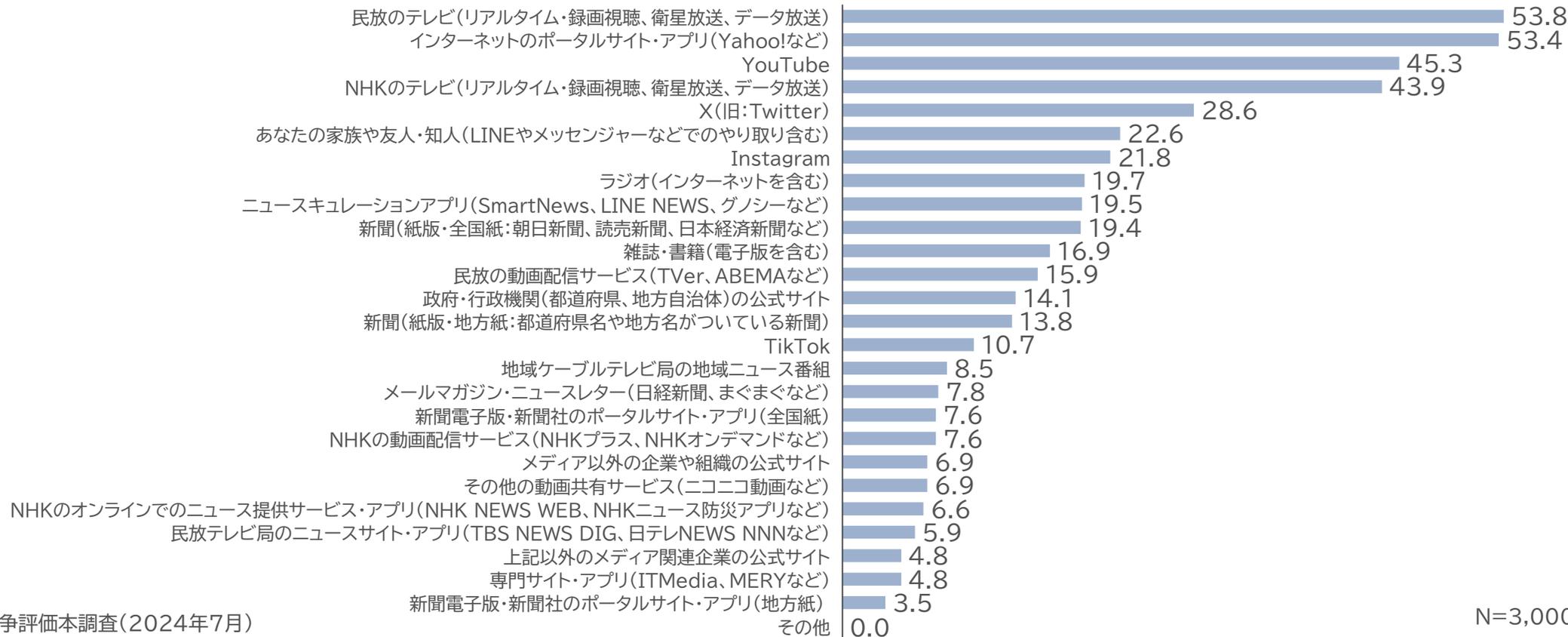


③ 多元性評価

ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(全国)

- ニュース取得に利用されるメディア・情報源は、民放のテレビ、インターネットのポータルサイト、YouTube、NHKのテレビなどが高い。
- 消費者は、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況である。
- 今後も、このような多元性が維持されるかを継続確認する必要がある。

Q11.以下のうち、あなたが普段、報道・ニュースジャンルの情報・コンテンツ取得に利用している制作者やサービスを、以下の4つの段階ごとにすべてお知らせください。(2)報道・ニュースジャンルの情報・コンテンツ取得のために**実際に利用している**情報源[MA]



N=3,000

③ 多元性評価 ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(都道府県別1/3)

- 都道府県別にみても、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況は同様である。

ニュース取得において実際に利用している情報源(都道府県別)

	全体	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県
N数	3000	155	29	25	58	17	25	28	13	38	35	198	175	377	252	35	9
NHKのテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	43.9	45.8	41.4	60.0	46.6	35.3	36.0	32.1	30.8	60.5	45.7	41.4	57.1	44.8	48.4	48.6	22.2
民放のテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	53.8	54.8	55.2	64.0	53.4	35.3	60.0	53.6	30.8	57.9	51.4	57.1	68.6	56.0	59.9	57.1	33.3
地域ケーブルテレビ局の地域ニュース番組	8.5	3.9	20.7	4.0	3.4	0.0	4.0	7.1	0.0	7.9	5.7	7.6	9.1	7.7	8.3	8.6	11.1
NHKのニュース提供サービス・アプリ(NHK NEWS WEB、NHKニュース防災アプリなど)	6.6	4.5	3.4	0.0	6.9	5.9	8.0	10.7	0.0	18.4	11.4	3.5	8.6	8.0	9.1	14.3	0.0
民放テレビ局のニュースサイト・アプリ(TBS NEWS DIG、日テレNEWS NNNなど)	5.9	4.5	3.4	8.0	5.2	11.8	8.0	7.1	0.0	2.6	11.4	7.1	8.6	5.0	8.7	8.6	0.0
NHKの動画配信サービス(NHKプラス、NHKオンデマンドなど)	7.6	7.7	10.3	8.0	10.3	23.5	4.0	7.1	7.7	13.2	2.9	7.1	8.0	8.0	11.5	5.7	0.0
民放の動画配信サービス(TVer、ABEMAなど)	15.9	18.7	13.8	40.0	17.2	11.8	28.0	10.7	0.0	18.4	8.6	15.7	19.4	17.2	13.5	11.4	11.1
新聞(紙版・全国紙:朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞など)	19.4	9.0	6.9	12.0	13.8	5.9	16.0	14.3	15.4	26.3	25.7	19.7	30.3	20.4	27.4	8.6	22.2
新聞(紙版・地方紙:都道府県名や地方名がついている新聞)	13.8	33.5	24.1	20.0	8.6	23.5	16.0	21.4	15.4	15.8	22.9	3.0	6.3	6.6	3.6	20.0	11.1
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(全国:朝日新聞デジタルなど)	7.6	5.2	6.9	8.0	8.6	0.0	4.0	14.3	15.4	7.9	11.4	6.6	11.4	9.5	11.1	2.9	0.0
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(地方:都道府県名や地方名がついてる)	3.5	6.5	3.4	4.0	1.7	5.9	4.0	3.6	7.7	5.3	8.6	2.5	1.7	4.2	2.8	2.9	0.0
雑誌・書籍(電子版を含む)	16.9	17.4	13.8	28.0	12.1	5.9	24.0	25.0	7.7	13.2	28.6	13.1	21.1	17.8	19.8	14.3	11.1
ラジオ(インターネットを含む)	19.7	24.5	17.2	44.0	17.2	17.6	12.0	39.3	23.1	10.5	25.7	20.7	25.1	17.0	20.6	28.6	11.1
インターネットのポータルサイト・アプリ(Yahoo!など)	53.4	51.0	48.3	44.0	55.2	70.6	52.0	71.4	30.8	50.0	54.3	52.0	63.4	54.6	54.0	54.3	55.6
ニュースキュレーションアプリ(SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど)	19.5	13.5	13.8	24.0	25.9	0.0	20.0	25.0	15.4	13.2	25.7	20.2	21.7	22.5	20.6	22.9	0.0
専門サイト・アプリ(ITMedia、MERYなど)	4.8	3.2	6.9	0.0	3.4	0.0	4.0	3.6	0.0	5.3	5.7	1.0	4.6	8.0	6.0	2.9	0.0
メールマガジン・ニュースレター(日経新聞、まぐまぐなど)	7.8	7.7	3.4	4.0	5.2	5.9	4.0	14.3	0.0	5.3	8.6	6.6	8.6	9.3	9.1	2.9	0.0
X(旧:Twitter)	28.6	29.0	27.6	36.0	25.9	5.9	48.0	21.4	38.5	26.3	28.6	30.3	37.1	30.8	31.3	42.9	33.3
Instagram	21.8	20.6	17.2	32.0	24.1	5.9	28.0	17.9	23.1	18.4	20.0	19.2	22.3	21.8	19.4	22.9	33.3
TikTok	10.7	9.0	20.7	28.0	10.3	5.9	20.0	17.9	7.7	10.5	5.7	10.1	10.9	9.8	6.3	11.4	22.2
YouTube	45.3	47.7	17.2	60.0	46.6	23.5	52.0	42.9	38.5	34.2	42.9	47.0	52.0	45.4	42.9	54.3	44.4
その他の動画共有サービス(ニコニコ動画など)	6.9	4.5	3.4	16.0	3.4	5.9	8.0	14.3	0.0	7.9	5.7	5.1	8.0	6.6	5.2	5.7	0.0
上記以外のメディア関連企業の公式サイト	4.8	2.6	3.4	0.0	1.7	0.0	4.0	3.6	0.0	5.3	8.6	6.1	8.6	5.8	6.3	2.9	0.0
メディア以外の企業や組織の公式サイト	6.9	6.5	3.4	0.0	3.4	0.0	0.0	3.6	0.0	7.9	14.3	7.6	10.3	8.5	6.3	8.6	0.0
政府・行政機関(都道府県、地方自治体)の公式サイト	14.1	11.6	10.3	8.0	10.3	11.8	0.0	7.1	7.7	15.8	20.0	13.6	19.4	15.6	16.3	14.3	0.0
あなたの家族や友人・知人(LINEやメッセージなどでのやり取り含む)	22.6	18.1	24.1	24.0	17.2	17.6	16.0	10.7	0.0	15.8	14.3	24.7	28.6	23.6	24.6	31.4	22.2

③ 多元性評価 ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(都道府県別2/3)

■ 都道府県別にみても、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況は同様である。

ニュース取得において実際に利用している情報源(都道府県別)

	全体	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県
N数	3000	26	17	9	35	46	70	205	47	20	60	217	148	30	11	7	7
NHKのテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	43.9	53.8	47.1	55.6	34.3	47.8	45.7	42.4	51.1	40.0	50.0	37.3	38.5	56.7	18.2	28.6	28.6
民放のテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	53.8	34.6	64.7	77.8	37.1	58.7	52.9	49.8	57.4	50.0	58.3	51.6	50.0	56.7	27.3	57.1	42.9
地域ケーブルテレビ局の地域ニュース番組	8.5	15.4	29.4	22.2	11.4	2.2	4.3	10.2	21.3	5.0	8.3	6.5	12.2	10.0	0.0	14.3	14.3
NHKのニュース提供サービス・アプリ(NHK NEWS WEB、NHKニュース防災アプリなど)	6.6	23.1	5.9	11.1	5.7	0.0	2.9	7.8	8.5	10.0	11.7	5.5	4.1	16.7	0.0	14.3	14.3
民放テレビ局のニュースサイト・アプリ(TBS NEWS DIG、日テレNEWS NNNなど)	5.9	15.4	11.8	11.1	8.6	2.2	1.4	4.4	6.4	5.0	5.0	6.0	4.7	6.7	9.1	14.3	0.0
NHKの動画配信サービス(NHKプラス、NHKオンデマンドなど)	7.6	11.5	5.9	11.1	8.6	2.2	11.4	9.3	8.5	10.0	3.3	4.6	5.4	16.7	0.0	14.3	0.0
民放の動画配信サービス(TVer、ABEMAなど)	15.9	15.4	41.2	11.1	14.3	15.2	15.7	15.6	17.0	35.0	8.3	12.9	17.6	36.7	0.0	14.3	0.0
新聞(紙版・全国紙:朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞など)	19.4	11.5	11.8	44.4	14.3	15.2	15.7	12.2	27.7	15.0	26.7	27.6	20.9	26.7	9.1	14.3	0.0
新聞(紙版・地方紙:都道府県名や地方名がついている新聞)	13.8	26.9	52.9	55.6	28.6	34.8	32.9	22.0	21.3	10.0	15.0	2.3	4.7	3.3	9.1	42.9	57.1
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(全国:朝日新聞デジタルなど)	7.6	7.7	5.9	22.2	11.4	8.7	4.3	8.3	8.5	10.0	3.3	6.9	4.7	13.3	0.0	0.0	0.0
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(地方:都道府県名や地方名がついてる)	3.5	3.8	5.9	22.2	5.7	4.3	2.9	5.4	2.1	5.0	1.7	2.3	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0
雑誌・書籍(電子版を含む)	16.9	0.0	11.8	44.4	20.0	21.7	17.1	20.0	21.3	10.0	16.7	12.9	16.2	26.7	27.3	0.0	28.6
ラジオ(インターネットを含む)	19.7	11.5	17.6	44.4	25.7	26.1	21.4	20.5	27.7	10.0	20.0	14.7	16.2	30.0	9.1	28.6	14.3
インターネットのポータルサイト・アプリ(Yahoo!など)	53.4	38.5	47.1	77.8	31.4	54.3	57.1	48.8	59.6	65.0	56.7	53.0	52.7	63.3	54.5	57.1	57.1
ニュースキュレーションアプリ(SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど)	19.5	3.8	41.2	22.2	17.1	8.7	21.4	21.5	14.9	25.0	21.7	17.5	27.0	16.7	36.4	14.3	14.3
専門サイト・アプリ(ITMedia、MERYなど)	4.8	3.8	11.8	11.1	8.6	6.5	4.3	3.9	4.3	0.0	6.7	5.1	2.7	16.7	0.0	0.0	0.0
メールマガジン・ニュースレター(日経新聞、まぐまぐなど)	7.8	11.5	17.6	22.2	11.4	2.2	10.0	6.8	6.4	10.0	10.0	5.1	6.1	20.0	0.0	0.0	14.3
X(旧:Twitter)	28.6	15.4	35.3	44.4	20.0	19.6	30.0	29.3	34.0	40.0	23.3	29.0	29.1	33.3	18.2	14.3	28.6
Instagram	21.8	19.2	41.2	33.3	14.3	21.7	17.1	24.4	29.8	35.0	21.7	21.7	25.0	20.0	9.1	14.3	14.3
TikTok	10.7	3.8	23.5	22.2	14.3	4.3	1.4	13.2	12.8	20.0	1.7	12.0	11.5	13.3	9.1	14.3	0.0
YouTube	45.3	30.8	58.8	66.7	40.0	47.8	51.4	42.4	55.3	60.0	50.0	43.3	48.0	63.3	45.5	57.1	71.4
その他の動画共有サービス(ニコニコ動画など)	6.9	7.7	11.8	22.2	11.4	6.5	10.0	8.8	2.1	5.0	6.7	6.0	8.8	20.0	0.0	0.0	0.0
上記以外のメディア関連企業の公式サイト	4.8	0.0	5.9	11.1	8.6	4.3	5.7	6.3	0.0	10.0	6.7	2.8	4.7	6.7	0.0	0.0	0.0
メディア以外の企業や組織の公式サイト	6.9	0.0	5.9	11.1	5.7	4.3	14.3	7.8	0.0	10.0	11.7	8.3	4.7	13.3	9.1	14.3	0.0
政府・行政機関(都道府県、地方自治体)の公式サイト	14.1	7.7	17.6	33.3	17.1	6.5	22.9	14.6	17.0	15.0	21.7	13.4	12.2	30.0	9.1	14.3	14.3
あなたの家族や友人・知人(LINEやメッセージなどでのやり取り含む)	22.6	15.4	23.5	22.2	17.1	23.9	25.7	22.4	27.7	30.0	33.3	19.4	21.6	36.7	9.1	28.6	28.6

③ 多元性評価 ニュースを取得するメディア・情報源のリーチ(都道府県別3/3)

■ 都道府県別にみても、消費者が、特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況は同様である。

ニュース取得において実際に利用している情報源(都道府県別)

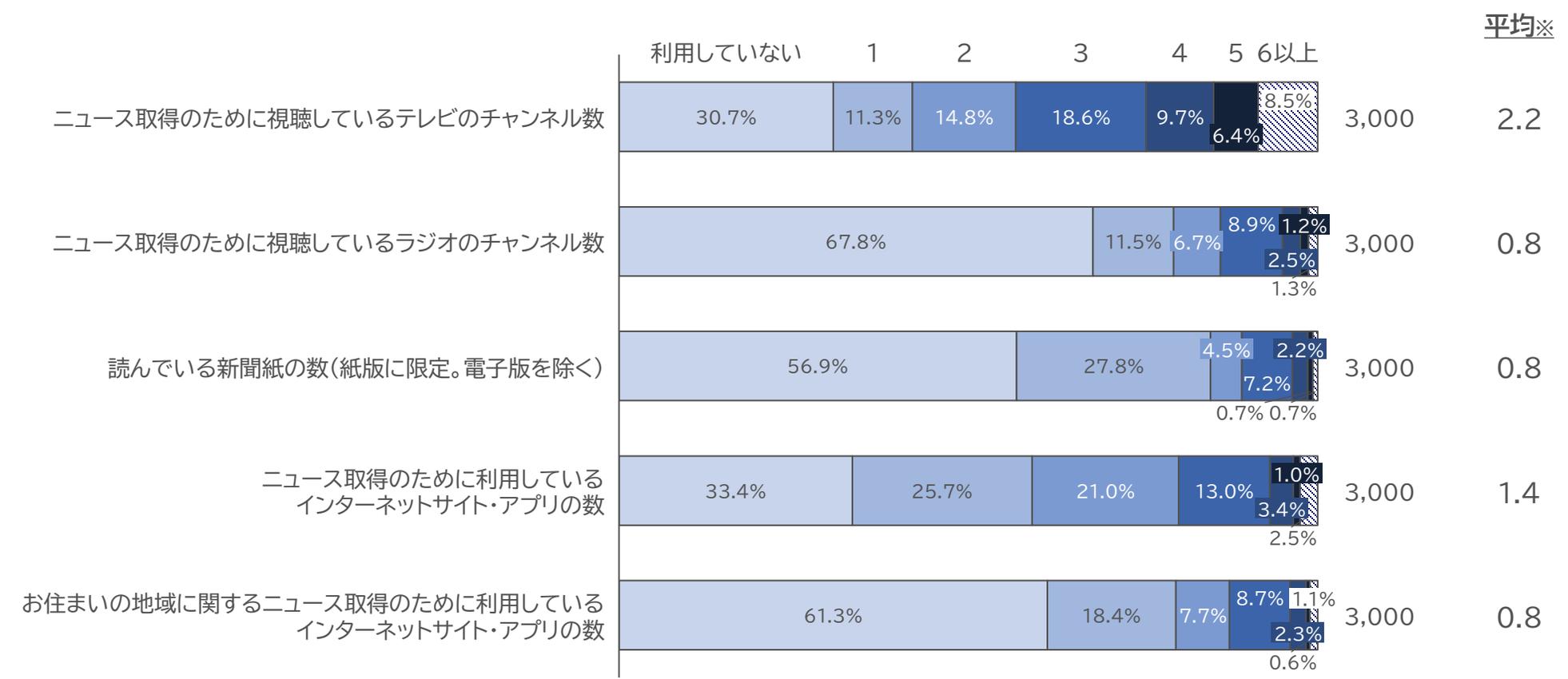
	全体	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県
N数	3000	49	79	28	12	26	29	20	150	18	37	29	22	22	33	22
NHKのテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	43.9	40.8	39.2	28.6	33.3	46.2	51.7	40.0	40.0	61.1	43.2	41.4	27.3	22.7	42.4	40.9
民放のテレビ(リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送)	53.8	51.0	46.8	39.3	33.3	46.2	58.6	50.0	52.0	72.2	51.4	37.9	40.9	45.5	27.3	59.1
地域ケーブルテレビ局の地域ニュース番組	8.5	14.3	6.3	14.3	16.7	7.7	10.3	5.0	8.0	11.1	13.5	3.4	13.6	9.1	3.0	18.2
NHKのニュース提供サービス・アプリ(NHK NEWS WEB、NHKニュース防災アプリなど)	6.6	2.0	5.1	3.6	0.0	3.8	0.0	5.0	5.3	11.1	2.7	0.0	9.1	0.0	6.1	4.5
民放テレビ局のニュースサイト・アプリ(TBS NEWS DIG、日テレNEWS NNNなど)	5.9	8.2	2.5	10.7	0.0	3.8	3.4	5.0	6.7	0.0	8.1	0.0	4.5	0.0	3.0	4.5
NHKの動画配信サービス(NHKプラス、NHKオンデマンドなど)	7.6	8.2	3.8	10.7	8.3	11.5	0.0	0.0	7.3	5.6	2.7	3.4	9.1	0.0	6.1	9.1
民放の動画配信サービス(TVer、ABEMAなど)	15.9	12.2	11.4	3.6	16.7	15.4	13.8	20.0	17.3	5.6	10.8	10.3	22.7	4.5	9.1	31.8
新聞(紙版・全国紙:朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞など)	19.4	12.2	11.4	28.6	16.7	23.1	20.7	10.0	20.7	16.7	16.2	6.9	18.2	13.6	12.1	4.5
新聞(紙版・地方紙:都道府県名や地方名がついている新聞)	13.8	24.5	19.0	7.1	25.0	15.4	20.7	35.0	9.3	16.7	21.6	13.8	13.6	31.8	21.2	22.7
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(全国:朝日新聞デジタルなど)	7.6	2.0	3.8	7.1	0.0	15.4	3.4	5.0	8.0	0.0	5.4	0.0	4.5	4.5	6.1	9.1
新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ(地方:都道府県名や地方名がついてる)	3.5	2.0	2.5	0.0	0.0	7.7	0.0	0.0	4.7	0.0	2.7	0.0	4.5	0.0	0.0	9.1
雑誌・書籍(電子版を含む)	16.9	18.4	15.2	14.3	8.3	11.5	27.6	15.0	14.7	11.1	5.4	6.9	9.1	9.1	15.2	31.8
ラジオ(インターネットを含む)	19.7	12.2	12.7	14.3	16.7	19.2	20.7	30.0	19.3	22.2	8.1	10.3	22.7	18.2	9.1	40.9
インターネットのポータルサイト・アプリ(Yahoo!など)	53.4	46.9	45.6	35.7	50.0	53.8	58.6	40.0	52.0	50.0	54.1	58.6	72.7	45.5	42.4	81.8
ニュースキュレーションアプリ(SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど)	19.5	12.2	11.4	21.4	8.3	15.4	13.8	20.0	21.3	27.8	10.8	24.1	18.2	4.5	6.1	22.7
専門サイト・アプリ(ITMedia、MERYなど)	4.8	0.0	2.5	10.7	8.3	0.0	3.4	5.0	6.0	0.0	2.7	10.3	9.1	0.0	3.0	13.6
メールマガジン・ニュースレター(日経新聞、まぐまぐなど)	7.8	10.2	6.3	10.7	0.0	0.0	3.4	5.0	8.7	16.7	8.1	10.3	9.1	4.5	12.1	18.2
X(旧:Twitter)	28.6	18.4	22.8	25.0	25.0	15.4	13.8	25.0	21.3	22.2	16.2	44.8	22.7	13.6	15.2	45.5
Instagram	21.8	14.3	21.5	14.3	16.7	15.4	24.1	30.0	24.0	27.8	13.5	24.1	45.5	22.7	12.1	36.4
TikTok	10.7	14.3	12.7	7.1	0.0	3.8	6.9	15.0	14.7	22.2	13.5	10.3	18.2	13.6	6.1	4.5
YouTube	45.3	44.9	36.7	42.9	25.0	34.6	37.9	45.0	42.0	55.6	37.8	41.4	59.1	45.5	39.4	54.5
その他の動画共有サービス(ニコニコ動画など)	6.9	2.0	1.3	7.1	8.3	3.8	3.4	10.0	10.7	11.1	8.1	10.3	13.6	9.1	6.1	4.5
上記以外のメディア関連企業の公式サイト	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.4	5.0	6.0	0.0	2.7	0.0	18.2	9.1	0.0	4.5
メディア以外の企業や組織の公式サイト	6.9	2.0	5.1	0.0	0.0	7.7	13.8	5.0	6.0	0.0	2.7	0.0	13.6	9.1	0.0	9.1
政府・行政機関(都道府県、地方自治体)の公式サイト	14.1	6.1	11.4	3.6	8.3	7.7	24.1	20.0	11.3	16.7	8.1	3.4	31.8	9.1	3.0	13.6
あなたの家族や友人・知人(LINEやメッセージャーなどでのやり取り含む)	22.6	22.4	24.1	7.1	8.3	19.2	24.1	15.0	21.3	33.3	18.9	6.9	40.9	31.8	15.2	36.4

参考

③ 多元性評価 ニュースを取得するチャンネル・新聞・サイトの数(全国)

■ ニュース取得のために、平均で、テレビは2.2チャンネル、新聞は0.8紙、アプリ・サイトは1.4サイト利用されている。

Q12.あなたが普段、報道・ニュースジャンルの情報・コンテンツ取得に利用している制作者やサービスの数を、以下の項目ごとにお知らせください。[SA]



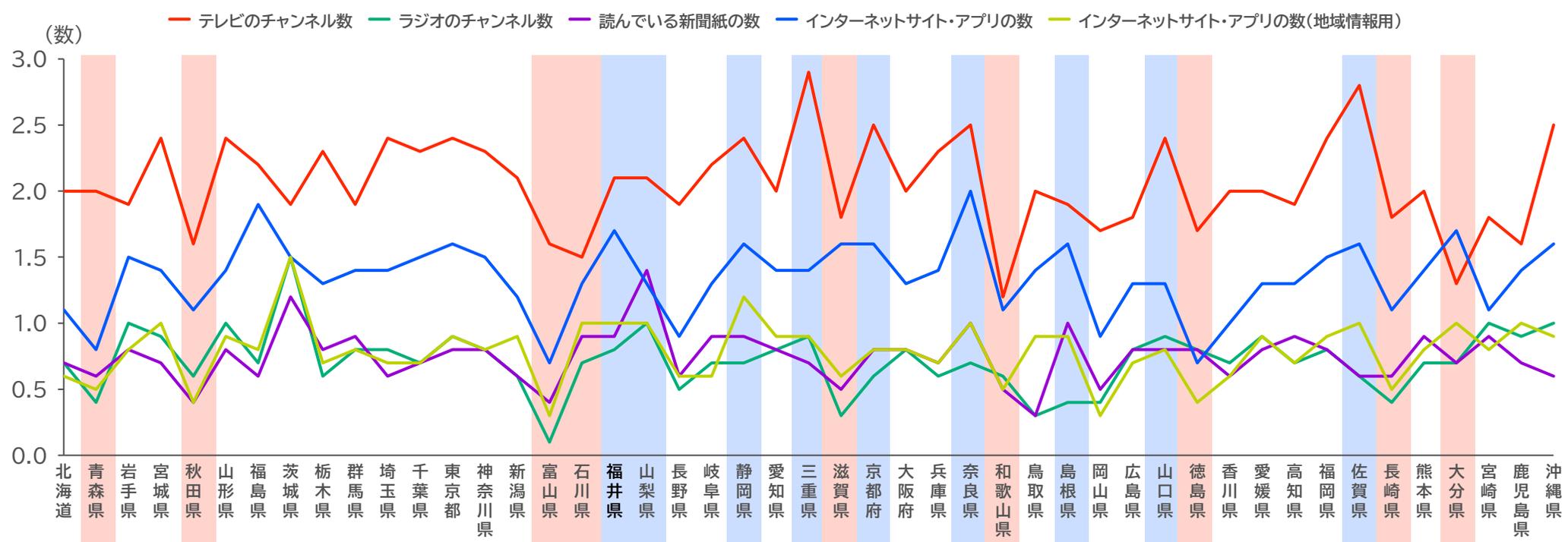
※「6以上」は6として平均を算出

参考

③ 多元性評価 ニュースを取得するチャンネル・新聞・サイトの数(都道府県別)

- 都道府県別にみると、ニュース取得のために情報源として利用している情報数は、どの地域でも一定あるものの、地域ごとの多寡は存在。
- ただし、回答者の認識であり、実際の供給数とは一致しない可能性がある点は留意が必要。

ニュース取得のために情報源として利用している数(都道府県別)



情報源数が多い都道府県(上位25%)

情報源数が少ない都道府県(下位25%)

参考

③ 多元性評価 (独禁法的評価も考慮)

取得情報源の多寡別の番組関連情報(報道)の利用意向

■ NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は、利用している情報源が多い地域でやや高く、少ない地域でやや低い傾向。

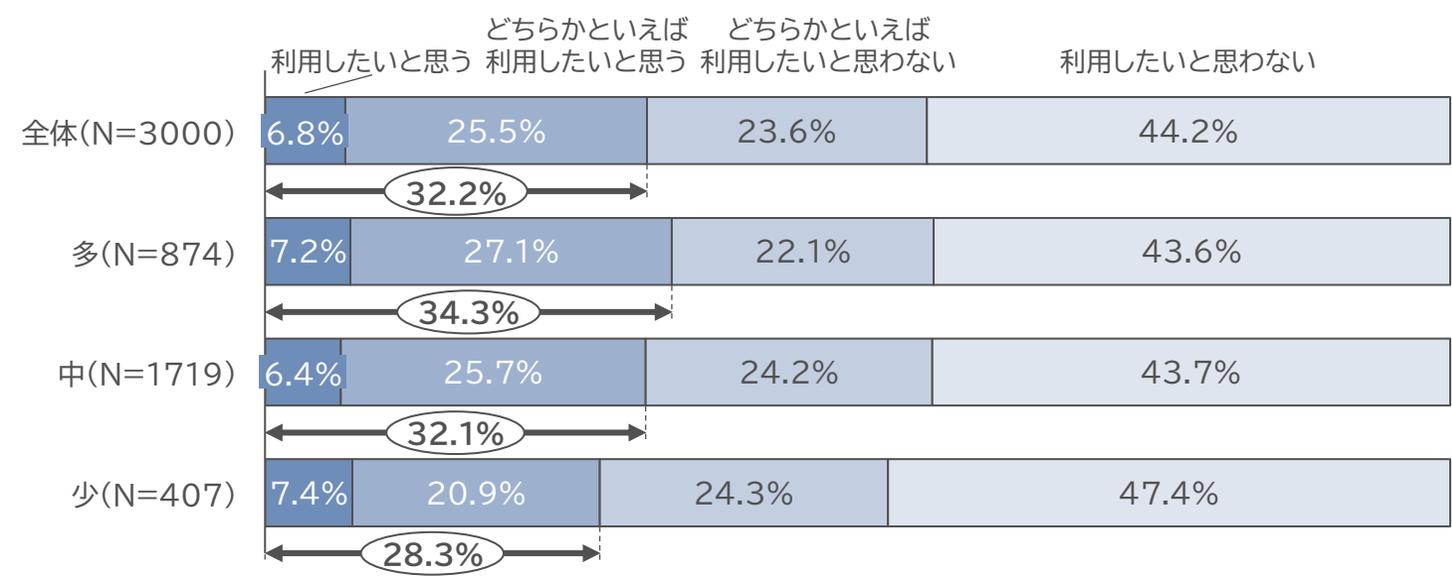
NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ① ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ② 多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③ SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④ 選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]

※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。



出所) NHK「競争評価本調査」(2024年7月、インターネット調査、15-79歳男女3000名)

〔報道〕 番組関連情報のまとめ

③ 多元性評価 (独禁法的評価も考慮)

- 情報空間への信頼は、どのセグメントでも安心して情報取得できるようになると考える人が一定存在。
- メディアの利用時間では、①で多くの項目で利用時間が増加、②③では増加と減少が同程度。
- 支払については、①で新聞の定期購読が増加すると考える利用者は多く、ネットサービスでは増加と減少が同程度。②③では増加と減少が同程度。

	情報空間への信頼(安心)	他メディアの利用時間	他メディアへの支払
①既存意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約5割が、安心して情報取得できるようになる 約4割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 多くの項目で、利用時間が増加すると考える人の方が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、増加すると考える利用者の方が多い 他メディアネットサービスでは、支払が増加すると考える加入者と減少すると考える加入者はほぼ同数 (現在も利用者であることから、総体の影響は小さいか)
②新規意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約3割が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない
③未契約意向者	<ul style="list-style-type: none"> 約3割が、安心して情報取得できるようになる 約6割は影響なし 	<ul style="list-style-type: none"> 利用増加すると考える人と減少すると考える人が同程度 	<ul style="list-style-type: none"> 新聞の定期購読では、支払が増加すると考える利用者と減少すると考える利用者はほぼ同数 他メディアネットサービスの支払者は、このセグメントには殆どいない

日本放送協会第1456回経営委員会議事録
(2024年10月8日開催分)
【抜粋】

第 1456 回 経 営 委 員 会 議 事 録

< 会 議 の 名 称 >

第 1456 回 経 営 委 員 会

< 会 議 日 時 >

2024 年 10 月 8 日 (火) 午後 1 時 00 分から午後 3 時 50 分まで

< 出 席 者 >

[経 営 委 員]

◎古 賀 信 行 ○榊 原 一 夫 明 石 伸 子

磯 山 誠 二 大 草 透 尾 崎 裕

坂 本 有 芳 不 破 泰 前 田 香 織

水 尾 衣 里

◎委員長 ○委員長職務代行者 (以下、「代行」という。)

[執 行 部]

稲 葉 会 長 井 上 副 会 長 竹 村 専 務 理 事

小 池 専 務 理 事 山 名 専 務 理 事 根 本 理 事

中 嶋 理 事 安 保 理 事 寺 田 理 事・技 師 長

平 理 事 黒 崎 理 事 原 理 事

< 場 所 >

○放送センター 22 階 経 営 委 員 会 室

< 議 題 >

- 1 視聴者のみなさまと語る会（広島・学生）の開催について
- 2 NHK番組関連情報配信業務規程について
- 3 インターネット活用業務実施基準の変更に対する意見募集の結果について
- 4 新役員あいさつ
- 5 議事録確認
- 6 議決事項
 - (1) NHK番組関連情報配信業務規程について
- 7 審議事項
 - (1) NHK経営計画（2024-2026年度）の修正（案）について
- 8 会長報告
- 9 議決事項
 - (2) 放送センター建替工事における工事請負契約について
 - (3) 国際放送番組審議会委員の委嘱について
- 10 審議事項
 - (2) インターネット活用業務実施基準の変更について

< 議事経過 >

< 経営委員 入室 >

古賀委員長が経営委員会の開会を宣言。

本日の議題および日程について説明。

1～5 (省略)

6 議決事項

(1) NHK番組関連情報配信業務規程について

(小池専務理事)

本日は、これまで二度にわたりガバナンス協議会でご審議をいただいた業務規程について、議決をお願いします。

「業務規程(案)」について説明します。前回お示しした案から若干の変更もありますが、骨格は変わりません。確認の意味も含めて、改めて全体をご説明させていただきます。

業務規程(案)の1ページをご覧ください。1は「総則」です。規程の目的、用語の定義などを記しています。また、留意事項として、「特定必要的配信の実施に際しては、信頼できる多元性の確保、公平負担の徹底など、受信料制度の遵守の観点から、受信契約の確認等について適宜の措置を行う」、つまり適宜フリーライド抑止の措置をしていくことを記しています。

2ページをご覧ください。2には番組関連情報配信業務の種類として、「国内」と「国際」の2種類を規定しています。続いて、3には番組関連情報の基本原則として「放送番組と同一の情報内容」「同一の価値を提供するものであること」「インターネットの視聴・特性に対応して届け方を工夫して配信すること」「番組関連情報の配信は、ほかの事業者との公正な競争と地域を含めたメディアの多元性を確保しながら実施すること」に加えて、具体的な「編成視点の工夫」および「編成(表現)視点の工夫」を記しています。

3 ページをご覧ください。4 として、番組関連情報の編集方針を記しています。こちらはすべて中央放送番組審議会と、国際放送番組審議会に諮問したものです。国内放送番組では、①から⑥の各分野について番組関連情報を提供すること、このほか個別の番組ページやユニバーサルサービスについても提供することを規定しています。国際放送番組と合わせて大きく7つの分野があります。

続いて4ページです。5では、各分野の編集方針と内容・実施方法を規定しています。4で示した全体の編集方針、5で示した各分野の編集方針を併せて番組審議会に諮問しています。内容・実施方法として、各分野のサービス内容をさらに詳しく記載しています。競争評価に関する調査においては、編集方針だけでなく、これらの内容・実施方法も踏まえてサービスイメージを示しました。

以下、報道・防災、大型スポーツ大会、教育、医療・健康、福祉、ラジオ放送、国際放送と、それぞれ詳しい記述が14ページまで続きます。

14ページ、6には番組関連情報配信業務の実施に要する費用の規模を示しています。来年度以降の収支予算・事業計画では、「番組関連情報の編集および配信にかかる費用」を記載することが求められています。業務規程では、あらかじめ規模を示すことにしています。

7には番組関連情報配信業務以外のインターネット利用について、同時配信、見逃し・聴き逃し配信、任意的配信、周知広報等に加え、外部プラットフォーム利用の考え方を説明しています。

16ページをご覧ください。8には、放送法第20条の4第2項への適合の在り方およびプロセスについて記しています。第1号「公衆の要望を満たすために必要かつ十分なものであること」、第2号「公衆の生命または身体の安全の確保のために必要な情報が迅速かつ確実に提供されること」については、この規程で定めている「編集方針」について、案を番組審議会に示して諮問し、可とする答申を得ました。また、第3号については、競争評価に関する委員会、名称は「競争評価分科会」ですが、これを設置し、サービスについての調査を行い、分析結果を示して意見を聴取したことを記載しています。意見聴取の結果については、別途補足資料にまとめていますのでこのあとご説明します。この8のパートは前回から変更点があり、サービスの開始後も、実施状況について調査を行い、番組審議会や

競争評価分科会に報告や意見聴取を行うことを明記しました。また、番組関連情報配信業務の種類・内容・実施方法を変更する際には、(1)、(2)、(3)のそれぞれについて同様の措置を講じることを明記しました。

17ページをご覧ください。9では番組関連情報配信業務について、各年度終了後にとりまとめ、評価することを記しています。

業務規程についての説明は以上です。

ここからは、補足資料によって「公正な競争の確保に支障が生じないこと」を確認したプロセスについて説明します。

まず、2ページですが意見聴取にご協力いただいた競争評価分科会の委員です。現在、任意業務として実施しているNHKのインターネットサービスについて、市場影響等の観点から意見をいただいている「インターネット活用業務審査・評価委員会」からお二人の委員にご参加いただいています。それぞれ競争法、応用経済学がご専門です。さらに、市場競争の評価に関する知見を有する専門家お二人にも加わっていただいています。競争法の中でも特に公益事業について詳しい方、公正取引委員会の調査手法に知見のある方です。また、メディア関係者として、日本新聞協会メディア開発委員会、日本民間放送連盟からもそれぞれ一人ずつ、計6名です。

3ページをご覧ください。競争評価分科会においては、3つの観点について検討しました。これらの観点は、事前に総務省における競争評価に関する準備会合において、専門家や関係者の議論を経て、観点として示されたものです。

4ページから、「放送との同一性」の観点について、意見と評価をお示ししています。

5ページは委員からの意見を踏まえた執行部としての評価です。なお、評価についても妥当なものかどうか、委員に確認をいただいています。

「『インターネットならではの特性』については、組織、方針によって解釈の逸脱を防ぐガバナンスが前提である」「『ネットの特性を生かした表現・享受方法の工夫』をサービスに落とし込む際、放送と同一の価値・受益を超えることがないようにすべき」「多様性を確保するという方針を守るよう、さまざまな工夫をしていくことが重要である」「受信料制度や信頼できる多元性確保の順守に照らして、サブスクリプションとなつては

ならないが、適切なフリーライド抑止が重要である」「スマートフォンでも手軽に利用できるようになれば、事実上の無料になることの影響は特に大きい。汎用型端末であるスマートフォンに即した誤受信防止措置の仕組みを講じるべきだ」以上のような点について、継続的にチェックを行っていくことが重要であるというご意見をいただいております、これらの指摘を踏まえることで、放送との同一性は確保できるのではないかと執行部では評価しています。

6 ページは委員からいただいたご意見です。

7 ページから、「公正な競争の確保」の観点についての意見と評価をお示ししています。

8 ページは調査の分析結果とその評価です。こちらの分析結果と評価についても妥当なものかどうか、委員に確認をいただいております。

ネット調査による影響評価や、独禁法事案で活用される経済コンサルティング会社による回帰分析から、現時点の想定サービスでは独禁法的評価において、問題があるとは言えないのではないかと執行部では評価しています。

9 ページ、10 ページは委員からの具体的なご意見を記しています。

11 ページから、「メディアの多元性」の観点について意見と評価をお示ししています。

12 ページは、調査の分析結果とその評価です。こちらの分析結果と評価についても妥当なものかどうか、委員に確認をいただいております。全国的に消費者が特定のメディアだけでなく、複数のメディアから情報を得ている状況であり、現時点の想定サービスでは、多元性評価においては問題があるとは言えないのではないかと執行部では評価しています。今回実施した調査結果がどのように推移するかは、サービス開始後も確認していきたいと思います。

13 ページは委員からの具体的なご意見を紹介しています。

14 ページ以降は、参考として、調査の内容、分析結果です。ここまで業務規程（案）と補足資料についてご説明しました。

改めて申し上げますが、放送法で求められている3つの要件について、執行部としては、「公衆の要望を満たすものであること」や「生命、身体の安全のために必要な情報の提供」については番組審議会に編集方針の案

について諮問し、答申を得たことで適合していると判断しています。また、「公正な競争の確保」については、競争評価に関する調査を実施したうえで、競争法や公正競争の専門家、メディア関係者からなる委員会に意見を聴取しました。その結果、問題があるとは言えないと評価し、適合していると判断しています。

業務規程を議決いただくにあたり、執行部としてのこうした一連のプロセス、対応も含めてご判断いただければと思います。

(大草委員) 経営委員会として、プロセス面の適正性を改めて確認する意味で、再度確認させてください。まず放送法第20条の4第2項への適合について、①、②に関しては放送番組審議会に諮問して、「可」という答申を得ているということでしょうか。③の公正な競争の確保に関しては、競争評価分科会に意見を聴取しているということで、答申ではなく意見聴取となっています。そして、「問題があるとは言えない」と説明されましたが、この主語は、「NHK執行部としては」という理解でよろしいでしょうか。

(小池専務理事) そのとおりです。

(大草委員) あともう1点は、業務規程本文についても、競争評価分科会の委員に見せたうえで意見を聴取しているということでしょうか。

(小池専務理事) はい、そのとおりです。

(不破委員) 業務規程案の15ページに「外部プラットフォームの利用」という項目があります。原則として外部プラットフォームは利用しませんと書かれていますが、これはなぜでしょうか。これまでの経営委員会の中でも、合理的な理由があれば外部プラットフォームもうまく活用して、という意見が出ていたと思いますが、理由を教えてください。

(小池専務理事) 原則として国内の番組関連情報配信業務には利用しないのですが、放送番組の周知・広報、あるいは必要的配信の周知・広報に用いることを基本とする、というよう

に記しています。

(不破委員) 経営委員会での議論は、NHKが独自にプラットフォームをつくる方法と、すでにあるいろいろな外部プラットフォームをうまく活用する方法と、両方の議論があったと思います。今ここで外部プラットフォームは原則として利用しないというのは唐突な感じがして、かえってNHKの今後の判断を縛ることにならないでしょうか。

(小池専務理事) インターネットでの配信、必要的配信というものが必須業務になりますので、まずはここでしっかり視聴者にご利用いただいて、NHKの存在価値やコンテンツの価値をご理解いただき、できるだけ広く普及していくということが重要です。

(不破委員) 外部プラットフォームを使うと何かそれに支障が出てくるという判断でしょうか。

(経営企画局 専任局長) ご指摘のように、外部プラットフォームを活用するという考え方はあるのですが、例えば誤受信防止措置を経て、受信料をお支払いいただくというプロセスを外部のプラットフォームでできるならばよいのですが、外部のプラットフォームは恐らく何らかのマネタイズの方法をとられていると思います。不破委員のご指摘のように、NHKと完全に合致する適切な活用に限ることができる、という意味で、原則として利用しない、というように書いています。皆さまが想像されるようなプラットフォーム事業者ですと、それぞれ広告を掲載したり別の課金が必要であったりということで、NHKが業務規程で用意しているような仕組みのまま利用することは恐らく不可能だと思います。また、コンテンツを分けて配信するようなことはしませんので、今は原則として利用しない、という形で書いています。可能性を排除しているものではありません。

(不破委員) 分かりました。あと、フリーライド抑止やそういった点も技術的に問題があるというような観点もあるのでし

ようか。

(経営企画局 専任局長) そのとおりです。そういった点が解消されるときがありましたら、この業務規程自体は変えることができますので、そのときはまた検討ということです。可能性を排除しないために、小池専務理事が申しましたとおり、「原則としては使わない」というように書いています。

(榊原代行) 分科会に提示した資料の確認ですが、補足資料で出てくるアンケートや統計分析的な資料もすべて提示しているという理解でよいでしょうか。

(小池専務理事) そのとおりです。そのうえで判断をいただいています。

(榊原代行) そのうえで、現段階で問題があるというご意見はないということでしょうか。

(小池専務理事) そうです。問題があるとは言えないということです。

(榊原代行) これから、配信業務の開始後にいろいろな形で精緻な分析などをしながら、問題があればきちんと是正していくということを確認すれば、ひとまずはスタートしてよいだろうというようなご意見をいただいているという理解でよいでしょうか。

(小池専務理事) はい。ご意見をいただいたうえで、さらに総務省の検証会議（仮）があり、そこでも確認のプロセスを経るという流れです。

(榊原代行) はい、ありがとうございます。

(尾崎委員) 配信業務を始めるにあたって、番組関連情報の放送との同一性という、そのような枠組みの中でインターネットの特徴を活用して、新しいサービスというものを模索していけるのではないのでしょうか。インターネットを使った新しい配信業務というものにチャレンジしていける、そのようなことができる業務規程になっていると思ってよいでしょうか。

(小池専務理事) われわれとしてはそのような思いを持って新しいサービスを行っていききたい、そうすることで、視聴者の理解

を得ていきたいということです。

採決の結果、原案通り議決。

(古賀委員長)

ただいまの議決にあわせて、経営委員会としての見解を私から申し上げます。

番組関連情報配信の業務規程の議決にあたり、経営委員会としてひと言申し上げます。経営委員会では、前回、前々回とガバナンス協議会を開催し、番組関連情報配信の業務規程について執行部に説明を求め、審議・検討を重ねてきました。そして本日経営委員会は、執行部から提案された業務規程案について、法令の求める要件に形式的、実効的に適合しているかどうか総合的に考慮したうえで、現時点では相当と判断し、議決しました。

改正放送法により、必須業務である番組関連情報の配信の業務を協会みずからの判断と責任において適正に執行するため、実施に関する業務規程を定めることになりました。

そして、業務規程を策定する際には、①公衆の要望の満足、②生命や身体の安全確保、③公正な競争の確保という3つの要件に適合する必要があります。

執行部は、①公衆の要望の満足、②生命や身体の安全確保については、放送番組審議会に番組関連情報配信業務の編集方針（案）について諮問し、可とする答申を得ていることから、要件に適合していると判断しました。経営委員会としては妥当なものと考えます。

③公正な競争の確保については、執行部はまずサービスイメージをもとに、3,000人を対象に行ったインターネット調査による影響評価や、独禁法事案で活用されている経済コンサルティング会社による専門調査を実施したうえで、学識経験者、メディア関係者で構成され、NHKが実施する市場調査・分析に関して意見を述べる競争評価分科会に意見聴取したうえで、「問題があるとは言えない」という判断をしています。

加えて、「放送と同一の情報内容・価値」「多元性の確保」という観点についても、同分科会の意見も勘案したうえで、業務規程案を策定してい

ます。

さらに、配信業務開始後も執行部では、競争評価分科会を適宜開催することも含めて、問題があれば感知、改善できる仕組みを構築するということも確認しました。

市場調査と専門家・関係者への意見聴取を行っており、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであり、妥当なものと考えます。

また、当該業務の種類、内容、実施に要する費用の規模を含んだ実施方法について具体的に明記してあることなども確認しました。

以上のような確認を経て、冒頭述べたように、現時点では相当と判断しました。

業務規程では、各年度の終了後に、当該業務の実施状況を取りまとめることにしています。経営委員会は、配信開始後の評価プロセスを重視していますので、実施状況について、執行部は、適宜、報告をお願いします。経営委員会は継続的にモニタリングし、監督責任を果たしていきます。

最後に、経営委員会では、必須業務開始後も、公正な競争評価によるメディアの多元性の維持を重要視するとともに、インターネットサービスを通じて、視聴者・国民の皆さまの多様なニーズに対応することが極めて重要と考えています。執行部には、経営委員会が出た「公共メディアとしての使命達成」「公共メディアの価値を裏付けるエビデンス」「情報セキュリティ確保」「外部プラットフォームの利用」「視聴者・国民の皆さまにご理解いただける受信料体系および水準」などの意見も考慮していただき、必須業務の開始に向けて、視聴者・国民の皆さまの期待に応えられるよう、万全の準備を進めていただきたい、このように考えています。

7 審議事項 (以降省略)

試行的受信措置に関する事項

試行的受信措置に関する事項

- ◆「NHK番組関連情報配信業務規程」では、試行的受信措置について、「7.番組関連情報配信業務以外のインターネット利用」において以下のように規定している。

【試行的配信】

特定必要的配信の普及のため、試行的受信措置として、放送番組および番組関連情報の全部または一部を、利用が制限された状態で配信することがあります。なお、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な情報については最小限度の制限とすることがあります。

※外部プラットフォームの利用

「5.各分野の番組関連情報の内容および実施方法」において示した通り、国内放送番組関連情報配信業務においては、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません。外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。周知広報で用いるソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスの公式アカウントについては、NHKのウェブページに常時掲載します。

また、【その他】で示した取材・番組制作、公共放送の事業案内などの目的にも用いることがあります。

公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。

- ◆これらの規定の案については、番組関連情報競争評価分科会の委員に対し、会合の内外で説明を行った。「試行的受信措置」については、外部プラットフォームにおいては「公衆の生命または身体の安全の確保のために」必要な場合を除いて実施しないこと、このことが業務規程に明記されることを、業務規程(案)により確認した。

番組関連情報の費用の区分について

業務規程で記載した番組関連情報の費用規模は、必須業務化対応による開発経費を除いた2026年度以降に想定する定常的な費用規模を記載。人件費や減価償却費などの費用は除いた国内放送番組等配信費と国際放送番組等配信費で計上される番組関連情報の金額となっている。

区 分	予算	摘 要
番組関連情報費用規模	約90億円	必須業務化対応による開発経費を除いた定常的な番組関連情報の費用
国内放送番組等配信費	約75億円	
コンテンツ関連	約40億円	サイトやアプリの構築・改修に要する経費 等
配信関連	約15億円	公開基盤やCDNの利用に要する経費、配信コンテンツ監視業務に要する経費 等
認証・視聴者対応など	約20億円	認証・認可基盤の利用に要する経費、契約照合やサービスに関する問い合わせ対応に要する経費 等
国際放送番組等配信費	約15億円	
業務関連経費	約10億円	サイトやアプリの構築・改修費、クリップ動画制作に係る経費 等
設備関連	約5億円	CDNや配信監視業務に係る経費 等

現段階で想定される 誤受信防止措置の内容

現段階で想定される誤受信防止措置の内容

放送法

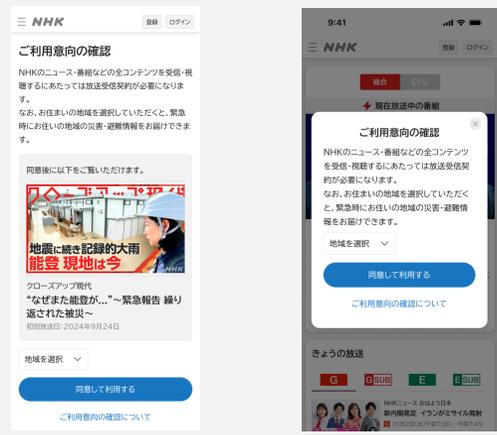
NHKの必須業務(受信契約対象)全てに対して誤受信防止措置を講じることを規定(放送法第20条の3)
「特定必要的配信」の受信を開始しようとする者に対して通信端末機器の操作を求める措置その他の特定必要的配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない

業務規程

(特定必要的配信についての留意事項)
番組関連情報の配信を含む必要的配信業務のうち、特定必要的配信の実施に際しては、信頼できる多元性の確保、公平負担の徹底など、受信料制度の遵守の観点から、受信契約の確認等について、適時の措置を行います。

契約対象外

誤受信防止措置



- ・ 確認(押下等)で特定必要的配信の受信開始
- ・ 契約締結義務も発生

契約対象

利用 & 契約勧奨



特定必要的配信の受信

利用アカウントの登録

契約の確認

- ・ 受信料制度を遵守 = サブスクにもフリーライドにもならないかたちで実施



放送法改正後のNHKインターネットサービスに関する質問

「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」(第1回会合)

2024年11月15日

一般社団法人 日本民間放送連盟

NHK番組関連情報の配信が、「メディアの多元性」と「公正な競争」の確保に支障を生じさせないことを直接的に担保する明確な措置が存在しないと考えるので、以下の諸点をあらためて確認したい。

1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと

- ・「原則として利用しない」(業務規程15頁)と明記したことは適切であり、徹底すべきだ。
- ・例外的に利用を想定しているものがもしあれば、具体的に説明いただきたい。
- ・周知広報において「外部プラットフォームを利用することがあります」とのことだが、具体的に説明いただきたい。
(例えば、外部ニュースサイト等にニュースのヘッドラインを配信するような想定はあるか。)
- ・3号有料業務については、改正放送法により理解増進情報が削除され、「NHK任意的配信業務実施基準変更案」において編集上必要な資料は放送番組とあわせて提供するとしている。3号有料業務の外部プラットフォーム利用の想定等についても、あわせて説明いただきたい。

2. ネットオリジナルコンテンツは配信しないこと

- ・改正放送法では、必要的配信業務は放送番組と番組関連情報、任意的配信業務は放送番組と編集上必要な資料に、それぞれ限定されている。また、NHKは準備会合および競争評価分科会において、「放送と同一の価値、受益」と繰り返し説明し、業務規程(2頁)にもこの趣旨を明確に記載している。
- ・したがって、ネットオリジナルコンテンツは配信しないものと受け止めているが、改めて確認したい。

3. 「メディアの多元性」と「公正な競争」の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しないこと

- ・業務規程には、番組関連情報の編集および配信に係る費用の想定が年額90億円程度であり、今後、各事業年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」において計上する旨が記載されたが、必要的配信業務全体の実施費用は示されていない。放送法改正後のインターネットサービスの実施費用は抑制的にすべきであり、従来のインターネット活用業務の費用（2号受信料財源業務：上限200億円）と比較可能な形で示すべきだ。
- ・こうした民放連の意見に対する見解と、過大な費用を計上しないことについて、改めて説明いただきたい。

4. その他

- ・業務規程は抽象的な記載であるため、来年10月に実際のサービスが開始された後に、あらためてメディアの多元性の確保、公正競争の確保を確認することが重要だ。
- ・誤受信防止措置について、受信契約を締結してネット配信を視聴するとの原則に沿って、フリーライド防止に対して実効性のある措置を講じることが重要であり、早期に具体像を示すべきだ。
- ・業務規程において、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックのみに限定されているが、将来、拡大解釈されるおそれはないか。
- ・こうした民放連の意見に対する見解をお聞きしたい。

令和6年11月26日

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議
第2回

日本放送協会

1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと

- ・「原則として利用しない」（業務規程 15 頁）と明記したことは適切であり、徹底すべきだ。
- ・例外的に利用を想定しているものがある場合は、具体的に説明いただきたい。
- ・周知広報において「外部プラットフォームを利用することがあります」とのことだが、具体的に説明いただきたい。（例えば、外部ニュースサイト等にニュースのヘッドラインを配信するような想定はあるか。）
- ・3号有料業務については、改正放送法により理解増進情報が削除され、「NHK 任意的配信業務実施基準変更案」において編集上必要な資料は放送番組とあわせて提供するとしている。3号有料業務の外部プラットフォーム利用の想定等についても、あわせて説明いただきたい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- NHKとしては番組関連情報配信業務については、今回届け出た業務規程に従い実施します。
- 大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。
- 外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。例えばニュース番組の放送番組自体や番組関連情報も必要的配信の一つですので、それらを視聴・利用していただくための周知・広報を行う可能性はあります。具体的な内容は現在検討中のため提示できませんが、あくまで周知・広報を目的としたものであることが大前提になるため、ニュース番組の番組や番組関連情報そのものを、そのまま周知・広報の枠組みで提供することはありません。あくまでも任意業務として実施するため、次のような観点で必要的配信とは明確に差を設ける必要があると考えています。▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提（単体で情報内容を提供する類のものではない）▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること。
- 3号有料業務としてはこれまで VOD 事業者に番組の販売を行ってきました。改正法で規定は変わっていますが、これまでと同様の業務を想定しています。

2. ネットオリジナルコンテンツは配信しないこと

- ・改正放送法では、必要的配信業務は放送番組と番組関連情報、任意的配信業務は放送番組と編集上必要な資料に、それぞれ限定されている。また、NHK は準備会合および競争評価分科会において、「放送と同一の価値、受益」と繰り返し説明し、業務規程（2 頁）にもこの趣旨を明確に記載している。
- ・したがって、ネットオリジナルコンテンツは配信しないものと受け止めているが、改めて確認したい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- ネットオリジナルのコンテンツは配信しません。

3. 「メディアの多元性」と「公正な競争」の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しないこと

- ・業務規程には、番組関連情報の編集および配信に係る費用の想定が年額 90 億円程度であり、今後、各事業年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」において計上する旨が記載されたが、必要的配信業務全体の実施費用は示されていない。放送法改正後のインターネットサービスの実施費用は抑制的にすべきであり、従来のインターネット活用業務の費用（2号受信料財源業務：上限 200 億円）と比較可能な形で示すべきだ。
- ・こうした民放連の意見に対する見解と、過大な費用を計上しないことについて、改めて説明いただきたい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- 必須業務化（法改正）により、新たな概念や対象範囲の変更等を行うため、従来のインターネット経費と単純に比較することはできません。これまでの任意業務においてインターネット経費は「理解増進情報費用」「同時・見逃しの費用」と「人件費等の共通費用」で構成されていましたが、必須業務化以降は、「理解増進情報費用」が消え、「周知・広報費用」と「番組関連情報費用（新設）」となり、「同時・見逃しの費用」「人件費等の共通費用」が発生すると整理しています。そのうえで、単純に規模だけいえば、必須業務化に必要なイニシャルコストを除き、従来のコストを大幅に上回るようなことは想定していません。
- 現在、インターネットサービスにかかるトータルのコストについては、予算・事業計画の中でどのような形で示していくべきか検討を進めているところであり、説明責任を果たしていきます。
- 繰り返しになりますが、インターネットサービスの実施にあたり、従来のコストを大幅に上回る形で実施するようなことは想定していません。NHKは、2027 年度までに 1000 億円の事業支出改革を進めているところでもあり、引き続き、効率的な業務の実施に努めてまいります。

4. その他

- ・業務規程は抽象的な記載であるため、来年10月に実際のサービスが開始された後に、あらためてメディアの多元性の確保、公正競争の確保を確認することが重要だ。
 - ・誤受信防止措置について、受信契約を締結してネット配信を視聴するとの原則に沿って、フリーライド防止に対して実効性のある措置を講じることが重要であり、早期に具体像を示すべきだ。
 - ・業務規程において、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックのみに限定されているが、将来、拡大解釈されるおそれはないか。
 - ・こうした民放連の意見に対する見解をお聞きしたい。
- (日本民間放送連盟)

【回答】

- 業務規程に規定※1している通り、サービス開始後も継続的に番組関連情報の実施状況は評価し、その後の配信業務の検討を行います。
- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいと考えています。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進め、なるべく早くお示しできるようにしていきます。
- 業務規程に規定※2している通り「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックに限定しています。それ以外のことを行う場合には、業務規程の修正が必要だと考えています。

※1

9. 番組関連情報配信業務の実施状況およびその評価

各年度の終了後に、番組関連情報配信業務の実施状況を取りまとめ、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、学識経験者およびメディア関係者からなる競争評価に関する委員会にそれぞれ報告し、番組審議会や委員会の意見を踏まえ、NHKとして番組関連情報配信業務の実施状況の評価を行います。これらのプロセスを通じて、次年度以降の番組関連情報配信業務についても検討していきます。(後略)

※2

②大型スポーツ大会番組関連情報 編集方針

- ・国民的関心の高いオリンピック・パラリンピックにおける、多種多様な競技・種目の内容や結果などについて、きめ細かく伝えスポーツ文化の向上に貢献します。
- ・インターネットでもその機能を活かして多種多様な競技・種目を幅広く伝えます。

多元性評価に関連して、NHK様が、ローカル局のサービスを選択肢に含むかについて、言及されていたかと存じます。地方のローカル局（テレビ及びラジオ）、地方紙全てを対象とするのか否か、もし対象とする場合には、全国単位ではなく、都道府県単位で調査をするお考えがあるか、教えて頂ければ幸いです。（飯塚構成員）

（参考：ご質問の趣旨・背景）

日本は、全国放送局が主体のイギリスとは異なり、ローカル放送局が主体とされています。しかし、都道府県によって、民間地上テレビジョン放送の視聴可能なチャンネル数に差があり、1チャンネルしかない県（佐賀県及び徳島県）や、2チャンネルしかない県（山梨県、福井県及び宮崎県）があると承知しております。そのため、ローカル局が少ない地域と多い地域との間には、情報源として、ローカル局、地方紙およびNHKサービスを利用する割合に差が生じるのか否か、仮に差が生じるのであれば、それはどのような背景によって生じているのかを分析することが、求められるかもしれません。

このような地域特性の把握と、各ローカル局や地方紙の収支の現状分析を踏まえた上で、NHK様による新たなサービスの開始が、ローカル局や地方紙のサービス利用者数や収益の増減等に影響を及ぼしているか否かを、定点調査していくことが必要かと思われれます。こうした定点調査を都道府県単位で行い、その分析結果を踏まえながら、NHK様の新たなサービスの在り方について、地域特性に応じて、経済的な観点と多元性の観点の両面から、個別かつ慎重に検討していくことが求められるかもしれません。

都道府県単位の定点調査を行うことの社会的意義は大きいと思われるため、検討する余地はあるかもしれません。

【回答】

- 参考資料1の78頁以降に今回実施した競争評価本調査の多元性評価についての概要をお示しています。今回の調査はサンプル数が全国で3,000で、都道府県毎にサンプル数を割り振ることまではできていませんが、一定の範囲で都道府県別に分析を行っています。競争環境を見る際に、全国単位でなく、地方においてどのような状況になっているかは、重要な視点だと考えておりますので、ご意見を参考にさせていただき、評価方法と調査方法を検討していきたいと思っております。

(業務規程の5. ②大型スポーツ大会番組関連情報に関連して、オリンピック・パラリンピック以外のスポーツについても)日本において、国民的関心が非常に高い「大型スポーツ大会」をめぐっては、関係するステークホルダーによる協議を通じて検討を行うことを原則とし、大型スポーツ大会の定義や、具体的なスポーツイベントの特定、また NHK 様と民間放送様がそれぞれ担当して放送又は配信するイベントの割振り等を検討・規定する仕組みを、場合によっては、制度化しておくこと、あるいは業界ルールとして定めておくことも必要ではないかと考えますが、NHKの見解を教えてください。(飯塚構成員)

(参考：ご質問の趣旨・背景)

イギリスの「リスト・イベント制度」については、法律の規定に従っているとのことご指摘がございましたが、当該リストはコンサルテーションの手続きを経て、ステークホルダーの合意に基づいて、策定されているものと承知しております。また、現行制度では、当該リストに掲載されたイベントを放送することができる資格を有するのは、人口の少なくとも 95%が受信可能な無料放送チャンネルであり、国民的関心の高いイベントを無料で視聴者に広く利用できるようにすることが目的となっています。

【回答】

- NHKは、スポーツ放送に関しても、公共放送にふさわしい、多様で良質な番組を視聴者に届けることに努めています。近年、オリンピックやサッカー、テニス、ラグビーなどの世界大会・大型イベントに対する視聴者の関心は高まっており、公共放送として視聴者の期待に最大限応えられるよう日々取り組んでいます。
- オリンピックやサッカー・ワールドカップなどの放送権料はイベントの大型化に加えて、資金力のあるネット配信会社が権利の獲得に乗り出すことによって世界的に高騰する傾向にあります。そのためNHKとしては、放送権をめぐる情報を収集・分析したうえで、視聴者の皆さまの意向を踏まえ、放送すべきスポーツコンテンツを取捨選択しています。
- オリンピック放送に際しては、これまで、NHKは民放連と大会ごとに「ジャパンコンソーシアム」をつくり、放送権を取得して国内向けの放送を行っているところです。
- いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後ともメディアとしての役割を果たすことで、視聴者の皆さまの期待と信頼に応えていきたいと思っております。

資料1-3, 23頁、NHKのサービスが市場全体を拡大させ、NHK以外のサービスを増加させる効果もあるという点は、NHKの先導的役割という観点からみて重要な評価と考えられますが、その場合に、NHKが市場全体を拡大させた後、利用者がNHK以外のサービスに移らないし追加で利用する、ないしNHK以外のプレーヤーが市場に参入するかどうかについてNHKが業務を提供していることによるハードルはどのように分析されているのか、またNHKとして今後留意点や考えている取り組みがあるのか。(宍戸構成員)

【回答】

- 資料1-3, 22頁にあるとおり、今回の調査ではNHKのオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなり、市場全体が拡大する可能性が示されました。一方で、NHKのオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイト・アプリとの間に代替関係と補完関係があることが分かりましたが、そのどちらが強いかまでははっきりしたことは言えない結果でした。
- 今回の調査はNHK以外のプレーヤーが市場に参入する状況を設定して実施したものではないため、新規プレーヤーに対する参入障壁を明示的には踏まえておりませんが、放送の「機能」を展開するものであり、「ハードル」が大きいものとは考えておりません。
- ただし、あくまでサービス開始前のことであり、ご指摘を踏まえて今後の調査設計を検討していきたいと思えます。



※第1回検証会議（資料1-3）22頁

現行のサービスが、法改正後の「必須業務」「任意業務」にどう分かれるか、このうち何を「番組関連情報」として実施しようとしているのか、という整理を行っていただきたい。

(落合構成員)

【回答】

○次のように整理しました。

NHK

現行サービスと法改正後の位置付け

- 現行の2号受信料財源業務に相当する業務は、法改正後の法的位置づけとしては、「必要的配信業務」「任意的配信業務」「附帯業務」にわかれます。
- 法改正後のサービスは、現行サービスをそのまま移行するものではなく、現在、サービス内容の整理・検討を行っているところです。

※現行サービスは例示です。すべてを網羅したものではありません。

現行サービス例		サービス内容	法改正後の位置付け	
国内放送	NHKプラス	地上テレビ(総合・Eテレ)の番組の同時・見逃し配信	放送番組の同時配信	必要的配信
	NHK NEWSWEB ニュース防災アプリ	ニュースや災害情報を提供(理解増進情報)	放送番組の配信(放送後1週間まで)	必要的配信
	NHK for School NHK高校講座	Eテレの学校放送番組や動画クリップを授業に役立つ補助資料とともに提供	放送番組の配信(放送後1週間超)	任意的配信(2号受信料財源業務)
	各番組ページ 各ジャンルページ	各番組の基本情報などを提供	番組関連情報の配信 放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの (業務規程より) 放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫	必要的配信 (業務規程により規律) 【国内放送番組関連情報】 ①報道・防災番組関連情報 ②大型スポーツ大会番組関連情報 ③教育番組関連情報 ④医療・健康番組関連情報 ⑤福祉番組関連情報 ⑥ラジオ放送番組関連情報 ※個別番組ページ ※ユニバーサルサービス 【国際放送番組関連情報】
	らじる★らじる	ラジオ第1・第2・FMの番組を配信 番組メインだが、一部テキスト・音声クリップも提供		
	NHK PR (番組広報サイト)	番組広報のサイト このほか、ドラマやミュージックなどジャンルごとの広報サイトも		
	SNS公式アカウント	X、Instagramなど 放送番組の周知・広報	周知・広報	附帯業務(任意)
国際放送	NHK WORLD-JAPAN	ラジオ・テレビの国際放送の番組を配信 番組配信、理解増進情報を含めて提供		
	SNS公式アカウント	国際放送の周知・広報に加え、一部番組や動画クリップ等を配信		

外部PFを利用する『周知広報』は、具体的にどういった射程となるか、示していただきたい。

(落合構成員)

【回答】

○外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。例えばニュース番組の放送番組自体や番組関連情報も必要的配信の一つですので、それらを視聴・利用していただくための周知・広報を行う可能性はあります。

○具体的な内容は現在検討中のため提示できませんが、あくまで周知・広報を目的としたものであることが大前提になるため、ニュース番組の番組や番組関連情報そのものを、そのまま周知・広報の枠組みで提供することはありません。あくまでも任意業務として実施するため、次のような観点で必要的配信とは明確に差を設ける必要があると考えています。

▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提(単体で情報内容を提供する類のものではない) ▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること ▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること ▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること。

アンケートへの回答をしてもらうにあたって、どのような前提で依頼をしているのか。特に、NHKの番組関連情報配信について、受信料負担する必要があることについて、どのような記載をしたのか、教えてください。(増田構成員)

【回答】

- 今年7月に実施した調査では次の様に利用意向を聴取する際に「利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。」という提示を行っています。
- これは今年7月の調査実施時点の想定で設定した提示ですので、今後はさらにどのような記載を行うことが良いのか検討を進め、その検討結果を前提に調査を実施してまいります。

NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ②多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]
※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。

※第1回検証会議(参考資料1)33頁より抜粋

〔受信料について〕

消費生活相談において、受信料に関する相談では、以下について情報提供することが多いです。

- ・ 受信料を負担することの根拠法
- ・ なぜ負担しなければならないか社会的な理由
- ・ 同一生計で離れて暮らす未成年者や大学生等割引について
- ・ 契約を要請する方法や徴収方法が強引だという相談
- ・ BSを高額高齢者は見ていない、最近のテレビは複雑で見られないにも関わらずBSの受信料が高額 など

インターネット配信で受信契約をする場合、上記について丁寧に説明することが必要と考えます。また、テレビ放送は基本的に無料ですが、広告収入でなりたっていることや、インターネットにおける情報もさまざまな広告が間に入ったりポップアップされたりして広告収入があることがわかります。しかも、誤情報偽情報が混在しています。そのため、情報は無料ではないこと、正しい情報を得るためには一定の負担をする必要があることを理解してもらうよい機会と思います。

そこで質問ですが、契約する画面は具体的にどう設計するのか、DPF を利用した広報の際の具体的な説明方法、DPF から情報提供してもらうために DPF に要請しているのかなどを検討していたら教えてください。（増田構成員）

【回答】

- 誤受信防止措置の内容およびその確認後、特定必要的配信の受信を開始して以降のフローについては現在検討中です。
- ご指摘のように、受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進めて、わかりやすいものにしていきたいと思えます。
- 受信契約の関係でご対応をいただいている消費生活センター等にも適宜、情報を共有させていただきたいと考えています。

〔同一性について〕

インターネットの特性を生かすことと放送の同一性を両立させることは難しいと考えています。例えば、自分の考え方に近い情報や興味のある情報ばかりを選択してしまいエコーチェンバーになってしまうことを避け、かつ放送と同様に広く情報を提供するための工夫を具体的に検討していたら教えてください。(増田構成員)

【回答】

○NHKとしては番組関連情報の基本原則、インターネットの特性に対応した届け方の工夫を、次のように業務規程に規定しています。このうち、ご懸念のエコーチェンバーになってしまうことを避け、かつ放送と同様に広く情報を提供するための工夫としては、例えば編成上の工夫としてあげている「提示調整」を行うことだと考えています。

番組関連情報の基本原則

- 番組関連情報は、放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫します
- 放送番組の編成、編集で行っている、多様性の確保、多角的論点の提示について、インターネットの特性を生かして実現します
- 配信期間は、放送番組の必要の配信の期間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することがあります
- 番組関連情報の配信は、他の事業者との公正な競争と地域を含めたメディアの多元性を確保しながら実施します

インターネットの特性に対応した届け方の工夫

編成視点の工夫	編集(表現)視点の工夫
情報更新 放送番組において随時更新される重要な情報について、更新が必要な情報に限り番組同様に随時提示内容を更新し、最新情報を提供	内容抽出 放送番組で伝えた内容を視聴環境に合わせて、クリップ動画、テキストなど最適な形態で提供(アクセシビリティ)
期間延長 繰り返し再放送されるような情報内容については、対応する放送番組の必要の配信の期間を超えて掲載することで効果的・効率的に提供	効用発現 放送番組で提示した内容について、インターネットにおける効用を発現するために必要な形で提供
提示調整 総合編成を通じて提供している“バランス”や放送番組内の“文脈”をインターネットでも受容可能な形態で提示	

35

※第1回検証会議資料(資料1-3) 35頁

○これは例えば次のように新着やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものでなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー(表示順序)の提示や、「ニュース7」等の基幹ニュース番組のオーダーも提示も行うことで、放送を視聴した場合と同じように、いつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供していきたいと考えています。

①報道・防災番組関連情報

放送とインターネットで同一の編集方針・価値判断に基づき、社会にとって重要なニュースを選定、提示することで、インターネット上に不確かな情報があふれる中でも、正確な情報の提供、多角的な視点の確保という放送と同一の役割を果たす

- 放送と同一の編集方針で編成したニュースが並ぶ
- 新着順ではなく、価値判断に基づいたニュースを提示
- 重要ニュースが入ってきた場合は、放送と同様にトップの項目を随時更新
- 基幹ニュース番組と同一のオーダーをインターネットでも提示
- その際、この重要なニュースをオーダーの形式でまとめて提示可能
- 番組やニュースで取りあげた多様な論点、主張を個別に提示
- 全てを視聴できなくても、議論の全体像の把握がしやすい形式で提示

情報提供: 新着やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものでなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー(表示順序)を提示します。
「ニュース7」等の基幹ニュース番組のオーダーも提示することで、放送を視聴した場合と同じようにいつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供します。

内容抽出: ささまざまな見解や見方、論点がある話題を取り上げたニュースや番組について、論点ごとに動画を切り出すなど、視覚的にわかりやすく提示します。放送を視聴した場合と同じく、番組やニュースの多角的な議論について触れられるよう、インターネットの特性を生かした形式で提示します。

38

※第1回検証会議資料(資料1-3) 38頁

〔独禁法的市場評価〕

P22「新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得するそう時間が長くなる。」というアンケートの結果、市場全体が拡大する可能性があるとのことですが、利用意向が強い人が全体で何割くらいなのか、なぜそのような予想ができるのか、もう少し説明していただけませんか。(増田構成員)

【回答】

- 資料1-3、20頁でお示ししているとおり、今回の調査ではNHKのオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について回帰分析を行いました。
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向を説明変数として、▼報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間に関する回答▼NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減ることに関する回答▼NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が増えることに関する回答、を被説明変数として分析した結果、資料1-3、21頁のように、それぞれ強い正の相関関係が確認できる結果となりました。
- そこから、同22頁ある「NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる」との示唆を得ることができました。
- 今回どうしてこのような示唆を得られたのかについては今後の検討が必要ですが、欧州の調査でも同様の結果が出ていると承知しており、NHKが提供するサービスが呼び水になり、より関心と呼ぶ効果があるのではないかと受け止めています。

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する回帰分析：分析手法

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響については、以下の回帰式により分析

- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの影響を示すデータ（説明変数）として、次の質問への回答を利用
 - 「前週で報告したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、あなたが報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間はどのように変わると考えますか。」という質問（Q26）への回答
 - 「全体的に増える（報道・ニュースに関する関心が高まり、他のメディアの利用も減る）」（回答01）
 - 「利用分だけ増える（NHKのオンラインでのニュース提供サービスの利用分だけ上乗せになる）」（回答02）
 - 「変わらない（代わりに他のメディアの利用が減る）」（回答03）
 - 「あなたがQ27で報告したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得に比べてどのような影響があるかと思えます。以下の内容ごとに知らぬことではない」という質問（Q28）への回答のうち
 - 「NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減る」（回答04）
 - 「ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度・時間が減る」に関するもの（回答05）
 - 「変化はない」（回答06）
 - 「変化は増える」（回答07）
 - 「変化は減る」（回答08）
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに対する関心の程度を示すデータ（説明変数）として、利用意向の強さに関する次の質問への回答を利用
 - 「このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。あなた、利用には覚悟を決めようとするのか、アプリが欲しいですか。」（Q29）
 - 「利用したいと思う」（回答09）
 - 「利用したいと思わない」（回答10）

※変数は、順序付きロジットモデル（ordered logit model）を使用。

AltoPartners 20

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について推定した結果は以下のとおり

▶ Q27の回答の係数推定値：

	Q26	Q26_3	Q26_10
係数推定値 (標準誤差)	1.724*** (0.178)	0.485*** (0.163)	0.644*** (0.163)

***1%水準で0.01未満であることを示す

- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる（Q26）
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q26_3）
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q26_10）

AltoPartners 21

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する回帰分析：分析結果から得られる示唆

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる

- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる（Q26）
 - 市場全体が拡大する可能性を示している
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q26_3）
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には代替関係があることを示している
- ・NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が高いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q26_10）
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリとの間には補完関係があることを示している
- ・代替関係と補完関係のどちらが強いのかについては、現時点でははっきりとしたことは言えない
 - 両者の係数推定値を比較すると補完関係の方が強いように見えるが、この結果をもって代替関係と補完関係の強弱について統計的に意味のある判断を行うことは困難（一度数として用いるデータの収集方法についての検討が必要）

AltoPartners 22

※第1回検証会議（資料1-3）21～23頁

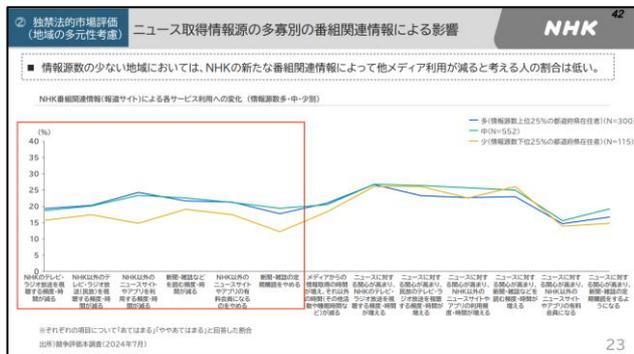
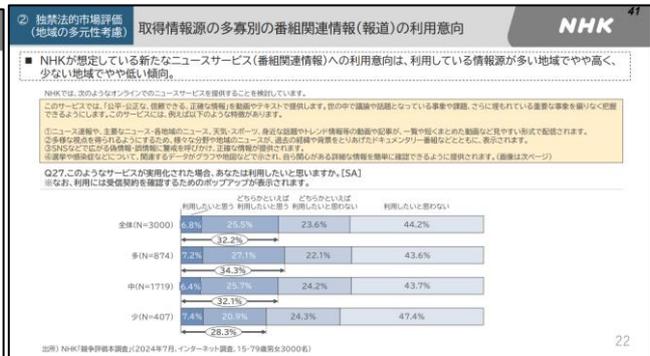
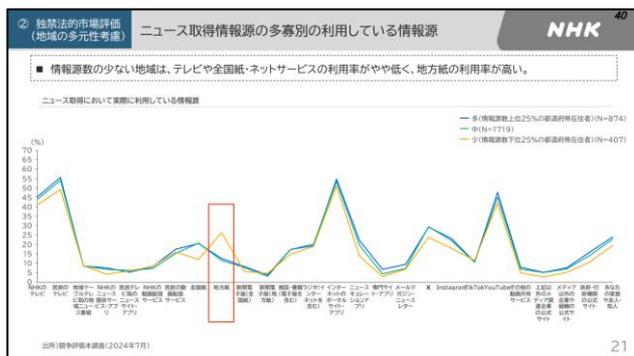
〔多元性について〕

P27 「取得メディア数が少ないところにおいても悪影響が想定されない」と結論づけたことの理由を説明してください。(増田構成員)

【回答】

○今回行った調査において、参考資料 1、40～42 頁でお示ししているように▼ニュース取得情報源の少ない地域では、テレビや全国紙・ネットサービスの利用率がやや低く、地方紙の利用率が高く、▼NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は、利用している情報源が多い地域でやや高く、少ない地域でやや低い傾向であり、▼情報源数の少ない地域においては、NHKの新たな番組関連情報によって他メディア利用が減ると考える人の割合は低い、ことがわかったためです。

○いずれにしても、これはサービス開始前の調査結果であり、調査自体の改善も含めて、今後しっかりと見ていくことが必要だと考えています。



※第1回検証会議資料(参考資料1)40～42頁

NHK が業務規程の「番組関連情報の基本原則」で強調している通り、「放送番組と同一内容を提供し、同一の価値をもたらす」という点が原則である。NHK は、「インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫」とも説明しているが、解釈によっては同一の範囲を逸脱しかねない。現時点で示されているサービスイメージは、不明瞭な部分が多く、実際に「放送と同一」であることが担保されているか判断は難しい。具体的なサービス展開について、NHK に具体的かつ明確な説明を求める。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- 具体的なサービス展開については現在検討中です。現時点では前回ご提示したサービスイメージ以上の具体的なご説明はできませんが、次の点を着実に実行することでご指摘の基本原則を順守していきます。
- NHKとしては今回提出した業務規程に厳格に則り、番組関連情報として適切か否かを判断したうえで、実施します。
- 加えて、NHKにおいて設置した番組関連情報競争評価分科会は今後も、定期的に業務規程についてのご意見をいただくこととしています。適宜、番組関連情報等についての進捗状況をお示しし、ご意見をいただき評価することになると考えています。

NHK の競争評価プロセス(分科会)では、公正な競争確保やメディアの多元性の評価について「業務規程策定時の想定による調査であることに留意」したうえで、「現時点の想定サービスでは問題があるとはいえない」と説明があった。分科会委員からもサービスが始まる前の競争評価は難しいという意見が出た。サービス開始前のNHKの調査結果や、15日の会合で示されたpwcコンサルティングの調査結果をもって、NHKの新サービスがほかのメディアへの影響を与えていないとのエビデンスにはならないと考える。サービスがもたらす影響の推移を継続的に見定め、サービス開始後も慎重に検証する必要がある。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- ご指摘のとおりだと考えています。具体的なサービス展開についてのご質問への回答にある通り、番組関連情報競争評価分科会において今後も定期的にご意見をいただきたいと考えています。

NHK が現時点で示している「誤受信防止措置」では、フリーライドを助長しかねない。15日の検証会議では、成原構成員から「放送法は受信契約を義務付けている。このため、強めの誘導があってもいいのではないか」との発言があった。成原構成員の意見に、賛同するとともに、改正放送法の趣旨に沿うよう実効性のあるフリーライド措置を求めたい。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいと考えています。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点極めて重要なので、さらに詳しい検討を進めていきます。

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議
第3回

日本放送協会

○目次

- ・ 第2回会合資料（資料2－1） P 3
- ・ 第2回会合後にいただいたご意見・質問等に対するご回答 P17

令和6年11月26日

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議
第2回
(資料2-1)

日本放送協会

1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと

- ・「原則として利用しない」（業務規程 15 頁）と明記したことは適切であり、徹底すべきだ。
 - ・例外的に利用を想定しているものがある場合は、具体的に説明いただきたい。
 - ・周知広報において「外部プラットフォームを利用することがあります」とのことだが、具体的に説明いただきたい。（例えば、外部ニュースサイト等にニュースのヘッドラインを配信するような想定はあるか。）
 - ・3号有料業務については、改正放送法により理解増進情報が削除され、「NHK 任意的配信業務実施基準変更案」において編集上必要な資料は放送番組とあわせて提供するとしている。3号有料業務の外部プラットフォーム利用の想定等についても、あわせて説明いただきたい。
- （日本民間放送連盟）

【回答】

- NHKとしては番組関連情報配信業務については、今回届け出た業務規程に従い実施します。
- 大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。
- 外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。例えばニュース番組の放送番組自体や番組関連情報も必要的配信の一つですので、それらを視聴・利用していただくための周知・広報を行う可能性はあります。具体的な内容は現在検討中のため提示できませんが、あくまで周知・広報を目的としたものであることが大前提になるため、ニュース番組の番組や番組関連情報そのものを、そのまま周知・広報の枠組みで提供することはありません。あくまでも任意業務として実施するため、次のような観点で必要的配信とは明確に差を設ける必要があると考えています。▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提（単体で情報内容を提供する類のものではない）▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること。
- 3号有料業務としてはこれまで VOD 事業者に番組の販売を行ってきました。改正法で規定は変わっていますが、これまでと同様の業務を想定しています。

2. ネットオリジナルコンテンツは配信しないこと

- ・改正放送法では、必要的配信業務は放送番組と番組関連情報、任意的配信業務は放送番組と編集上必要な資料に、それぞれ限定されている。また、NHK は準備会合および競争評価分科会において、「放送と同一の価値、受益」と繰り返し説明し、業務規程（2 頁）にもこの趣旨を明確に記載している。
 - ・したがって、ネットオリジナルコンテンツは配信しないものと受け止めているが、改めて確認したい。
- （日本民間放送連盟）

【回答】

- ネットオリジナルのコンテンツは配信しません。

3. 「メディアの多元性」と「公正な競争」の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しないこと

- ・業務規程には、番組関連情報の編集および配信に係る費用の想定が年額 90 億円程度であり、今後、各事業年度の「収支予算、事業計画及び資金計画」において計上する旨が記載されたが、必要的配信業務全体の実施費用は示されていない。放送法改正後のインターネットサービスの実施費用は抑制的にすべきであり、従来のインターネット活用業務の費用（2号受信料財源業務：上限 200 億円）と比較可能な形で示すべきだ。
- ・こうした民放連の意見に対する見解と、過大な費用を計上しないことについて、改めて説明いただきたい。

（日本民間放送連盟）

【回答】

- 必須業務化（法改正）により、新たな概念や対象範囲の変更等を行うため、従来のインターネット経費と単純に比較することはできません。これまでの任意業務においてインターネット経費は「理解増進情報費用」「同時・見逃しの費用」と「人件費等の共通費用」で構成されていましたが、必須業務化以降は、「理解増進情報費用」が消え、「周知・広報費用」と「番組関連情報費用（新設）」となり、「同時・見逃しの費用」「人件費等の共通費用」が発生すると整理しています。そのうえで、単純に規模だけいえば、必須業務化に必要なイニシャルコストを除き、従来のコストを大幅に上回るようなことは想定していません。
- 現在、インターネットサービスにかかるトータルのコストについては、予算・事業計画の中でどのような形で示していくべきか検討を進めているところであり、説明責任を果たしていきます。
- 繰り返しになりますが、インターネットサービスの実施にあたり、従来のコストを大幅に上回る形で実施するようなことは想定していません。NHKは、2027 年度までに 1000 億円の事業支出改革を進めているところでもあり、引き続き、効率的な業務の実施に努めてまいります。

4. その他

- ・業務規程は抽象的な記載であるため、来年10月に実際のサービスが開始された後に、あらためてメディアの多元性の確保、公正競争の確保を確認することが重要だ。
 - ・誤受信防止措置について、受信契約を締結してネット配信を視聴するとの原則に沿って、フリーライド防止に対して実効性のある措置を講じることが重要であり、早期に具体像を示すべきだ。
 - ・業務規程において、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックのみに限定されているが、将来、拡大解釈されるおそれはないか。
 - ・こうした民放連の意見に対する見解をお聞きしたい。
- (日本民間放送連盟)

【回答】

- 業務規程に規定※1している通り、サービス開始後も継続的に番組関連情報の実施状況は評価し、その後の配信業務の検討を行います。
- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいと考えています。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点で極めて重要なので、さらに詳しい検討を進め、なるべく早くお示しできるようにしていきます。
- 業務規程に規定※2している通り「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックに限定しています。それ以外のことを行う場合には、業務規程の修正が必要だと考えています。

※1

9. 番組関連情報配信業務の実施状況およびその評価

各年度の終了後に、番組関連情報配信業務の実施状況を取りまとめ、中央放送番組審議会、国際放送番組審議会、学識経験者およびメディア関係者からなる競争評価に関する委員会にそれぞれ報告し、番組審議会や委員会の意見を踏まえ、NHKとして番組関連情報配信業務の実施状況の評価を行います。これらのプロセスを通じて、次年度以降の番組関連情報配信業務についても検討していきます。(後略)

※2

②大型スポーツ大会番組関連情報 編集方針

- ・国民的関心の高いオリンピック・パラリンピックにおける、多種多様な競技・種目の内容や結果などについて、きめ細かく伝えスポーツ文化の向上に貢献します。
- ・インターネットでもその機能を活かして多種多様な競技・種目を幅広く伝えます。

多元性評価に関連して、NHK 様が、ローカル局のサービスを選択肢に含むかについて、言及されていたかと存じます。地方のローカル局（テレビ及びラジオ）、地方紙全てを対象とするのか否か、もし対象とする場合には、全国単位ではなく、都道府県単位で調査をするお考えがあるか、教えて頂ければ幸いです。（飯塚構成員）

（参考：ご質問の趣旨・背景）

日本は、全国放送局が主体のイギリスとは異なり、ローカル放送局が主体とされています。しかし、都道府県によって、民間地上テレビジョン放送の視聴可能なチャンネル数に差があり、1チャンネルしかない県（佐賀県及び徳島県）や、2チャンネルしかない県（山梨県、福井県及び宮崎県）があると承知しております。そのため、ローカル局が少ない地域と多い地域との間には、情報源として、ローカル局、地方紙およびNHK サービスを利用する割合に差が生じるのか否か、仮に差が生じるのであれば、それはどのような背景によって生じているのかを分析することが、求められるかもしれません。

このような地域特性の把握と、各ローカル局や地方紙の収支の現状分析を踏まえた上で、NHK 様による新たなサービスの開始が、ローカル局や地方紙のサービス利用者数や収益の増減等に影響を及ぼしているか否かを、定点調査していくことが必要かと思われれます。こうした定点調査を都道府県単位で行い、その分析結果を踏まえながら、NHK 様の新たなサービスの在り方について、地域特性に応じて、経済的な観点と多元性の観点の両面から、個別かつ慎重に検討していくことが求められるかもれません。

都道府県単位の定点調査を行うことの社会的意義は大きいと思われるため、検討する余地はあるかもしれません。

【回答】

○参考資料1の78頁以降に今回実施した競争評価本調査の多元性評価についての概要をお示しています。今回の調査はサンプル数が全国で3,000で、都道府県毎にサンプル数を割り振ることまではできていませんが、一定の範囲で都道府県別に分析を行っています。競争環境を見る際に、全国単位でなく、地方においてどのような状況になっているかは、重要な視点だと考えておりますので、ご意見を参考にさせていただき、評価方法と調査方法を検討していきたいと思っております。

（業務規程の5. ②大型スポーツ大会番組関連情報に関連して、オリンピック・パラリンピック以外のスポーツについても）日本において、国民的関心が非常に高い「大型スポーツ大会」をめぐっては、関係するステークホルダーによる協議を通じて検討を行うことを原則とし、大型スポーツ大会の定義や、具体的なスポーツイベントの特定、また NHK 様と民間放送様がそれぞれ担当して放送又は配信するイベントの割振り等を検討・規定する仕組みを、場合によっては、制度化しておくこと、あるいは業界ルールとして定めておくことも必要ではないかと考えますが、NHKの見解を教えてください。（飯塚構成員）

（参考：ご質問の趣旨・背景）

イギリスの「リスト・イベント制度」については、法律の規定に従っているとのことご指摘がございましたが、当該リストはコンサルテーションの手続きを経て、ステークホルダーの合意に基づいて、策定されているものと承知をしております。また、現行制度では、当該リストに掲載されたイベントを放送することができる資格を有するのは、人口の少なくとも 95%が受信可能な無料放送チャンネルであり、国民的関心の高いイベントを無料で視聴者に広く利用できるようにすることが目的となっています。

【回答】

- NHKは、スポーツ放送に関しても、公共放送にふさわしい、多様で良質な番組を視聴者に届けることに努めています。近年、オリンピックやサッカー、テニス、ラグビーなどの世界大会・大型イベントに対する視聴者の関心は高まっており、公共放送として視聴者の期待に最大限応えられるよう日々取り組んでいます。
- オリンピックやサッカー・ワールドカップなどの放送権料はイベントの大型化に加えて、資金力のあるネット配信会社が権利の獲得に乗り出すことによって世界的に高騰する傾向にあります。そのためNHKとしては、放送権をめぐる情報を収集・分析したうえで、視聴者の皆さまの意向を踏まえ、放送すべきスポーツコンテンツを取捨選択しています。
- オリンピック放送に際しては、これまで、NHKは民放連と大会ごとに「ジャパンコンソーシアム」をつくり、放送権を取得して国内向けの放送を行っているところです。
- いただいたご意見も参考にさせていただきながら、今後ともメディアとしての役割を果たすことで、視聴者の皆さまの期待と信頼に応えていきたいと思っております。

資料1-3, 23頁、NHKのサービスが市場全体を拡大させ、NHK以外のサービスを増加させる効果もあるという点は、NHKの先導的役割という観点からみて重要な評価と考えられますが、その場合に、NHKが市場全体を拡大させた後、利用者がNHK以外のサービスに移らないし追加で利用する、ないしNHK以外のプレーヤーが市場に参入するかどうかについてNHKが業務を提供していることによるハードルはどのように分析されているのか、またNHKとして今後留意点や考えている取り組みがあるのか。(宍戸構成員)

【回答】

- 資料1-3, 22頁にあるとおり、今回の調査ではNHKのオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなり、市場全体が拡大する可能性が示されました。一方で、NHKのオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイト・アプリとの間に代替関係と補完関係があることが分かりましたが、そのどちらが強いかまでははっきりしたことは言えない結果でした。
- 今回の調査はNHK以外のプレーヤーが市場に参入する状況を設定して実施したものではないため、新規プレーヤーに対する参入障壁を明示的には踏まえておりませんが、放送の「機能」を展開するものであり、「ハードル」が大きいものとは考えておりません。
- ただし、あくまでサービス開始前のことであり、ご指摘を踏まえて今後の調査設計を検討していきたいと思えます。



※第1回検証会議（資料1-3）22頁

現行のサービスが、法改正後の「必須業務」「任意業務」にどう分かれるか、このうち何を「番組関連情報」として実施しようとしているのか、という整理を行っていただきたい。

(落合構成員)

【回答】

○次のように整理しました。

現行サービスと法改正後の位置付け			NHK		
<p>■ 現行の2号受信料財源業務に相当する業務は、法改正後の法的位置づけとしては、「必要的配信業務」「任意的配信業務」「附帯業務」にわかれます。</p> <p>■ 法改正後のサービスは、現行サービスをそのまま移行するものではなく、現在、サービス内容の整理・検討を行っているところです。</p> <p><small>※現行サービスは例示です。すべてを網羅したものではありません。</small></p>					
	現行サービス例	サービス内容	法改正後の位置付け		
2号受信料財源業務	国内放送	NHKプラス	地上テレビ(総合・Eテレ)の番組の同時・見逃し配信	放送番組の同時配信	必要的配信
		NHK NEWSWEB ニュース防災アプリ	ニュースや災害情報を提供(理解増進情報)	放送番組の配信(放送後1週間まで)	必要的配信
		NHK for School NHK高校講座	Eテレの学校放送番組や動画クリップを授業に役立つ補助資料とともに提供	放送番組の配信(放送後1週間超)	任意的配信(2号受信料財源業務)
		各番組ページ 各ジャンルページ	各番組の基本情報などを提供	番組関連情報の配信 放送番組の内容と密接な関連を有する内容の情報であって、放送番組の編集上必要な資料により構成されるもの (業務規程より) 放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫	必要的配信 (業務規程により規律) 【国内放送番組関連情報】 ①報道・防災番組関連情報 ②大型スポーツ大会番組関連情報 ③教育番組関連情報 ④医療・健康番組関連情報 ⑤福祉番組関連情報 ⑥ラジオ放送番組関連情報 ※個別番組ページ ※ユニバーサルサービス 【国際放送番組関連情報】
		らじる★らじる	ラジオ第1・第2・FMの番組を配信 番組メインだが、一部テキスト・音声クリップも提供		
		NHK PR (番組広報サイト)	番組広報のサイト このほか、ドラマやミュージックなどジャンルごとの広報サイトも		
		SNS公式アカウント	X、Instagramなど 放送番組の周知・広報	周知・広報	附帯業務(任意)
	国際放送	NHK WORLD-JAPAN	ラジオ・テレビの国際放送の番組を配信 番組配信、理解増進情報を含わせて提供		
		SNS公式アカウント	国際放送の周知・広報に加え、一部番組や動画クリップ等を配信		

外部PFを利用する『周知広報』は、具体的にどういった射程となるか、示していただきたい。

(落合構成員)

【回答】

○外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。例えばニュース番組の放送番組自体や番組関連情報も必要的配信の一つですので、それらを視聴・利用していただくための周知・広報を行う可能性はあります。

○具体的な内容は現在検討中のため提示できませんが、あくまで周知・広報を目的としたものであることが大前提になるため、ニュース番組の番組や番組関連情報そのものを、そのまま周知・広報の枠組みで提供することはありません。あくまでも任意業務として実施するため、次のような観点で必要的配信とは明確に差を設ける必要があると考えています。

▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提(単体で情報内容を提供する類のものではない) ▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること ▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること ▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること。

アンケートへの回答をしてもらうにあたって、どのような前提で依頼をしているのか。特に、NHKの番組関連情報配信について、受信料負担する必要があることについて、どのような記載をしたのか、教えてください。(増田構成員)

【回答】

- 今年7月に実施した調査では次の様に利用意向を聴取する際に「利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。」という提示を行っています。
- これは今年7月の調査実施時点の想定で設定した提示ですので、今後はさらにどのような記載を行うことが良いのか検討を進め、その検討結果を前提に調査を実施してまいります。

NHKでは、次のようなオンラインでのニュースサービスを提供することを検討しています。

このサービスでは、「公平・公正な、信頼できる、正確な情報」を動画やテキストで提供します。世の中で議論や話題となっている事象や課題、さらに埋もれている重要な事象を偏りなく把握できるようにします。このサービスには、例えば以下のような特徴があります。

- ①ニュース速報や、主要なニュース・各地域のニュース、天気・スポーツ、身近な話題やトレンド情報等の動画や記事が、一覧や短くまとめた動画など見やすい形式で配信されます。
- ②多様な視点を得られるようにするため、様々な分野や地域のニュースが、過去の経緯や背景をとりあげたドキュメンタリー番組などとともに、表示されます。
- ③SNSなどで広がる偽情報・誤情報に警戒を呼びかけ、正確な情報が提供されます。
- ④選挙や感染症などについて、関連するデータがグラフや地図などで示され、自ら関心がある詳細な情報を簡単に確認できるように提供されます。(画像は次ページ)

Q27.このようなサービスが実用化された場合、あなたは利用したいと思いますか。[SA]
※なお、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。

※第1回検証会議(参考資料1)33頁より抜粋

〔受信料について〕

消費生活相談において、受信料に関する相談では、以下について情報提供することが多いです。

- ・ 受信料を負担することの根拠法
- ・ なぜ負担しなければならないか社会的な理由
- ・ 同一生計で離れて暮らす未成年者や大学生等割引について
- ・ 契約を要請する方法や徴収方法が強引だという相談
- ・ BSを高額高齢者は見ていない、最近のテレビは複雑で見られないにも関わらずBSの受信料が高額 など

インターネット配信で受信契約をする場合、上記について丁寧に説明することが必要と考えます。また、テレビ放送は基本的に無料ですが、広告収入でなりたっていることや、インターネットにおける情報もさまざまな広告が間に入ったりポップアップされたりして広告収入があることがわかります。しかも、誤情報偽情報が混在しています。そのため、情報は無料ではないこと、正しい情報を得るためには一定の負担をする必要があることを理解してもらうよい機会と思います。

そこで質問ですが、契約する画面は具体的にどう設計するのか、DPFを利用した広報の際の具体的な説明方法、DPFから情報提供してもらうためにDPFに要請しているのかなどを検討していたら教えてください。(増田構成員)

【回答】

- 誤受信防止措置の内容およびその確認後、特定必要的配信の受信を開始して以降のフローについては現在検討中です。
- ご指摘のように、受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進めて、わかりやすいものにしていきたいと思えます。
- 受信契約の関係でご対応をいただいている消費生活センター等にも適宜、情報を共有させていただきたいと考えています。

【同一性について】

インターネットの特性を生かすことと放送の同一性を両立させることは難しいと考えています。例えば、自分の考え方に近い情報や興味のある情報ばかりを選択してしまいエコーチェンバーになってしまうことを避け、かつ放送と同様に広く情報を提供するための工夫を具体的に検討していただきたいと思います。(増田構成員)

【回答】

○NHKとしては番組関連情報の基本原則、インターネットの特性に対応した届け方の工夫を、次のように業務規程に規定しています。このうち、ご懸念のエコーチェンバーになってしまうことを避け、かつ放送と同様に広く情報を提供するための工夫としては、例えば編成上の工夫としてあげている「提示調整」を行うことだと考えています。

番組関連情報の基本原則

- 番組関連情報は、放送番組と同一の情報内容を提供し、同一の価値をもたらすもので、インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫します
- 放送番組の編成、編集で行っている、多様性の確保、多角的論点の提示について、インターネットの特性を生かして表現します
- 配信期間は、放送番組の必要の配信の期間を基本としつつ、インターネットの特性に対応して長期間配信することがあります
- 番組関連情報の配信は、他の事業者との公正な競争と地域を含めたメディアの多元性を確保しながら実施します

インターネットの特性に対応した届け方の工夫

編成視点の工夫	編集(表現)視点の工夫
情報更新 放送番組において随時更新される重要な情報について、更新が必要な情報に限り番組同様に随時提示内容を更新し、最新情報を提供	内容抽出 放送番組で伝えた内容を視聴環境に合わせて、クリップ動画、テキストなど最適な形態で提供(アクセシビリティ)
期間延長 繰り返し再放送されるような情報内容については、対応する放送番組の必要の配信の期間を超えて掲載することで効果的・効率的に提供	効用発揮 放送番組で提示した内容について、インターネットにおける効用を発揮するために必要な形で提供
提示調整 総合編成を通じて提供している「バランス」や放送番組内の「文脈」をインターネットでも受容可能な形態で提示	

35

※第1回検証会議資料(資料1-3) 35頁

○これは例えば次のように新着やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものでなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー(表示順序)の提示や、「ニュース7」等の基幹ニュース番組のオーダーも提示も行うことで、放送を視聴した場合と同じように、いつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供していきたいと考えています。

①報道・防災番組関連情報

- 放送とインターネットで同一の編集方針・価値判断に基づき、社会にとって重要なニュースを選定、提示することで、インターネット上に不確かな情報があふれる中でも、正確な情報の提供、多角的な視点の確保という放送と同一の役割を果たす

※「サービスイメージは全て現時点の仮案」

✓ 放送と同一の編集方針で編成したニュースが必ず新着順ではなく、価値判断に基づくニュースを提示

✓ 重要ニュースが入ってきた場合は、放送と同様にトップの項目を随時更新

✓ 基幹ニュース番組と同一のオーダーをインターネットでも提示
✓ その時間帯の重要ニュースをオーダーの形式でまとめて確認可能

✓ 番組やニュースで取りあげた多様な論点、主張を視覚的に提示
✓ 全てを議論できなくても、議論の全体像の把握がしやすい形式で提示

価値判断
新着やアクセスランキングなど自動的に編成・更新されるものでなく、放送と同一の「編集方針」「価値判断」に基づいたニュース・オーダー(表示順序)を提示します。「ニュース7」等の基幹ニュース番組のオーダーも提示することで、放送を視聴した場合と同じように、いつでも重要ニュースを確認・把握できる形で提供します。これらを通して、正確な情報、多角的な情報に触れるという放送と同一の価値を提供します。

内容抽出
さまざまな見解や見方、論点がある話題を取り上げたニュースや番組について、論点ごとに動画を切り出すなど、視覚的にわかりやすく提示します。放送を視聴した場合と同しく、番組やニュースの多角的な議論について触れられるよう、インターネットの特性を生かした形式で提示します。

38

※第1回検証会議資料(資料1-3) 38頁

〔独禁法的市場評価〕

P22「新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得するそう時間が長くなる。」というアンケートの結果、市場全体が拡大する可能性があるとのことですが、利用意向が強い人が全体で何割くらいなのか、なぜそのような予想ができるのか、もう少し説明していただけませんか。(増田構成員)

【回答】

- 資料1-3、20頁でお示ししているとおり、今回の調査ではNHKのオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について回帰分析を行いました。
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向を説明変数として、▼報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間に関する回答▼NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減ることに関する回答▼NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が増えることに関する回答、を被説明変数として分析した結果、資料1-3、21頁のように、それぞれ強い正の相関関係が確認できる結果となりました。
- そこから、同22頁ある「NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる」との示唆を得ることができました。
- 今回どうしてこのような示唆を得られたのかについては今後の検討が必要ですが、欧州の調査でも同様の結果が出ていると承知しており、NHKが提供するサービスが呼び水になり、より関心を呼ぶ効果があるのではないかと受け止めています。

73

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する回帰分析：分析手法

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について、以下の回帰式により分析

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの影響を示すデータ（被説明変数）として、次の質問への回答を利用
 - 「得意でなかったような新しいNHK以外のサービスを利用すること、あなたに満足・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間がどのようになると感じますか。」という質問（Q28）への回答
 - 「全体的に増える（報道・ニュースに関する時間が減り、他のメディアの利用が増える）」（回答値1）
 - 「利用だけ増える（NHKのオンラインでのニュース提供サービスの利用がほぼ上乗せになる）」（回答値2）
 - 「変わらない（代わりに他のメディアの利用が増える）」（回答値3）
- 「あなたやQ27で紹介したような新しいNHKのオンラインでのニュース提供サービスを利用することで、他のメディアからのニュース取得にどのような影響があると思いますか。以下の内容ごとに知らせてください。」という質問（Q30）への回答のうち
 - 「NHK以外のニュースサイトやアプリを利用する頻度・時間が減るもの」（Q30_3）
 - 変化はなし（回答値1）→変化はなし（回答値3）
 - 「ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度・時間が増える」に関するもの（Q30_1）
 - 変化はなし（回答値1）→変化はなし（回答値3）
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに対する関心の程度を示すデータ（説明変数）として、利用意向の強さに関する次の質問への回答を利用
 - 「このようなサービスが実用化される場合、あなたは利用したいと思えますか。あなたに満足・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間がどのようになると感じますか。あなたに満足・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間がどのようになると感じますか。」（Q27）
 - 「利用したいと思う」（回答値1）→「利用しないと思う」（回答値4）

※変数式は、順序付きロジットモデル（ordered logit model）を使用。

AltoPartners 54

74

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する回帰分析：暫定的な分析結果

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について推定した結果は以下のとおり

▶ Q27の回答の係数推定値：

	Q28	Q30_3	Q30_1
説明変数	1.754*** (0.178)	0.445*** (0.163)	0.644*** (0.163)

***1%水準で0.01未満であることを示す

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる（Q28）
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q30_3）
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える（Q30_1）

AltoPartners 55

75

02 NHKの新たなオンラインニュース提供サービスに関する回帰分析：分析結果から得られる示唆

NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供サービスの市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあると考えられる

- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得する総時間が長くなる（Q28）
 - 市場全体が拡大する可能性を示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が減る（Q30_3）
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリの間には代替関係があることを示している
- NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、ニュースに対する関心が高まり、NHK以外のニュースサイトやアプリの利用頻度が増える（Q30_1）
 - NHKの新たなオンラインニュース提供サービスとNHK以外のニュースサイトやアプリの間には補完関係があることを示している
- 代替関係と補完関係のどちらが強いかわからない場合は、観測点ははっきりとしたことは言えない
 - 両者の係数推定値を比較すると補完関係の方が強いように見えるが、この結果をもって代替関係と補完関係の強弱について統計的に意味のある結論を行うことは困難（一変数として用いるデータの収集方法についての検討が必要）

AltoPartners 56

※第1回検証会議（資料1-3）21～23頁

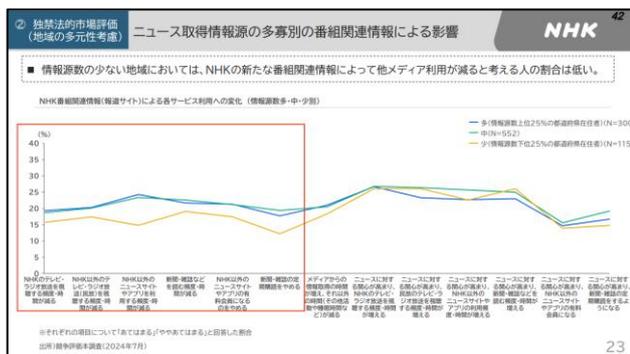
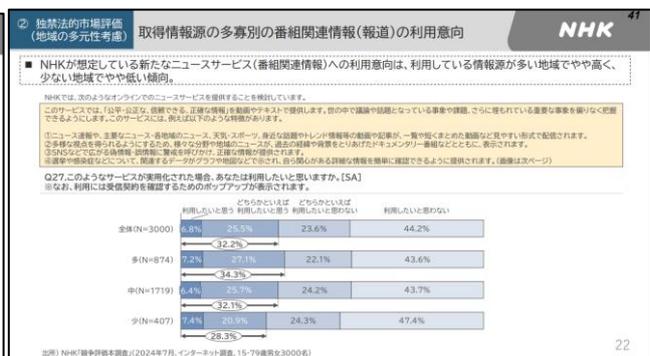
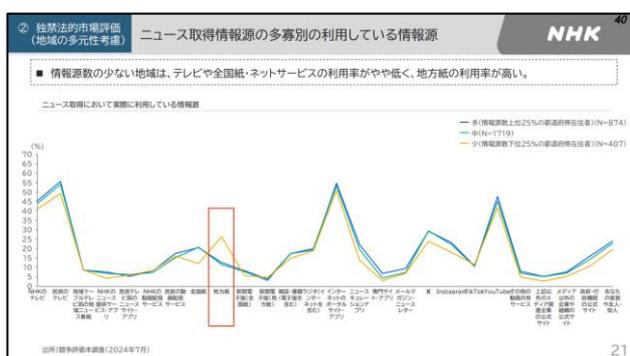
〔多元性について〕

P27 「取得メディア数が少ないところにおいても悪影響が想定されない」と結論づけたことの理由を説明してください。(増田構成員)

【回答】

○今回行った調査において、参考資料 1、40～42 頁でお示ししているように▼ニュース取得情報源の少ない地域では、テレビや全国紙・ネットサービスの利用率がやや低く、地方紙の利用率が高く、▼NHKが想定している新たなニュースサービス(番組関連情報)への利用意向は、利用している情報源が多い地域でやや高く、少ない地域でやや低い傾向であり、▼情報源数の少ない地域においては、NHKの新たな番組関連情報によって他メディア利用が減ると考える人の割合は低い、ことがわかったためです。

○いずれにしても、これはサービス開始前の調査結果であり、調査自体の改善も含めて、今後しっかりと見ていくことが必要だと考えています。



※第1回検証会議資料(参考資料1)40～42頁

NHK が業務規程の「番組関連情報の基本原則」で強調している通り、「放送番組と同一内容を提供し、同一の価値をもたらす」という点が原則である。NHK は、「インターネットの視聴習慣・特性に対応して届け方を工夫」とも説明しているが、解釈によっては同一の範囲を逸脱しかねない。現時点で示されているサービスイメージは、不明瞭な部分が多く、実際に「放送と同一」であることが担保されているか判断は難しい。具体的なサービス展開について、NHK に具体的かつ明確な説明を求める。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- 具体的なサービス展開については現在検討中です。現時点では前のご提示したサービスイメージ以上の具体的なご説明はできませんが、次の点を着実に実行することでご指摘の基本原則を順守していきます。
- NHKとしては今回提出した業務規程に厳格に則り、番組関連情報として適切か否かを判断したうえで、実施します。
- 加えて、NHKにおいて設置した番組関連情報競争評価分科会は今後も、定期的に業務規程についてのご意見をいただくこととしています。適宜、番組関連情報等についての進捗状況をお示しし、ご意見をいただき評価することになると考えています。

NHK の競争評価プロセス(分科会)では、公正な競争確保やメディアの多元性の評価について「業務規程策定時の想定による調査であることに留意」したうえで、「現時点の想定サービスでは問題があるとはいえない」と説明があった。分科会委員からもサービスが始まる前の競争評価は難しいという意見が出た。サービス開始前のNHKの調査結果や、15日の会合で示されたpwcコンサルティングの調査結果をもって、NHKの新サービスがほかのメディアへの影響を与えていないとのエビデンスにはならないと考える。サービスがもたらす影響の推移を継続的に見定め、サービス開始後も慎重に検証する必要がある。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- ご指摘のとおりだと考えています。具体的なサービス展開についてのご質問への回答にある通り、番組関連情報競争評価分科会において今後も定期的にご意見をいただきたいと思います。

NHK が現時点で示している「誤受信防止措置」では、フリーライドを助長しかねない。15日の検証会議では、成原構成員から「放送法は受信契約を義務付けている。このため、強めの誘導があってもいいのではないか」との発言があった。成原構成員の意見に、賛同するとともに、改正放送法の趣旨に沿うよう実効性のあるフリーライド措置を求めたい。(日本新聞協会メディア開発委員会)

【回答】

- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいと考えています。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進めていきます。

第2回会合後にいただいたご意見・質問等に対するご回答

○構成員限りのページ

○構成員限りのページ

1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと〔2頁〕

・「大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります」は、「大災害等」の「等」に含まれるものや、「試行的受信措置」の形態が不明確なため、「外部プラットフォームは利用しない」という原則の例外がどの程度想定されているのかわかりません。

・「試行的」の名目の下で例外が拡大することがあってはなりません。「外部プラットフォームは原則として利用しない」との原理原則に疑念を持たれないようNHKの回答において、いっそう丁寧な説明を求めます。

(日本民間放送連盟)

○原則は、大災害のことを想定しております。大災害等の「等」については、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要なものが発生した際は、ということで入れており、現時点で特定の何かを想定してはおりません。

○試行的配信については、上記の際に用いることがあり得ると考えております。業務規程では、「特定必要的配信の普及のため、試行的受信措置として、放送番組および番組関連情報の全部または一部を、利用が制限された状態で配信することがあります。なお、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な情報については最小限度の制限とすることがあります。」と規定しているところですが、技術的に難しいところもあり、どのような制限とするかは検討中であり、なるべく早くお示しできるようにしたいと考えております。

○例外の拡大があってはならないのはその通りです。上記のように「試行的配信」の目的を厳格に限定するとともに、周知広報に用いる際には、必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提であり、単体で情報内容を提供する類のものを提供しないことを厳守します。

試行的受信措置に関する事項

NHK 184

◆「NHK番組関連情報配信業務規程」では、試行的受信措置について、「7.番組関連情報配信業務以外のインターネット利用」において以下のように規定している。

【試行的配信】
特定必要的配信の普及のため、試行的受信措置として、放送番組および番組関連情報の全部または一部を、利用が制限された状態で配信することがあります。なお、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な情報については最小限度の制限とすることがあります。

※外部プラットフォームの利用
「5.各分野の番組関連情報の内容および実施方法」において示した通り、国内放送番組関連情報配信業務においては、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません。外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。周知広報で用いるソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスの公式アカウントについては、NHKのウェブページに随時掲載します。
また、【その他】で示した取材・番組制作、公共放送の事業案内などの目的にも用いることがあります。
公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要な放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。

◆これらの規定の案については、番組関連情報競争評価分科会の委員に対し、会合の内外で説明を行った。
「試行的受信措置」については、外部プラットフォームにおいては「公衆の生命または身体の安全の確保のために」必要な場合を除いて実施しないこと、このことが業務規程に明記されることを、業務規程(案)により確認した。

2

※第1回検証会議資料(参考資料1)184頁

○構成員限りのページ

4. その他 「誤受信防止措置」〔4頁〕

- ・この項は、フリーライド防止について「実効性のある措置を講じる」と明記することを求めます。
(日本民間放送連盟)

【回答】

- 前回は、適切な方法を模索するという言い方をしておりましたが、ご指摘の通り、その内実は「実効性のある措置を講じる」ことですので、以下のような回答としたいと考えます。
- 誤受信防止措置の具体化にあたっては、ご指摘のとおり、サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい実効性のある方法を講じるべく検討を進めてまいります。受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要なので、さらに詳しい検討を進め、なるべく早くお示しできるようにしていきます。

4. その他 「大型スポーツ大会番組関連情報」〔4頁〕

- ・この項目は「例外中の例外」との原理原則を明記するよう求めます。

業務規程でオリンピック・パラリンピックに限定していることは評価しますが、原理原則に言及せずに、業務規程を変更すれば拡大できると読めるところは適切さを欠いています。原理原則を記述していただくよう検討をお願いします。

(日本民間放送連盟)

【回答】

- ご指摘の通り、原理原則であるということで、まさにそれを定める「業務規程」に従うという言い方としましたが、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックに限定するものと考えています。ここで明言したいと思います。

資料 2-1 における日本民間放送連盟、日本新聞協会メディア開発委員および増田構成員の質問に対する NHK の回答に関連して NHK に質問がございます。

誤受信防止措置について、「サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたい」とのことですが、具体的にどのような方法を考えられているのか、現時点で可能な範囲でご説明ください。

「受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認までの手続きの際に視聴者・国民の皆さまに誤解が生じないようにする観点が極めて重要」とのことですが、視聴者・国民に誤解が生じないようにするための具体的な取組として例えばどのようなもの（アプリ・サイト内でのわかりやすい表示、受信契約・契約確認ページへのリンクによる誘導、登録メールアドレスへの案内メール送付、スマートフォンへのプッシュ通知など）が考えられるのか、全体のフローの中での位置づけも含め、現時点で可能な範囲でご説明ください。また、フリーライドを防止するための手段として、受信契約の対象となるサービスにおいて受信契約を確認済みの視聴者に何らかのインセンティブ（視聴・アクセス可能な番組や情報を増やす、利用可能な機能を増やすなど）を付与することは考えられるでしょうか。仮にこうしたインセンティブを付与することが適当でないと考えられる場合には、その理由もご説明ください。（成原構成員）

【回答】

- 放送では、これまで、テレビ等受信機を設置し放送番組をご覧いただける環境を整えた方に受信契約をお願いしてきました。受信料制度の主旨を踏まえれば、インターネットサービスについても、放送と同様に、ご利用いただける環境を整えた方に対して、受信契約をお願いしていくものと考えています。改正放送法第 20 条の 3 において受信契約義務がかかる特定必要的配信の受信を開始しようとする方に対して、誤受信防止措置を講じなければならないことが規定されています。そこで、特定必要的配信の受信開始にあたっては、これに沿って適切に実施し、まずは受信の開始を行っていただく想定です（下資料 44 頁・赤枠）。そのうえで受信を開始した方に対して、アカウント登録、契約確認と進んでいただき、契約が確認できない場合は受信契約の勧奨を行うフローを考えています（下資料 44・45 頁・青枠）。
誤受信防止措置の前段階で契約締結を求めるサブスクリプションではなく、受信を開始した後で、ご理解の上お支払いいただくのが基本的な考え方です。
- ご指摘のように、誤受信防止措置、その後のアカウント登録、契約確認・契約勧奨までのフローにおいては、アカウント登録の際にどのような情報の提供を求めるかも含めて、視聴者・国民へのご案内をどのように行うかは多様な選択肢が考えられ、現在技術的な確認も合わせて検討中です。
フリーライドを抑止し、公平負担を図るためにはいかに適切・的確にご案内を提示するかが重要だと考えておりますので、実行性のあるフローとなるよう、第 1 回会合でご示唆いただいたナッジなどの知見も踏まえて検討していきたいと考えています。
- 現在の放送と同様の位置づけとなる、特定必要的配信の公共的意味合いを考えると契約確認済みの利用者（下資料 45 頁・青枠内）に対して、それより前の段階の利用者とコンテンツに差をつけることはふさわしくないと考えていますが、利用可能な機能を追加するなど、機能面でインセンティブを設けることは検討したいと考えています。

特定必要の配信についての留意事項 **NHK**

放送法第20条の3
NHKの必須業務(受信契約対象)全てに対して誤受信防止措置を講じることが規定
『特定必要の配信』の受信を開始しようとする者に対して送信端末機能の操作を求めらるる措置その他の特定必要の配信の受信を目的としない者が誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならない

業務規程
(特定必要の配信についての留意事項)
番組関連情報の配信を含む必要の配信業務のうち、特定必要の配信の実施に際しては、信頼できる多元性の確保、公平負担の確保など、受信料制度の遵守の観点から、受信契約の確認等について、適切な措置を行います。

契約対象外
誤受信防止措置

契約対象
利用と契約勧奨
特定必要の配信の受信
利用アカウントの登録
契約の確認

確認(押下等)で特定必要の配信の受信開始
契約締結義務も発生

受信料制度を遵守＝サブスクにもフリーライドにならないがたちで実施

4.4

受信料制度遵守のための措置の考え方 **NHK**

誤受信防止措置確認後の契約勧奨については、受信料制度を乗損することがないように、サブスクリプションサービスにもフリーライドにならない方式が大前提となる

(考え方の想定イメージ)

利用開始 → 一定期間経過 → 配信開始 → 一定期間経過 → 契約確認 → 契約確認

配信開始後に登録や契約の確認を促すメッセージを表示

メッセージの確認、自発、契約等のステップに応じて一定期間メッセージは非表示

一定期間必要なアクションがない場合は再度メッセージを表示必要に応じて、表示頻度の調整も

契約が必要な事象の例

- アカウント登録(会員登録)や契約の確認(新規契約含む)等を促すために、最適な案内の「表示形式・方法」を登録・契約が確認されるまで、継続的に案内を表示し続ける際の「表示頻度」
- 上記対応にもかかわらず、「一定期間、登録や契約が確認されない場合の対応」

一定の受益感を維持しつつフリーライドを抑制することで受信料制度を乗損しない適切な「バランス」最適な方式については継続的に提供

4.5

※第1回検証会議資料(資料1-3)44~45頁

1 受信契約について

アンケート回答を依頼するにあたって、「受信契約を確認する」という説明をしたとの回答がありました。基本的にNHKとの受信契約は受信料を支払うと理解されていると思いますが、インターネット配信という新たな形態の契約でもあり、「受信契約」という言葉で、果たしてすべてのアンケート回答者が有料と理解したか疑問が残ります。インターネット配信の利用者が増えることで、誤情報偽情報に対する防御、拡散防止の効果を期待しています。受信契約者が増えるよう、今後の実際の説明方法において、よりわかりやすくすることを求めます。(増田構成員)

【回答】

○ご意見ありがとうございます。契約・支払の点と、契約者増の双方の観点を見ていくことは重要と考えております。ご指摘を踏まえ、今後はさらにどのような説明方法が良いのか検討を進め、その検討結果を前提に調査を実施してまいります。

2 周知広報について

周知広報するにあたって、外部プラットフォームを利用する予定とのことですが、具体的な方法や内容がわかりません。外部プラットフォーム、SNSについてはそれぞれ特性があり、利用者の世代等も同じではないと認識しています。それぞれの特性や対象に合わせた方法、内容による周知広報をしていただくようお願いします。(増田構成員)

【回答】

○ご指摘のとおり、NHKとしてもSNS等の外部プラットフォームは利用者層に違いがあり、それぞれの属性に合わせた周知広報を行うことが重要だと考えています。利用状況等も日々変化しますので、周知広報を的確に行えるよう検討していきます。

3 NHKについては、受信料負担しても必要であると理解し国民の多くが信頼をしています。インターネット配信をすることも踏まえた番組作り、国内どこにいても同じ情報を得ることができるように今後ご尽力いただきたいと思います。(増田構成員)

【回答】

○NHKとしても、放送と同じ情報内容や価値を、ネットの特性に合わせた形で提供することで、インターネット上での情報の偏りなどを是正し、情報空間の健全性の確保に貢献することで、健全な民主主義の発達に資するという公共的な役割をしっかりと果たしてまいります。

前回の質問については、NHKが実施した競争評価を検証するにあたり、NHKにおいて競争評価を実施したのはどのような業務内容か、その範囲について把握しなければ、NHKにおいて適切に競争評価が行われたのか、検証が難しいため、現行サービスを前提として整理をお願いしたものです。なお、このような整理は、今回の最初の競争評価プロセス終了後に、改めて競争評価を行う場合の事後検証や業務内容の変更等について適切に審査を行う意味でも必要と考えたためです。この点、第2回資料P8の回答は、NHK内での事情があるのかもしれませんが、事業計画を検討しているのであれば、現時点でもこの程度の内容よりは踏み込んだ整理があるはずであり、十分に回答する姿勢ではないように感じております。

前回の質問への対応は難しいとの立場は理解するものの、再度、前回の質問に関して、回答を検討してください。(落合構成員)

【回答】

- 現行サービスと法改正後のサービスは、法的な位置づけ、提供するNHK自身の立ち位置が全く異なるものであり、そのまま提示すると、さも、何も変わらないかのような誤解を生じます。そのため、下記に資料を提出いたします。
- 現行の2号受信料財源業務に相当する業務は、法改正後の法的な位置づけとしては、「必要的配信業務」「任意的配信業務」「附帯業務」にわかれますが、法改正後のサービスは、現行サービスをそのまま移行するものではなく、現在、改正法の考え方に基づいた検討・開発を行っているところです。

法改正後の想定サービスの位置付け(イメージ)		NHK
<p>■ 現行の2号受信料財源業務に相当する業務は、法改正後の法的な位置づけとしては、「必要的配信業務」「任意的配信業務」「附帯業務」にわかれますが、法改正後のサービスは、現行サービスをそのまま移行するものではなく、現在、改正法の考え方に基づいた検討・開発を行っているところ。</p>		
法改正後の想定サービスの位置付け		
地上テレビ(総合・Eテレ)の番組の同時・見逃し配信サービス	必要的配信(同時配信・見逃し配信)	
ニュースや災害情報を提供する「報道サイト」	<p>番組関連情報(報道・防災番組関連情報) 国内外のさまざまなジャンルのニュースを、例えば基幹ニュース番組と同一のオーダーをインターネットでも提示するなど、インターネットならではの機能・特性・表現方法を使って伝えます。また、国内の地域ごとのさまざまなニュースを掲載します。番組やニュースで取りあげた多様な論点、主張を個別に提示するなど、全てを視聴できなくても、議論の全体像の把握がしやすい形式で提示解説や特集コンテンツも提供します。災害報道では、放送した情報を、地図上に提示することで、緊急時でも、災害の全体像を把握しやすいかたちで提示します。</p>	
教育番組サービスサイト	<p>必要的配信(見逃し配信) + 任意的配信(1週間超の配信) + 番組関連情報(教育番組関連情報) 人気順による表示ではなく、学習指導要領等に沿った学習がしやすいかたちに番組を整理し、一人一人のニーズに合わせていつでも学習できるように提示します。図やグラフを放送した番組から切り出すことで、より理解を深めることを可能にします。また、番組を通じた学習効果を高めるために、学校や家庭での指導・活用を補助するコンテンツもあわせて提供していきます。</p>	
医療・健康番組関連情報サイト	<p>番組関連情報(医療・健康番組関連情報) 「医療・健康」のテーマごとに、番組の「医療・健康」情報を抽出し、放送した番組の情報をいつでも、繰り返し確認できるように、動画・静止画・テキストやグラフィックで体系的に整理した上でコンパクトかつ正確で分かりやすく提供します。ユーザーが自分のニーズに合った情報を探しやすい、類似関連する情報をさらに閲覧しやすいように、整理して提供します。関心が高い話題だけでなく、希少な疾患までをカバーするとともに、インターネット上で散見される明確な根拠がない情報に対抗するため番組で示した医療・健康情報の根拠を提示するなど、医療・健康情報の参照点となります。</p>	
福祉番組関連情報サイト	<p>番組関連情報(福祉番組関連情報) 自分や家族が障害や疾患、介護や貧困など困難な状況となった際に、いつでも、わかりやすく必要な福祉情報を参照できるようにします。番組の情報をテーマごとなどで整理、常に更新、蓄積し続けることで、共感・共助の場づくりに資する情報提供を行います。様々な困難への具体的な対処法についても、番組内容を抽出して提示します。</p>	
ラジオ番組関連サービスサイト	<p>必要的配信(同時配信・聴き逃し配信) + 番組関連情報(ラジオ放送番組関連情報) 長時間の生番組など、番組の内容・情報を伝えるために、番組内容を記事や切り出しの音声ファイルで、分かりやすくコンパクトに抽出して伝えます。</p>	
番組広報サイト等の広報サイト/SNS公式アカウント(国内)	<p>附帯業務(任意) SNSや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません。外部プラットフォームの利用は放送番組および必要的配信の周知広報業務に用いることを基本とします。大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行的な措置として、SNSや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります。</p>	
各番組ページ	<p>番組の情報を集めたもの【番組関連情報(番組ページ(基本情報)を含む)】 各番組の基本情報(番組名や放送時間、出演者、各番組内で紹介した情報など)や各番組の周知広報の情報について提供します。</p>	
国際放送サービスサイト/SNS公式アカウント(国際)	<p>必要的配信(同時配信・見逃し(聴き逃し)配信) + 任意的配信(1週間超の配信) + 番組関連情報(国際放送番組関連情報) ・国内外の様々なジャンルのニュースや、理解を深めるための解説・特集など日本の視座に立った確かな情報を、ネットならではの機能・特性・表現方法を活用して伝えます。ニュース速報もネットで迅速に伝達します。 ・多彩なコンテンツを世界に効果的に届けるため、番組の切り出しや要点をまとめた動画、外国人には難解な日本の地域や文化などの理解に資する情報を提供します。</p>	
*大型スポーツ大会番組関連情報(オリンピック・パラリンピック)については、一時的な特設サイトで対応する想定		

業務規程ではスポーツなどを除いて主に4つの業務分野を記載していますが、この4つの業務分野ごとに、市場の考え方、影響の有無を検討した他の事業者・サービス、想定する主な利用者層等を示してください。この際に日本全国だけでなく、放送対象地域などの合理的に画されるローカル地域における競争の状況の評価も重要ですので、ローカルメディアのサービスに関する想定や検討内容も含めてお教えてください。NHKが番組関連情報配信業務で行おうとする内容は、ここで示された他の事業者やサービスと同様であると考えてよいか、さらに分野を絞られているのか、など、他の事業者・サービスが行っているどのような業務・サービスと一致するのが、今回の4つの業務分野の内容なのか容易に理解できるよう、具体例等も示しつつ、見解を教えてください。(落合構成員)

【回答】

- 各業務分野について、「市場」を想定し得る範囲として、それぞれ、以下のようなものを想定しました。これは、第2回準備会合でお示した「インターネット活用業務審査・評価委員会」でも使用しているマーケティング会社のマーケットデータに基づくもので、利用者から見て、どのような範囲が選択肢に入るか、ということでセグメントされたものです。現段階では、同様のサービスでいわば「競合」し得るものとして、想定しています。
- 「市場画定」については、さまざまな考え方があるところですが、実際に入手可能なデータに基づくという意味でも、妥当なものであると考えております。
- なお、報道・災害の分野以外については、現時点のマーケットデータにおいては、地域で区分されるものはないと認識しております。
- これらの判断はNHKの競争評価プロセスにおいても、サービス開始前としては妥当だと評価いただいています。
- ただし、実際のサービス提供、市場の変化もあるので、引き続き、調査自体の改善も含めて、しっかりと見ていきたいと考えています。

【報道・災害】

- 1 NHKのオンラインでのニュース提供サービス・アプリ（NHK NEWS WEB、NHKニュース防災アプリなど）
- 2 民放テレビ局のニュースサイト・アプリ（TBS NEWS DIG、日テレNEWS NNNなど）
- 3 NHKの動画配信サービス（NHKプラス、NHKオンデマンドなど）
- 4 民放の動画配信サービス（TVer、ABEMAなど）
- 5 新聞・全国紙の電子版・アプリ（朝日新聞デジタル、YOMIURI ONLINE、日経電子版など）
- 6 新聞・地方紙の電子版・アプリ（都道府県名や地方名がついている新聞の電子版やアプリ）
- 7 雑誌の電子版（AERAdot、文春オンラインなど）
- 8 スポーツ新聞のニュースサイト（東スポWEB、日刊スポーツ電子版など）
- 9 ニュースポータルサイト・アプリ（Yahoo!ニュース、Googleニュース、MSNニュースなど）
- 10 ニュースキュレーションアプリ（SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど）
- 11 専門サイト・アプリ（ITMedia、MERYなど）
- 12 X（旧：Twitter）
- 13 Instagram
- 14 Facebook
- 15 TikTok
- 16 YouTube
- 17 その他の動画共有サービス（ニコニコ動画など）
- 18 上記以外のメディア関連企業の公式サイト
- 19 メディア以外の企業や組織の公式サイト
- 20 政府・行政機関（都道府県、地方自治体）の公式サイト
- 21 その他（FA）
- 22 該当するサービスはない

【医療・健康】

- 1 NHKのテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
- 2 民放のテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
- 3 地域のケーブルテレビ局の地域医療・健康情報番組
- 4 新聞（紙版・全国紙：朝日新聞、読売新聞、日本経済新聞など）
- 5 新聞（紙版・地方紙：都道府県名や地方名がついている新聞）
- 6 新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ（全国紙：朝日新聞デジタル、YOMIURI ONLINE、日経電子版など）
- 7 新聞電子版・新聞社のポータルサイト・アプリ（地方紙：都道府県名や地方名がついている新聞）
- 8 雑誌・書籍（電子版を含む）
- 9 ラジオ（インターネットを含む）
- 10 インターネットのポータルサイト・アプリ（Yahoo!など）
- 11 ニュースキュレーションアプリ（SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど）
- 12 専門サイト・アプリ（ITMedia、MERYなど）
- 13 民間の医療・健康情報の提供サイト（日経メディカル、ヨドコウ、メディカルノートなど）
- 14 公的な組織の医療・健康情報の提供サイト（厚生労働省のe-ヘルスネット、がん情報サービスなど）
- 15 NHKのオンラインでの医療・健康情報の提供サイト（「きょうの健康」の番組サイトなど）
- 16 メールマガジン・ニュースレター（健康づくりから版など）
- 17 SNS（X（旧：Twitter）、Instagram、LINEなど）
- 18 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画など）
- 19 メディア以外の企業や組織の公式サイト（健康機器企業や製薬会社、医療機関のホームページなど）
- 20 政府・行政機関（都道府県、地方自治体）の公式サイト
- 21 その他のインターネットサービス
- 22 講演会・セミナー
- 23 その他（FA）
- 24 医療・健康に関する情報を取得していない

【福祉】

- 1 NHKのテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
- 2 民放のテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
- 3 地域のケーブルテレビ局の地域福祉情報番組
- 4 新聞（全国紙・地方紙・福祉新聞などの紙版）
- 5 雑誌・書籍（電子版を含む）
- 6 ラジオ（インターネットを含む）
- 7 インターネットのポータルサイト・アプリ（Yahoo!など）
- 8 ニュースキュレーションアプリ（SmartNews、LINE NEWS、グノシーなど）
- 9 新聞社の福祉情報の提供サイト（朝日新聞「これからのKAIGO」、福祉新聞Webなど）
- 10 民間の福祉情報の提供サイト（LITALICO発達ナビ、WelSearchなど）
- 11 公的な組織の福祉情報の提供サイト（厚生労働省、WAMNETなど）
- 12 NHKのオンラインでの福祉情報の提供サイト（ハートネットなど）
- 13 SNS（X（旧：Twitter）、Instagram、LINEなど）
- 14 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画など）
- 15 その他のインターネットサービス
- 16 その他（FA）
- 17 福祉に関する情報を取得していない

【教育】

- 1 NHKのテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
- 2 民放のテレビ（リアルタイム・録画視聴、衛星放送、データ放送）
- 3 新聞（紙版・電子版）
- 4 雑誌・書籍（電子版を含む）
- 5 ラジオ（インターネットを含む）
- 6 社会人向け学習動画（Udemy、LinkedInラーニング、GLOBISなど）
- 7 通信教育・アプリ（ユーキャン、スタディサプリなど）
- 8 オンライン語学（NativeCamp、DMM英会話など）
- 9 NHKのオンラインでの教育情報の提供サイト（NHK for Schoolなど）
- 10 動画共有サービス（YouTube、ニコニコ動画など）
- 11 その他のインターネットサイト・アプリ
- 12 その他対面での社会人講座
- 13 その他（FA）
- 14 特になし



業務規程P4の報道・防災について、「ニュース事象に関するさまざまな番組（解説、討論、ドキュメンタリー、中継、そのほか特設番組など）や、スポーツジャンルの番組（中継番組も含む）に関する関連情報も伝えます。」とあり、広範囲の番組まで含むようにも見えます。「ニュース事象に関するさまざまな番組」と、そうでない番組との違いについて、どのような基準があるのか教えてください。また、スポーツジャンルの番組は、全て、報道・防災の項目に含まれるのでしょうか。これらの番組が含まれていることを前提として競争評価が行われていたのか、ご説明ください。（落合構成員）

【回答】

- 業務規程の関連資料にお付けしましたように、番組関連情報は、放送番組の編集方針と対をなす形で検討し、放送番組のジャンル区分と同一に整理しています。「放送と同一の情報内容」「放送の同一の価値」と申し上げているゆえんです。
- ですので、この区分けは、すべて放送のジャンルの区分け同一であり、報道的な要素があるから報道番組といったことではありません。スポーツジャンルは「報道・防災」に含まれるジャンルですので、すべて含まれます（オリンピック・パラリンピックを除く）。調査ではこれらの番組が含まれることを前提として、提示しています。

業務規程P6の教育番組関連について、「幅広い世代に向け、豊かで良質なコンテンツを届け、ひろく学習の機会」とあり、これも広範囲の番組まで含むようにも見えます。「教育番組」の定義や、「ひろく学習の機会」の解釈次第では、一定の情報を提供する番組であれば、無制限に拡大しうるようにも思われます。「教育」以外の分野を含め、内容的につながりのある他の放送番組の必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせ提供する」（他の業務項目でも、つながりがあることや、周知・広報という用語が続けて使われますが、どのような制限を考えられているのでしょうか。）との記載もありますが、どのような制限をされているのでしょうか。どのような番組が含まれていることを前提として競争評価が行われていたのか、ご説明ください。（落合構成員）

【回答】

- 番組関連情報は、放送番組の編集方針と対をなす形で検討し、放送番組のジャンル区分と同一に整理しています。教育的な要素があるから教育番組ということではなく、「教育」のジャンルで制作しているものを指しています。
- また、必要的配信、番組関連情報、各番組の基本情報、周知・広報のためのコンテンツなどと組み合わせ等記述があるのは、業務規程の対象となるのは主に番組関連情報となりますが、実際のサービスでは、サイト等で組み合わせられて表示されることもあるためです。制限については、「必要的配信」、「番組関連情報」、基本情報を含む「周知・広報」でそれぞれ規律が存在していますので、各々に従って提供されます。例えば周知広報であれば、▼必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提であり、単体で情報内容を提供する類のものではないこと▼そうした目的に鑑み、内容・掲載期間が適正であること▼周知・広報の対象となる放送番組等が明確であること▼放送番組や番組関連情報と、質的・量的な違いが明確であること、という原則は厳守します。

第2回資料P8の表には、個別番組ページ、ユニバーサルサービスの項目も記載されています。これらの番組関連情報配信業務とは、どのような内容か具体的に教えてください。また、NHKで実施した競争評価との関係について説明をお願いします。（個別番組ページで配信される番組関連情報は、いずれも番組関連情報配信業務の①～⑥に該当するものでしょうか。）番組関連情報配信業務については、契約締結義務を負わない者も視聴ができる方法で配信されるのでしょうか。番組自体の基本的な内容が理解できるような内容にはなっていないのでしょうか。（落合構成員）

【回答】

○個別番組ページ、ユニバーサルサービスとは業務規程の3ページに規定している次のものです。これらは①～⑥に該当しない番組を含めて配信します。このうち、テレビ番組の番組関連情報については受信契約締結義務の対象となる特定必要的配信として実施することになります。

※個別番組ページ

各番組の基本情報（番組名や放送時間、出演者、各番組内で紹介した情報など）について、個別の番組ページで提供します。

個別の番組ページでは、見逃し配信中の放送番組や、番組の予告編などの周知・広報のためのコンテンツの一部を掲載することがあります。

※ユニバーサルサービス

自動生成等に係る技術を活用し、視覚・聴覚障害者や高齢者、在留・訪日外国人等に向けた字幕、解説音声および手話によるユニバーサルサービスに係る情報を提供することがあります。

NHKの競争評価プロセスに関し、準備会合で示された「競争評価の手順」「根拠となる情報」「評価の結果等の妥当性」という観点から、NHK内でどのように検討されたのか整理してもらえませんか。

・「手順」については、法の規定への適合性を判断していくにあたってどのような手順が適切と検討されてきたのでしょうか。適合していると判断する場合の、具体的な基準はどのように理解されていますでしょうか。市場競争、メディアの質の双方において、どのように整理をされているか、検討の目標、手順を示した上で、具体的な数値との関係では、アンケート設計やその他の情報収集に関する、ガバナンスをどのように確保しようとしたのか、なども記載してください。

・今回の競争評価の根拠となっているアンケート調査をした際に、アンケートの被験者は、実際に行われる業務の内容をどの程度理解して回答したものか、見解を教えてください。第2回資料P8の表によれば「現在、サービス内容の整理・検討を行っている」とあり、被験者にとって実際の業務内容・番組関連情報の内容がイメージしにくい状況でアンケートが行われた可能性はないか、アンケートは業務規程の内容や利用者層を十分に捉えていたものなのか、具体的なご説明やご見解を頂ければと思います。なお、検証会議のメンバーとしては、これまでのご説明の内容だけでは、具体的なサービス内容は十分に理解できないように感じております。アンケート対象者との関係では、より詳細な情報提供や説明をされている、ということがあれば、その内容をお示しく下さい。

・これまで、実際の業務の開始までまだ期間があり、検討中の項目も多々ある旨説明されていますが、ご説明のとおりだとすると、NHKにおける競争評価は限定的にならざるを得なかったのではないかと推測します。そのような状況下であっても、業務規程が公正な競争の確保に適合していると結論付けた理由について説明してください。(NHKにおいて行われた競争評価の手順やアンケート調査結果について、「公正な競争の確保」に適合していたとした結論について、妥当であるとした理由を説明してください。)(落合構成員)

【回答】

○NHK総体のガバナンスとしては、執行部が持つ、法的、また専門的な第三者機関を活用して法に適合する手続きを検討し、その各々で妥当な水準の評価を行い、そのプロセス全体を踏まえて、編集を預かる執行部で業務規程を策定し、経営委員会が各々の妥当性を見る、という方針としました。

○まず、下記の資料にあるとおり、業務規程が適合すべき3つの要件に適合するプロセスを構築しました。

▼要件①②については、放送の編成計画、投資計画と整合させることで、「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の定義を満たすこととしました。そのため、放送と同様に、方針について放送番組審議会へ諮問を行い、答申を得る手順としました。質の保障には定性的な評価が重要であると考えたためであり、法定機関による「原案を可とする」という答申が、妥当性ある根拠となる情報となります。

▼要件③については有識者、メディア関係者からなる番組関連情報競争評価分科会を、インターネット活用業務審査・評価委員会の下に組成し、意見聴取を行いました。

NHKとしては、その時点で考え得るサービスについて、視聴者・国民の反応を問うアンケートや、独禁法事案で活用される経済コンサルティング会社による分析等を行い、その方針、結果

も含めて意見をいただき、経済学や競争法の専門家も含め、サービス開始前という制限下において、「問題があるとは言えない」という意見を得ました。

これらを踏まえ、「妥当」であると判断して執行部で案を取りまとめ、経営委員会にて審議しました。

経営委員会では、業務規程の記載内容を確認するとともに、問題があれば検知・改善できる仕組みを構築していること、市場調査と専門家・関係者への意見聴取を行っており、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであることなどを評価するという妥当性検証を経て、経営委員会の議決により、業務規程を策定しています。

改正放送法に規定された「業務規程」について **NHK 23**

- ◆「業務規程」による規律のスキームに関する規定
 - ✓ 番組関連情報の配信を自らの判断と責任において適正に遂行するために定める
 - ✓ 総務大臣に届け出・公表(変更の際も同様)
 - ✓ 「番組関連情報」の配信にあたっては、業務規程に従う
 - ✓ 3年ごとに「番組関連情報」の配信実施状況について評価し、総務大臣に報告
 - 総務大臣は下記3の公正競争確保の観点から学識経験者や利害関係者に意見聴取を行い、下記①②③のいずれかに適合しないことが明らかとなるときは「業務規程」の変更勧告・命令が可能
- ◆「業務規程」が適合すべき3つの要件
 - ① 公衆の要望を満了するよう、放送番組の内容をインターネットに適した形態で提供すること
 - ② 災害報道など公衆の生命又は身体の安全の確保のために必要な情報は迅速かつ確実に提供すること
 - ③ 他の放送事業者等が実施する配信事業や関連する事業における公正競争を確保すること

※放送法1第14条第2項、かつ、同じく放送番組の放送を行うことにより公衆の要望を満了する(業務)と同様の確保

要件①②③については、要件を満たしていることを業務規程に明記するよう省令で求められる見込みであり、NHK内の「業務規程」策定プロセスにおいて、適合を担保する仕組みの構築が必要

NHKにおけるプロセス・対応方針 **NHK 24**

■ 要件①②③について、それぞれ適切な機能を有する機関において担保するプロセスを構築する
 ■ このプロセスを経ることで、「業務規程」のコアとなる、「番組関連情報編成方針(案)」(＝番組関連情報の“中身”を示したもの)について、要件の適合性を確認する

要件①

- ✓ 放送の編成計画、投資計画と整合していないと「放送番組の編成上必要な資料で構成されるもの」という番組関連情報の定義から外れる恐れ
- ✓ 放送とインターネットでそれぞれ別個のプロセスとならないよう、統一的な業務設計に基づく必要

要件②

- ✓ 従来の「インターネット活用業務審査・評価委員会」において、公共性および市場競争への影響等、公共放送の業務としての適切性を確保する観点から見解を提示するなど見解がある

- 放送番組審議会への諮問を行うなど従前の「放送番組の編成に関する基本計画」策定プロセスに準じる形に対応
- 6月予備審議→7月諮問

- インターネット活用業務審査・評価委員会の役割との近似性を踏まえ、競争評価に対応する「番組関連情報競争評価科(案)」を新たに組成
- 執行部からの案について、次の観点から意見聴取
 - ▼ 放送と同一の情報内容・価値であることの確認
 - ▼ 公正競争が阻害されるおそれがないことを確認
 - ▼ 多多元性が確保されていることの確認

NHKにおけるプロセス ～全体スキーム～ **NHK 25**

「業務規程」が、要件①②③についてそれぞれ適合しているか、確認を行い、最終的にプロセス、内容を経営委員会で審議し、議決する

7月 放送番組審議会 (要件①②③について編成の基本計画)と諮問に諮問

7月～ 市場調査 (要件③ 公正競争を確保)

7月～ 最終関係情報方針(要件③)について意見聴取

10月 理事会 (要件②③を一体として審議)

10月 経営委員会 (議決事項(29条1項)号3)

市場調査 (要件③は世論調査の実施・公表によって担保)

※第1回検証会議資料(参考資料1) 23～25頁

○実際のアンケートでは、以下のようなサービスイメージ、コンセプトを提示したうえで調査を行っています。相当程度の理解はできているのではないかと考えます。



※第1回検証会議資料(参考資料1) 34、45、53、61頁

○現時点の限界の中で行われた調査ではありますが、参照できる現時点の市場環境は踏まえ、コンセプト等は示し得ているものであり、結果として競争上の問題の萌芽も観測されませんでした。加えて、サービス開始後に、問題があれば、検知・改善できる仕組みを構築していることから、「公正な競争の確保」について、それを維持し続けることに問題はない、と考えております。

メディアの多元性を確保するためには、商業セクターと競合するというよりは、補完または支援するアプローチもあると思われます。仮に、新たなサービスが公正な競争を阻害するおそれがある場合、その解消を目的として、どのような対応を行うのが有効であるか、お考えがあれば教えて下さい。（飯塚構成員）

（参考：ご質問の趣旨・背景）

イギリスでは従前より、ニュースメディア協会（News Media Association：NMA）が、ニュース市場におけるBBCの位置づけは商業セクターを補完するものであると指摘しており、BBCがローカルラジオサービスを縮小してデジタルローカルニュースの提供を拡大することに対しては、商業地方紙の存続を脅かすとしてBBCに見直すよう求めていた経緯があったと承知しています。

このような経緯もあり、BBCは、NMAと協力して、ローカルジャーナリズムを支援・強化するために、ローカルニュースパートナーシップ（Local News Partnership：LNP）を開始していると承知しています。これには、地方自治体や公共サービスをめぐる報道業務において、BBCの資金提供を受けたローカル記者により作成された記事が、商業地方紙へ提供される内容が含まれています。これによって、ローカルニュースメディアの多元性を維持することが可能であるとされています。メディアの多元性を確保するために、地方紙との協力関係を構築することも、考え方の一つとしてあるかもしれません。

【回答】

○ご意見ありがとうございます。NHKとしては、中期経営計画でもお示ししている通り、例えばオリジネーター・プロファイル（OP）※など、新聞社や民放なども参加する、インターネット空間の健全性・公益性を高めるオールジャパンの取り組みに参加するなどの活動を通じて「情報空間の参照点」の提供、「信頼できる多元性確保」への貢献を行ってまいります。

※安全なインターネット環境を提供するための仕組みで、ブラウザなどで採用される「Web標準」を目指している。インターネット上のコンテンツ作成者、デジタル広告の出稿元などの情報を検証可能な形で付与する技術で、信頼できる発信者を識別可能にすることで第三者認証済みの良質なメディアとコンテンツをインターネット利用者が容易に見分けられる仕組みを確立し、フェイクニュースやアドフラウドなどの氾濫を抑止することにもつながる。

2024年11月
(一社) 日本民間放送連盟

第2回検証会議資料（NHK回答）に対する民放連からの追加意見

- 1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと〔2頁〕
 - ・ 「大災害等の放送番組および番組関連情報は、試行的受信措置として、ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどを通じた配信を行うことがあります」は、「大災害等」の「等」に含まれるものや、「試行的受信措置」の形態が不明確なため、「外部プラットフォームは利用しない」という原則の例外がどの程度想定されているのかわかりません。
 - ・ 「試行的」の名目の下で例外が拡大することがあってはなりません。「外部プラットフォームは原則として利用しない」との原理原則に疑念を持たれないようNHKの回答において、いっそう丁寧な説明を求めます。

- 3. 過大な費用は計上しないこと〔3頁〕
 - ・ 「従来のコストを大幅に上回る形で実施するようなことは想定していません」との回答ですが、この項目も原理原則を示す観点から、「メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しない」と言い切っていただくことが肝要です。
 - ・ あわせて、構成員限りでの説明でも構わないので、現状の実施費用（2024年度195億円）と比較可能な形で示していただくことを求めます。

- 4. その他 「誤受信防止措置」〔4頁〕
 - ・ この項は、フリーライド防止について「実効性のある措置を講じる」と明記することを求めます。

- 4. その他 「大型スポーツ大会番組関連情報」〔4頁〕
 - ・ この項目は「例外中の例外」との原理原則を明記するよう求めます。
業務規程でオリンピック・パラリンピックに限定していることは評価しますが、原理原則に言及せずに、業務規程を変更すれば拡大できると読めるところは適切さを欠いています。原理原則を記述していただくよう検討をお願いします。

以上

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議

(第1回)

1 日時

令和6年11月15日(金) 10時00分～12時08分

2 場所

総務省会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

飯塚構成員、落合構成員、宍戸構成員(議長)、成原構成員、増田構成員

(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員

(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員

(2) 日本放送協会

市川経営企画局専任局長

(3) 総務省

豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉同局総務課長、

佐伯同局放送政策課長、細野同課外資規制審査官

4 議事要旨

【細野外資規制審査官】

第1回「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」を開催いたします。本会議は、日本放送協会が実施する番組関連情報配信業務等のインターネット配信業務につきまして、メディアの多元性の確保を含む「公正な競争の確保」に支障が生じないか、などを検証していただき、日本放送協会の番組関連情報配信業務の実施に関する規程の内容が放送法の規定に適合しているかどうかについて、学識経験者及び利害関係者の皆様のご意見を取りまとめることを目的として開催するものでございます。

【豊嶋情報流通行政局長】

本日は、「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議」第1回目の会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。構成員の皆様におかれましては、ご多忙の中、この会議のご参加をご快諾いただきまして、この場を借りて厚く御礼を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回の検証会議の開催につきましては、本年の通常国会で成立しました放送法の改正に基づくものが背景でございます。この放送法の改正によりまして、来年の10月からNHKにおきましてインターネットを通じた放送番組の同時配信、見逃し配信及び放送番組等と密接な関連を有する番組関連情報の配信を行うということが、必須業務として定められることになりました。

この会議におきましては、来年の10月からNHKが開始しようとしております番組関連情報の配信業務につきまして、他の事業者が行う配信の事業などとの公正な競争が確保されているかに関する検証を行っていただき、その業務規程の内容に関しまして、学識経験者及び利害関係者であります構成員の皆様からのご意見を取りまとめるということを目的としているものでございます。構成員の皆様におかれましては、このような観点から、NHKの番組関連情報配信業務や、NHKが自ら実施した競争評価プロセスについて検証いただいた上で、業務規程の内容に関しまして「公平な競争の確保」に支障が生じないかどうか、忌憚のないご意見を賜りたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(1) 議題(1)「開催要綱の確認」

事務局より資料1-1に基づき、説明が行われた。

(2) 議題(2)「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価について」

【細野外資規制審査官】

資料1-2をご覧ください。まずは、この検証会議に至った経緯等を振り返りつつ、検証会議での検証の考え方などについて、ご説明します。

2ページ目、本検証会議の背景としましては、先ほど局長の豊嶋からも言及がありました通り、本年の通常国会において成立いたしました「放送法の一部を改正する法律」によりまして、来年10月からNHKがインターネットを通じて行う放送の同時配信と見逃し配信、そしてこれらの放送番組と密接な関連を有する情報であり、放送番組の編集上必要な資料により

構成される番組関連情報の配信が必須業務として位置付けられることとなります。このうち、番組関連情報の配信につきましては、NHKにおいて、自らの判断と責任において適正に遂行していただくため、NHK自身で、表の赤枠の①から③、「公衆の要望を満たすもの」、「公衆の生命または身体の安全を確保するもの」、「民間放送事業者等が行う配信等との公正な競争の確保に支障を生じないもの」、こういった要素と適合するよう、業務規程を策定していただき、総務大臣に届け出ていただくこととなります。このうち、③の部分につきましては、適合しているかどうかについて、学識経験者、利害関係者から意見を聴取するというように定められております。

3 ページ目、競争評価プロセス全体のイメージについての資料を提供させていただきます。今回の競争プロセスにつきましては、大きく二つに分かれております。左側がNHKにおけるプロセスということで、NHKにおきまして、業務規程を策定し届出に至るまで、まずは競争評価のプロセスを自ら行っていただくということとなっております。その後、届出が行われた後には、右側、総務省におけるプロセスとなります。総務省において、まずは学識経験者、利害関係者への意見聴取を行い、その後、意見聴取の結果をまとめ、NHK予算への総務大臣意見として提出するための手続き等を踏まえまして、最終的にはNHK予算に大臣意見を付けて国会提出するというのが、全体的なプロセスとなっております。今回の検証会議につきましては、右側の枠の左下側、赤枠の検証会議に当たります。

4 ページ目、今回行う競争評価のプロセス、検証のあり方につきましては、昨年からは有識者と関係者を含む準備会合を開催して議論してきております。この会合では、まずは配信業務に関する競争評価の枠組み、そして「原案」という表現になっておりますけれども、NHKの策定する業務規程に関する事項について議論を続けて参りました。

5 ページ目、検証会議における検証の基本的な考え方でございます。先ほどの準備会合での「議論の整理」のうち、検証会議における検証の考え方について、一部を抜き出したものがこちらとなります。大きく2点、検証の対象となっている「スコープ」の部分と、「基本的な考え方」についてです。上側、検証の対象とする業務のスコープとしましては、まずは改正放送法第20条の4により業務規程に定められる番組関連情報配信業務に関することと、こちらの検証を目的として附帯する業務、特に、インターネットを活用するものですので、そういった配信業務の周知・広報など、その流通経路も含めて、検証の対象とすることとしております。下側、検証の基本的な考え方でございます。検証会議において、検証をどのような考え方で行っていくかというものでございます。上の丸の一つ目のポツですけれども、

まずは、NHKで行われました競争評価のプロセスに関しまして、「競争評価の手順」、「その根拠となる情報（エビデンス）」、「評価の結果等の妥当性」等について検討し、公正な競争への影響の有無等を検証していくとしております。

また、特に、「メディアの多元性」についても議論が多くなされておりました。地域メディアを含むメディアの多元性に影響を及ぼしうる場合には、国民が多様な情報に触れられる状態にあるかどうか、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保しているかどうか、といったような観点から、検証を行うとしておりました。

検証の観点としては、一つは経済的な観点、もう一つはメディアの多元性の観点でした。このような観点からの評価を踏まえて実施することとしております。その際には、費用の規模、市場の考え方、「放送と同一の情報内容・同一の価値であるか」どうかといったようなところも考慮するというように、準備会合の方で議論があったところがございます。

このような点が、準備会合の中で整理されたところでありますけれども、この他にも準備会合では、「適切に情報開示をすべきではないか」、「フォローアップをしっかりとすべきではないか」、「何が検証されているのか、より分かりやすく国民にも伝えていただく、分かりやすい説明を伝えていく努力をしていただきたい」といった、運用に関するご指摘もいただいております。その旨を付け加えさせていただきます。

以上が、今回の検証に関して、これまで検討してきた内容をご紹介させていただくものでございます。このページ以降は、総務省の放送関係の検討会の体制、そして今回の改正放送法の関連規定、業務規程の記載事項を定める省令の規定などを掲載しておりますので、ご参考にしていただければ幸いです。

（３） 議題（３）「日本放送協会からプレゼンテーション」

【日本放送協会 市川経営企画局専任局長】

今お話いただきましたように（３）のNHKからということで、資料１－３「NHK番組関連情報配信業務規程の届け出について」というものに基づきましてお話をさせていただきたいと思っております。なお、この業務規程そのものは10月31日に届け出たものでございます。参考資料１に文章としてついているものの後ろに大量に資料がついているものでございますが、先ほど総務省様からもお話ありましたように、どのように考えてこの業務規程をまとめるに至ったかということをご紹介するために、そこからの抜粋いたしましてこの資料１

ー3を作っております。

進めていただきまして、2ページ目・3ページ目になります。ご説明の前提としてというところでございます。先ほど総務省様からお話ありましたように今回の放送法の改正による、NHKの必須業務というものが1に書いてある通り定められます。いわゆる放送番組の同時配信、見逃し配信以外に、番組関連情報というものの配信を行うことが定められました。この放送番組の番組関連情報の配信というものが、この※の書いてあるところの放送番組と密接な関連を有する情報であって、放送番組の編集上必要な資料によるものというようにされており、これをどのように行うかということについて、NHKの判断責任において業務規程を決めよとされています。そのときには、先ほどご紹介ございました3点を満たすようなものであるということ、自ら証明しなさいというふうに言われているものだと思っております。ちなみに、この今申し上げましたインターネットの同時、見逃し、番組関連情報でございますが、参考資料1、本編の15ページにリストとして書いておりますが、インターネットのサービス全体について見ないとご検討は難しいということもあります。7に番組関連情報配信業務以外のインターネット利用ということで、今回お話しする番組関連情報が含まれた必要的配信のほか、試行的配信、任意的配信、周知広報、その他についても記載させていただいて、全体を通してご判断いただくということを考えているものでございます。

進んでいただきまして以降の2ページほどは総務省様の説明の通りでございます、6ページ目になります。細野さんからご説明あったところでございますが、我々として用いたところは6ページの下のところでございます。検証にあたっては、様々な、今日もご出席いただいている関係者の方も含めて、経済的な観点からの評価、メディアの多元性に加えて、この放送と同一の情報内容が同一の価値であるかということを見ていくようにというお話がございました。それに基づいて、我々としては、この業務規程が、法の求めるもの、またこの考え方に沿っているものということになるように進めてきた次第でございます。そのことについて説明していきたいと思えます。

次のページ、業務規程と添付資料についてということで、8ページでございます。これが届け出資料一覧ということで、膨大な量になっております。結局は87ページからと書いてありますけれど、先ほど申し上げました3点、放送との同一性、独禁法的な市場評価、多元性の評価と、このようなところをどのように評価して、妥当であるというようにNHKは考えて、この業務規程を取りまとめているかということについてエビデンスを含めてこの

ようなペーパーにさせていただいております。どのように進めているかということも含めて書かせていただいて、その上で、目次2ページになりますけれども、業務規程、文章そのものを取りまとめたというような格好になります。そもそもこの番組関連情報というのが、どういう範囲で行われるべきか、というところの議論から始まったところでありまして、先程ご指摘のあったところになります。同一性という観点、加えて、一般的な独禁法的な評価、何より新聞及びテレビ等のメディアとの多元性というところをきちんと確保して実施したいということでもとめさせていただいた次第でございます。以下どのように進めていったかということを含めて、届け出てありますがその資料の抜粋をご説明したいと思います。

次のページ、改正放送法に規定された業務規程についてということで、繰り返しになります。先ほど申しあげました業務規程が、文字で書かれているものがリストであります。この業務規程が適合すべき要件を満たすということを考えてということでございます。

これを満たすためにもNHKとしてはどのようなことを内部で行ったかというのが、その次のページ、NHKにおけるプロセス・対応方針というところがございます。ここで求めるこの要件①②というところ、公衆の要望を満たす、或いは災害報道などの公衆の生命または身体の安全の確保のために必要な情報という①②につきましては、放送番組一般が現在そのように行っていますが、それと同じものを求められているというように認識しております。よって、NHKでは毎年、放送番組の毎年度の方針は、法で定められております放送番組審議会で諮問を行ってその基本方針を決める、基本計画を決めるというプロセスをとっておりますので、それと全く同じことをこちらについては行い、このようなネットサービスを行っていくということでよいかということ放送番組審議会で諮問して、答申を受けるという形でこの要件①②は放送番組同様のことを行うことをプロセスとして設けました。続いて要件③、この競争評価につきましては、先ほどの準備会合の指摘にもありますように複数の点がありましたことから、現在のNHKのインターネットサービスについても様々な競争の観点を見る委員会を独自に置いていますが、その下にこの制度にマッチした形で競争評価に対応する番組関連情報競争評価分科会というものを作り、我々の作った案について、放送と同一内容の価値であることを確認する、公正競争が阻害されていないか、また多元性が確保されているかということを見る、というような場を作りました。

その場のご説明はその次のページ、番組関連情報競争評価分科会の職務についてということで、NHKの中にこのような規定を置きまして、先ほどの3点を見る、放送との情報内容・

価値の同一性、公正な競争、多元性というのを見ていく、というものを置きました。

次のページに委員の名簿が書いてありますけれども、経済学、競争法、そして各メディアからそれぞれ知見をお持ちの方に入ってください、我々の作ろうとする業務規程が先ほど求められた観点にそれぞれ合っているかどうかというのを見るというプロセスを置きました。

そのときの検証観点と検証方針というものでございます。①放送との情報内容・価値の同一性が担保され確保されているか、ということにつきましてはかなり意味内容を指しますので、特に同一性については、メディアのプロフェッショナル視点で見ていただくことが重要だということで、先ほどご紹介いたしました競争評価分科会の意見を踏まえて、定性的に評価をするということをお断りいたしました。②独禁法的市場評価につきましては、公正取引委員会でメディア等の市場の調査をしていますのでその辺りを参考に、消費者に対するアンケートを活用して検証したり、それに対してご意見を賜ったりというようなことで競争の評価をするということをお断りいたしました。③質の高い情報発信が、協会だけでなく地方向けを含めた他のメディアにおいても確保されているかという、この多元性評価につきましては、この後ご紹介もあるようですけれども、イギリスのOfcomが同じような多元性の観定の測定をやっておりますのでそのあたりを参考にしながら、消費者アンケートを行って、どのような形で多元性に影響は及ぼされるかということをお断りいたしました。このようなことで、準備会合で指摘された3点、同一性、独禁法的評価、多元性評価というものを、先ほどご紹介した先生方に見ていただくことで、検証するというプロセスを踏んで規程をまとめたということでございます。

次のページ、放送と同一性の観点についての評価。プロフェッショナル視点で見ていただくということをお断りして、先ほどの先生方にご意見を賜ったというのがこちらでございます。基本的に内容そのものは後でご紹介しますが、インターネットならではの特性を生かすけれども、内容については放送価値を届けるということでございます。今後具体的にどうサービスに落とししていくかということが大事なので、このような形でインターネットの特性を生かした表現表示方法の工夫をきちっと守っていくようにご指摘をいただいているところで、それを踏まえていけば、同一性については確保できるのではないかとお断りしてNHKの方ではお断りしました。

続いて二つ目。次のページは独禁法的な影響評価でございますが、想定しているNHKの番組関連情報をアンケートとしてお断りして、それを消費者にお断りして、その人たちがど

のような利用意向を持つかということで調査をするということをしました。結局のところ、今使ってらっしゃる方がそのまま使う、或いは、今まで見ていない人、利用したことがない人が使う、そのようなことで利用者の変化を見て、その変化の度合いが他の事業者にどういうように影響を与えるかというようなことを見ていったというのがこちらの図でございます。新規意向があり、かつ、未契約である方が、多くの場合には影響を及ぼす、そうでない方はもちろんサービスは異なりますけど、現状インターネットでNHKに触れていただいている方でございます。それよりも、そうではない方、について影響がどう出るかというように見た次第でございます。

それをどう見たのかというのが、次のページ以降でございます。この報道というところで、各分野切っていますが、既存の意向者では、多くの項目で利用増加が減少を上回るということで、メディアの利用時間そのものを促進していくというような効果が見られるというようになっております。

このようなことで、細かくは本編に書いてありますが、次のページは報道、番組関連情報のまとめでございます。①既存ですでに使ってらっしゃる方は、真ん中にあります他のメディアの利用時間で、利用時間が増加すると考える人が多いということで、他のメディアに対してでは、マイナスの評価というものもありましたが、増加するとNHKを使うことを通じてより関心を持って他のメディアを使うことがあるというようなことが出てくるということが出ております。②新規意向者③未契約意向者を見ましても、利用増加する、NHKの新サービスが増えたということに合わせて今利用している他のサービスが減るといふ方もいれば、利用が増加するという方もいて、支払いも同様であるということで、大きく何か影響を与えるという形には見られなかったというのが、こちらのまとめになります。

エビデンスベースで、独禁法の市場評価をせよというお話もございましたので、次のページにあります。市場の合併とかで使われるものでありますが、将来、このような市場に変化が起きる時にどのような数字の変化が起きるか、重要な変化が起きるか、競争に影響を与えるか、ということについて、このAlix Partnersという、競争の分析ということで公正取引委員会の事案等で活躍されているようなコンサルティングファーム等に依頼をしまして、より数字的な分析をしたというものが、この先に書かれているものでございます。

次のページでございますが、NHKの新たなオンラインニュース提供サービスが市場全体及びNHK以外のサービスに与える影響について、回帰分析をしたというものになります。

その次のページでございますが、最終的には係数だけが書いてありますが、NHKの新たな

オンラインニュース提供サービスの利用意向が強いほど、報道・ニュースジャンルでの情報コンテンツを取得する総時間長くなる。これは海外の公共放送でも見られていることですが、おそらく質的に或いは何らかの角度で違う情報提供しているからだと思えますけれども、NHKというものの提供するサービスが呼び水になって、市場全体の需要が増えるという効果が、今サービスを始めていない段階のアンケートによるものではありませんが、そういう方向で相乗効果が見えるというような結論が出てございます。

よって、この定量的な分析の結果としましては、NHKの新たなオンラインニュース提供サービスの開始は、オンラインニュース提供市場全体を拡大させるとともに、NHK以外のサービスの利用を減少させる一方で増加させる効果もあるということで、結論が得られたということでございます。

従って、NHKとしてこのような分析を踏まえた、また、参加していただいている先生方のご意見を伺った結論としまして、この公正な競争確保の観点に関する評価としては、情報空間への信頼・安心が、ある程度増やしていけるということではないかということになります。他のメディアの利用時間については、影響の出やすい、既存意向者に多くの項目で、利用時間が増加すると、他メディアの支払いについては増加するという一方で、マイナスの評価・プラスの評価という意味ですと相まっているというように考えられます。この辺りを踏まえると、一番下にございますけれども、現時点での想定サービス、もちろん最終的に、現にサービスを出すという段階で、今決まっていないこともあり、それを見ていかなければなりません。現時点の想定サービスで、独禁法的评价をするということにおいては、問題があるとは言えないのではないかなというように、まとめとしてございます。

続いて多元性評価ということで、準備会合でも多元性評価ということ自体が難しいという結論で終わっていたと思うのですが、イギリスのOfcomが行っている評価の枠組みを参考にしつつ行いました。

その次のページ、ニュースを取得するメディア・情報元のリーチということで、現状このような形で様々な情報を得られているということがあります。次のページご覧いただきますと、先程の独禁法的评价も考慮した上でございますが、基本的には情報取得については、プラマイで言いますとどちらもあり、それ全体としては問題があるわけではない、というようになっております。

結論としまして、その次のページでございます。細かくは、参考資料1の方を見ていただければと思いますが、全国的に消費者は特定のメディアだけでなく、複数のメディアか

ら情報を得ているということがわかりました。そこにこのぐらいの数字だということは書いてあります。どの地域でも、複数の情報源から皆さん、情報を得て色々なことを考えてらっしゃるといってございませう。

今回の新サービスがどのように影響を与えるかというように見た形ですと、それぞれプラマイあって、必ずしもマイナスの影響を与えるということではないというように思われます。よって、委員の皆様からも、多元性をどうやって確保していくかということは常に注意を払いなさいということをやられておりますが、現状取得メディア数が少ないところ、地域によりますけれども、少ない地域であっても悪影響は想定されていないということでございます。従って、現時点の想定サービスでは、多元性評価について問題があるとは言えないのではないかと考えております。

このような形で、まずNHK執行部内になりますと、その中で今の3点、放送の同一性、独禁法的な評価、地域も含めた多元性について、今想定しているサービスに対し世論調査、インターネットでのアンケート調査及び有識者からのコメントをいただきました。その上で、概ね問題ない、明確に今ここが駄目だということではなく、縷々に気をつけながら進めていくのがいいのではないかとというようにNHK自身で判断するに至りました。これにつきましては、もともと法改正の段階から宍戸先生にご指摘賜ってございましたが、このNHKの業務範囲を決めるということでございますので、経営委員会が適切に関与すべきであるということがございました。その一例といたしまして次のページ、経営委員会の判断・総括ということで、委員長がまとめていますので、その文字を書いております。

今私が申し上げてきたことの妥当性を経営委員会で検証して、それで適正だというように、「現時点では相当と判断し議決しました」と3行目に書いてありますが、3つ目の段落に業務規程を策定する際には、「公衆の要望の満足」、「生命や身体の安全確保」、「公正な競争の確保」という3つの要件に適合する必要があります。①②については放送番組審議会にこれについて諮問し可とする答申を得ていることから適合している、我々が行ったことについてそのように判断すると、それを経営委員会としては妥当なものと考えます。③「公正な競争の確保」については、執行部はまずサービスイメージをもとに3000人を対象に行ったインターネット調査による影響調査や、独禁法事案で活用されている経済コンサルティング会社による専門調査を実施した上で、学識経験者、メディア関係者で構成され、NHKが実施する市場調査・分析に関して意見を述べる競争評価分科会に意見聴取した上で、問題があるとは言えないという判断をしたということになります。そして、条件の一つ目、

放送と同一の情報内容・価値、多元性の確保という観点についても、同分科会の意見も勘案した上で、業務規程案を策定しました。その後の配信業務開始後も、NHKでそう決めていることですが、競争評価分科会、先ほどの分科会を適宜開催して問題を感じていくという仕組みでいこうというように考えております。

この全体につきまして、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであり妥当であるということを経営委員会で議論し、審議し、議決しているということですが、このような形で議決をして今提出しているという状態ですが、経営委員会としては、NHK執行部がやっていることをモニタリング、監督責任を果たすというような形でまとめているものですが、法人としてのNHKは一体でございますが、今申し上げたような形で業務規程案を作ってプロセスを組んで、それを経営委員会という場で審議決定したということになっております。

次のページからは、試行的受信措置ですが、これは先ほど本編の冒頭でご説明いたしました必要的配信の外にあるものとなります。大きな災害等を想像していただければと思いますが、その時には公衆の生命または身体の安全のために特に必要な情報については、最小限、利用が制限された状態で配信することがあるということを定めております。また、外部プラットフォームについては、先ほど申し上げた番組関連情報配信業務においては、外部プラットフォームは原則利用しないということを明記しております。いわゆる周知広報のために、必要的配信に飛んでくるというためには使いますが、この本丸であるところについては用いることはないというように書いております。その他、関連するところで、取材のためにインターネットを使ったり、或いは採用であったり、NHK自身の広報ということについては使うことはございますというのをこちらに書かせていただいております。全体も番組関連情報を確定する時に、横に並ぶ概念でございますのでこちらに説明しております。

次のページ、番組関連情報の費用区分は書くことになっている、定義されているものですが、今申し上げた番組関連情報の費用規模については、今始めようとしている必須業務化対応による開発経費を除いた2026年度以降を通年化した時に想定される定常的な経費規模を記載するということになっております。全体で約90億、年間90億になることを考えているということで、内容としては、国内・国際に分かれて、その中にサイトを作ったり、改修をしたりという経費が入っているということになっております。

これがいわゆる業務規程そのものを決定するというものの中身でございますが、それが

どのようなものであるかということはこの先イメージを掴んでいただくために、サービスイメージについてというのがこの先にございます。32ページになります。必須業務の概要ということで、繰り返しになりますが、インターネット関連の新たな必須業務ということで、同時配信、見逃し配信、番組関連情報の配信ということで、今までは、放送番組の理解を増進するというものでございましたけど、そうではなくてNHKそのものの業をインターネット上で行います。その時には、同時と見逃しと同じ価値観の下にある番組関連情報の配信をするということでございます。すべて業務規程にも貫かれています、NHKが果たしていくことの基本的な考え方としましては、放送経由でもインターネット経由でも同等の変わらない、同一の価値、同一の受益をもたらすこと、インターネット経由でのみ受信している場合にも、放送経由で受信している場合と同様に相応の費用負担をお願いするという、媒体を超えて公共放送の役割を果たすということの中核に据えましてサービス設計しているということでございます。

次のページ以降、どのようなサービスイメージであるかということを示しております。同時・見逃し配信ということで、今のNHKプラスに似てはいますが、右側の方に今放送で提供している価値でいわゆる総合編成、ドラマを見終わったら次ニュースを見てしまったということで、たくさんの観点に触れていただくというようなことだったり、或いは、今すごく重要になっているテーマを集中して知ることだったり、放送の中で我々が、1個ずつの放送番組ではなく、全体で表現してきた価値についてどうやってインターネットに表すかということを考えてやっていきたいというように思っております。

34ページ、35ページ、番組関連情報を配信するということは、今申し上げたような放送の価値をインターネットならではの特性に合わせて提供するというものだとして理解しております、それに合わせて業務規程を策定したということでございます。

35ページ、番組関連情報の基本原則ということで、NHKとしては、放送番組と同一の情報内容を提供して同一の価値をもたらすもので、ただ、インターネットの視聴習慣の特性に対応して届けるかについては工夫させていただくということを考えています。何より、放送番組の編成、編集で行っている多様性の確保、多角的な論点の提示についてそれをどうやってインターネット上で生かして、実現していくかということが基本です。

配信期間は、放送番組の必要的配信期間は1週間を基本としますが、インターネットの特性に対応して長期間配信することが、いわゆる教育的なもので再放送を繰り返しやって、ずっと見てもらおうというふうに放送で考えているものですが、1週間だと1週間

ごとに再放送をもう1回しなければいけないということになります。そういうものについては、ずっと出ささせていただくという、制度としては任意的配信になりますが、その外についても置くと、それについても業務規程に書いた上で実施するというようにしております。その届け方の工夫の例として、下の方に挙げております。編成視点の工夫、編集視点の工夫ということでどういう形でコンテンツを工夫するのかということについては、放送の方で随時更新されているものについては、インターネット上でもわかりやすくするとか、一番下に提示調整とありますけれども、テレビだと時系列を使うことで対応していた多元性を出しています。これについてはインターネット上、表現の仕方が変わるので、例えば横に並べて見せるとかということで、表現の仕方を工夫したいというようなことを考えていたり、或いは、右側にある、テキストなどのアクセシビリティもありますので、放送で伝える内容をどういった視聴環境で、小さいスマートフォンで見やすいとか聞きやすいとかということについては工夫をしたりしたい。このような形で先ほど申し上げた、インターネットならではの特性に合わせてということで放送の価値を届けたいというように思っております。

業務規程の中身そのものは、先ほど申し上げた放送番組審議会に内容はかけていますが、それはこの2つ、国内放送番組関連情報と国際放送番組関連情報に合わせてあります。これは業務規程を見ていただければと思いますが、この左側にありますように、国内の方では報道・スポーツ・教育・医療・福祉・ラジオというような形で章立てをして、ご説明、提示しているというところでございます。

次のページからでございますが、報道・防災番組関連情報ということで、放送とインターネットで同一の編集方針、価値判断に基づいて、社会にとって重要なニュースを選定して提示するというように、インターネット上に不確かな情報があふれる中でも、正確な情報の提供、多角的な視点の確保という放送と同一の役割を果たしたいというように思っております。例えば、下の方に情報更新と書いてありますが、新着やアクセスランキングで自動的に作るというよりは、NHKの例えば基幹ニュースや今日ここで今一番重要なニュースというようなこの編集判断というものを大事にして、そちらを優先してきちんとお見せする、なぜ今ここでこういうことを提示するのかというところがNHKの価値だと思っておりますので、そちらの方を優先してきちんと作っていくことをしたいというのがこちらでございます。

次のページ、防災番組関連情報になります。現在も使い始めておりますが災害情報マッ

プと呼ばれるものですが、放送ではよくご覧いただくと思うのですが、テレビでNHKの記者たちが図或いは地図を出して、この辺りが危ないですとか、ここら辺がどうなりましたということの解説をしていると思います。災害でありますので、可能であれば、なるべく多くのところをたくさん伝えたいということがあるわけで、NHK自身はそのデータがあつて、たまたまそこが一番危険だろうというところを優先して放送するわけですが、これを皆さんのお手元で見られるようにすることで、たまたまNHKが放送していない地域で状況はどうなっているのだろうという時には、ご自分で見ていただけるというような形で提供したいというように思っております。一番下にご覧いただけますが、放送で伝えた災害・緊急時に必要な情報を放送固有の形式に捉われない形で提示したいというように思っております。

次のページ、教育番組関連情報ということで、基本的には今、「NHK for school」という名で提供しているものに近いものがございますけれども、下の方に書いてありますが学習指導要領など、教育の基準に基づいた学習を誰でもいつでもできるようにということがあります。そもそも、教育テレビがそのために作られたものがございますが、それに合わせた形でこれをインターネット上で今、もう学校ではそのような使い方になっておりますので、それに合わせて引き続き、提供していくということが示されております。教育テレビ自体もそうですけれども、先生方にも使いやすいということも大事でございますので、これも踏まえて作りたいと思っております。

次が医療・健康番組関連情報で、ニーズが非常に高い「きょうの健康」という長寿番組がございますけれども、こちらのニーズに対しても、番組を繰り返し行っているのと同様に、それに合わせた形で情報を更新し、或いは分かりやすく、真ん中にありますが時に難解な医療・健康情報について、放送番組でももちろん伝えていますが、それをさらにゆっくり見られるとか見やすくというインターネットに合った形で知っていただくような提供をしたいと思っております。

同様に次のページ、福祉番組関連情報で、皆さん誰でもいつ障害を持つことはあり得ることがございます、それはNHKがずっと教育テレビの中でやってきたことがございます。ずっと提供してきているものについて、インターネットに合う形でこれも提供し続けたいということで定時番組を行っていますが、この真ん中にあります状況に応じて必要な情報は非常にアクセスしにくいことがありNHKの番組が頼りにされているものがございます、このような形でそのテーマごとにきちんとアクセスいただける形で再整理して、番組内容

の価値をインターネット上でもお届けしたいと考えております。

次でございます。特定必要的配信の留意事項ということで誤受信防止措置と言われていたものでございます。44ページ、放送法で、NHKのこの業務に対して、誤受信防止措置を講じることが規定されています。要は、誤って見始める、使い始めることがあってはならないということで、誤ってその受信を開始することを防止するための措置を講じなければならないとなっております。これを受けてNHKが出した業務規程の方でも、信頼できる多元性の確保、公平負担の徹底など、受信料制度の確保遵守の観点から、きちんと受信契約を確認するよう適時の措置を行いますというように申し上げております。使い始める時に今この画面に出ているのが44ページにありますけれども、このような形で確認していただいて、この特定必要的配信を見始める行為があつて、利用し始めて、ご契約してくださいということを考えております。ここはなかなか難しいところでありまして、今、放送も、テレビを買っていただいて設置していただくとお支払いいただくということになってはいますが、これをそのままインターネットに移しているというのがこの制度でございますので、見たら払うというよりは見始めて、それ自身がテレビになる時から契約対象になってきて、その上でお支払いいただく、ご理解いただいた上でお支払いいただくことが大事になってきます。

45ページに、この利用を開始いただいた後、ぜひお支払いください、というご理解を求めてメッセージを出すなどすることで、フリーライドを防ぎ公平負担をきちんと確保することをしていきたいと考えております。ただ、何も見られない状態で、クレジットカード番号を入れてくださいという形の、いわゆるサブスクリプションではNHKはございませんので、そのバランスを適切にとる、きちんと払わなければならない、契約しなければならないところがわかる状態を担保しつつ、公共放送であることは堅持するバランスを検討して実装していきたいと考えております。

最後に、これも業務規程に記載することになっております、番組関連情報の予算について、先ほど申し上げた参考資料の本編にも書いてありますが、年間90億円程度で考えております。ただ比較等をする場合には、サービス単位で予算を比較することも大事ですので、そのコストについても集計して比較ができるように用意はしているということでございます。

このような検討の経緯を踏まえまして、先ほどお伝えしました業務規程を議決して、10月31日に届出させていただいているところでございます。

(4) 議題(4)「業務規程の検証に関する基礎的調査の概要」

【PwCコンサルティング合同会社 辻川マネージャー】

基礎情報につきましてご説明をさせていただければと思います。

資料2 ページ目、資料構成で全体の構成を記載しております。本検証項目として、評価の手順やエビデンス、結果の妥当性を項目として挙げられているという認識をしております。本資料につきましては、①競争評価の手順として、諸外国の事例についてご紹介をさせていただき、②評価の根拠となる情報として、主に弊社の方で持ち合わせております国内の情報配信に関する市場や調査の選考に関する情報というものをデータとして提供させていただきます。

4 ページ目、イギリスのBBCに対する競争評価の流れを記載しているものでございます。こちら、BBCが何か事業のサービスの変更をするとなった場合の流れを示しております。まずBBCの中で自ら公共価値テストというものを実施、そのサービス変更が市場に対して影響を生じるものか生じないものかと検討します。その検討結果を踏まえて、規制官庁であるOfcomの方でさらにBBCのテスト結果を出発点として審査を行うという、大きく二段階フェーズでの審査体制が行われているというところでございます。

そうした流れを前提といたしまして5 ページ目、本資料では動画配信の事例が評価の事例として直近いくつかございましたので、動画配信を例にイギリスでどのような評価のポイントがあるかをご紹介させていただければと思います。取り上げた事例は2019年、2022年のBBCのiPlayerという動画配信プラットフォーム、こちらで行われた変更2件につきまして取り上げております。動画配信なので、そのサービス自体がどう変わったかよりも、どういう点に着目をして評価を行っているのか、具体的にはその下の表の枠外赤字で書いておりますが、サービス変更による影響範囲をどのように特定しているのか、それからどのような点を評価材料としているのか、この辺りの考え方の部分を抜粋してご紹介できればと考えております。

6 ページから9 ページまでは、具体的な事例の中身をご紹介していますが、割愛をさせていただきます。

サマリーページを10ページ目に設けております。表題(5) 競争評価のポイントと記載をした部分でございます。影響範囲の特定の考え方、評価材料の考え方、この2点ピックアップして整理しております。まず影響範囲の特定の考え方につきましては、主にBBCの方

で自己評価を行う際に、必要な分類や特定を行っているという形になっておりまして、Ofcomについてはそれを妥当かどうか検証する、という流れだと理解しております。特にBBCの方では動画配信市場ということなので、BVODという国内放送事業者が実施している配信サービス、それからSVODといういわゆるサブスク型の放送会社と、このほかのテレビ放送やその他のオーディオビジュアルサービスという少し配信形態分類をした上で、BBCのiPlayerとのサービス内容の類似性、特に提供するコンテンツ・番組のジャンルがどのような重なりがあるか、こういったところを検討材料としているか、それから視聴者層の重なりや視聴者がサービスに対してどのように意識を持っているか、こういったところを踏まえて、代替性の強い類型なのかどうか、競合の範囲になるのかどうか検討を行った上で、競争への影響評価というところをステップとして進んでいるという流れになっております。

具体的に評価にあたってはどのような点を見て考慮しているかが下段の部分でございます。下段中の上の評価材料となるデータとしては、そのBBCのiPlayerで取り上げていますが、サービス変更があった場合に、その利用率、利用者数、利用者の視聴時間にどの程度変動が生じるか、BBC側にどのような変動が生じるか、まずは推計をしていくというところがあります。それからそのBBCに基本的にプラスの変更が多いかなと思いますけれども、プラスの変更があった場合に、その①で検討した競合他社にどのような影響があるか、具体的には利用者数、時間や収益にどのような影響を与えるかを、視聴者へのアンケート調査やその他の市場のデータを使い、推計を行っているという形になっております。

この通り基礎データとなるところでございまして、プラスマイナスそれぞれの影響が出得るといふことかと思っておりますが、評価の考え方として特に悪影響がある場合、どういう場合に悪影響がある場合として評価をするかをまとめたのがこの下段のうちの下半分でございます。①から③までございまして、その競合他社が今後サービス低下に繋がるような投資の意欲を損なう程度のマイナスが生じるか、それから特定の個社に影響が偏るか、もしくは複数社に分散されて影響が薄まるかどうか、最後にその市場でのBBCの独占的なシェアになるほどのシェアの変化を及ぼすかどうか、このあたりを加味しまして、競争への悪影響があるかどうかという判断をしているところで、サマリーとしてまとめさせていただいております。

続いて11ページ、多元性に関する資料でございます。こちらの先ほどのNHKの方でも言及ありましたので、詳細は割愛させていただきますけれども、イギリスにおきましても、2012年のレポートで、多元性というところで一定の指標、こういったところに着目をするのが

多元性の評価としてはあるのではないかというポイントの提示がされているところがございます。

続きまして、基礎データのご紹介の方に移って参りたいと思います。

13ページ以降、視聴者、利用者までどういった流れで、情報の流入が行われているかというところを記載しております。細かいところでは省いている部分もありますので色々と違いはあるかと思えますけども、やはり大きな存在感としてポータルサイト、キュレーションメディア、それからSNSが視聴者、利用者にとって最も身近な部分で、流入経路となっているところを少し模式的に示したいと思って記載をしたものでございます。

14ページ、15ページ、それを数字ベースで少し見たものでございます。14ページは、総務省の統計から作らせていただいた資料でございますけれども、最も利用しているテキスト系ニュースサービスでございます、真ん中の少し薄いピンク色の部分がポータルサイトによるニュース配信で年々、利用率上がってきています。2023年ベースで申し上げますと大体51%が最も利用しているサービスと言及しているところでございます。

15ページが弊社の方で調査をした2024年2月の結果でございます。こちらもやはり同じ傾向が出ておまして、結果として週1回以上利用しているものも複数選択可で調査しております。やはりポータルサイトの利用率が一番利用をしていると回答した割合が一番高く、他と比較をして抜きん出た数字が出てきているという形になっております。

17ページ、ニュース・情報を配信するサービスのオンラインでのインターネットメディアの中での利用する媒体、媒体別の利用理由を聞いたものでございます。現在利用しているサイトサービスにつきまして、どうして利用をしていますかをお聞きしたものでございます。2ページにわたって記載をしてありますけれども、NHKの現在の、アンケート調査当時は、NHK NEWS WEBその他情報ページにつきましてはニュースの情報の信頼性・正確性が高いというところを利用する理由として挙げられている回答が、ちょうど半分くらいに上ったというところでございます。

ページおめくりをいただきまして18ページにも同じ調査結果を分割してまとめております。全国紙系の配信アプリ、ニュースサイトにつきましても、やはり率は少し構成変わりますけれども、情報の正確性・信頼性という部分が利用理由として最も多く挙げられたというところでございます。一方で地方の新聞社、地元の新聞社が配信するニュースサイト発信アプリというところで見ますと、地元に着した情報が提供されるかという部分を理由として挙げられているというところで、傾向の違いが見られるというところでござい

ました。

19ページにつきまして、こちら、地域の多元性というところで少し参考になるデータ出せないかなというところで集計したものでございます。地区別で、どのようなメディアを使っているかという調査をしたものでございます。基本的にポータルサイトやニュース配信アプリの利用率は高く、NHK NEWS WEB等のサービスについても全国的に利用率の大きな差というのが見られなかったというところでございます。一方で全国紙のニュースサイト・配信アプリにつきましては、関東圏、関西圏の利用が高いという一方で、地元新聞社、地方紙が配信するニュースサイト配信・アプリの利用につきましては、それ以外、関東圏・関西圏以外のところでの利用が全国紙を上回っているという結果が出てきたというところでございます。

20ページがコンテンツ、利用しているコンテンツジャンルを類型ごとに整理をしたものでございます。こちら、代替性の少し参考になるかなというところでご紹介をしているものでございますけれども、重なり具合で言うとNHK NEWS WEB、それから民間放送事業者様のニュースサイト配信、それから新聞社、全国紙のニュースサイト発信アプリあたり社会、政治、経済、国際情勢もありますけど、社会・政治の辺りで、特にコンテンツジャンル、視聴傾向が似てきているところかと見てございます。

22ページ、もう少し代替性という観点で直接的に設けた設問でございます。NHK NEWS WEB等の情報ページと同様の役割を果たしていると考え、一番多い回答は全国紙のニュースサイト配信アプリとの回答が出ておりました、一定の代替性を視聴者が認識しているといえるというように考えております。

一方で、23ページ、併用状況はどうかを分析させていただいたところになります。NHKのニュースサービス、情報配信サイトサービスを利用している方に、他に利用しているものがどういうものがあるかを分析しましたところ、ポータルサイトの利用率の併用が一番大きいところでございますけれども、全国紙のニュースサイト配信アプリも一定数いらっしゃることで、補完的な役割も一定数見られるのかと思われ、視聴者によってはそういう補完的な役割としての利用がなされていると見てございます。

24、25ページについては少しジャンルを分けて調査を切り出した結果を示してございますけど、お時間の関係で割愛させていただければというように思います。

最後、多元性に関して、26ページは前半で申し上げましたとおり消費者が利用する情報源に多様性が見られるかの参考でございます。

26ページを少し数値化したものが、28ページでございます。弊社の手元のデータを平均利用数という形で数値化したものでございます。下に小さく「※」で記載をしておりますけれども、ポータルサイトであるとか全国紙のニュースサイトであるとか民放様のニュースサイトであるとか、その類型別の平均利用数をご承知おきいただければと思っております。平均値を出しましたところ、何かしら利用している人の平均利用数で1.6程度、閲覧していない人も含めた平均値1.2程度というところで、大体1.2から1.6の間ぐらいの、誤差も含めてこのようなオンラインメディアの平均利用数ということでご理解いただければと思います。この利用数が高いか低いかは、一概に判断はできないと思いますので、もう少し利用の仕方であるとか、そうした定性的な検証も合わせて見た上で、この数字について話していく必要があるのかと考えております。

(5) 意見交換

【飯塚構成員】

マルチメディア振興センターの飯塚でございます。

私は研究員といたしまして、諸外国、海外におけるICT分野を専門にリサーチをしております。

特に電波制度政策及び放送の制度政策などを中心に調査をさせていただいております。

今回の会議に参加させていただくにあたりまして、こうした海外のケーススタディも、参照しながら少しでもお役に立てればと思います。よろしく願いいたします。

【落合構成員】

渥美坂井法律事務所の落合と申します。

私はNHKの競争評価に関して、準備会合にも参加させていただいております、その前の公共放送ワーキングでも議論に参加をさせていただいておりました。

私自身はもともと放送に関して関わることになったきっかけが、規制改革推進会議においてローカル局がどういう形で、二元体制を維持しつつ生き残っていけるかということで、これを最も重要な論点として関わらせてきていただいております。

改めて、今日はこれまで公共放送ワーキングや、準備会合でも議論されていた適切に評価がされることによって、もちろん公正競争という独禁法に近い視点もございまして、メディアの多元性の観点でも、適切に評価がされて業務規程が整備されているのかといったところ

を慎重に検討し、議論に参加させていただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

【成原構成員】

九州大学の成原と申します。

私は情報法を専門としておりまして、その一環でこれまで主にプラットフォーム規制など、インターネットに関する法的問題について研究するとともに、新聞や放送などメディアに関する法的問題についても研究して参りました。

今回の検証会議の検討の対象である、番組関連情報のネット配信というのはまさに従来のメディアと、インターネットが交わる新しい取り組みということで、メディアとインターネット両方の法的問題について研究してきた立場から、微力ながら議論に貢献して参りたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

【増田構成員】

全国消費生活相談員協会の増田でございます。

消費生活センターに勤務する消費生活相談員の団体でございます。

私ども消費生活相談の現場では、受信料負担のご相談が多く寄せられることと、それから情報の正確性、信頼性についての問題が、多くありますので、その辺について確認をさせていただきながら、参加したいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

日本民間放送連盟の堀木と申します。よろしくお願いいたします。

NHKのインターネット活用業務は、任意業務の頃から民放にとっても大きな関心事でした。この検証会議は、ここまでの法改正を経て、その最後に、NHKの活用業務が放送法にかなったものになっているかどうかを検証する大事な会議だと思っておりますので、これまでの議論も踏まえて、大きな観点から民間放送事業者の意見を述べたいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員】

日本新聞協会メディア開発委員会の委員長を務めております、時事通信社の斎藤と申します。よろしくお願いいたします。

私は総務省の準備会合の段階からこの議論に加わり、今回の検証会議でも構成員を務めます。

メディア開発委員会としては、準備会合でも申し上げてきましたが、「メディアの多元性」、つまり、取材に基づく情報を日常的かつ恒常的に発信しているメディアが、全国に複数存在していることを非常に重要視しています。新聞協会の構成メンバーである新聞社は地方にたくさんあります。NHKのネット展開や競争評価においては、NHK自身も強調している「放送とネットは同一」という点が担保されることが非常に重要と考えています。

検証会議でもそうした観点から意見を述べていきたいと考えています。

よろしくお願いいたします。

【穴戸議長】

よろしくお願いいたします。最後に、私も一言申し上げます。

私は憲法、情報法の研究者でございます。

先ほど総務省の資料でこれまで放送関係の検討会の状況でご説明がございましたけれども、公共放送ワーキンググループ、それから親会であります、「デジタル時代における放送制度のあり方に関する検討会」におきまして、NHKの番組関連情報の提供等に係る議論にも関わってきたものでございます。この会議の前の準備会合は関わっておりませんでしたけれども、準備会での前さばき等も踏まえまして、公正な検証を行い適切な評価を総務大臣にお答えをするということで構成員の皆様、また関係の皆様のご協力をいただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速意見交換に移らせていただきます。NHKの業務規程、添付書類及び説明に関するご質問、ご意見をいただきたく存じます。また、先ほどの日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価について、及び業務規程の検証に関する基礎的調査の概要に対するご質問等についても併せていただければと思います。

【成原構成員】

NHK様に3点質問をさせていただきます。1点目は、説明資料の36ページなどで書かれておりますインターネット上でNHKが番組関連情報を配信することの意義について質問させていただきます。国内放送番組、あるいは国際放送番組の編集方針において、「不確かな情報があふれ、情報の偏りも指摘されるインターネット上で、視聴者の“よりどころ”となるよう、正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、民主主義の基盤である多角的な視点を確保します。」と述べられており、同様のことは参考資料1の業務規程でも述べられています。こちらは既に番組審議会に諮問され、可とする答申を得ており、NHKの内部ではこういった方向で進めていくものと思いますが、本検証会議における検証の視点であるメディアの多元性、あるいは他の事業者との公正な競争の確保という観点からは、このような説明の仕方について、改めて議論・検討する余地があるのではないかと思います。たしかにインターネット上ではフェイクニュースや偽情報・誤情報、不確かな情報が少なからず拡散している一方で、不確かな情報、信頼できない情報のみが流れているわけではなく、民放各社もウェブサイトでニュースなどを発信しておりますし、多くの新聞社もウェブサイトの記事等を発信されています。さらに、こういった伝統的なメディアが信頼できる情報を提供しているだけではなく、例えばSNSにおいても、不確かな情報も多いものの、研究者や各種の専門家が自らの専門知識を活かして国際問題について解説したり、医療に関する情報を発信したりといったことも行われています。要するに、インターネット上には不確かな情報もあるものの、信頼できる情報や確かな情報もそれなりにあるということです。そのため、NHKがネットに番組関連情報を配信する意義を説明する際のロジックとしても、インターネット上の不確かな情報や情報の偏りという面のみを強調されるのではなく、むしろ他のメディアや専門家をはじめとするネットユーザーの相当数も信頼できる情報を発信していることを前提に、NHKが番組関連情報などをインターネットに提供することにより、よりインターネット空間全体、あるいは情報空間全体の信頼できる情報の量や割合を高めていく、厚みを増していくといった説明をされた方が、メディアの多元性の確保、あるいは公正な競争の確保の観点からも説得力があるのではないかと思います。この点についてNHKのお考えを伺いたいというのがまず1点目です。

次に、番組関連情報の編集方針についての質問です。資料の36ページでは、「正確で信頼できる、社会の基本的な情報を発信し、民主主義の基盤である多角的な視点を確保します。」という基本的な趣旨が述べられた上で、実際に配信する情報として、6つの種類の情報が挙げられていますが、①報道・防災番組関連情報は、まさに、社会の基本的な情報であり、民

民主主義の基盤である多角的な視点を確保するために必須の情報であり、③教育番組関連情報、④医療健康番組関連情報、⑤福祉番組関連情報なども、これに密接に関係してくるところかと思えます。他方で、②大型スポーツ大会関連情報は、オリンピックなどを念頭に置かれていると想定しますが、こういった情報を提供することと、社会の基本的な情報や民主主義の基盤である多角的な視点を確保することの繋がりについて、その根拠やロジックについてもお伺いできればと思っています。本日の資料の38ページ以下でも、大型スポーツと大会番組関連情報についてはご説明のスライドがなかったため、どのような内容で、どれくらいのもので提供しているのか、民放等との競争との観点の兼ね合いも含めてご説明いただければと思います。

最後に、特定必要配信の誤受信防止措置について意見を申し上げたいと思います。確かに公共放送の趣旨からすると、サブスクリプションにならないようにしつつ、フリーライドにもならないような取り組みが必要になってきますが、さじ加減が難しいのではないかという印象を持っております。資料45ページで説明いただいたように、契約勧奨するようなメッセージを表示するというのは、ナッジと呼ばれる手法に近いかと思えます。ナッジは、特定の選択肢を排除したり、強制したり、インセンティブを与えたりするのではなく、本人の行動を一定の方向に誘導するような働きかけを行う手法で、消費者政策や環境政策、情報政策で広く活用されています。NHKが想定されているのもナッジ的な手法かと思えます。ただ、通常ナッジは、法的義務はないものの、本人の健康のために健康に良いものを食べてもらうよう誘導する、あるいは本人のプライバシーに関わる情報をむやみに提供しないよう促すというような場面で用いられることが多いことに対し、今回のケースでは特定必要配信を受信する際には、受信契約を締結することが放送法で定められており、本来は契約する義務があるため、ナッジ的な手法を使うとしても、プロセスの段階にもよりますが、強めの誘導があってもよいのではないのでしょうか。この点についてもお考えをお伺いできれば幸いです。

【日本放送協会 市川専任局長】

1つ目の意義について、ご指摘のとおり、この文章上はインターネット空間でNHKが何を果たすか、というような読み方もできますが、例えば、NHKの経営方針の経営計画では、しっかりと取材体制を取り、クオリティを保障するプロセスを持った信頼できる事業者が、多様性・多元性を保つことを謳っています。それはNHKに限ることではなく、ご指摘のとおりメディアや、正しい適切な話をなさっているインターネットの方々もいらっしゃいます。そ

これは大事なことであり、信頼できる多様性・多元性を確保することに貢献するということの
一翼にNHKも加えていただきたい、NHK自身も一つの参照点になりたいということであり、NHK
1社がどうこうということではありません。成原構成員のおっしゃるとおり、フェイクニュー
ースがあるからNHKはこうしたい、という話というよりは、NHK自身もこの情報空間を適正に
するためのツールの一つだと思っています。資料はNHKの方向を向いた形でまとめましたも
のでございましたが、成原構成員のご主旨はまさにそのとおりだと思います。

2つ目の番組関連情報の中のスポーツが入っていることですが、先ほど申し上げ
た放送の同一性、同一の価値で言いますと、国民全体の関心事、みな同じものを見て、同じ
ことを感じるということ自体は、放送という機能が持つ価値です。現在、NHKが考えている
大型スポーツはオリンピック・パラリンピックのみとなりますが、放送と同様に、関心が高
いものについて国民全体が知る、基本的な情報の範囲で提供するという自体は、広い意
味でNHKが果たすべき役割に入ると思います。そういう意味では、民間で細かく提供されて
いるサービスをイメージしているのではなく、皆さんに知っていただくような基本的な情報
に当たるものについては、この形で提供したいと考えています。

3点目の様々ご議論いただいている誤受信防止措置については、まさに我々の分科会の委
員に加わっている経済学者の方もナッジのことを仰っております。しっかりと理解の促進を
しながら、うまい形で進めて参りたい、実装していくまでの試行錯誤はこれからはなりま
すが、NHK自身の存在を考えても、良く理解していただき、契約し、受信料をお支払いいた
だくことは、今までの放送と一緒にございますので、きちんと納得をしていただけるプロセ
スを踏むという意味で、ナッジのこれまで積み重ねられてきた知見、構成員のご要望なども
非常に大事なことでございますので、ぜひそこを踏まえて検討していきたいと思っておいま
す。ありがとうございます。

【落合構成員】

私の方からも何点かお伺いします。今回このような形で整理してお示しいただき、どうい
った形でNHKとしてお考えになられ、業務規程が整備されているか、ある程度は明確になっ
てきていると思っております。一方で、いくつかお伺いしたい点もございます。

まず1点目は、業務分野についてです。業務分野は案を6つご説明いただいておりますが、
スポーツイベント等の、ややアドホックなものを除くと、約4つの業務分野に絞られている
と見受けられます。これはNHKでは、もともと広範にコンテンツを提供されている中で、全

体はカバーしていないようにも見受けられます。一方で、業務分野を4つにしたのは、理解増進情報という旧来の枠組みの関係で言うと、一部を絞っていただいたようにも読めると思っております。今までのすべての放送番組を網羅していないと、放送と同一なのかどうかということはあるかもしれませんが、一方で、4つの分野は、競争評価の点に考慮して一部分野を絞っており、理解増進情報に対する批判を受け入れ、この新たな業務規程の整備をされているのかどうか、が非常に重要な点だと思いましたので、お聞きしたいです。

2点目に、SNSでどのような形で取り込まれる可能性があるのかお伺いします。NHKのサイト、アプリについて、ある程度お示しいただき、当然ながら検討中の点があると思っておりますので、最終的なでき上がりの像はまだ完全にはわからないと思っております。もちろん、サイト自体も重要ですが、一方でSNSの利用をどういう形で整理し、取り込まれるかという点も非常に重要だと思っております。特に、今回は周知広報などが入っており、この具体的な中身を、どのように見ていくのかが非常に重要な論点になると思っております。NHKでは、これまでNetflixプラットフォームに対し、コンテンツをご提供されてきていた部分もあったとは思いますが。このような業務については必須業務ではなく任意業務の中で実施をされることになり、周知広報となる部分は、おそらく番組の宣伝やコンテンツの宣伝であり、例えばYouTube発信者がいろいろと掲載し、見てもらえるように広告するようなプラットフォームの利用がこれに当たるかと思っております。こういった中で、周知広報と言われている活動が、どのくらいの射程を持たれているのかは、やはり極めて重要な点であるため、お伺いしたいと思っております。

3点目は、先ほども成原構成員とご議論いただいておりますが、どこからが契約締結義務が生じるようなコンテンツになるかというところですね。この点も公共放送ワーキング、準備会合でも議論になっていましたが、基本的にはWebサイトやアプリなどである程度のコンテンツを見られるようにすることについては、先ほどご議論があったようなナッジも考慮して適切に意思決定をし、契約締結義務がある状態がどこで形成されるかを見ていくというものと思っております。一方で、周知広報に関しては、そういった義務のトリガーを特に踏む手前のものを基本的には指されていると思っておりますが、このような理解で良いかもお伺いしたいと思います。また、今の点に関連しますが、逆に言うとプラットフォームの利用というのは、周知広報以外は原則として、例えば適切な契約締結義務の範囲などを画してもらうことが難しいかと思われます。それは原則使わないということだと思っておりますので、その関係でも、例えばその周知方法だけがおそらく例外的な取り扱いになるのかと思われました。その点も含めてご説

明いただければと思います。

最後に4点目、費用についてもこれまで議論になってきた点だと思っております。これについては、分野ごとであるとか、どこまで切り分けができるかはあると思いますが、やはりコストがどうかかってくるのかも決定的な材料ではないにしても、一つの取り組みを定点評価していくにあたり、一つの着眼点になりうると思っております。そういった中で、国会での予算承認等のご審議があると思っておりますので、できる範囲、できない範囲があるかもしれませんが、一方で、検証会議というのも非常に重要な枠組みでもあるため、できる限りサービスに関して具体的なコストをもう少し理解できるような資料をさらに整理していただくことができないか、この点もお伺いできればと思います。多くなってしまいましたが以上4点について、お願いいたします。

【日本放送協会 市川専任局長】

まず1つ目の分野について、事実上ジャンルで4つ、これまでとの関係というお話でありましたが、今回の必須業務の範囲には、当然、同時配信も見逃し配信もあるので、我々の放送番組と全く同じ形の動画（コンテンツ）をそのまま見ていただければ、充足されるというものもございます。これまで放送番組の理解増進という事でジャンルとして幅広くございましたが、先ほどご説明したように、インターネットの特性を生かす形でご提供した方が、視聴者・国民の皆様にも、よりNHKの価値をお届けできるのではないかと考えました。放送をそのまま届けるのではなく、形を変えた方が同じ価値になるというものを、受信料の値下げ以降の事業規模もありますので、その中で質の担保ができるものを、どれを優先的に考えていかと選んだものの結果が、開始するときには、この分野になったとお考えいただければと思います。そのため、今後、別の、インターネットにふさわしいやり方があるということがあれば、業務規程を変えさせていただき、再度ご提案申し上げるということを考えております。今回、最も考えたことは、これまでのように放送番組の理解増進を図るのではなく、NHK自身がその放送の価値をインターネットで届ける時に、あえてもう一度、自分自身のサービス分野を考え直したところ、番組関連情報の形も、この分野について出すべきだろうと考えたものを取りまとめたと思っていいただければよろしいのではないかと思います。

2つ目は、おそらく3つ目の周知広報、ソーシャルネットワークサービスやプラットフォームのお話であり、特に周知広報に関わるようになります。先生のご理解のとおりであり、サービスそのものの必要的配信は、おそらくウェブやアプリで提供され、その手前の段階に

ついて、ソーシャルネットワークサービスが使用されるということで、業務規程には、原則としてプラットフォームを周知広報以外には使わないと書いてあることも先生のご指摘のとおりです。もしも、必要的配信そのものが、まるごと載る場合は別ですが、そうではない場合においては使用できないので、その場合には、必要的配信に来ていただくための周知広報というかたちになります。これまでは、そうではない境目は、放送番組とそうではないものということでしたが、今度は本丸に来ていただくことがはっきりしますので、本丸に来ていただく周知広報の範囲は、これまでの理解増進情報とは全く違う範囲の、まさに番組関連情報に来ていただく範囲に定まると思っております。そのあとはご指摘のとおり、どういう形で理解していただき、契約いただくかという流れになると思います。

最後の4つ目のコストのところでございますが、今回は業務規程のルールに沿った形で全体像をお示しいたしましたが、今まさにご指摘いただいたように、今後、NHKが国会等で審議を受けるときの予算の項目等の考え方もあります。ただ、おっしゃるように通常の民間にあるサービスと同じような形で、サービス単位の比較をすることも大事でございますので、コストがどういうふうに扱われるかについて、資料等については委員限りにして議論していただく等、議長も含めてご判断いただいた上で、可能な限り、先生方のご議論が可能になるよう、提供させていただきたいと思っております。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 斎藤構成員】

PwCが提出した資料、NHKが提出した資料について、それぞれ質問があります。

PwCの資料について3点質問があります。10ページに競争評価のポイントが書かれており、「競合他社」という言葉が出てきます。この場合におけるBBCの競合他社とは、具体的にどのようなものをイメージされているのかお聞きしたいと思います。

2点目は国内のニュース配信サービスに関する調査についての質問です。今回の調査自体は今年2月に行われたとのことでした。準備会合ではPwCから資料が提出されていましたが、この資料はお示しいただけなかったと思います。もし、お示しされなかった理由があれば教えてください。

3点目は、この調査自体は現行のNHK NEWS WEBをベースに調査をしていますが、回答者が無料のサービスだと認識して答えた可能性があるのではないかという点です。この調査結果自体を直接議論のエビデンスとして使うことはどうなのかと考えています。調査結果や資料の位置付けについてご説明いただきたいと思います。

NHKの資料についても伺います。これまでの議論で成原構成員、落合構成員のお話でも触れられ、「ナッジ」という言葉も出てきた、資料45ページについてです。受信料制度遵守のための措置の考え方として、利用開始から契約確認までのフローが示され、「登録」と「契約」が分けて表記されています。ナッジを考慮したのかと思いますが、具体的に登録と契約とは何を指しているのか、あるいはそれを分ける意味についてご説明いただければ幸いです。

また、誤受信防止措置についてもお聞きしたいと思います。我々は、この仕組みがフリーライドを認めることになるのは、あまり好ましくないと考えています。示されたフローを見ると、登録の確認をすれば、一定程度受信料を払わなくても視聴できるとも読めてしまいます。「サブスクリプションサービスにもフリーライドにもならない」「一定の受益感を持たせつつフリーライドを抑制する」との記載がありますが、フリーライドにならない具体的な措置をどのように考えているのか、具体的にお聞きできればと思います。

また、落合構成員のお話にもありましたが、周知広報に関して、資料29ページに記載の外部プラットフォームの利用について伺いたいと思います。番組関連配信業務については、「ソーシャル・ネットワーキングサービスや動画投稿サービスなどの外部プラットフォームは原則として利用しません」とある一方、「プラットフォームは周知広報に用いることが基本」「公衆の生命または身体の安全の確保のために、試行的受信措置としてSNS・動画投稿サービスを通じて配信を行うことがあります」と記載されています。このイメージについて多少わかりづらい点があるので、どのような場合に、どのようなプラットフォームを使い、どういったコンテンツを配信するのか、イメージできるように教えていただければと考えています。

【PwCコンサルティング合同会社 辻川マネージャー】

3点の質問についてお答えさせていただきたいと思います。

1点目の諸外国調査では、イギリスでBBCの競合他社として、どのようなところをイメージされているかでございますが、資料説明では割愛した部分になります。例えば資料8ページにBBCの公共価値テストの事例を載せています。ここで右側のイメージの資料を抜粋した部分を記載しているところであればわかりやすいかと思います。具体的にはBBC iPlayerと競合する動画配信サービスということで、国内事業者のITVやChannel4などが実施する同様の動画配信サービスになります。サービス単位で競合他社について分析をしております。例

例えばSVODですと、個別のサービス挙げて恐縮ですが、Netflix、Amazon Prime Video等が競合他社として分析の対象となっております。

2点目の2月の準備会合の時点での基礎データの提供がなかった理由についてお答えいたします。準備会合でも私からご説明いたしましたが、この時のご議論としては、日本での競争評価の考え方、フレーム・枠組みの議論がなされていたかと認識をしております。その中で、イギリス、ドイツをご紹介させていただきましたが、諸外国ではどのような考え方、枠組みで評価をしているかという部分についてプレゼンをしていくことが求められましたので、海外事例に絞ってご紹介をさせていただいた次第でございます。アジェンダとして海外調査のテーマをいただいたので、その点に絞ってご説明をさせていただいたところでございます。

3点目のご質問につきましては、ご指摘のとおりと思っております。あくまで2月時点の現行のサービスを前提とした調査でございますので、今後の新たなNHKのサービスがどうかということに対して、この結果を直接のエビデンスとして用いることは検討が必要かと思えます。しかしながら、サービス変更前の現状の数字の皆様のご理解の参考になればとの思いでご紹介させていただいたものですので、そのようにご理解いただければ幸いです。

【日本放送協会 市川専任局長】

1つ目の45ページにございます受信料制度遵守の考え方で、登録と契約が分かれている点については、こちら、プロセスを書いているものでございます。例えば契約いただいている方でしたら、登録のところから開始して契約照合まで行われ、それで見えるようになるということがあります。順番で言うと、登録し、契約するという順番があるだけでございます。もちろんこれについても、かつてご指摘いただきましたが、すぐに契約するという流れにすることも可能であります。順を追って書いているとご理解いただければと思えます。すでに受信契約があり払って使っている方は、登録のところから開始して、契約照合までされるので、登録というプロセスがあると思っただければと思えます。

2つ目の誤受信防止措置のところですが、ご指摘いただいたようにフリーライド抑止についても法改正前から申し上げている通り、NHKとしては一方の大事なことでございまして、45ページ右側にあります一定期間の長さ及び表示強度の調整もと書いてございますが、これは契約していただかないと見るができないという強度と、今まさにご指摘いただきました、まずしっかりと見ていただきたいということの、バランスをとっていきたいということ

を、これからも考えさせていただければと思っています。

3つ目の周知広報のプラットフォームでございますが、現状は検討段階にあるもので、イメージがなかなか難しいですが、例外的に使い得るということを書いていますのも、まさに、法に、規律に定められている通りでございます。これはすべての持てるメディアを使い、この災害について伝えなければならないというときには、様々な手段を使わせていただくことはあり得るという程度でございます。

それ以外のソーシャルネットワークサービスにつきましては、先ほど成原構成員、落合構成員の時にもお話したかと思いますが、本丸として必要的配信を行っているものがありますので、そこに対して誘導する範囲で使うことが大原則で、完全な前提になると考えています。そのためには、現時点ではどのようなソーシャルネットワークサービスが残っているかは不明ですが、その中で先ほどご質問いただきました誤受信防止措置のところに来ていただくための、良い場所がありましたら、周知の範囲で使わせていただきたいと考えてございます。

【増田構成員】

まず、テレビ放送はどの放送番組も正しい情報だという認識でいると思いますが、インターネット上の情報というのは、やはり誤情報、偽情報があるということから、このたびNHKの方で、正しい情報を得て、興味のある情報に遷移していくというように、インターネット上の正しい情報を広く得ることができるような、そういう波及効果があるのではないかと期待しているところです。

同一性について、インターネットならではの特性ということと、放送と同一性を担保することについて、この二つのバランスが非常に難しいのではないかと考えています。インターネットの場合は、興味のあるところをタップしがちということがありますので、今後、広くあらゆる情報になるべく平均的に提供されるような工夫をお考えなっただいていかなと思っておりますが、その辺をお伺いしたいということが1点です。

消費生活相談の現場では、やはり受信料の負担についてご相談が大変多く寄せられておりまして、私どももその点を情報提供しているところでございます。また、未成年者や学生等のような場合の割引制度などについても、まだ十分に知られておらず、私どもの方から情報提供しているようなケースがあります。フリーライド防止ということで、ご紹介いただいておりますが、アンケート上では無料ではないことを前提にしていることが十分理解されているかどうかわからなかったという点が一つございます。

また、受信料負担をすることについて、やはり十分に理解をしていただく必要があると思いますので、登録する際の誤受信防止のところだけではなく、周知広報する際に受信料のあり方について、わかるような説明をしていただく必要があるのではないかと考えています。プラットフォームなどで広報している時に、その点についてどのような工夫をされる予定なのかお伺いできればと思います。

【日本放送協会 市川専任局長】

1つ目について、まさにNHKは、どのような形で放送の価値と呼んでいるものをインターネットに出すかということで、例えば38ページあたりにお書きしたように、皆さんそれぞれに個別の関心をお持ちになると思いますが、それでも広く社会に知ってほしいこと、基本的な情報をなるべく多様に見てほしいと考えてテレビ番組を作っているつもりでございます。そこは、これからも様々な工夫することで、いわゆるインターネットの方々に対してでも、プラスアルファの価値を感じていただけるようにしたいと考えています。それによってご期待いただいたような波及効果をもたらすことができれば良いと思います。

2つ目の受信料について、日々対応いただいているの方々には非常にご迷惑をおかけしていることもございまして本当にありがとうございます。ご指摘のように、今回ここだけのことでなく、受信料を負担いただいてNHKが果たしていること、受信料を負担していただかなければならないということ、きちんと周知することは非常に大事でございます。かつ、今回もしもインターネットからのみ入ってくる方がいた場合は、今までの、テレビに関するところをご存知ない方もいらっしゃると思いますので、これまで以上に様々な疑問が生じたり、理解が難しかったりする方もいらっしゃると思います。そこについてはしっかりと対応しなければならぬと考えてございます。

先ほどご指摘いただいたように、お金を払わなければならない、という形で調査をしているかということについて、NHKの競争評価の中でもご議論いただいたところでありまして、これについては、その点も加え、どのような変化が起きるかは見たいと考えています。また、しっかりと周知をしながら、どのようにサービスを展開できるかは考えて参りたいと思っております。貴重なご意見ご指摘、ありがとうございました。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

本日は参考資料2として、民放連からの資料を配っていただきました。冒頭の三行に、私

たちの問題意識を書きました。NHK番組関連情報の配信が、メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を生じさせないことを直接的に担保する明確な措置が、業務規程にも存在しないと考えておりますので、以下の諸点を後で確認したいと思います。

4点あり、これまでの構成員のお話と多くの問題意識が重なり、ほぼ同じところもあります。つきましては、次回の会合までに私たちの出した質問に文書でご回答いただきたいと思っております。ぜひお願いします。

これを作るにあたり、民放連の中でも相当の議論をし、業務規程の中で、現在わからないことは仕方ないが、その上で明らかにしていただきたいことだけをまとめてきました。これに明確にお答えいただくことが、この検証会議で実りある議論をする大前提だと考えていますので、よろしく願いいたします。

【飯塚構成員】

NHKに2点、PwCに1点お伺いしたいと思います。NHKですが、25ページの競争評価に関連します表の情報源のカテゴリについて、例えばYouTube、X、Instagram、TikTokといった個別名称のケースもある一方で、グルーピングされてしまっているケースもあると拝見しております。例えば、民放の動画配信サービスという形で、TVer、Abemaなどがグルーピングされていると理解しております。このグルーピングされている意図について教えていただければと思います。また今後、それぞれを切り出して調査する予定があるかということもお伺いしたいと思います。例えば、総務省の資料などを見ますと、TVerのアプリのダウンロード数は5,700万となっております。他方で、利用者数、アプリのダウンロードが公開されていないケースというものもあると承知をしております。今後、民間放送事業者や新聞社との間の競争度合いですとか、NHKサービスが民放や新聞社へ与える影響度合いを測るためには、個別のサービスを選択肢として設定した方が、今後の影響分析には役立つのではないかと考えた次第です。

24ページにOfcomの事例をご紹介いただいておりますが、個別のチャンネルやアプリの名称、または個別の新聞社の名称が選択肢に設定されているかと存じます。Ofcomによるニュース消費に関する調査は、毎年実施されておりました、最新版は先月発表されているかと思っております。こうした時系列データの積み重ねはとても重要な役割があると考えられます。例えばNHKが新たなサービスを開始した後に、仮に民放や新聞社の各サービスのランキングに変動が見られるのであれば、あるいは各サービスの利用者数、または収益の減少が見られるの

であれば、NHKのサービスが影響しているのではないかと仮定することができ、競争度合いに関する詳細調査を開始するためのトリガーとして位置付けることも、考え方の一つとしてあるのではないかと考えられます。こうした判断が行われるようにするためには、時系列データの蓄積がやはり必要でありまして、また今後の制度設計を行うためにも必要不可欠と思いますので、調査枠組みの設計思想も含めて検討していく余地があると思います。

2点目について、大型スポーツ大会という定義について、どのように考えられているかという点になります。イギリスにおいては視聴者にとって国民的関心が非常に高い特別なイベントについては、それを無料でライブ放送する権利を放送事業者が獲得できるようにするListed Events制度というものがあると承知しています。現時点で指定されているイベントには、オリンピック、パラリンピックのほかに、FIFAワールドカップの決勝戦、ウィンブルドンテニスの決勝戦などが含まれています。他方で参考資料2では、大型スポーツ大会番組関連情報は、オリンピック、パラリンピックに限定されていますが、今後、拡大解釈されるおそれがあるのではないかとご指摘があります。大型スポーツ大会として、オリンピック、パラリンピックの他に国民的関心が非常に高いスポーツイベントとして、どのようなものが含まれると考えているのか、もし現時点で想定されているものがあれば教えてください。

PwCIには1点になります。イギリスのケーススタディについて、アーカイブの期間の延長や配信可能番組範囲の拡大の事例をご紹介いただきましたが、今回の調査の検討対象である番組関連情報の配信に関わる分野での競争評価の事例というものは、これまでにありましたでしょうか。例えば、先月Ofcomが発表したイギリスのニュース消費報告書によりますと、イギリスでは、人々がよく利用する情報源（ニュースソース）のうち、新聞社については、Daily MailとThe Guardianが上位20位以内にランクインしていると承知をしております。このような新聞社を含めて、BBCが行う番組関連情報の配信に関して、新聞社から競争上の懸念が示された経緯はありましたでしょうか。仮に問題視されているのであれば、おそらくコンサルテーションの過程で、新聞社からパブリックコメントがなされたかもしれないと推測いたしますが、コンサルテーションその他において、新聞社が競争上の懸念を示した事例の有無について、もしご存知の情報がありましたら教えていただければ幸いです。また、その理由や背景についても、もし情報があれば教えてください。

【日本放送協会 市川専任局長】

1つ目の調査のグルーピングの件について、今回は各所に書いてございますが、総務省で

あったり、公正取引委員会であったりの調査でのグルーピングを参考に作っております。現在、NHKのサービスが始まっておりませんので、このような形にさせていただきました。先生がおっしゃっているように、どのように設計していくか、どのようにより詳しく見ていくかということは非常に大事でありますので、これについては考えていきたいと思っております。ただ、地域については、県別であっても県の新聞等の数が様々に散っていたり、購読者数が少なかったりするというので、イギリスのように大きく括ることができません。世論調査でどれくらい拾うことができるのかについても、あわせて検討したいと思っております。

2つ目のスポーツの話ですが、業務規程の方に大型と書かれているものはオリンピックとパラリンピックのみを考えています。現時点で、それ以外に考えているものではございません。構成員のご指摘の英国のListed Eventsのように法律で定められており、放送も含めて権利を取るという形になっているわけではありませんので、NHK自身でこういうことを考え、あるいは今回のオリンピック、パラリンピックの話で言いますと、現在は民放とともにジャパンコンソーシアムという形をとらせていただいていることを踏まえてのことですので、これについては、また別の観点として考えていければと思っております。

【PwCコンサルティング合同会社 辻川マネージャー】

1点ご質問いただいたところでございます。今回は動画配信サービスの事例を出させていただきましたが、今回のご議論対象とは少しずれてしまっているという点は、おっしゃるとおりでございます。一方で、BBC、Ofcomの競争評価という法律上の正式な手続きに則った案件で、直近のものを調べてみたところ、動画配信、音声配信サービスについての競争評価はなされていますが、テキスト系のニュースや、番組関連情報に該当するようなものについては、競争評価という枠組みの中では近年は参考となるような事例はなかったのではないかと認識でございます。なお、競争評価の枠組みから外れてしまうところではあり、かつ少し昔の事例にはなりますが、2010年代でBBCのニュース配信が、その他のメディアに対してどのような影響を与えているかということをもとめたBBCのレポートがあったとは記憶してございます。ただし、今回の競争評価という枠組みの議論の中で出させていただくことが良いかどうかというのはありますので、追加の情報が必要でしたらご指示いただければと思っております。

(6) 閉会

事務局より伝達事項の連絡があった。

(以上)

日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価に関する検証会議 (第3回)

1 日時

令和6年12月3日(火) 17時00分～18時57分

2 場所

総務省会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

飯塚構成員、落合構成員、宍戸構成員(議長)、成原構成員、増田構成員

(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員

(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員代理

(2) 日本放送協会

市川経営企画局専任局長

(3) 総務省

豊嶋情報流通行政局長、赤阪大臣官房審議官、飯倉情報流通行政局総務課長、

佐伯同局放送政策課長、細野同課外資規制審査官

4 議事要旨

(1) 議題 (1) これまでの検証会議の振り返り

【細野外資規制審査官】

資料3-1をご覧ください。これまでの検証会議の振り返りとしてご説明をさせていただきます。本資料において、検証会議でのご発言やご質疑等につきまして、特に業務規程の内容に係るものに着目しつつ、主なものを整理させていただいています。

2ページ目でございます。まずは検証会議第1回について、業務規程に関する主なご発言をいくつか挙げさせていただいております。例えば、「サブスクリプションにならないようにしつつ、フリーライドにもならない取り組みが必要になってくるが、さじ加減が難しい」というご意見、「周知広報などが含まれているなか、具体的な中身をどのよう

に見ていくかが非常に重要な論点である」というご意見、「メディアの多元性、取材に基づく情報を日常かつ恒常的に発信しているメディアが、全国に複数存在していることを重要視している」というご意見、「NHKの番組関連情報はインターネット上の正しい情報を広く得ることができるような波及効果があるのではないか」というご意見、「メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を生じないことを直接的に担保する明確な措置が、業務規程にも存在しないのではないか」というご意見、「民放事業者、新聞社間との競争の度合い、影響度合いを分析するために、個別のサービスを選択肢として設定した方が役立つのではないか」といったようなご意見が寄せられたものと考えております。

3 ページ目でございます。業務規程の内容に関する様々なご質問が、第1回でも寄せられました。このページ以降に、テーマごとにまとめているものでございます。まずは「SNS、外部プラットフォームの利用について」で、周知広報の活動がどのくらい射程を持たれているのかというところで、質疑応答が行われております。

4 ページ目でございます。「大型スポーツ大会関連情報について」で、民主主義の基盤である多角的な視点を確保することの繋がり等の説明をいただきたいというご質問やその定義に関するご質問をいただいていたました。

5 ページ目でございます。「費用について」も、サービスに関する具体的なコストをもう少し理解できるような資料を整理していただけないかという問い。「調査設計について」でも、競争評価に関連する調査をどういように行っていくのかという観点からいただいた質問ございました。

6 ページ目でございます。「誤受信防止措置について」に関しましても幾つかご質問をいただきます。ナッジ的な手法を使うとしても強めの誘導があってもいいのではないかと、そうすべき場面もあるのではないかと、この点についての考えを伺いたいというもの。利用開始から契約確認までのフローについてのご質問、フリーライドにならないような具体的な措置等々について、ご意見やご質問をいただいたものと思います。

7 ページ目でございます。最後、「その他」という形でまとめておりますけれども、業務規程の整備のあり方、受信料負担に関する周知広報について、質疑があったものと考えております。ここまでの、第1回に関するご意見やご質疑の部分で主なものとして挙げさせていただくものでございます。

8 ページ目から11ページ目までが、検証会議第2回に関するものとなります。第2回につきましては、先週NHKから提出されました資料に関して、メール審議で実施をさせて

いただきました。この資料に対しまして、構成員からいただいた質問等を列挙させていただきます。検証会議第2回の資料及び本質問への回答につきましては、この後のNHKからの説明に含まれていると認識しておりますので、こちらではご紹介を省略させていただきます。

以上が検証会議第1回及び第2回における主なご発言等の整理をさせていただいたものでございます。本検証会議におきましては、業務規程の内容につきまして、公正な競争の確保の観点から、皆様のご意見を取りまとめることを目的としておりますところ、本日の議事や本件資料、そして議事要旨などを参考に、ご意見を検討いただければと思っております。

(2) 議題 (2) 日本放送協会からプレゼンテーション

【日本放送協会 市川専任局長】

資料3-2に基づきまして、これまでご議論賜りました第2回とその第2回を受けていただいたご質問についてお話をします。まず初めに構成員の皆様、NHKのこの業務規程の検討にあたり、多岐にわたる有益なご意見を賜り、本当にありがとうございます。こちらの方で可能な限りきちんとお答えさせていただきたいと思っております。

まず第2回の審議に関わるもので、4ページになります。まず日本民間放送連盟のご質問についてお答えいたします。この後、さらに問いをいただいてもう一度答え直しますが、順番上1回お話しさせていただいた後きちんとお答えすることでご容赦いただければと思います。

まず4ページ、「1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと」についてきちんとお話させていただきたいといただいております。回答としましては、NHKは番組関連情報配信業務については、業務規程に従います。大災害等の放送番組及び番組関連情報については、試行的受信措置としてSNS等プラットフォームを使い得ます。ただ、SNS等外部プラットフォームの利用は放送番組及び必要的配信の周知広報業務に用いますので、ニュース番組等その必要的配信のコンテンツそのものに当たるものを提供することは考えてございません。あくまでその周知広報を行うことで使い得ることを申し述べさせていただきたいと思っております。ですので、ここに条件をいくつか書いてございますが、あくまで必要的配信の視聴・閲覧等を目的とするということであって、番組のコンテンツ、情報内容を提供する類のものではない、という目的であることから、内容・掲載期間が適

正であること、或いはその周知広報の対象が明確であること等の条件を課して行うものと考えてございます。3号有料業務のご質問については、これまでVOD事業者に番組の販売を行っており、これをかわらず行うということでございます。

「2. ネットオリジナルコンテンツは配信しないこと」を改めて確認したいという点については、そのような配信はいたしませんというお答えになります。

5ページ、「3. メディアの多元性、公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用を計上しないこと」については、第2回の審議での回答ですと、これまでの概念が変わりますので、単純に比較することはできません。その構成要素についてご説明した上で、ただ、NHKは従来のコストを上回ることを想定していないと書かせていただいています。

6ページ、「4. その他」では、サービス開始後、改めてメディアの多元性の確保、公正競争の確保を確認することが重要だにご意見賜っていただき、それはその通りで、サービス開始後も継続的に実施状況を評価し、その後考えていきたいと思っております。そしてまた、誤受信防止措置について、フリーライド抑止に対して実効性ある措置を講じることが重要だということに関しては、受信料制度にふさわしい適切な方法を模索していきたいと第2回ではお答えさせていただいています。また、業務規程の中で、「大型スポーツ大会番組関連情報」はオリンピック・パラリンピックに限定されている書き方をし、その通りなのですけれども、拡大解釈のおそれはないかということについて、第2回ではその通りでありまして、それが変わるような時は業務規程の修正が行われなければならないものと考えているとお答えしたところでございます。

7ページ。飯塚構成員より多元性評価に関して、「ローカル局のサービスをどのように見ていくか、ローカル局との影響等を調査等で見ていくときにどういうふうにか考えるか」とのご質問でございます。すでにご提示している競争評価の、我々の行った調査の多元性評価では、一応全国の調査を行いましたけどサンプルを都道府県別に割り振ってやるべきところですが、全国で3,000という大きさを使いましたので一定程度のクラスタリングをして、この分け方でその中で分析を行うということをしてございます。ただ、各地において、メディアの多元性が確保されることが非常に重要です。これが競争評価の一つの論点でございますので、イギリス等のご意見賜っておりますのでここを参考にさせていただき、評価方法・調査方法については今後も検討していきたいと考えてございます。

8ページ。いわゆるリステッド・イベントについてですけど、「大型スポーツ番組につ

いて、NHKと民放で今行っているやり方について制度化あるいは業界ルールとして定めておくことも大事なのではないか」とご意見をいただきました。直接的に今回の業務規程の評価に関わるものではないとは思いますが、ご指摘の通り民放とNHKでこれまで様々な視聴者、国民の皆様が知るべき良質なスポーツ等は放送してきたところでございます。それをどういう形で一緒に提供していくかということも大事ですし、これがNHKの役割として、きちんとこの国民・視聴者の皆様の手が届くことが非常に大事でございますので、ここについても今後とも制度も含めて勉強しながら、メディアとしての役割をきちんと果たしていくことを考えたいと思っております。

9ページ。宍戸議長からのご質問で、「NHKサービスが市場全体を拡大させ、NHK以外のサービスを増加させる効果ということについて先導的な役割を評価していただいたが、他のプレーヤーが市場に入ってくるということはどういうふうに阻害し得るか」については、ご指摘の通り、或いは前回お示ししている通り、NHKのサービスがもし今後提供されることになると、それぞれむしろ需要喚起する形で全体の需要が増える、或いはその補完関係、想像される代替関係だけではなく、補完して伸びるといった補完関係があることもわかりました。ただ、この時点でどのような新規参入があり得る、それをどう妨害していることを考えたものではございませんので、参入障壁が高くなると明示的に考えてはおりません。ただ、もともとお約束している通り、放送と同一の価値を展開したいという話でございますので、それ以外の観点から入ってくるいわゆる新規参入の方に対して、ハードルが大きいものではないと思っております。ただもちろんサービスが始まる前ですし、市場も変わっていくものでございますので、ご指摘を踏まえて今後調査設計等をしていきたいと思っております。

10ページ。落合構成員より、「法改正後の必須業務・任意業務がどう分かれるのか、そのうち何を番組関連情報として実施しようとしているのか、整理を行っていただきたい」とのご質問で、資料がございましたけれども、現行サービスで「NHKプラス」や「NHK NEWS WEB」と整理しているものは、このような形で右側のように、全く違う法体系になりますので、同時配信があり、1週間までの見逃し配信があり、それ以外にこの今回業務規程で定める番組関連情報の配信があるということで対象関係については、整理させていただいております。ただ、今あるサービスがそのまま何か移行するという考え方というよりは、今までは放送番組の理解増進という話であったものが、それ自体が受信料の対象になるサービスでございますので、これについての位置付けは全く変わるということで、

このような整理をさせていただいてございます。

10ページ下。落合構成員から「外部プラットフォームを利用する周知広報とは具体的にどういった射程となるのか、示していただきたい」ということでございます。外部プラットフォームの利用は、周知広報に用いることを基本とするとお伝えしているところでございます。お答えの中にありましたけれども、周知広報を目的としたものが大前提でありますので、ニュース番組の番組自体或いは番組関連情報そのものをその枠組みで提供することはありません。先ほど申しましたように必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提で、情報内容そのものを提供するという類のものではないこと、その目的であることから内容・掲載期間が適正であること、対象となる放送番組等が明確であること、放送番組や番組関連情報と当然ですが量的・質的には全く違うものであることがはっきりしているという条件で実施するものだと考えてございます。

11ページ、増田構成員よりいただきました。非常に多岐に渡るアンケートで非常に細かい資料をお付けして恐縮だったのですが、「どのような前提で依頼をしているのか、特に受信料負担の方についてどう記載しているのか」について、資料にお付けした通りでして、利用には受信契約を確認するためのポップアップが表示されます。また、こういうサービスを利用することになりますということを一応提示してお答えいただいているところでございます。ただ、すでに様々な構成員からご指摘賜っているように、今年7月の調査実施時点での想定で作らせていただいた調査で、これで今の検証会議間に合わせているということがございますので、今後より精緻に実際にどういう表示がなされるか、どういうふうに理解していただければということはもちろん、改善の余地があることでございますので、その検討結果を前提に今後の調査については考えていきたいと思っております。

12ページ、増田構成員より、受信料について、「消費生活相談において受信料に関する相談ではこのようなことを情報提供することが多いです」と例示をいただきまして、「この中できちんと丁寧に説明していくことが必要であるということ、或いはその契約をするための画面を具体的にどう設計するのか、或いはデジタルプラットフォームを利用した広報の際の具体的な方法」を、実際の現場でご対応いただいていることに対してのご質問を賜りました。今きちんと、明確に申し上げられることはあまりありませんで、この前資料で提示したフローを概念的には考えてございますが、この後、受信契約の対象となるサービスの受信開始までの手続き、受信開始後の利用アカウント登録や契約確認

について、視聴者、国民の皆様におかれたそういう内容にすることが非常に大事なことでございますので、詳しい検討を進めて分かりやすいものにしていきたいと考えております。受信契約の関係でご対応いただいている消費生活センター様等にも適宜、今もさせていただきますいておりますが情報共有させていただいて、視聴者、国民の皆様が迷うことのないような対応をとりたいと思っております。

13ページ。増田構成員から「インターネットの特性を生かすことと放送の同一性を両立させることは難しいのではないか」とご指摘いただいております、インターネットの中で起きることについて、どのように適切に対応すべきかというご質問だと思います。こちらについて資料をつけさせていただきましたけれども、NHKとしては番組関連情報の基本原則であります、インターネットの特性に対応した届け方の工夫を次のように業務規程の方に書かせていただいております。特に、ご懸念のエコーチェンバーのようなことにつきましては、実は放送はそもそもそのようなことを避けるために広く情報提供することで、よりエコーチェンバーにならないように提供することが放送の役割だと思います。13ページ真ん中のところに書いておりますけれども、例えば新着情報・アクセスランキングが世の中にはありますが、このような自動的な編成・更新ではなくて、例えば放送と同一の編集方針・価値判断に基づいたニュース・オーダーをきちんと提示し、「ニュース7」などと書かせていただいておりますが、そのような形で、今日これが視聴者、国民の皆様の生活にとって大事であるということで価値判断をきちんとプロのメディアとして、それを提示して、なるべく多角性を保つ、或いは、我々自身もそうですけれども、なるべく見やすいもの、見たいものを見てしまいますけれども、我々の提供の仕方としましては、そうではなくて、放送でさせていただいているように多角的多様な視点を提供することをネット上でもさせていただくことで、できうるならば、増田構成員にご指摘いただいているような役割を、放送と同一の価値という形で提供したいと思っております。

14ページ。独禁法の市場評価のところ、先ほどもございました「利用意向が強いほど利用時間が長くなる」というお話でございます。実際に計測したところそのようになったということでありまして、報道・ニュースジャンルでの情報・コンテンツを取得することについて回帰分析したところ、実際増えるということになりました。最後に書きましたけれども、今回どのようにしてこのような示唆が得られたか、実際なぜ起きたのかは検証が必要ですが、欧州の公共放送が同種のサービスを同種の枠組みで検討

している際の調査等を見ますと、類似の調査結果が出ており、公共放送、民間のメディアと一定程度違うサービスを提供することによってそれ自体が呼び水となって、全体の関心をさらに高める効果があるのではないかと受け止めております。ここについては、サービス開始前でもありますし、今後実際にどうなるかについてはきちんと見ていきたいと思っております。

15ページ。「取得メディア数が少ないところにおいても悪影響が想定されないと結論づけたことの理由を説明してください」という増田構成員からのご質問でございます。すでに資料でお示ししておりますが、ニュース取得源が少ないと感じ或いはお答えになっているエリアにおいて、NHKがサービスを始めた場合にもそれがさらに減ってしまうということになればよろしくないわけですが、その影響については一応今回提示させていただいた調査及びその結果においてはそういう割合が低いということでありましたので、現在のところ、明白に悪影響があるということにはなっていないということで、このように結論付けさせていただいております。もちろんサービス開始前で、一定の想定を置いての調査結果ですので、その調査の際の改善も含めて、今後しっかり見ていくことが大事なのは言うまでもございません。

16ページ。日本新聞協会メディア開発委員会からのご質問でございます。「基本原則で強調している通り、同一の内容で同一の価値をもたらすというのが原則であって、インターネットの視聴習慣や特性に対応して届け方を工夫すると説明しているが、解釈によっては同一の範囲を逸脱しかねない。現在、サービスイメージは不明瞭な部分が多いので、担保されているかどうか判断が厳しい」といただいております。資料・調査等で提示させていただいていることは現在検討中のなかの最大限をお示しさせていただいておりますけれども、次の点を着実に実行することでご指摘の件、基本原則を遵守していきたいと思っております。NHKとしては今回提出した業務規程に厳格に則って、番組関連情報として適切か否かを判断した上で実施していくことに加えて、この業務規程を決める前に行っておりましたNHKにおいて設置した番組関連情報競争評価分科会は、別段、この業務規程を作るためだけではなく、定期的に業務規程の進捗について、ご意見いただくことにしておりますので、もし何らかそうではないという動きがあったり、或いはそこについてお感じになるようなことがあれば、ご意見をいただいて、そこで評価して反映させるプロセスをNHK自身は取ろうと考えているところでございます。

2つ目。「競争評価のプロセスにおいては、公正な競争確保やメディアの多元性の評価

について、現時点での想定サービスでは問題があると言えないという説明があったが、分科会委員からもサービスが始まる前での競争評価は難しいという意見が出たということで、要はサービス開始前の調査結果、或いはPwCの調査結果をもって、新サービスの影響がないというエビデンスにはならない」というご指摘でございます。ご意見の通りでございます、具体的なサービス展開をしなければわかりませんので、サービスがもたらす影響を継続的に見定めて慎重に検証する必要があるというご指摘の通りと思いますので、先ほどお話しさせていただいた通り、番組関連情報競争評価分科会において定期的に見ていくことをしたいと考えてございます。

最後、「現在の誤受信防止措置ではフリーライドを助長しかねない」と、そして成原構成員のご発言を引かれまして、「改正放送法の趣旨に沿うように実効性のあるフリーライド措置を求めたい」ということでございます。この回答ではNHKがずっと言っていて、原理原則を書いておりますが、実際おっしゃる通りフリーライドを助長しかねない状態はよろしくありませんし、実効性のあるフリーライド抑止措置をすることは我々もしなければならないことであるということでございます。第2回ではここに書いてある通り、従来より申しております、サブスクリプションにならずフリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたいという言い方をさせていただいているところでございます。

以上が第2回会合のメール審議に関わって、こちらからお答えさせていただいているところとして、17ページ以降、第2回会合後にいただいたご意見、質問等に対するご回答について引き続きお話をさせていただきます。18ページ・19ページ、構成員限りのページになってございます、その他のお聞きの方申し訳ございません。

質問だけ申しますと、「費用に関して、これまでも議論になってきましたが、分野別にどこまで切り分けられるのかは別として、取り組みを定点評価していくにあたっては、一つの着眼点になる。国会での予算承認の審議があると思うが、できる限り、サービスに関する具体的なコストを整理する形で資料を示してほしい」ということで、落合構成員よりお話をいただいております。一般に民間でセグメントを切る形で提示することは可能ですので、仮の算出を行い構成員の皆様には現在お手元にある通り開示させていただいております。いわゆるその1個ずつのジャンルのサービスのコストを、ネット経費とそれに関わるコンテンツ、放送番組にも関わる番組経費とそれが一定の配賦で関わってそのサービスコストになる形で、ここで①～⑥という各枠組みと国際放送について、

このような経費がかかりますということを提示させていただきました。多分通常、民放の方に伺ったことですが、NHKは収益性を見る会社ではございませんが、いわゆる民間で収支を見るセグメントとして考えるためにはこのような区分だと思いたすので、これを提示することでこのような規模だということをおそらく民間及びその商業的な活動からは比較できるものではないかということで、18ページに提示させていただいています。現在、右側19ページにございます業務規程におきましては90億円という数字を出させていただいておりますが、これについては、この右側に書いてありますけれど、番組関連情報の中の直課される部分と、インターネットサービス全体にかかっている共通経費の配賦を足したものがこの業務規程の90億になっています。また、番組関連情報の仕組み、インターネット関連の経費のイメージとしましては、現在は19ページ左側の通り、理解増進、同時・見逃しがあって共通費があるという話になっていましたが、今度は右側の方に移りまして、任意的配信、番組関連情報、同時・見逃しという形の積み重ね方になり、その中の一部が繰り返しになりますが、業務規程でぬかれているということになります。それとはまた別に、今、18ページでご説明したようにいわゆるサービス単位で切ると、そこにはコンテンツの経費が、放送番組及びインターネット両方に乗っかると見るのが普通のセグメントでありますので、そのような形で今すべてお示しをさせていただいたところです。

20ページ。先ほどの民放連から我々の回答に対してもう一度ご質問いただいた件ですが、「1. 外部プラットフォームは原則として利用しないこと」につきまして、大災害等では使うことがあるという「等」とは何であるか、或いは「試行的受信措置」の形態がわからない、或いはその試行的な名目の下で例外が拡大してはならないということで丁寧な説明が必要だということで、おっしゃる通りだと思います。原則として、大災害のことを想定しております。「等」につきましては、定義の通り、公衆の生命または身体の安全の確保のために特に必要なものが発生した際は使い得るだろうということを思っているものでありまして、大災害以外のことを現時点で特定の何かとして想定するものはございません。試行的配信については、上記の際に用いることがあり得ると考えてございます。どのようにやるかわからないという点はおっしゃる通りでございますが、今技術的に難しいこともあってどういう形の制限をするか検討中であり、なるべく早くお示しするようにしたいと考えてございます。そして、例外の拡大があってはならないのはその通りでございます。今申し上げた通り試行的配信の目的は厳格に限定して、周知

広報に用いる際には、必要的配信の放送番組の視聴・閲覧等を目的とすることが大前提で、単体で内容を提供するようなものではないということを厳守して参ります。

21ページ。同じく民放連から「3. 過大な経費は計上しないこと」の回答につきまして、「メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しないと切り切らせていただくことが肝要です」といただいております。おっしゃる通りでございます。NHKは現在の経営計画に掲げている通り、信頼できる多元性の確保への貢献を目指しています。ご指摘のように、メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用を計上することはありません。21ページは、構成員限りの取り扱いとなっております。このページ下にインターネット関連経費のイメージが置いてございます。構成員限りの扱いで、今比較可能な形式で2024年度予算におけるインターネット関連経費をそのまま比較した場合で、2025年10月に改正放送法が施行されて半分ずつ混ざるという年があって、2026年度以降、図で示させていただいておりますが、単純に規模だけで言えば、必須業務化のために必要なイニシャルコストがございます。それだけを除きますと、従来のコストを大幅に上回るものとはなっていないことはご理解いただけるかと思っております。

22ページ。民放連から「フリーライド防止について「実効性のある措置を講じる」と明記することを求めます」とあります。ここで先ほど、第2回では適切な方法を模索するという書き方をいたしました。ご指摘の通り、実効性ある措置を講じることが大事でございますので、以下のような回答としたいと思います。誤受信防止措置の具体化にあたっては、フリーライドにならない受信料制度としてふさわしい実効性のある方法を講じるべく検討を進めて参ります。それをなるべく早く、視聴者、国民の皆様にお示しできるようにしたいとお答え直しをしたいと思います。

最後、大型スポーツ大会番組関連情報についてですけれども、「「例外中の例外」との原理原則を明記するように求めます」ということで、オリンピック・パラリンピックのお話でございます。ご指摘の通り、原理原則であるということ、まさにそれを定める業務規程に従うという言い方をいたしました。「大型スポーツ大会番組関連情報」は、オリンピック・パラリンピックに限定するものと考えており、ここで明言させていただきたいと思っております。

23ページ。成原構成員からのご質問でございます。「サブスクリプションにならず、フリーライドにもならない受信料制度としてふさわしい適切な方法を模索していきたい

ということについてどのような方法を考えているのか。或いは、ここに書かれておりますがこの視聴者、国民の皆様に誤解が生じないようにするための具体的な取り組みについて。また、「フリーライドを防止する手段としての一定のインセンティブの考え方」についてご質問を賜ってございます。放送ではこれまで、テレビ等受信機を設置して番組をご覧いただける環境を整えた方に受信契約をお願いして、受信料制度の主旨を踏まえれば、インターネットサービスについても今回の放送法改正がそうですけど、同じような形で利用いただける環境を整えた方に対して受信契約をお願いしていくものだと考えてございます。特定必要的配信の受信の開始にあたってはこれを適切に実施して、まずは受信の開始を行っていただいて、その上で開始いただいている人にアカウント登録、契約確認していただいて、契約が確認できない場合には、契約勧奨をするというアプローチを考えています。次のページに前回の資料をつけております。誤受信防止措置の前段階で、必ず契約しないとここから先は進めませんとしてしまいますとサブスクリプションですのでそうではなくて、受信を開始した後、ご理解いただいて払っていただく、そこでフリーライドを抑止する形をとるのが、基本的な受信料制度と考えてございますので、先ほどもご説明させていただきましたが、これをどう進めるかは、現在技術的な確認も併せて検討しているところでございます。フリーライドを抑止して、公平負担を図るためにどういう適切なお案内をして、わかっていただくか、構成員にご指摘いただいているナッジなどの知見もございますので、これも踏まえて検討していきたいと考えてございます。インセンティブについて、一般のサービスですとそのようなインセンティブを考えたい、特定の利用可能な機能を追加する云々は考えやすいことではありますが、基本的にはコンテンツに差をつけるのではなく、機能面でインセンティブを設けうるような形にして、きちんと受信料制度との整合性をつけたいと考えてございます。

24ページ。増田構成員から「アンケートについて「受信契約を確認する」という説明があったということですが、インターネットでは「受信契約」という言葉だけでは果たしてアンケートの回答者が有料と理解したか疑問が残る」でございます。ご意見ありがとうございます。契約・支払、契約者増の双方の観点を見ていくことが非常に重要でありましてご指摘を踏まえて、どういう説明方法がいいのか、インターネットをもっぱらに使うってらっしゃる方に受信料の制度というのはどう映るのかを考えて対応することは非常に重要でございますので、その検討をきちんとして対応して参りたいと思います。

次にいただいているのは、「外部プラットフォーム、SNSの特徴についてそれぞれ利用者層等を併せてよく理解して使った方がよい」というご指摘と思います。おっしゃる通り利用者層の違いもありますし、属性に合わせた様々な周知広報ができる手段ではありますので、適切に的確に行えるように検討して参りたいと思います。

次は応援いただいていることだと思います、「インターネット配信をすることも踏まえた番組作り、国内どこにいても同じ情報を得ることができるよう尽力いただきたい」ということで、NHKとしては、放送と同じ情報内容、価値をネットで特性に合った形で提供して参りたいと思っております。

25ページ。落合構成員から「NHKにおいて競争評価を実施したのはどのような業務内容か、その範囲を的確に把握しないときちんとNHK自身で競争評価が行われたか検証が難しいのではないかと」ということで、より踏み込んだ整理をお示ししないときちんと検証を行うための前提にならないのではないかと」とご指摘をいただいております。前回、今回もお伝えしている通り、現行サービスがそのまま新サービスに移りますというのはそもそも今回の法の建て付けとは合っておりませんので、こうなっただ名前が変わるのだとか提供の考え方が同じだと思われることは、間違いだと思いますので、そのような比較はしていないところでございます。ただ、構成員ご指摘のように、提供されるサービスがどのような位置付けになっているかをきちんと提示して、それをNHK自身がどのように競争評価してきたことを提示しないと、自分で競争評価をしてきたことにならないのではないかとすることは、その通りでございますので、25ページ下、現行の2号受信料財源業務に相当する業務は、法改正後については、必要的配信、任意的配信、附帯業務に分かれるところでございますので、それを細かく、正確に書かせていただいたのがこの下の図でございます。すべては申し上げませんが、1つ目のところで同時・見逃しのいわゆる必要的配信で、赤字はいわゆる番組関連情報です。ニュースの報道サイトでございますが、今回放送と同一の話をやっていくということで、先ほど申し上げましたように、例えば基幹ニュースと同一オーダーのニュースをインターネットで提示するなどして、インターネットならではの特性を使って、でもNHKの放送と同じものを届けるという形を実現していきたいと申し上げます。教育につきましては、教育番組サービスサイトは、定義上はこの番組関連情報に加えて、見逃し必要的配信、1週間超の任意的配信を組み合わせ、人気順によるような表示ではなく、学習指導要領等に沿った学習がしやすい形で提供することで、NHKの番組と同じ価値をこういう形で届

けたいと整理してございます。このような形で各サイトで提供される各ジャンルの方でお示したところは、このような形のサービスになっていくと整理し、今このように進めさせていただきました。これをベースに各調査を行っていますし、この形になるように、NHK内でのオーソライズも進めてきたところでございます。

26ページ、今のものにも関係しますが、落合構成員より、「業務規程ではスポーツなどを除いて主に4つの分野を記載していますが、この4つの分野について、どのように市場を考えて、その影響を見てきたのか或いはそれは全国、ローカルからどのように見てきたのか。その時に、相手になるようなサービスというのはどのような範囲で考えてきたのかについて、容易に理解できるようにご提示を」といただいています。各分野については、それぞれ以下のように想定しましたことは27ページに、報道・災害、医療・健康、福祉、教育で調査に用いたときの選択肢を書いております。これはNHKの方で「インターネット活用業務審査・評価委員会」という現在も持っている委員会の下でネットサービスのマーケティング会社のデータを使いまして、利用者から見てどのような範囲が選択肢に入るか、メディアの相手が必ずメディアということではなく、そうではない選択肢が並んでおりますが、そのような類似にセグメントされてふさわしいであろうというものが市場のデータにございますので、そのデータに基づき、現時点でそのサービスについて競合し得るのではないかと、評価をしたところでございます。落合構成員ご案内のように「市場画定」は幾らでもできるといいますか様々重畳できるものではありますが、実際に世の中にマーケットデータとして出ていることはその事実一つをとって、ライバル関係にあるものであろうと思っておりますので現時点の入手可能データから考える場合にはこれが想定する、可能性のある競合相手と置いていただろうということでこれを使ってございます。なお、報道・災害分野の以外については現時点、手に入るマーケットデータにおいては、地域別にももちろん市場が成立するとは思いますが、地域で区分されているデータはございませんので、とりあえずはこのような形で全体で見てございます。このようなデータを用いて評価をすることについては、NHK内の競争評価プロセスで経済法、経済学の専門家も入って見ていただいたところ、このサービス開始前の方法論としては妥当ではないかと評価をいただいているところでございます。ただもちろん、実際のサービス提供、市場の変化のあるところでございますので、引き続きどのようなサービスの評価をしたらいいかといったこの調査自体の改善も含めて、しっかり見ていきたいと思っております。

28ページ、落合構成員から「業務規程の報道・防災について、「ニュース事象に関する様々な番組等やスポーツジャンル」とあり、広範囲の番組まで含むようにも見えます」ということでジャンルの範囲についてのお尋ねだと思います。こちらは業務規程の関連資料にお付けしましたが、番組関連情報を決める時は完全に放送番組の編集方針と対をなすようにしております。NHKが、テレビであれば総合、Eテレ、衛星で放送しているところについて、放送番組のジャンルを整理してその範囲において、編集方針を決めてございます。それと全く同じ区分を使って、この区分はくくっておりますので、「放送と同一の情報内容」「同一の価値」と申し上げているところですので、この区分けは完全に放送のジャンルの区分け、放送番組・ニュースの区分けと同じであり、報道的な要素があるとこちらに入れるというような話ではなくて、スポーツジャンルがそもそも「報道・防災」に入っていますので、調査についてはそれが入ったものでサービスが作られていますということで提示しているところでございます。その業務の幅、絶対量については先ほど構成員限りでお伝えしました通り、セグメントで見るとあの金額の中に入ることになっていて、それによって範囲が決まると、NHKとしての表現の選択肢を確保している状態で競争を見ながら範囲が決まるという形になっているものと承知してございます。

28ページ下、同じく教育についても、表現としては、ご指摘のように「様々な範囲が入りそうで、無制限に拡大しうる可能性があるように読める」とお書きでございます。その時に内容的に繋がりのある他の放送番組、必要的配信云々という書き方をしておりますので、これについてどういうふうに広がっていくのかわからないではないか、というご指摘だと思います。こちらについても同じく放送番組の編集方針と対をなす形で行っておりますので、ここで教育というのは教育ジャンルに入っている番組のことを指しています。ただ、サービスの実際のサイトを作るときには、先ほど落合構成員からご指摘がありご提示した各サイトにあるように、必要的配信である例えば見逃しと番組関連情報と、周知広報の一部がくっついて、初めてサイトは構成されます。これまでご指摘いただいたことも踏まえて、業務規程の中には、そういう組み合わせられたサービスのことについてはみ出して、そこまで書くようにという規定になってございますので、そこについて、番組関連情報だけを書くのではなく、こういう形で提供されるということを書かせていただいています。ルールはそれぞれ守らねばなりませんので、番組関連情報以外で出てくる周知広報で何かを使っているとすれば、それは先ほど申し上げている通

り、周知広報であればこの周知広報のための目的のものを関連するものとして、そのサイトと一緒にくっつけてあるというだけのことを指して、原則はそれぞれ必要的配信、番組関連情報、周知広報をきちんと守るということに変わりはありません。

29ページ。「8ページの表には個別番組ページ、ユニバーサルサービスの項目も記載されています」ということで、ここの番組関連情報はどのようなものかと書かれているものでございます。「いずれも①から⑥に該当するものでしょうか」と、要はご指摘いただいているように、ここ自体がいわゆる穴になっていて、広がるようなものではないかというものでございますが、①から⑥に含めて、このような番組関連情報があれば一緒に提示するものですが、提示するものはこの29ページ下においてある通りでございます。個別番組に付随している番組名や放送時間、出演者、各番組での情報内容についての、基本的な情報のみを指しています。ユニバーサルサービスについては、この視覚・聴覚障害者向け等のことを指しているものであって、これだけに限定しているものでございまして番組自体の基本的内容が理解できる、別のコンテンツを別の箇所を提供するようなことを考えているものをここで書いているものではございません。

30ページ。「競争評価プロセスについてどのような形で手順を正確におってきたのかということをご質問だと思っております。一番下にありますように実際の業務の開始まで時間があって検討項目がある中できちんと適合していると考えたのはどうしてか、というご質問だと思っております。回答としましては、業務規程全体がそのような書き方になってございますが、NHK総体のガバナンスといたしましては、執行部が持っている法的な番組審議会とか、或いは専門的な第三者機関、新聞協会、民放連も入っていただいた機関を活用して、法に適合する手続きをこうしたらいいのではないかと検討して各々で妥当な水準の評価を行ってそのプロセス全体を踏まえて、編集を預かる執行部で業務規程を作成して、経営委員会はその進め方で良いかという妥当性を見るという方針といたしました。まず、次のページに資料のある通り業務規程が適合すべき3つの要件に適合するプロセスを構築するというので、要件①②については、先ほど申しましたように放送番組の編成計画・投資計画と整合させるということで放送番組と一緒に決めると、「放送番組の編集上必要な資料で構成されるもの」ということを初めから、決めるプロセスから適用させることにいたしました。そのため、この番組関連情報の方針について、新規に放送番組審議会に諮問を行って答申を得ることで、クオリティの方で質の保障を定性的に行う形で進めることで、法定機関による「原案を可とする」

という答申が、妥当性ある根拠としているところでございます。要件③の競争については、有識者・メディア関係者から成る競争評価分科会を行って意見聴取を行いました。その際、すでにご提示している考え得るサービスについてアンケートを行い、独禁法事案等、市場の評価に行われる、評価で使われる経済コンサルティング会社にも分析をお願いし、この時点でサービス前という制限下においてはありますが、問題があるとは言えないという意見を得てございます。これらの意見を踏まえ、「妥当」であると判断して執行部でこの業務規程案を取りまとめて、経営委員会において審議していただいた形になります。経営委員会ではこの業務規程の記載内容が法に適合しているかという話とともに、問題があれば検知・改善できる仕組みを構築していること、市場調査と専門家・関係者の意見聴取を行っていて、一定の客観性と信頼性が担保された判断プロセスであることなどを評価するという妥当性検証を経て、最終的に議決して提出をしたということでございます。アンケートについて現時点、或いはそこで考えたという言い方を繰り返してございますけれど、下にございますように一応、通常サービスを評価していただく時に必要なものについては、それなりにお示しをしているというところだと思っております。もちろん現時点での限界の中で行われたものでありますが、コンセプトは示せていると思いますので、結果として競争上の問題の萌芽も観測されていないということです。現時点そこには問題が生じていないだろうということと、何より、問題があれば検知・改善する仕組みは先ほどからお示ししているように常に持つと考えてございますので、それをもって公正な競争の確保に適合する状態にあるだろうと考えている次第でございます。

最後に、飯塚構成員から「メディア多元性のことにつきまして、補完するアプローチもあるのではないか」ということで、ご意見ありがとうございます。NHKとしては経営計画でも示してございますが、例えばオリジネーター・プロファイルなど、新聞社や民放も参加するような、健全性・公益性を高める取り組みにも参加してございます。このようなことについては積極的に続けていきたいと思っております。

(3) 意見交換

①日本放送協会からのプレゼンテーションについての意見交換

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員代理】

誤受信防止措置はサブスクリプションにならず、フリーライドにもならないとNHKが

ら複数回説明がありました。違和感があります。受信料制度のもとで展開する以上、サブスクリプションサービスではないとの説明は理解しますが、フリーライド防止は次元が違う問題ではないかと思えます。前回の検証会議では、成原構成員からも、放送法は受信契約を義務づけているため、強めの誘導があってもいいのではないかと、とのご発言がありました。フリーライドを是認して拡大してきた、理解増進情報の反省のもとで番組関連情報という新たな制度ができた経緯を踏まえると、誤受信防止措置においては、フリーライドを防ぐ実効的な措置こそが重要だと考えます。

外部プラットフォームについて、周知広報で展開する場合、必要的配信と明確に差をつける必要があると資料3-2の4ページに記載があります。20ページには、試行的配信では例外の拡大がないと説明もあり、少しずつ明らかになってきた部分もあります。しかし、前回の会合で当委員会の齋藤委員長から質問した、どのような場合にどういったプラットフォームを使い、どんなコンテンツを配信するのかについてははまだ明確にお答えいただけていない部分があります。改めて具体的に説明いただければと思えます。

5ページには、従来のコストを大幅に上回ることは想定していないとの説明があり、構成員限りの取り扱いで2024年度の実施費用と比較可能な形式でお示しいただきました。必要的配信と任意的配信が分かれるなど全体像が複雑になっている中で、予算に関する全体像が見えにくくなっていると感じています。今後も引き続き予算に関する丁寧な説明を求めていきたいと思えます。

NHKの競争評価に関する調査はサービス開始前のものであって、実際にどのような影響をもたらすかわからない部分もあります。資料3-2の7ページの飯塚構成員の質問にもあるように、ローカルへの影響をどう見ていくかといった論点もあります。そうした観点からも検証できるよう、NHKには引き続き適切な調査の実施を求めます。

【落合構成員】

今回説明を追加していただくことで大分わかってきたところも出てきていると思っております。一方で、実際のサービス開始まで1年とは言いませんが相当程度期間があるタイミングでもあるので、おそらく多く検討中のところもまた、現実問題としてはあるのではないかと思います。現実的には一定の制約がある中で、ご回答いただいた内容だとは思いますが、それによって理解できるところは一定程度あったと思っております。

3点ほど伺います。1点目が誤受信防止措置の関係です。誤受信防止措置につい

ては、今回のご説明の中で追加して補足いただいたところもございましたが、前回もど
ういう形で具体的に画面遷移や、間違いが生じないような形、これは契約締結義務が発
生してしまうことについては国民ももしかするとご心配になられるかもしれないとこ
ろもございます。一方で、仮にその誤受信防止措置にもかかわらず、契約締結義務が発
生し、その後どういう形で撤回の余地があるのかどうかも、おそらく興味関心のところ
になるのではないかと思います。実際どういう状況でサービスに入ってくるのか、離脱
するのか、申しあげました通り、もちろんご説明できる範囲とできない範囲が時間的な
タイミングもあってあるとは思いますが、可能な範囲で補足していただければと思っ
ております。

第2点目、この特にローカルに関する部分の評価をどう行っていくかは、重要な論点
ではないかと思っております。もちろん国全体のということもございますが、私の方も
放送制度の検討会の親会に参加している中で、やはり特に民放ローカル局が業務を続け
ていける環境をつくれることは極めて大事ではないかと思っております。そういった中
で先ほどご説明いただいた中で、やはりどうしても全国単位に比べるとローカルの情報
を評価していくのは、なかなか既存の指標がなく難しいところもあると思っております。
こういった中で、こういった内容を評価するための情報として、どういうローカルの情
報を収集していくご予定か、また今後さらに検討されるところもあるとは思いますが、
今の時点でご説明いただけるのであればお願いしたいと思っております。

第3点目、データに関するところですが、今回のご説明というのはあくまで計画の段
階でのご説明であったと思っております。一方で、今後検証自体はどういう形で行っ
ていくかを想定すると、実際のサービス実施後になるのだらうと思えますけれど、この状
況を継続的に評価していくプロセスがあろうかと思っております。その中でNHKの必須
業務の開始は一つの大きな行動変容になる可能性もあるとは思いますが、もちろんそう
ではない可能性もあるとは思いますが。開始の直前の時点から、どういう形が変わってき
たのかを、実際には定点観測を続けていただくことが重要ではないかと思っております。
この点こういったところを測っていきたい、データを取っていくことをお考えになられ
ているか教えていただければと思いました。

【飯塚構成員】

簡単な質問で恐縮なのですが、二つあります。

1つ目、番組関連情報の配信業務の実施にかかる費用の規模で、業務規程には90億円と記されています。他方で、先ほどもご回答にもありましたが、大型スポーツ大会は、オリパラのみとご回答されており、オリパラの開催は2年に1度ですので、残りの1年間は90億円よりも少ない額が見積もられるという理解でよろしいでしょうか。

2つ目、業務規程の中では記載がない、もしくは含まれているのかもしれないのですが、解約手続きについては現行の解約手続きと同じなのか、あるいはオンラインですべて完結できる解約手続きとなるのか、どのような対応をされる予定かを教えていただければと思いました。利用者の立場からしますと解約手続きを分かりやすく説明するとともに、煩雑な手続きを避けることも重要ではないかと感じております。また、解約した後のアカウントの登録情報ですとか、視聴データの扱いについて、これらを破棄するのか、どのように対処する予定であるか、もし現状お考えあれば教えてください。

【日本放送協会 市川専任局長】

まず新聞協会メディア開発委員会の堀構成員代理のご質問でございます。誤受信防止措置については、フリーライドとサブスクリプションの話は位相が違うというご指摘の通りで、第2回での回答と、その後の回答は変えているつもりなのですが、ご指摘のように実効性あるフリーライドの抑止措置をやらなければならないのはその通りでございます。その話とサブスクリプションの話は別でございます。ただ全体としてNHKの、あるいは受信料制度をきちんと守っていくということで、ご指摘の通り誤受信防止措置においてはフリーライドを実効的にどう抑止するかということが大事だということをご指摘の通りだと思います。

外部プラットフォームに関しましては、限定性については、先ほど民放連のお話にもあり、基本で考えていることは大災害等で起き得ることについて対応し得るということ以上に現在限定はできてございません。それ以外についてはPR、周知広報と申し上げていることを越えてございませんが、そのルールについて厳格に守っていくことだと考えてございます。

次に予算のことでございます。一応今回セグメントで示すことと、これまでのインターネットの関連経費と比較して示すことで、一応ご理解を賜ったと思いますが、おっしゃる通り、NHKの予算は常にアカウンタブルでなければならないということはその通りでございますので、今後NHKの予算を提出しますが、その中でどのような説明資料でき

ちんとこのようなインターネットについて開示していくかは、常に必要なことでございますので、なるべく検証可能なようにお見せしていくことにしたいと思っております。

4つ目、ローカルの調査について、今回3000という少くない調査をしてございますが、この先一定のエリアについて例えば数を増やして行うとか、このエリアについてこういう特徴があるのでそこを見ってみるという形で、ローカルについて一定程度見ていく資格を得ること自体はしなければならぬと思っております、ぜひとも新聞協会、民放連も、それぞれの各地のどういうところの特徴をどう捉えるときちんと公正な競争が確保されているか、ぜひご意見賜りながら調査を進められればと思っております。以上が日本新聞協会メディア開発委員会の堀構成員代理へのお答えでございます。

続いて落合構成員のお話でございます。誤受信防止措置について様々な報道もありますけれども間違いがないようにしたい、とご心配いただいているのは事実でございます、技術的に様々な方法がございます。その中できちんと間違いのない形で広報もしていき、ご理解賜って進めていきたいということにとどめさせていただければと思っております。現状ではまだ検討中ということでご容赦いただければと思っております。

2つ目、ローカルの評価については先ほどの堀構成員代理のお話と一緒に、一定数増やしてみたり、その観点を増やすことで、きちんとローカルについては継続的に分析していきたい、と思っております。

3つ目、計画段階で今調査したということはその通りでございます、いわゆる調査でいうと来年10月をもって前後分析が可能になりますので、前後でどのような変化があったかについては、ご指摘のようにきちんと捉えて変化を見て、それがどのような状況であったかをご報告できる形にしたいと思っております。

飯塚構成員から、費用規模の90億のお話がありました。その時に他が変わらなければ、そこが増えて減ってということが、ジャパンコンソーシアム等の仕組みが続いていればそのような形になるだろうと想定されます、ということがお答えになります。

2つ目の解約について、その方がオンラインのみで新規に入られて、オンラインのみで離れる時にはいろいろ手続きが考えられますが、現状、世帯で契約をいただくということでございますので、その世帯において契約をしなければならぬという状況がなくなっただかを見させていただかないといけないというのは、やむを得ないところでございまして、手段として、もし本来契約しなくていい状態ができているのであれば、それをなるべくスムーズに行える方法をしたいと思っておりますが、単純にすべてオンライ

ンで済むかという、現在のテレビを持つかどうかということが受信料制度ではございますので、その確認は今のところは残るのではないかと考えてございます。

【成原構成員】

1点質問をさせていただきたいと思います。

NHKの資料3-2で、第2回の書面会議後に私がさせていただいた質問に対して回答いただいているところです。ご回答いただいたことによって、誤受信防止措置から利用者が受信を開始して契約締結に至るまでのフローをよく理解できました。これまで私が第1回および第2回の会議の際に質問させていただいたことは、主に受信開始後にどのように契約締結に向けてナッジ或いは誘導していくかという観点から質問を差し上げたのですけれども、今日はその受信を開始する前の段階についてお伺いしたいと思います。この受信開始前の段階が本来的な意味での誤受信防止措置のあり方が特に問題となる段階ということができるかと思うのですけれども、この段階の誤受信防止措置について具体的にどのような措置を考えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。具体的なイメージは資料にもイメージ図が描かれているかと思うのですけれども、要は受信を開始する前に特定必要的配信のサービスの趣旨について説明をした上で、ユーザーに確認、同意をしてもらう流れを念頭に置かれているのかと思います。最近一部のネットメディアからはNHKのこのような措置がダークパターンになっているのではないかと批判する記事も出ていたりするところです。こうした批判が妥当かどうかともかく、公共放送であるNHKにはダークパターンを使っているのではないかとこの疑念を招かないよう、慎重な配慮が求められるのではないかと思います。そこでお尋ねしたいのですけれども、こういった疑念を招かないためには、やはり視聴者、利用者の立場から見て、期待を裏切られたという思いを抱かせないことがやはり大事になってくると思います。要は、サービスを利用する前は無料で使えるかのように見えていたにもかかわらず、実際に使ってみたら受信契約を締結して受信料払わないといけなかった。そのような期待を裏切られたかのような印象を抱かせないというのがやはり大事になってくるのではないかと思います。既にNHKが想定されている視聴者、利用者への説明でも、受信契約が必要になるといったことは書かれていると思うのですけれども、よりわかりやすい形でその趣旨を説明することが期待されるのではないかと思います。このあたりについてお考えをお伺いできれば幸いです。

【日本放送協会 市川専任局長】

ほぼご指摘の通りでございます、NHKはもともと、今の制度もテレビもそうですけれども、受信料制度の理解をいただいておりますことにより成り立っていることはインターネットになっても変わらないことでございます。構成員がおっしゃったように期待を裏切らないように、こういう話にNHKはなっていると思っていたということを裏切ることはまさに信頼を損ねることでございます。それは先ほど増田構成員からもありましたが、インターネットで主に接している方々から見てのNHKはどのような自画像で、それはどういう説明或いはどういうアプローチをしないとお分かりいただいたことにならないということについて、我々が今まで通りの対応ではいけないことはその通りでございますので、それをどのように反映していくのか見せてくださいというご質問をいただいております、なかなか今ご提示できてない状態で申し訳ないのですが、そこを踏まえてぜひ対応して参りたいと思っております。そうしなければ、NHKを支えていただく受信料制度としては意味がないことですので、きちんと対応していきたいと思っております。

【(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員】

来年10月からNHKが必須業務として行うサービスがまだよくわからないところがあるので、業務規程も調査も限界があると感じております。やはりメディアの多元性の確保と公正競争の確保に、新たにNHKが始めるサービスが支障を及ぼさないかが一番の眼目だと思っております。そのためには、この番組関連情報の業務規程が、こうして何度も質問した原理原則に合っているかどうかをしっかりと確認することが肝要だと思っております。そのため第1回で民放連は業務規程から明確に読み取れなかったことを質問し、第2回においてNHKから文書で回答があり、それに対して追加の質問を出しました。業務規程を修正するかはともかくとして、よくわからない原理原則についてはこの検証会議の中でNHKから明確に言い切ってもらうことが大事だと思いき、同じことを何度も質問して、徐々に明らかになってきたと思っております。

NHKの回答では、第2回後の質問では4点お答えいただきました。1点目、外部プラットフォームを原則として利用しない。2点目、メディアの多元性と公正な競争の確保に支障を及ぼす過大な費用は計上しない。3点目、誤受信防止措置は、特にフリーライド防止について実効性のある措置を講じることを明言されました。大型スポーツ大会番組

関連情報は、オリンピック・パラリンピックに限定することをそれぞれ明確にしていただいたと思います。第1回の会合後でも、オリジナルコンテンツを配信しないという非常に重要なお答えをいただき、業務規程を補完するものだと考えています。今後検証が続くのですが、その際にはこれらが業務規程を補完するものとしてしっかり参照されなければいけないと思っており、検証会議の成果として大変重要であると考えています。

【宍戸議長】

今、民放連からおっしゃっていただいたことは、私も事柄の性質上当然であるだろうと思っております。この点一応念のため、今後の本会議としての議論に関わりますので、本日の会議では、参考資料1で民放連から追加意見でいただき、そしてそれについてNHKから資料3-2または口頭でのご説明含めて、今の4点について明確にお立場を表明されたものと私自身も受けとめておりますが、業務規程の中身としてNHKとして今のような理解で、この4点について間違いないということによろしいでしょうか。

【日本放送協会 市川専任局長】

はい。その通りです。結構でございます。

【宍戸議長】

この点は公開の場で議事録でも残ることもございますので、このことを前提に本会議としても競争評価を行うと同時に、以後のNHKにおけるサービス開始後の競争評価が行われるにあたって、注意すべき点としてポイントになることは、この場で私としても確認をさせていただいたつもりでおります。民放連として、今のような取り扱いでよろしいでしょうか。

【(一社)日本民間放送連盟 堀木構成員】

結構でございます。ありがとうございます。

②日本放送協会の業務規程の内容の放送法第20条の4第2項第3号への適合の評価

【宍戸議長】

「2 議事（3）意見交換」の後半に移らせていただきます。第1回、第2回、また第3回のここまでのご議論を踏まえ、私といたしましては、日本放送協会からご提出いただいた業務規程の内容、その内容の理解については、ここまでの議論において明確になってきた部分と、前提とすべき事柄が大分明らかになってきていると思いますが、改めてその業務規程の内容につきまして、放送法第20条の4第2項第3号の規定にあります、いわゆる公正な競争の確保の観点から、皆様のご意見をお伺いします。

【飯塚構成員】

これまでの質疑応答を踏まえ、今回届け出されたNHKの業務規程につきましては、一定の制約のもとで策定されたものではありませんけれども、おおむね放送法の規定に適合していると考えます。しかし、今後市場環境の変化や視聴動向の変化など、様々な外部要因をきっかけとして、必須業務の中身の見直しが必要になってくるのではないかと推測をいたします。今回議論されている番組関連情報配信サービスの内容やその費用の規模はNHKの必須業務全体の見直しの中で決まっていくものであると推測をいたしますけれども、インターネット配信は拡大する傾向にあると見られますし、従って、必要的配信の比率も高まっていくのではないかと推測されます。

実際イギリスのBBCではローカルのラジオ放送サービスを縮小して、デジタルのローカルのニュースの提供を拡大してきた経緯があり、これに対しては商業地方紙の存続を脅かすとして、業界団体のニュースメディア協会がBBCに見直しを迫ったという経緯があったかと承知をしております。BBCとしても限られた予算の中でどのサービスを優先的に提供していくのか、総合的に検討した結果として、従来型の放送サービスを縮小して配信業務を拡大する結論に至ったのではないかと推測をしています。そのためイギリスではローカルメディアの見直しに関する最新の報告書が先月末に発表されておりました。BBCによるオンラインローカルニュースの増加が、地域によってはローカルメディアへ影響を及ぼす可能性があるかもしれないと記されており、さらなる慎重な検討が必要であると指摘されています。また同時にこのような状況に対処するために、ローカルニュースの供給体制について、BBCとニュースメディア協会が協力する重要性が指摘されています。例えばローカルメディアが報道していないような公共セクターに関わるニュースはBBCが受け持つことや、報道対象とするローカルの公的機関の範囲の拡大、ロー

カル記者の数の拡大などが提案されているようです。このようなイギリスの事例は日本においても参考になるかもしれません。資料3-2のNHKの回答におきまして、すでにオリジネーター・プロファイルにおいては新聞社と民放と一緒に取り組んでいるとご説明がありましたけれども、こうした協力関係をローカルニュースの供給体制についても構築できると、ローカルメディアの多元性確保に資することができるのではないかと思います。

【落合構成員】

まず、今回の検証会議の趣旨からです。今回の検証会議の趣旨は先ほども民放連の堀木構成員もおっしゃられていましたが、NHKのインターネット配信必須業務化にあたって、やはり二元体制の堅持が重要であると言う点にあります。さらに言えば、新聞等も含めたメディアの関係も含めて、適切な競争評価を行うこともあります。その意味とするところは、市場における評価、またマスメディアの質という2点について適切な競争環境を維持した形で、NHKのインターネット配信業務を行っていくという目的のために議論していたとっております。その意味では、今回のNHKに議論をお願いしたいいろいろな項目は、あくまで競争、メディアの質の環境を測るためにお伺いしていました。前提がどこにあるのかは重要で、前提が異なってしまいますと、当然ながらその評価の結果は異なってしまうところがありますので、業務規程に特に書いていただいた内容を中心に、NHKにおいて、今の時点でどのようなことを計画されているのかを明らかにすることによって、前提としてどういう業務を念頭に事前の段階では計画審査を行ったのか、事後においては、それがどのように現実の社会において市場行動等に影響を与え、どういう変化が生じたのかを適切に対比できるようにしていくために前提を明らかにしようとする取り組みであったとっております。その意味では一つ申し上げたい点として、やはりこれ自体はNHKやその他のメディアも含めて、何を放送して良い、悪い、ということは一切触れるような類のものではないとっております。NHKも民放も当然ながら自律的、自主的な編集権限があり、それに関しては一切言及するものではなく、あくまで今回議論されていたのは、NHKの競争評価における前提事実を明らかにするための議論であったことを明確に述べておきたいと思っております。これは、今回の議論が何か心配になるようなことをもたらすものではないことを明確にしたいと、この機会に述べておくことが必要ではないかと感じておりました。

その上でNHKの業務規程の内容については、本日のご説明も含めてかなり明らかになってきた部分がありました。一方で新聞協会、民放連もご指摘されるように、まだわからないところもあるようには思っております。しかしながら、今の計画時点においてはやむを得ない部分もあると思っております。今後、計画を詰めていかれる中で、当然ながらNHKにおいてはそれを具体化されていき、その上で業務を開始されていくと思っております。実際に業務開始前に検証会議が開催されるのかどうかはわかりませんが、少なくとも業務開始後に検証会議はあるのだろうと思っております。その時に何をどういう形で、事前の段階では議論の前提になっていたかを明らかにして、事後に評価をする意味でも、今後業務規程で書かれている内容をどのように具体化されていったのかは重要です。ぜひ総務省においても今後明確にどういう形でNHKが準備していったのかはしっかりウォッチしていただければと思いますし、今後の事後的な検証会議においてもご報告いただける取り組みを進めていただきたいと思いますと思っております。それを前提に今の時点においてはできる範囲での業務規程の特定をしていただいていると思いますし、NHKが行われたプロセスにも大きな疑義が提起されるものでもなく、法に適合しないと言うものではないのだろうと思っております。

一方で、今後の取り組みとして、若干重要と思われる点を改めて申し上げておきたいと思っております。先ほどNHKにも直接ご質問させていただきましたが、やはりデータの収集はNHKにて適切に実施していただきたいと思いますと思っております。データの収集は実施していただけるということでありましたが、特に業務の開始前、開始後、この時点での情報の変化は、そのタイミングでなければ取れないように思います。また実際には、インターネット配信業務が行われたことによる最大の変化をとらえる部分になるかと思っておりますので、ぜひ開始前のタイミングから開始後の定点観測を念頭に入れてデータを整理しておいていただくように、NHKには取り組みをしていただきたいと思いますと思っております。

もう1点、契約締結義務の発生のタイミングについては、先ほど成原構成員もダークパターンという疑念を与えないようにと指摘もございましたが、やはり誤契約の防止措置は適切に整備することが大事だろうと思っております。これは消費者保護という意味で飯塚構成員もおっしゃられていたところがあったかと思いますが、そういった側面で重要であるだけでなく、NHKのインターネット配信業務に対して国民の理解を得るという意味でも重要だと思っております。さらに、フリーライド防止措置で民放連や新聞協会などで

もおっしゃっていただいている競争評価、適切に競争を行う意味でも二重に重要な点だと思いますので、ぜひしっかり取り組んでいただきたいと思います。

【成原構成員】

私もNHKが提出された業務規程はおおむね放送法の求める公正な競争の確保に適合しているのではないかと思います。もっとも、皆様ご指摘の通り実際のサービス展開前に策定されたこともあり、業務規程には不明確な部分や具体性が欠ける部分も少なからず含まれているように思います。その点については、本検証会議でのやりとりを通じて明らかになってきたところも少なからずあると思います。その点ではまさに、堀木構成員が先ほどおっしゃったように、本検証会議での議論の意義、検討の意義は大きかったのではないかと思います。具体的には、インターネットを始めとする情報空間における公正な競争やメディアの多元性の意義や、誤受信防止措置におけるフリーライド抑止の必要性、また、番組関連情報の配信についてNHKが透明性やアカウントビリティを高めるといったことが確認されたことは大きいのではないかと思います。先ほど中戸議長がおっしゃったように、こうした検証会議での議論やNHKの回答も含めて、議事録に残りますので、こうした議論の意義は大きいのかと思いますけれども、他方でこうした議論を可能であれば、業務規程等のNHKのルールやガバナンスに反映していくことが望ましいのかと思います。今からのプロセスを考えると、業務規程の修正は現段階では難しいのかもしれませんが、例えばそれを補完する文書をNHKに作成・公表していただくなどの対応の可能性も含めて検討していただくことも考えられるのではないかと思います。

また、メディア環境や関連する技術環境は非常に速いスピードで変化をしていますので、こうした変化の速さに鑑みますと、業務規程とそれに基づく番組関連情報配信業務のあり方を適宜見直していくことも求められるのではないかと思います。先ほど落合構成員もおっしゃったように、番組関連情報の配信業務の効果に関するデータをNHKや総務省が収集して分析することが求められると思いますけれども、そうしたデータをエビデンスとして活用して業務規程や番組関連情報配信業務の見直しにつなげていくことが期待されるのではないかと思います。

また、将来的に業務規程を見直す際には今回の検証会議の中で求められたメディアの多元性や公正な競争の意義、誤受信防止措置におけるフリーライド抑止のあり方、NHKの説明責任のあり方などについて、より詳しく業務規程に盛り込むことも検討してもよい

のではないかと思います。

【増田構成員】

私の方からは、まず業務規程について公正競争に適合していると考えております。その上で、周知広報の仕方について他のメディアとの公平性、公正競争の観点から懸念がいろいろ寄せられておりました。それを踏まえて、もう少し具体的な説明をどこかで付加できればいいのかと思いますが、業務規程の改正が難しいということであれば今の成原構成員からもご提案があったような何か別紙などがあるとよろしいと思いました。加えて受信契約への誘導についても受信機を所有している以上、すでに契約をしている他の国民との公平性という観点からも、やはり契約の義務があること、それから社会的な必要性、公共放送の必要性などについてしっかりと理解してもらい、それを明確にするようにどこかに書いていただくことが必要と思っております。先ほどダークパターンという言葉が出ましたが、そういうことを書いているにもかかわらず、やはりそういう誤情報も出てくる可能性もありますので、そういうことが払拭できるようにならないといけないと思いますので、公共放送の意義についてしっかりとアピールしていただきたいと思っております。

これは要望ですけれども、家庭教育とか福祉番組などについては、やはりNHKの特性が発揮できる分野だと思います。高齢者、障害者、それから家庭にいる人、なかなか情報が届きにくい情報弱者の方たちに、それぞれにどう情報が届くようにするか周知広報について工夫していただくことと、それから今回、私ども消費者を代表する立場のものが初めてNHKに意見をお伝えする場をいただいたことについては非常に感謝しております。そういう場を今後また設けていただくことができればと期待しております。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

民放事業者を代表する構成員の立場で参画をさせていただきまして、ありがとうございます。業務規程を補完する重要な意味を持つ回答がNHKから明確に示されたことも踏まえると、現時点でこの業務規程が放送法に適合しないという瑕疵や問題があるとは考えておりません。ただ皆様もご指摘になっている通り、来年10月から、どのようなサービスを行うのかはとても大事ですので、少なくとも始まった後には検証が必要だと思っております。

民放事業者の立場で言いますと、公正競争はメディアの多元性を確保するために必要なことだと思っています。一番大事なことはやはり地域ジャーナリズムをしっかり維持をすることだと思っていますので、NHKが間違っても一人勝ちしないことが大事です。NHKが地域ジャーナリズムを維持する立場でメディアの多元性の確保に積極的に貢献することが求められているのではないかと思います。そうした立場で民放連はこれまで意見を述べて参りました。繰り返しますが、業務規程に関しては現在、放送法に適合しないという問題点があるとは考えておりません。

【(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員代理】

業務規程についてNHKから説明をいただきました。番組関連情報について、資料3-2の16ページに具体的なサービス展開は現在検討中であると説明があります。現時点ではサービスの具体像がわからず、調査自体の評価も難しいため、現時点では競合サービスに対する影響はないと判断することは難しいと考えています。誤受信防止措置についても繰り返し説明を求めてきましたが、懸念はなお払拭されていません。NHKからは競争評価分科会を継続的に開催する意向が示されていますが、サービス開始までの期間も含め、引き続き総務省でも責任を持って検証できる環境を整えるよう求めます。

メディア開発委員会は、民放連と同じく、取材に基づく情報を日常的かつ恒常的に発信しているメディアが全国各地に複数存在している、メディアの多元性をとても重要だと考えています。NHKのネット展開や競争評価では、NHK自身も強調している「放送とネットは同一」との点が担保されることが重要だと考えています。その観点から、誤受信防止措置やプラットフォームでの具体的な展開は大きな関心事項です。検証会議の場で明らかにならなかった点もあります。全国の地方新聞社も含め、NHKのサービスがもたらす影響の推移を継続的に見定め、慎重に検証していきたいと考えています。

【宍戸議長】

構成員からご発言を伺いました。それでは皆様のご意見を私がどう受けとめたか意見を申し上げて、さらに構成員のお考えをお伺いしたいと思います。

改めて振り返ってみますと、第1回の資料1-2「日本放送協会の番組関連情報配信業務の競争評価について」で事務局において準備会合での整理をお示しいたき、それを検証会議の基本的な考え方として提示され、そしてその点についてはご了解いただき

出発点とさせていただいたところでございます。その5ページ、検証会議においては業務規程の内容等に基づき二つの観点から評価検証を行うものとされております。第1は「競争評価の手順」、「その根拠となる情報（エビデンス）」、「評価の結果等の妥当性」等について検討し、当該配信業務の実施による公正な競争への影響の有無（及び公正な競争の確保に支障が生じると考えられる場合における対応）等を検証することとさせていただきます。

第2に、特に当該配信業務が地域メディアを含む「メディアの多元性」に影響を及ぼしうる場合は、受け手である国民が多様な情報に触れられる状態にあり、また、民主主義において重要な価値を持つジャーナリズムを実践するメディア間の公正な競争が行われる環境を確保する観点から、検証を行うとされてきたところとさせていただきます。

そしてこれらの観点に基づき構成員からNHKに対して業務規程の内容、またそれ以外の実際の準備の状況、その前提となる手順等々について、多角的にまさに視聴者またメディアの多元性を確保する観点から、丁寧にご質問をいただき、NHKからも現時点で可能な範囲で丁寧なご回答をいただいたものと考えております。

これを踏まえ、私自身、構成員の多くが明示的におっしゃっていただきましたけれども、現時点においてその検証の手順をたどった結果として、提出されている業務規程の内容について放送法の規定に適合するものであると考えております。

それと同時に、業務規程のもとで具体的に実施されるサービスのイメージ、規程を補完するとの表現もこの場でございましたけれども、特に本日の民放連の参考資料1に明示されている4つの項目、この点は私も先ほどNHKに確認をさせていただきましたけれども、外部プラットフォームの利用に係る点、過大な費用を計上しない点、誤受信防止措置について実効性ある措置を講ずるとした点、オリンピック・パラリンピックに大型スポーツ大会番組関連情報を限定するという点について、この場で明示いただいたことは極めて重要であります。これらの点を含め、本会議で議論された点を踏まえて今後業務規程の内容を具体化し、サービスを設計し、来年10月にサービスを開始されるというプロセスにおいて、NHKが競争評価検証を今の観点、この場での議論のポイントを踏まえて、実効的に行っていただき、サービスの開始前、開始後の検証を具体的にさせていただくこと、それらを踏まえて、総務省において責任ある検証を行うことを要望したいと思います。これらは私の承知する限りでは、本会議において構成員からご発言いただいたことの公約数的な理解ではないかと思っております。

また、もともとの検証の観点でございますけれども、ローカル局、ローカルのメディアを含むメディアの多元性について、しっかり情報を取って検証していくこと。特にインターネット業務が拡大化していく傾向が外国の例でもあり得ることを踏まえて、そのようにならないよう十分に配慮していただくこと。また、ダークパターンというご指摘等もありましたけれども、誤受信防止措置について、消費者保護の観点からも気をつけるべきこと。何よりも受信料制度についての理解をきちんと広げていくこと。全体としてNHKの業務がここで検証する対象に限らず全体として、国民の知る権利に奉仕するメディアの多元性を損なうことなく、むしろメディアの多元性を促進・補強して促進していくものであるべきこと。これは今回の放送法改正の趣旨でもございましたので、これらについてはNHKの業務全体においてご注意くださいことになると思いますし、またこの点はこの検証を越えて総務省における放送政策、例えばNHKの予算についての大臣のご意見等々においても使える部分があれば考慮していただきたいと思います。

以上、ひとまず構成員のご意見を私なりに受けとめて、こういった方向でないかということを発表させていただきましたが、いかがでしょうか。私が申し上げた方向性について、ちょっとニュアンス違うとか、こういった点もあるのではないとか、漏れている点とかがあろうかと思しますので、何か追加でのご発言等あればいただきたいのですが、いかがでございましょうか。

【(一社) 日本民間放送連盟 堀木構成員】

まとめていただいたことに違和感はないのですが、この後の検証会議の取りまとめや、意見の集約、議長ペーパーなどが出てくるのが、気になっております。議長と事務局のお考えを教えていただければと思います。

【宍戸議長】

まず、それほど事務局とちゃんと詰めているわけではなく、今日ご意見を伺って見て、それで出たとこ勝負と思っていたところがありましたので、それについて私の発言をして、事務局も違う考えがあればご説明をいただき、それでまたこの場でご議論いただきたいと思っております。

そもそも、構成員のご意見が大きく結論において割れることがあれば当然いろいろなことを考えなければいけないので、こちらから事前に予めこうしたいということを申し

上げるのは僭越なので控えておりましたが、今の時点において先ほど私が申し上げたところで概ねこの検証会議としての方向性はご賛同、ご納得をいただけたものと思います。そうであるといえますと、ここから先、今私が申し上げた方向で検証会議として、例えば適合する、しないということであれば適合する、ただしこれらの点について注意すべきであるということ、この会議として取りまとめができて、この検証会議の意見として大臣からのお尋ねにお返しをすることが回答の仕方ではないかと現時点で考えております。その際、書き方として、個別のご意見を全部網羅するというのは少し違うのではないかと、議事録に書かれていることもあります。先ほど私が申し上げた点は、おおむねこの場で皆様のご意見は同じ方向を向いていると思いますので、それについては現時点において適合すると判断するが、しかしこういう点に注意をきちんとすべきである、NHKはこうすべきである、総務省はこうすべきであるという形で意見として取りまとめを提出をする。さらに、構成員ご自身がそれぞれ、一人一人の考えを一人一人の枠組みの中でご発言されました。それについてはしっかり議事録或いは参考資料でお付けする形で会議の意見をまとめられないか。そのために今日のご議論を踏まえて何らかのペーパーを事務局と私で用意し、第4回に至る過程の中で構成員のご意見を伺いながら練り上げて、第4回で案としてお示しし、さらにご議論いただくプロセスを踏んではいかがかと、現時点で考えております。このような進め方についても、ぜひ構成員から、ご質問、ご意見、ご発言をいただければと思うのですが、いかがでございましょうか。

【(一社)日本新聞協会メディア開発委員会 堀構成員代理】

1点、NHKは競争評価分科会を継続的に開催すると言っていますが、サービス開始前でも大きな問題が生じた場合、構成員から要望があった場合は、総務省の方でも検証できる環境づくりをなるべくしっかり整えていただきたいと要望させていただきます。

【細野外資規制審査官】

今のような進め方でご了承いただければ、そのようにまとめさせていただきます。基本的な方向性に加えて皆様からいただいたご意見を分類しコンパクトにまとめていくと理解をしております。

【穴戸議長】

本日時間の関係で、あるいは、もう一度よく考え直してみた時にこういうことが必要ではないかといったことがありましたら、構成員のご指摘の整理、そしてそれを踏まえての会議体としての意見のまとめ方を考える上で重要ですので、ご意見がある場合には、至急ご連絡をいただければと思います。

(6) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。